

平成26年9月定例会

# 浪江町議会会議録

平成26年9月 9日 開会

平成26年9月19日 閉会

浪 江 町 議 会

# 平成26年浪江町議会9月定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

## 第 1 号（9月9日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため出席した者の職氏名	4
開会の宣告	6
開議の宣告	6
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	7
行政報告	7
一般質問	20
紺野榮重君	20
佐々木勇治君	37
松田孝司君	47
平本佳司君	62
馬場 績君	76
散会の宣告	103

## 第 2 号（9月10日）

議事日程	105
出席議員	106
欠席議員	106
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	106
職務のため出席した者の職氏名	106
開議の宣告	108
議事日程の報告	108
請願・陳情の付託	108
認定第1号から報告第3号一括上程、説明	108
次回日程の報告	143
散会の宣告	144

### 第 3 号 (9月18日)

議事日程	1 4 5
出席議員	1 4 6
欠席議員	1 4 6
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 4 6
職務のため出席した者の職氏名	1 4 6
開議の宣告	1 4 8
議事日程の報告	1 4 8
認定第1号の質疑、討論、採決	1 4 8
認定第2号の質疑、討論、採決	1 7 5
議案第44号の質疑、討論、採決	1 7 6
議案第45号の質疑、討論、採決	1 7 6
議案第46号の質疑、討論、採決	1 8 1
議案第47号の質疑、討論、採決	1 8 2
延会について	1 8 3
延会の宣告	1 8 4

### 第 4 号 (9月19日)

議事日程	1 8 5
出席議員	1 8 7
欠席議員	1 8 7
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 8 7
職務のため出席した者の職氏名	1 8 7
開議の宣告	1 8 9
議事日程の報告	1 8 9
議案第48号の質疑、討論、採決	1 8 9
議案第49号の質疑、討論、採決	2 0 5
議案第50号の質疑、討論、採決	2 0 6
議案第51号の質疑、討論、採決	2 0 6
議案第52号の質疑、討論、採決	2 0 7
議案第53号の質疑、討論、採決	2 0 7
議案第54号の質疑、討論、採決	2 0 7
議案第55号の質疑、討論、採決	2 0 8
同意第1号の質疑、採決	2 0 8
報告第3号の質疑	2 1 0
請願・陳情審査報告	2 1 5
請願第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 1 5
陳情第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 1 6

陳情第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	2 1 7
発委第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	2 1 8
発議第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	2 2 1
発議第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	2 2 3
発議第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	2 2 4
発議第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	2 2 5
委員会の閉会中の継続審査又は調査について……………	2 2 6
町長あいさつ……………	2 2 6
閉会の宣告……………	2 2 7

浪江町告示第52号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、  
平成26年浪江町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成26年8月11日

浪江町長 馬場 有

- 1 期 日 平成26年9月9日（火） 午前9時
  
- 2 場 所 福島県二本松市北トロミ573番地  
浪江町役場二本松事務所

○ 応招・不応招議員

応招議員（15名）

1番	渡邊泰彦君	2番	佐々木勇治君
3番	鈴木幸治君	4番	吉田数博君
5番	平本佳司君	6番	松田孝司君
7番	山崎博文君	8番	若月芳則君
9番	佐々木恵寿君	10番	山本幸一郎君
11番	泉田重章君	12番	佐藤文子君
13番	紺野榮重君	14番	三瓶宝次君
15番	馬場績君		

不応招議員（0名）

9 月 定 例 町 議 会

( 第 1 号 )

平成26年浪江町議会9月定例会

議事日程（第1号）

平成26年9月9日（火曜日）午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問



出席議員（16名）

1番	渡邊泰彦君	2番	佐々木勇治君
3番	鈴木幸治君	4番	小黒敬三君
5番	平本佳司君	6番	松田孝司君
7番	山崎博文君	8番	若月芳則君
9番	佐々木恵寿君	10番	山本幸一郎君
11番	泉田重章君	12番	佐藤文子君
13番	紺野榮重君	14番	吉田数博君
15番	三瓶宝次君	16番	馬場績君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	馬場有君	副町長	檜野照行君
教育長	畠山熙一郎君	代表監査委員	山内清隆君
総務課長	佐藤良樹君	復興再生事務所長 兼帰町準備室長	山本邦一君
復興推進課長	宮口勝美君	町民税務課長	宮田良二君
産業・賠償対策課長	吉田公明君	ふるさと再生課長	岩野寿長君
復旧事業課長	中田喜久君	健康保険課長兼 津島支所長兼 津島診療所事務長	紺野則夫君
介護福祉課長	佐藤尚弘君	生活支援課長	大原教知君
津波被災地対策課長	安倍靖君	会計管理者 兼出納室長	大浦泰夫君
教育委員会 教育次長	鈴木貞孝君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局次長	岩野善一	次長	清水佳宗
-------	------	----	------

書

記

柴 野 早 苗

---

○議長（小黒敬三君） おはようございます。東日本大震災から、3年6カ月が過ぎようとしています。9月定例会に先立ち、地震、震災、津波により犠牲となられた方々はもちろん、長期にわたる避難により亡くなられた方々に対し、哀悼の意を込め、黙とうを捧げたいと思います。

ご起立ください。黙とう。

[黙とう]

○議長（小黒敬三君） ありがとうございます。ご着席ください。

---

#### ◎開会の宣告

○議長（小黒敬三君） ただいまの出席議員は16人であります。  
定足数に達しておりますので、平成26年9月浪江町議会定例会を開会いたします。

(午前 9時00分)

---

#### ◎開議の宣告

○議長（小黒敬三君） 直ちに本日の会議を開きます。

---

#### ◎議事日程の報告

○議長（小黒敬三君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（小黒敬三君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により議長において、14番、吉田数博君、15番、三瓶宝次君、16番、馬場績君を指名いたします。

---

#### ◎会期の決定

○議長（小黒敬三君） 日程第2、会期の決定を議題とします。  
お諮りします。今期定例会の会期は配付のとおり、本日より19日までの11日間としたいと思っております。これにご異議ございませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小黒敬三君） 異議なしと認めます。  
よって、会期は、本日から19日までの11日間といたします。  
会期中の会議についてお諮りいたします。9日、10日、18日、19日を本会議、11日、12日、16日を委員会等のため休会としたいと思

います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 異議なしと認めます。

よって、会期中の会議は、そのとおりに決定いたしました。

---

### ◎諸般の報告

○議長（小黒敬三君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、印刷してお手元に配付しておりますのでご了承願います。

---

### ◎行政報告

○議長（小黒敬三君） 日程第4、行政報告を行います。行政報告は町長からお願いします。

町長。

〔町長 馬場 有君登壇〕

○町長（馬場 有君） おはようございます。

平成26年浪江町議会9月定例会の開会に当たり行政報告を申し上げます。

東日本大震災原発事故の発生から早3年6カ月を迎えます。浪江町においては、現在でも県内外に全町民が避難を余儀なくされており、改めて仮設住宅、借り上げ住宅などで不自由な生活を強いられている町民の皆様に対し、心からお見舞いを申し上げます。町では全ての町民が一日でも早く生活を再建し、またふるさと浪江を再生させるべく、復興計画に基づいて復旧復興業務に取り組んでおりますが、そのような中、8月27日にローソン浪江町役場前店が町内初の小売店として再開いたしました。関係各位のご協力に感謝申し上げますとともに、今後は一時立ち入りする町民の皆様や復興業務に携わる方々の利便性向上と、ふるさと浪江の再生加速化に向けて大いにはずみがつくものと考えております。

さて、国政においては第2次安倍改造内閣が3日、発足しました。新内閣の発足に先立ち、安倍首相は、東日本大震災からの復興に全力を挙げるほか、経済再生と地方創生、安全保障法制の整備などに重点的に取り組むとしておりますが、閣僚の中に被災地選出議員がいないなど、国政の軸足が復興から経済優先に向いていることに危機感を抱いております。福島県においては、原発事故の収束及び廃炉作業に伴う抜本的な対策はいまだ示されず、また、中間貯蔵施設建設や汚染水対策への対応、避難者の生活支援、帰還に向けた環境整備など解決しなければならない課題が山積しております。新内閣

には集中復興期間の延長を含め、今後の復興の方向性を具体的に示すよう要求するとともに、これまで積み上げてきた懸案事項を一つ一つ解決し、復興の加速化に向けて最優先に取り組むよう強く訴えていきたいと考えております。

続きまして、町政の執行状況について報告させていただきます。

最初に、平成25年度決算について、ご報告いたします。

平成25年度は平成23年の東日本大震災及び原発事故から2年が過ぎ全町避難が長期化するなか、避難先での行政運営の拠点を二本松事務所におきながらも、復興拠点として浪江町役場で一部業務を開始いたしました。

町内での業務においては、区域再編に伴い、町民の立ち入りに対応するため、町内25カ所への仮設トイレ及び休憩施設「貴布祢」の設置、さらには町内防犯対策として検問所の設置、町内巡回パトロール事業、環境省の墓地除染事業に合せた倒壊墓石仮置き事業等を実施いたしました。

また、町内での事業以外にも、震災前から継続する行政サービス、決算には現れませんが、国直轄で開始された除染事業に係る同意業務の補助等にも取り組んできたところであります。

このように復旧・復興事業に係わる幅広い事業への取り組み、広域的な行政運営を行うにあたっては、国・県はもとより、多くの県外自治体による震災直後から続く人的支援や全国各地から、ふるさと納税制度等を利用して数多くの心温まる復旧・復興に対する支援があつてこそのものだと感じております。

このような状況のなか、一般会計の決算額についてですが、歳入決算額149億1,447万円、前年度比57.8%増。歳出決算額139億8,281万5,000円、前年度比61.7%増となり、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は、5億7,751万7,000円の黒字となりました。

歳入につきましては、復旧・復興事業に係わる主要財源として位置付けられる東日本大震災復興交付金のうち防災集団移転促進事業等6事業分が平成26年度事業分として平成25年度中に交付を受けたことが影響し、総額で54億6,175万2,000円の増加となりました。

歳出につきましては、平成26年度事業分として交付を受けた東日本大震災復興交付金を東日本大震災復興交付金基金へ積み立てたことによる積立金の増加、また墓地環境整備委託料や浪江町防犯業務委託料等の新規事業の増加で、総額で53億3,605万1,000円の増加となりました。

財政健全化判断比率である「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」

「実質公債費比率」「将来負担比率」の4指標につきましては、いずれも早期健全化基準以下となりましたが、特に実質公債費比率については、今後とも地方債発行の許可基準である18.0%以下を堅持していくため、引き続き地方債の適正な借入に留意する必要があると考えております。

また、9つの特別会計の歳入決算総額は92億9,780万7,000円、歳出決算総額は81億9,431万円となり、全ての特別会計で黒字決算となったところであります。

原発事故による全町避難以降当町の財政状況は特殊で不安定な状況にあると言えますが、今後も浪江町民の皆様のご期待に答えられるような施策を打ち出し、復旧・復興に向け邁進してまいりたいと思います。

次に、仮設防火水槽の設置について、ご報告いたします。

水道施設の安定した供給が確保されていない中、万一の火災に備え、仮設防火水槽の設置をいたします。設置場所は、消火水利の供給が不安定な箇所とし、高瀬の丈六公園など6カ所に設置いたします。防火水槽は組み立て式で、1カ所につき約40トンの水を貯水します。これは、一般的な住居が万一火災になった際の初期消火においても有効な水量であり、また、組み立て式であることから、設置場所の水道水利が確保された場合等には、解体・移動することで別の場所に再設置することも可能であります。この防火水槽の設置、常備消防との連携を強化することにより、これまで以上に町内の防火活動・消火活動を強化し、町の安全が確保される環境整備づくりに取り組んでいきたいと考えております。

防犯カメラの設置について、ご報告いたします。

平成26年2月に町内8カ所に防犯カメラを設置しましたが、本年8月より、町内の更なる防犯強化対策として、新たに22カ所にカメラを設置いたしました。今回設置したカメラは、前回設置したものと違い、様々な特徴があり、画像や音声はすべて帰町準備室内の監視モニターに転送記録され、24時間体制で監視することができます。このカメラを設置することにより、町内の防犯監視体制が強化され、町民の皆様がより安心できる環境を整えていきたいと考えております。

浪江町消防団の活動状況について、ご報告いたします。

本年6月7日に、郡山市ユラックス熱海において第67回福島県消防大会、7月27日には川内村村民体育センターにおいて第36回福島県消防協会双葉支部幹部大会が開催され、浪江町消防団・佐々木保彦団長はじめ幹部団員等が参加いたしました。福島県消防大会では

13名、双葉支部幹部大会では22名の団員が表彰され、消防団員として、長年の功績を讃えられました。

また、毎週日曜日には各分団による町内パトロールが継続して行われております。パトロールにより、町内の防犯防火に努め、より一層の安心できる町づくりに貢献できるよう、今後も継続してまいります。

次に、町内のまちづくりについて、ご報告いたします。

復興交付金事業により、浪江町内の土地に関する情報を一元管理する「地図情報システム」の整備を、12月の完成を目指して進めております。

このシステムにより、これまで担当課ごとに管理していた土地情報を各課で共有することができ、各復興事業の計画から実施まで更なるスピードアップが図られるものと考えております。

浪江町復興まちづくり計画においては、当面は国道6号と浪江町役場周辺を復興拠点の中心と位置付けておりますが、合わせて既存中心市街地の再生も進めることとしており、今回はその第一歩として、既存の、り災判定の結果などをまとめ、建物の被害状況の把握を進めております。今後、魅力的な中心市街地の形成に向け、本調査の結果や除染の状況、所有者の意向等を踏まえながら検討を進めてまいります。

今後は、これらを元に昨年度策定した浪江町復興まちづくり計画の実施に向けて、町全体の土地利用計画と、出来るところからその具体化、事業化に力を入れることにより、復興が見える形にしてまいります。

町内の公営住宅整備について、ご報告いたします。

浪江町内での居住環境の確保に向け、新たな公営住宅の整備を進めております。

浪江町の避難指示が解除となった場合でも、地震・津波による被害や、長期避難に伴う自宅の荒廃等により、自宅への居住が困難となる場合が想定されます。

そこで、自宅への居住が困難な場合であっても浪江町内に居住することができるよう、新たに公営住宅を整備いたします。8月に実施した住民意向調査により、町内に整備する公営住宅の需要を把握し、整備戸数や住宅タイプを決定してまいります。

整備場所については、津波の被害を受けた方々の防災集団移転先候補地や浪江町復興まちづくり計画に示した候補地の中から選定し、避難指示解除の想定時期である平成29年3月までの完成を目指して整備を進めてまいります。

住民意向調査について、ご報告いたします。

8月に5回目の町民アンケートとなる、住民意向調査を復興庁・福島県・浪江町の共催で実施いたしました。調査の目的は「町外の復興公営住宅の必要戸数の把握」、「町内の公営住宅の必要戸数の把握」、「町内外の支援施策」に反映することです。調査対象者について、現在の世帯の代表者に対し回答をお願いいたしました。震災前の世帯数は7,671でありましたが、世帯が分かれて避難生活を送っている状況から、対象世帯数は9,749世帯となりました。アンケートの回答状況ですが、回収数は5,774世帯、回収率は59.2%となっております。参考までに昨年の回収率は63.6%となっております。結果については、9月下旬を目途に復興庁より速報データが公表予定となっております。その結果を基に、県及び受け入れ市町村との協議を進めてまいります。

復興公営住宅整備について、ご報告いたします。

復興公営住宅第一期529戸の募集が4月から5月にかけて実施され、申込みが募集を上まわった住宅について7月中旬に抽選会が行われ、その結果が申込者に通知されました。今後、入居資格確認のうえ入居が決定することとなっております。

また、申込者が募集戸数に満たなかった住宅については、7月に再募集が行われました。それでも募集に満たなかったため、この9月に再々募集が入居対象町村を拡大して実施されております。

第二期募集につきましては、244戸を10月から11月にかけて募集予定としておりますが、県では、第二期募集予定の復興公営住宅で入札不調などがあったことから、募集戸数について全体数を調整している状況となっております。その中で浪江町民が対象となる住宅は、いわき市12戸、福島市58戸、郡山市40戸となっております。県の整備計画の全体戸数4,890戸に対し募集開始戸数が伸びない状況ではありますが、仮設住宅の一刻も早い解消や生活の安定のため、県に対し住宅整備の促進を強く求めてまいります。

公営住宅整備に関する協定に基づく復興公営住宅の整備状況について、ご報告いたします。

本宮市につきましては、浪江町分として56戸を整備することになっております。本宮市からは、入居募集について、できるかぎり早い時期に実施したいとの話をいただいておりますので、協議を進めてまいります。

桑折町につきましては、現在、2階建て戸建て25戸の整備が進められており、本年度中には入居開始となる予定となっております。また、県代行事業で39戸の追加整備の計画が進められております。



「福島県原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業」、「福島避難解除等区域生活環境整備事業」について、ご報告いたします。

昨年度より、立ち入りされた町民の利便性や安全の確保、町内の防犯・防災について、また公共施設の機能回復のため「福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業」及び「福島避難解除等区域生活環境整備事業」により対策を講じてまいりました。

これまでも当事業を積極的に活用し、町内へ立ち入りされた方への安心・安全を確保するべく、防犯対策や町内の公共施設の機能回復を進めておりますが、今後は、帰還困難区域での道路沿いの草刈りによる環境整備、常磐自動車道開通に伴う更なる防犯体制の強化、高瀬農業集落排水処理場の機能回復などを当該事業で進めることを予定しており、浪江町の復旧・復興のさらなる加速化を図りたいと考えております。

B-1 グランプリについて、ご報告いたします。

B-1 グランプリ in 郡山についてですが、今年の大会は、「ご当地グルメでまちおこしの祭典 B-1 グランプリ in 郡山」～東北・福島応援特別大会～として、10月18日・19日に郡山市街地の3つのエリアに会場を分け開催されます。

これまでに、大会運営のため多くの町内企業や震災後浪江町に支援を頂いている企業から広告協賛を頂いたところです。また“ふるさと納税制度”を活用し町民の方々へB-1 グランプリへの運営補助の寄附金を募ったところ、8月末現在で、174件で277万円の寄附申込みをいただいたところでもあります。

さらに、大会の運営については、全国から来場される方へのおもてなし事業、また情報発信事業を積極的に進めることとしており、町としても仮設住宅の手芸サークルのご協力を得て、仮設トイレへの花飾りの装飾をはじめ、浪江小学校では参加団体への応援のぼり旗作成など準備を進めているとことです。

さらには、B-1 グランプリの併設イベントとして開催される、「郡山の農業・観光物産展」において、大堀相馬焼の販売やトルコギキョウ実証試験の報告など、被災地で頑張っている姿を情報発信できるよう、出展調整を行っているところでもあります。

ふたばワールド2014 in かわうちについて、ご報告いたします。

昨年から復活した、ふたばワールドについて、今年は川内村を会場に9月28日に開催いたします。“一緒に創ろう…ふたばの明日！”をコンセプトに双葉8町村が協力して地域の元気を発信します。浪江町からは「相馬流山保存会」「大堀相馬焼」などを出展する予定となっております。

タブレット端末整備事業について、ご報告いたします。

前回報告のとおり、多数の町民が参加したワークショップ会議の内容をできうるかぎり盛り込んだ内容の仕様書として、タブレットのアプリケーション開発者を公募型プロポーザル方式で選定いたしました。さらに経費を効果的に執行するため、通信業者と運業者をそれぞれ競争入札に付していきます。11月より試行的に配布をし、そのモニタリングの結果を参考に改良を加え、本格配布、実施に向けて努力し、町民の絆維持を図ってまいります。

次に、浪江町内での事業活動状況について、ご報告いたします。

7月2日にガソリンスタンドの渡辺商店、8月27日には町内で初の小売業となるローソン浪江町役場前店が相次いで再開したことにより、町内で再開した事業者は13事業者17事業所となりました。ローソンの再開にあたり、前日にはオープニングセレモニーを執り行い、浜田復興大臣や村田福島県副知事には再開にあたってのご祝辞のほか、当町の復興への激励をいただき、さらにはローソン本社の常務執行役員や震災前の店舗オーナーのご列席のもと、私も参加させていただいたなかで再開の喜びを分かち合いました。オープン後に、町内で活動をする方々から便利になって良かったというお声を多くいただいているところで、引き続き、町内の利便性向上のため、様々な業種の事業再開を進めてまいります。

トルコギキョウの出荷について、ご報告いたします。

8月6日、幾世橋地区で栽培されたトルコギキョウが、東京大田市場に出荷されました。町内で栽培された農作物が同市場へ出荷されたのは、震災後初のことで、3年5カ月ぶりとなります。酒田地区での水稻実証栽培同様、ふるさとの再生に向けた大きな第一歩となりました。トルコギキョウの花言葉は、「希望」であります。また、花の名前も“ふるさとに帰る”「帰郷（ききょう）」にかかり、浪江の復興、ふるさとの再生にふさわしいものとなっております。今後も町民の皆様にご希望を賜われる取り組みを、より一層進めてまいりたいと考えております。

浪江町ADR集団申立てについて、ご報告いたします。

原子力損害賠償紛争解決センター（ADRセンター）の仲介委員より提示された「和解案」に対し、町は正式に受諾をいたしました。東京電力は実質的に全てを拒否する回答を公表しました。この東京電力の回答は、自らが策定した「新・総合特別事業計画」における「和解仲介案の尊重」の誓いに反しており、著しく不当であることから、すぐさま抗議のコメントを公表いたしました。浪江町支援弁護団も声明を発表するとともに、ADRセンターから東京電力

に対し、「和解案」の内容を説明し、すべて受諾するよう強く説得することを求める上申書を提出いたしました。去る7月24日には、私と議会議長、行政区長、自治会長、意見陳述者の24名が町民の代表として、文部科学省、経済産業省、東京電力を訪問し、厳重な抗議と、改めて東京電力が受諾することを強く求める、「要求活動」を実施いたしました。このような中、ADRセンターの総括委員会より所見が公表され、東京電力を厳しく批判し、強く再考を求めています。また、同センターの仲介委員からは、東京電力に対し、和解案の趣旨を再度説明する「和解案提示理由補充書」が提示されました。その補充書には、仲介委員が町民の現状をよく理解し、真摯に検討のうえで、「和解案」を提示したことが丁寧に説明されており、また、集団的和解の必要性も説明され、速やかに和解案を受諾するよう強く求めています。町といたしましては、和解成立に向けて、今後もADRセンター及び東京電力の動きを見極め、対応を強化してまいります。

次に、浪江町内の除染等の進捗状況について、ご報告いたします。

酒田行政区における除染の進捗状況でございますが、8月下旬に除染工事が終了し、現在は、不動産所有者の皆様へ除染の結果報告を行っております。

次に、高瀬行政区の進捗状況でございますが、仮置場の造成工事が8月末で終了し、除染廃棄物の搬入が開始され、並行して大型施設、生活圏の山林、宅地等の除染を実施しております。

次に、立野下行政区の進捗状況でございますが、現在、仮置場の造成を行っております。8月中旬には一部、仮置場への受け入れが可能となり除染廃棄物の搬入が開始され、並行して生活圏の山林、宅地等の除染を実施しております。

次に、帰還困難区域の除染モデル事業についてでございますが、赤宇木地区エリア、大堀地区エリア、井手地区エリアの全ての除染が終了しており、環境省からそれぞれの箇所における除染前と除染後の空間線量を比較した低減率の報告があり、各エリアの低減率は、赤宇木地区エリアが14%～55%、大堀地区エリアが22%～71%、井手地区エリアが16%～55%でした。しかしながら、除染後の線量が低い所でも3  $\mu$ Sv/h程度であることから、その結果等も踏まえて、今後の帰還困難区域の除染への対応を国に強く求めてまいります。

次に、除染の同意取得についてでございますが、9月上旬より川添北、上ノ原、川添南、田尻、小野田、谷津田、立野上、立野中、加倉、苧宿行政区の順で同意取得に関する説明方法の意向確認の書類の発送をしております。

次に、本格除染の発注状況でございますが、『幾世橋3行政区』及び『藤橋行政区』並びに『北棚塩行政区』の本格除染の施工業者が8月29日に安藤・間、戸田建設、不動テトラ、浅沼組、岩田地崎建設JVに決定しましたので、今後、関係区長さんと相談しながら、環境省と一体となり丁寧に進めてまいります。

最後に、仮置場の確保状況でございますが、現在、西台行政区に設置予定の仮置場について、仮置場の確保に向け用地借用の契約交渉を行っております。まだ確保されていない行政区につきましても、引き続き仮置場の確保に向け関係行政区長さんと相談しながら進めてまいります。今後とも、対象住民の皆様へ丁寧な説明をし、「仮置場の確保」及び「除染作業」へのご理解、ご協力をお願いしたいと考えております。

震災ガレキ処理等の進捗状況について、ご報告いたします。

危険家屋の解体・撤去の現在の状況でございますが、危険家屋8棟の解体・撤去の施工業者が決定し、所有者の立会いをいただきながら工事を進めております。今後も優先的に危険家屋の解体・撤去を進めてまいります。

また、7月15日より環境省による被災家屋等の解体申請の受付センターが浪江町役場二本松事務所敷地内東側に開設され、受付が開始されたところでございます。

次に、津波被災地の面的な災害廃棄物の選別、収集、運搬業務の進捗状況でございますが、7月中旬から請戸小学校及びマリナーパークなみえ内に集積されている残りの廃棄物の選別に着手いたしました。また、8月上旬には、請戸・中浜共同墓地の墓石、墓誌の集積及び整理が終了いたしました。ガレキは単なる災害廃棄物ではなく、津波の被害に遭われた皆様の思いが詰まっている大事な物でございます。津波被害に遭われた皆様の気持ちになって丁寧に作業を行っており、作業の中で見つかった写真やご位牌等の思い出の品については、双葉ギフト店舗を借用し、8月より「思い出の品の展示場」を開設し、一人でも多くの所有者に引き渡しできるよう取り組んでおります。

次に、災害廃棄物仮置場の造成工事の進捗状況でございますが、施工業者が決定し、現在、除草及び造成工事に着手いたしました。10月以降には、「不燃物」及び「粗大ごみ」の仮置場への受け入れが可能となる予定ですので、事前に町民の皆様にご広報等で周知を行って参ります。

最後に、仮設焼却処理施設整備についてでございますが、7月31日に「日立造船、安藤・間、神戸製鋼所JV」に施工業者が決定し、

現在、工事施工に向け準備中でございますが、準備が整い次第工事に着手いたします。

次に、津波被災地域の復興事業について、ご報告いたします。

津波被災者の生活再建のため行っております「防災集団移転促進事業」につきましては、現在、移転元の土地買取りのため、権利関係の整理等を行っております。また、復興まちづくり計画に示された町内3カ所の「集団移転先候補地」につきましては、対象約600世帯へ、移転意向確認のため、2回目の意向調査を行い、現在集計作業を行っております。今後、集計結果を基に、具体的な整備計画の検討を行ってまいります。

町営大平山霊園の整備につきましては、工事に必要な資機材の調達が困難な状況が続いており、やむなく工事の工期を10月末まで延長したところであります。現在、整備工事を急ぐとともに、354区画の抽選を終え、墓地の改葬手続き等を行っていただいているところであります。

次に、災害復旧事業について、ご報告いたします。

町道災害復旧工事は、避難指示解除準備区域及び居住制限区域において9カ所の災害査定が終了いたしました。今年度は、5カ所について工事を発注する予定であります。さらに道路災害1カ所、橋梁災害2カ所について災害査定を受ける予定であります。

上水道につきましては、平成26年8月31日現在で津波被災地を除いた地域の27.6%の復旧が終了しております。

公共下水道につきましては、今年6月に災害査定が終了し、現在復旧工事発注の準備をしている段階です。浪江浄化センターは平成27年度に復旧工事を完了する予定です。また、幾世橋地区の管渠を今年度復旧の予定であります。

次に、応急仮設診療所の利用状況について、ご報告いたします。

本庁舎内には、平成25年5月から応急仮設診療所を開設しておりますが、8月22日現在、救急搬送による5人（うち本年度2人）を含めて延べ136人（うち本年度75人）の方が、ここで受診をしております。

先日は、一時帰宅の方が草刈り中に蜂に刺されるという事故が発生いたしました。応急仮設診療所における応急処置により事なきを得るなど、一時帰宅者等の安心・安全の確保に重要な役割を果たしております。

医療費助成の状況について、ご報告いたします。

加入している医療保険が、東日本大震災に伴う医療費の免除措置を取りやめたことにより、医療費の免除を受けられなくなった方に

対しては、本年度から、町独自で医療費の助成を行っております。平成26年7月末現在では、111世帯を助成対象として登録しており、このうち延べ60世帯、270件に関し、118万2,000円の医療費助成を行っております。

次に、災害関連死について、ご報告いたします。

災害関連死につきましては、現在、双葉地方災害弔慰金審査委員会において、関連死の可否について審査をお願いしているところでありまして、8月25日現在、申出受理件数が440件、うち審査件数が421件、うち認定件数が336件であります。

津波被災者見舞金について、ご報告いたします。

今回、津波被災者見舞金として7月から各世帯へ20万円を支給いたしており、8月25日現在で607件を支給しております。

臨時福祉給付金について、ご報告いたします。

この事業は平成26年4月の消費税率の引き上げに際し、所得の低い方々や子育て世帯への負担を緩和する目的で支給されるもので7月中旬から順次受付を開始、8月上旬から支給をしているところで、8月28日現在の支給件数は677件であります。

次に、義援金について、ご報告いたします。

去る7月23日、国及び県より第2次義援金の追加配分がありました。町民の皆様への配分につきましては、国の分が8,600円、県分が3,400円で1人当たり1万2,000円となります。支給につきましては9月中旬より順次振込を開始する予定となっております。

次に、町民交流事業について、ご報告いたします。

県外に避難されている町民の再会の場として、8月28日木曜日、新潟県新潟市の食育・花育センターを会場に新潟県に避難している町民を対象とした交流会を開催し、参加者同士の絆を深めることができました。交流会では、町からの現状報告とともに、国道114号線沿いの津島から浪江までの最近の風景や震災前の町内でのイベント等の写真をパネル展示し、町の様子を見ていただきました。また、この交流会には、群馬県在住の復興支援員3名も参加し、避難されている町民の方々と意見交換することが出来ました。

今後につきましては、11月29日土曜日に東京国際フォーラムにおいて東京、千葉、埼玉、神奈川県等に避難している町民を対象とした交流会の開催を予定しており、この交流会にも、復興支援員11名が参加予定となっております。

次に、1府9県に配置した復興支援員による活動状況であります。それぞれの拠点から近隣の都道府県に避難している町民の訪問活動を中心に、集まる場づくり、各地域に合わせた情報発信、また、

先ほど申しました交流会への参加等、町民一人ひとりに寄り添った支援を行っております。

応急仮設住宅の入居状況について、ご報告いたします。

8月末現在、建設戸数2,893戸に対して入居戸数が2,126戸、入居人数は3,974人、入居率は73.5%となっております。

また、県内の特例借上げ住宅の状況につきましては、会津地方が110戸274人、中通り地方が2,117戸4,515人、浜通り地方が1,317戸2,493人、合計3,544戸7,282人となっております。

平成26年5月28日に東日本大震災に係る応急仮設住宅の供与期間が、平成28年3月31日まで延長なることが決定されました。この決定により、建設型応急仮設住宅においては、7月上旬から9月末まで福島県において点検が進められており、修繕が必要な箇所については随時作業に入ることとなります。また、借上げ住宅においても、平成27年4月1日からの再契約に向け、今後事務が進められることとなります。

避難指示区域への立ち入りについて、ご報告いたします。

8月21日現在、浪江町通行証9,328件、車や同乗者の変更892件、浪江町臨時通行証4,326件を発行しております。

また、8月15日から17日の3日間のバス立入りにつきましては、50世帯69名から申込みがあり、実績は41世帯56名の立入りとなっております。

なお、10月1日から6カ月間有効となる浪江町通行証は、9月19日から発送を予定しております。

更に、公益立入りは、4月849件、5月455件、6月528件、7月530件、8月473件の実績となっております。

次に、教育行政について、ご報告いたします。

学校教育関連事業では、7月中旬から8月上旬にかけて各小中学校で児童・生徒、保護者、教職員の参加のもと集いを開催しております。大堀小が7月19日に「パレスいわや」において89名の参加者のもと実施、また、津島小・中学校合同の集いは7月19～20日「フォレストパークあだたら」で57名の参加者で開催しております、さらに8月2～3日には請戸小が「ヴィラ・イナワシロ」で90名の参加者、幾世橋小学校も「安達太良高原リゾート」で25名の参加者のもとそれぞれ開催しております。久しぶりの再会に参加者全員の笑顔が見られ楽しい時間を過ごすことが出来ました。

7月27日には国指定無形文化財である相馬野馬追祭りの一環である相馬流れ山踊り伝承公開が行われ、浪江町相馬流れ山踊り保存会が総勢83名で平成20年度以来6年ぶりに出場をいたしました。久し

ぶりの出場と避難により練習時間が取れない中で全員が一丸となり復興を願いながらの踊りを披露いたしました。

次に、生涯学習関連事業では、町長杯ゲートボール大会を6月26日に二本松市郭内屋内ゲートボール場で開催したところ、県内から21名の参加がありました。大会には津島地区出身者の二本松市民の方々も応援に駆けつけてくださり、楽しい雰囲気での終始し、「カモメ」チームが町長杯を獲得し終了しました。

双葉郡8町村が古里の名誉を懸けて戦いを繰り広げた町村対抗交流野球大会が7月27日、檜葉町ならば球場で開催され決勝戦での追い上げ虚しく準優勝となりました。8月3日には第67回福島県総合体育大会県民スポーツ相双地域大会が開催されて相馬光陽ソフトボール場での壮年ソフトボール競技に参加し、前半のリードを守り切れず初戦で惜敗いたしました。また、11月の第26回市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会を控え、少しでも上位を目指すため8月2日から3日にかけて選手、駅伝スタッフ及び応援する会のメンバーの総勢33名が参加し、鏡石町宮鳥見山陸上競技場で強化合宿と駅伝コースを試走し現地の感触を再確認したところであります。

次に子育て支援関連事業では、4月から消費税率が8%に引き上げられたことに伴う子育て世帯への影響を緩和し、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から臨時的な給付措置として支給される、子育て世帯臨時特例給付金の申請受け付けを行っております。児童手当受給者1,200人に案内を送付し、申請期間は平成26年8月4日から12月26日までとなっております。

以上、6月定例会以降、現在までの取り組みについて報告いたしました。

なお、今期定例会にご提案申し上げる案件は、決算の認定案件が2件、条例の一部改正案件が2件、工事委託に関する基本協定及び物品購入契約案件が2件、平成26年度の補正予算案件が8件、特別功労者の同意を求める案件が1件、経営状況報告案件が1件であります。

詳細については、提案の都度ご説明申し上げますので、よろしくご審議、ご承認いただきますようお願い申し上げます、行政報告とさせていただきます。

---

○議長（小黒敬三君） 暫時休議いたします。

（午前 9時48分）

---

○議長（小黒敬三君） 再開いたします。



(午前 9時49分)

○議長（小黒敬三君） 町長。

○町長（馬場 有君） ただいまの行政報告の中で、3ページの一番下から2行目の「第63回」のところを36回と読みました。これはやはりここに書いてあるとおり63回であります。

それから7ページの一番下に「浜田復興副大臣」のところを浜田復興大臣とお読みしましたが、副大臣のこの通りでありますのでご訂正をお願いいたします。

○議長（小黒敬三君） 以上で行政報告を終わります。

### ◎一般質問

○議長（小黒敬三君） 日程第5、一般質問を行います。

一般質問は、一問一答方式については、質問、答弁合わせて60分となります。一括方式には、慣例により質問の時間は30分、再質問10分、再々質問が10分以内となっております。質問は質問席で行います。また、通告された一般質問の中で、同一内容と思われる事項が2人以上の議員から出されておりますが、議事整理上、また円滑な議会運営をするため、後順位者が、先順位者の質問に対する執行部の答弁で了解した時には、その件については撤回するか、または不足分の答弁を求めることをご協力をお願いいたします。

一般質問は通告順に質問を許します。質問、答弁とも簡潔にお願いいたします。

### ◇紺野 榮重君

○議長（小黒敬三君） 13番、紺野榮重君の質問を許可いたします。  
13番。

[13番 紺野榮重君登壇]

○13番（紺野榮重君） 13番、紺野榮重でございます。議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。質問は、一括質問方式でございます。質問項目は先ほど提出してあるとおりで、地域将来像の件、浪江町の防犯防火の件、風評被害と粉じん対策の件、住まいの再建・インフラ整備の件、いこいの村なみえの件、広島市土砂災害の件でございます。よろしくをお願いいたします。

東日本大震災、原発事故発生をして3年6カ月の月日が流れました。町長は事故発生から3年「緊急復興期」を終え「復興実現期」に入った。復興を目に見える形にすることを重点に今年度から復興が見える形にしていきたいということでした。本格除染も酒田地区、

高瀬地区、立野下地区と除染がはじまっております。今までと違って、町に帰ってもあちこちと作業の車、作業員と出会い、非常に復旧・復興に走り出してきたかと感じます。また役場には復興に携わる一室、3課の職員60名以上が常駐されており、非常に心強いかぎりであります。職員の方々におかれては、南相馬市から通勤されておられる方、遠方から通勤なされておられる方、それぞれに心からご苦労様でございます。8月27日、6号線沿いにローソンなみえ店が再開されました。一時帰宅、復旧復興に携わっている作業員にとって、非常にありがたいコンビニであります。町長の挨拶のように、他の事業所再興にも拍車がかかってほしいと思います。

東北の復旧、復興の状況は、岩手、宮城両県は復興途上にあるが、福島県は、いまだ復旧の段階であると自民、公明「復興加速化のための第4次提言」に記載されております。何とかみんなで目に見える形の復興に頑張っていきたいと思っております。

「復興」とは、地域に生きる人々が、日常的に「自立して生きていき、希望を持つこと。」である。我々全国から応援を頂き、また今日に至るまで、多くの方々、見知らぬ方にも応援していただいて今日があるわけであります。このことに報いるためにも町、町民それぞれが自立を目指していかなければならないと思っております。そして浪江町の自然を取り戻し、復旧、復興していこうではありませんか。そのためには、我々も町民に分かりやすく丁寧な情報の提供と、浪江町の目標を示していかななくてはならないと思っております。

双葉郡は一緒との合言葉も、最近では復興予算をいかに我が町村に、自分の町の復興計画をいかに実現していくかという考えが変わってきているような気がいたします。川内、広野、楢葉に復興事業が偏ってきているのではないかと、浪江町が遅れをとってしまうような気がいたします。そんな観点から質問させていただきます。

1 地域将来像の件でありますけれども、自民党、公明党の第4次提言の中で、驚いたのは帰還困難区域にあっても、「5年後には住める町づくり」を目指し、「協働作業」により取り組むことが重要であると発表されました。この事は、大熊町が帰還困難区域であっても、大川原地区に町内復興拠点を設け「5年後には住める町づくり」を目指すことと云うことと思っております。わが浪江町でも津島の羽附、町前等は線量が割と低いところだと思っております。復興拠点を設けて、帰還困難区域であっても「5年後に住めるまちづくり」を目指していくべきだと思っておりますが、町長はどのように考えられるかお伺いいたします。

除染の件で「国の方針」が場の線量ではなく、実際の個人線量

を重視するという方向に変わってきてそうですが、町としてはどのように受け止めているのかお伺いいたします。

中間貯蔵施設の用地確保も大分、煮詰まって交付金の額も30年で3,010億円（立地2町850億円）の額が報道されましたが、隣接町村としても、迷惑施設なわけで、中間貯蔵施設が最終処分場にならないように、また隣接町としても応分の交付金が受けられるよう声を出すべきだと思います。この事は原発災害においても隣接町村の格差があった事に反省すべきだと思います。どのように対応されるのかお伺いいたします。

次に、浪江町における仮設焼却施設、ガレキ置場の用地も決まり、2017年度から焼却予定となっておりますが、これらの建設の進捗状況をお伺いいたします。

廃棄物仕分けの件で、福島県内の10万ベクレル/キログラム以下の汚染対策地域内廃棄物、指定廃棄物とはどのような違いなのかお伺いいたします。また、浪江町内の廃棄物の分けられ方はどのように分けられるのかお伺いいたします。

家屋の解体撤去については、現在申し込受付の状況ですが、基準としては半壊以上と評価された建物は国が解体することになっておりますが、町として家屋調査されての数はどのようにになっているのか。また解体件数、他町村との状況を鑑み、町としてはどのように想定されているのかお伺いいたします。また、解体件数が多い中で、どれくらいの年月がかかるのかお伺いいたします。

次に、浪江町の防犯・防火対策についてお伺いいたします。

先般、国道6号線が10月頃、自由通行となる事、常磐高速道路が浪江原町間、今年中、浪江富岡間が平成27年ゴールデンウィーク前に開通の予定の説明を受けました。浪江町にとって、いわきあるいは東京までの利便性が一段と高くなる復旧、復興に大いに役立つ事と思います。浪江町滞在時間も、朝6時から夕方6時までと制限が大幅に緩和される事も、復旧復興に役立つことかと思えます。その事と並行して防犯防火対策も進めなくてはならないと思えます。浪江町への立ち入りについて、立ち入りのしおりなどにより理解されると思えます、国道6号の通過交通がフリーになることに併せ、現在の立ち入り等について変更が生じるのか、お伺いいたします。

常磐自動車道開通が予定されておりますが、浪江町への立ち入り時間に合わせて、浪江インターチェンジから乗り降りが可能となるのかお伺いいたします。

なお、浪江インターチェンジは、帰還困難区域に位置するため、国道114号大字室原、大字加倉境に係る検問所の位置は、どのよう

にされるのか。

また、沿線住宅への防犯及び防火対策をどのようにされるのか、お伺いいたします。

次に、風評被害と粉塵対策の件であります。町内で生産されているニワトリの卵、野菜、トルコキキョウ等は許可を得て一部販売をされております。また、実証実験でも、生産作物の検査も行われております。基準以下の作物であるわけですが、大丈夫かとよく開かれます。今後、酒田、立野下、高瀬が除染終了する中で、作物を作ってもいい状況ができてくるわけですが、町として検査体制、風評被害、販路拡大対策等どのように推し進めていくのかお伺いいたします。

南相馬市において、一時的に放射能の値が高くなり、米においても100ベクレル以上の値があったと報道されました。その原因は3号機のガレキ処理の際の粉塵が飛んだと報道されました。これに対していろいろな対応策をとり、今後粉塵が飛ばない対策の中で対応するというものであります。しかし、今後のガレキ処理に際しても粉塵が飛ぶ可能性があるわけでありまして。町としてはどのような対策をするのか。また、東電との関係において、警報等の連絡体制をどのようにしていくのかお伺いいたします。

次に、住まいの再建、インフラ整備、今後復興していく上で大事な事は目標の提示で、まずは被災者の方々が住まいの確保についての見通しを持てるように引き続き努めることとなっておりますが、復興住宅、浪江町に与えられている戸数はどのくらいか。町専用、他町との共用、その他市町村の整備する復興公営住宅戸数というのがありますが、浪江町で要望している戸数は確保できるのか。また、この平成26年、27年という時期に変更はないのかお伺いいたします。

民報の平成26年8月21日の報道で、南相馬市は市外に避難した市民が、一時的に市内に戻る際の宿泊所を10月に設置すると市民説明会で示しました。同市原町区の雇用促進住宅北長野宿舎を利用するというものであります。何度も提案されておるように、新しく造るばかりではなくて、既存の住宅を利用すべく検討いただきたい。また、民間住宅の活用も検討すべきだと思います。

浪江町の今後のまちづくりで大事な事は、町民がどのような状況になっているかが大事だと思います。把握されているとすれば、浪江町民が現在どれくらいの方が土地を求められているのか。新築、中古住宅を求められているのかお伺いいたします。平成26年5月1日現在では、仮設、借り上げ退去、物件購入件数は495件だったと思います。また町人口は、平成26年5月31日現在で2,259人の減少、

3年で1割強の人口減少であります。

案外と町民の方々に知られていないのが町内に建てられる計画の復興住宅、災害復興住宅であります。本来は町内に復興住宅の建設が先行して、町外というのが筋だと思います。6月議会では防災集団移転の計画で町内3カ所129区画整備の予定を答弁頂きました。復興住宅、災害復興住宅の進捗状況進と建設予定を伺います。

これからの大きな流れとして、浪江町に戻る方々、復興住宅に入居の方、仮設住宅に残る方の支援をどのようにしていくかが課題になってくると思います。今後、復興の進展により住宅再建が本格化する一方、仮設住宅での生活が長期化する町民、災害公営住宅に移転し新たな暮らしを始める人など、被災者の健康、生活支援にどのように対応していくのかお伺いいたします。

被災者に係るコミュニティづくりの支援でありますけれども、今後、被災者の災害公営住宅への入居が進んでいく中で、仮設住宅の集約に伴うコミュニティ維持と形成、新たな課題をどうしていくのかお伺いいたします。

次に、福島いこいの村なみえ、マリンパークの件でお伺いいたします。いこいの村なみえは、雇用促進事業団より町が買い上げ、宿泊施設であり、また結婚式、法事等の宴会、会合もできる。町にとって非常に貴重な施設でありました。今回の災害では「いこいの村なみえ」も一時避難場所としても利用されました。浪江町にとって非常に重要な施設でありました。雇用促進事業団からの買収価格は、100万円程度の安い金額だったと思いますけれども、1億円の負債もついてきて、経営においては運転資金を町で調達しての経営であったと思います。災害後、いこいの村なみえとマリンパークが合併したと思います。まずは災害から今日に至るまでの「いこいの村なみえ」の経過、概要をお伺いいたします。

今後の活用については、一般質問で帰宅における宿泊利用ということになっておりますけれども、将来の位置付け計画をお伺いいたします。

今回の原発事故において、営業はストップしたわけではありますが、賠償等も含めて決算状況はどのようなになっているのかお伺いいたします。また今後「いこいの村なみえ」の浪江町が復興していく上での位置づけ、町長は理事長でありますけれども、将来計画をどのように考えられるのか経営方針をお伺いいたします。

最後に広島土砂災害に対しての義援金についてお伺いいたします。これは民報の平成26年8月24日のニュースでありましたけれども、毎日のように報道されておりました。その時は死者49人、不明

41人、その中には警察、消防の方の二次災害で亡くなられた方もおります。8月20日未明から安佐北区、安佐南区の住民約16万4,000人を対象に避難勧告が出され、避難指示が継続されている。避難所には約1,700人が身を寄せた。警察、消防、自衛隊は計3,000人態勢で捜索をして、100人超のボランティアがガレキ撤去手伝いをしていると報じられました。先ほども話したとおり、これは8月24日の報道でありましたけれども、現在はだいぶ復興されて2名くらいの不明者というものを捜索しているようであります。

そこで、私達が東日本大震災、原発事故での避難が思い出されるわけであります。私達は全国の方々の支援を頂き、多くの義援金も頂きました。広島市民の方々からも義援金をいただきました。原爆被災者の代表の個人としての浪江町への義援金もいただいたと思います。町長自身も原爆ドームでの献花、あるいは原爆被災者に対しての被ばく手帳の件でご指導頂いたと思います。我々は現在も全町民避難の状況ですが、①浪江町として義援金を募り、少しでも恩返しすべきかと思えます。町長の考えを伺います。

○議長（小黒敬三君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） まず、地域の将来像の件でのご質問にお答えいたします。

議員おただしの「東日本大震災復興加速化のための第4次提言」、いわゆる与党提言に記載のある帰還困難区域の「5年後には住めるまちづくり」につきましては、ご指摘のとおり大熊町及び双葉町のことを指しているのかと読めないわけではありません。私どもとしましては、政府が示した避難指示解除見込み時期について、帰還困難区域は発災から6年とされております。

したがって、平成29年3月ということでもあります。今から5年後ということでは示されておられません。したがって、政府が言っている5年後と私どもの避難指示解除見込みの時期との整合性がとれていないと考えております。

そうした中で、町の復興拠点といたしまして、昨年度策定いたしました復興まちづくり計画に基づいて、平成29年3月の帰町開始を目指して、常磐線の東側の低線量地域から整備をいたしまして、徐々に居住エリアを広げていく考えであります。

帰還困難区域についても、昨年度のモデル除染の結果を踏まえて、国と十分に協議しながら、除染や土地利用に方向性を今後検討してまいります。

次に、場の線量と個人線量についての町の考え方ということのご質問でございます。環境省が示した新たな除染方針につきましては

国と汚染状況重点調査地域である福島市、郡山市、相馬市、伊達市の4市による今後の除染施策や放射線防護等の勉強会の中で中間報告として取りまとめたものであります。

本町の除染につきましては、政府として長期的に個人が受ける追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下となることを目指しております。今後も、町としては堅持していきたいと考えております。

環境省が除染目標を空間放射線量から個人被曝線量へと転換すべきだとする新方針については、浪江町としては到底受け入れられるものではないと考えております。さらに、除染の目標設定には、より多くの科学的知見を集める必要があると考えております。

それから、いこいの村なみえの今後の経営方針の件でありますけれども、町といたしましては、本年度復旧に向けた調査を行って、来年度以降、修繕工事を行う予定で考えております。この利用方法については、工事の調査結果を踏まえて、そして今まで議員がご質問されましたように、いろんな利用形態がございました。それが平時の時のように戻るか戻らないか、これはなかなか難しいと思えます。

したがって、修繕等がありましたら当面は一時帰宅の町民の方々が汗を流すためにお風呂を利用していただくとか、一時ゆっくりと畳の上で休んでいただくとか、そういう方向に今後は持っていきたい。それから、いこいの村の利用計画等ができると思えます。現在、いこいの村で雇用していた方々、今すべて離職をしておりますので、これからの人的な確保の問題についても考えていかななくてはならないということで、理事の皆さんとともに今後の方向付けをきっちり考えていきたいと考えております。

以下の質問については、各担当課長から答弁をさせますのでよろしくお願いいたします。

○議長（小黒敬三君） 答弁者、復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） それでは中間貯蔵施設建設に関する交付税を求める考えはということについてお答えいたします。

現在までのところ、この件に関して国、県からの説明は一切ございません。今後、その内容と提示を受けた中で検討、対応してまいりたいと考えております。

○議長（小黒敬三君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（岩野寿長君） ④の仮設焼却施設とそれからがれき仮置き場の建設の進捗状況についてのご質問にお答えいたします。

仮設焼却施設の進捗状況につきましては、本年7月31日に施工業

者が決定いたしまして、現在、工事施工に向け準備中でございます。

なお、10月に土木建設工事、平成27年1月からプラント機械の設置工事を予定しており、7月より本格的に廃棄物の焼却を行う予定としております。

次に、ガレキ仮置場の進捗状況でございますが、現在、除草及び造成工を行っており、10月以降には、不燃物及び粗大ごみの仮置場への受け入れが可能となる予定でございます。

なお、これらの回収につきましては、事前に町民の皆様にご広報等で周知を行ってまいります。

次に、廃棄物の仕分けの関係でございますが、まず対策地域内廃棄物につきましては、放射性濃度にかかわらず、放射性物質汚染対象特措法に基づき、環境大臣が汚染廃棄物対策地域を指定したとき、当該汚染廃棄物対策地域内の廃棄物が対象となります。

次に、指定廃棄物につきましては、放射性セシウム濃度が1キログラム当たり8千ベクレルを超える廃棄物のうち、環境大臣の指定を受けた廃棄物が対象となります。

次に、町内における災害廃棄物の仕分けでございますが、放射性物質汚染対象特措法及び廃棄物処理法に基づく区分により、主に対策地域内廃棄物、それから指定廃棄物、一般廃棄物、産業廃棄物に分けられると想定してございます。

⑤家屋被害調査の現状についてのご質問にお答えいたします。

まず、家屋調査棟数につきましては、7月末現在で713棟でございます。

次に、家屋解体を要する建物等は、環境省が示しました対策地域内廃棄物処理計画において、約1,000棟と想定しており、その家屋解体は、平成28年12月までに完了することを目標に掲げ、現在、作業を進めておるところでございます。

○議長（小黒敬三君） 帰町準備室長。

○帰町準備室長（山本邦一君） それでは2点目の浪江町防犯防火の件のご質問、その中の（1）6号線の通過がフリーになることにより、立入りにどのように変更が生じるのかというご質問にお答えいたします。

現在、6号国道の自由通行及び常磐道浪江ICの開通が予定されている中で、町内の防犯体制の見直し及び立入方法等について、国等関係機関と調整しているところでございますが、併せて行政区長等関係者にご説明を申し上げ、さまざまなお意見をいただいているところでございます。その中で、やはり強く要請がございますのが、不特定多数の車両の町内への出入りによる防犯対策の強化でござい



まして、そのことも踏まえまして、現在、防犯体制の見直しを再度検討させていただいているところでございます。

まず、ご質問いただいた国道6号の自由通行時点の立ち入りの変更点についてですが、国道6号及び県道36号の帰還困難区域境の検問所につきましては撤去となる予定でございますが、浪江町部分については特段、変更の予定はございません。

なお、立入り時間の緩和等の立入りに係る運用については、常磐自動車道浪江IC開通に併せて見直しを予定しているところでございます。

(2)の常磐高速道路開通による検問所への影響というご質問にお答えいたします。

常磐道浪江ICが年内にも24時間運用で開通する見込みでございます。通過道路となる浪江ICから国道6号までの区間の国道114号については、新たな防犯対策を講じた上で、24時間通行できるようにしたいと考えております。

また、現在、国道114号に設置されております室原加倉境の検問所については、浪江ICの開通に合わせ、ICの西側に移設となる見込みでございます。

(3)の沿線住宅の防犯、防火対策についてのご質問にお答えいたします。

沿線住宅への防犯・防火対策についてですが、行政区長等の説明会においても自由通行による防犯体制の強化を望む声が多数ございまして、パトロール体制の強化、防犯カメラのさらなる増設、沿線住宅沿いのバリケードの設置のほか、114号国道から町内への進入ルートを制限するなどの方法も検討しているところでございます。

**○議長（小黒敬三君）** 産業・賠償対策課長。

**○産業・賠償対策課長（吉田公明君）** 3風評被害と粉じん対策の件で、

(1)除染終了地域の風評対策についてのご質問にお答えいたします。米の検査体制につきましては、福島県の監視下におきまして全量全袋検査を実施することとされております。この検査において、基準値の1キログラム当たり100ベクレルを下回れば市場流通される仕組みとなっております。今後、農地の再生が進み、町内での米の生産が本格的に行われることになれば、県や農協など関係機関のご協力をいただきながら、全量全袋検査を実施していくこととなります。

また、野菜に関しましては、米とは違った出荷制限が敷かれており、現在浪江町におきましては、ハウレンソウなどの非結球性葉菜類、白菜などの結球性葉菜類、ブロッコリーなどのアブラナ科花蕾

類、カブ、トウガラシが出荷を制限されております。

野菜の出荷を目的とする検査につきましては、福島県が実施する検査において基準値を下回ることを確認したうえで、市場流通させることとされております。

当町におきましては、昨年度から実施している実証栽培においては、昨年度はダイコン、ハクサイにおいて「不検出」という結果を得ており、今年度もすでに収穫されたバレイショやキュウリについても「不検出」という実績を得ております。今後もこういった実証栽培を継続して、検査実績を積み重ねて安全性を確認し、農業者の皆様の協力をいただきながら、試験販売など市場評価も含めた調査も行い、本格出荷を目指して取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（小黒敬三君） 帰町準備室長。

○帰町準備室長（山本邦一君） （2）廃炉作業にあたっての連絡体制はというご質問にお答えいたします。

3号機のガレキ撤去作業における放射性物質の拡散については、昨年8月19日に町内に設置してあるモニタリングポスト2カ所において0.008～0.012 $\mu$ Sv/hの上昇を確認しております。

同日、県の放射線監視室からの一報、その後、東京電力への事象確認等を行っております。

事実確認後、速やかに東京電力及び資源エネルギー庁に要望書を提出し、速やかな情報提供及び避難支援、徹底した拡散防止対策を講じるよう求めています。

1号機におけるカバー解体、ガレキ処理についても、徹底した飛散防止対策を講じるよう機会のあるごとに求めているところで、連絡体制においても通報連絡の迅速な情報提供を求めています。

さらに、トラブル等の可能性のある情報につきましても、事前に準備情報としていただくよう要請しているところでございます。

○議長（小黒敬三君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） 4住まいの再建・インフラ整備の件に関してお答え申し上げます。（1）浪江町民専用復興住宅の戸数に変化はないかということですが、福島県が整備を計画している復興公営住宅4,890戸のうち、建設予定地が地区名まで公表されているのは4,338戸となっております。全体戸数に対しては88.7%の状況でございます。8月に実施しました住民意向調査の付属資料でできる限り浪江町の住民の方が入られる住宅についてはお示したところでございますが、浪江町民が入居対象となる復興公営住宅は現時点で専用1,845戸、共通619戸となっております。これに対

しまして、2,065戸が昨年の意向調査により浪江町が求めている戸数となりますので、要望数を満たす見通しとなっております。今後とも浪江町民が入居対象となる復興公営住宅の情報を広報あるいはホームページなどで提供してまいりたいと考えております。

次に、(2) 浪江町町民の土地、住宅求められている戸数についてということでございますけれども、正確な数字はつかめませんが、類推できるものとして、生活支援課が所管しております応急仮設住宅、借上げ住宅からの退去理由の中で、「物件購入」で届け出を出している方は、8月末現在で602件となっております。また、町民税務課で発行する建物所在証明の発行件数は、8月末現在で、登録免許税関係2,057件、印紙税関係1,427件、津波被災地関係150件となっております。この証明書は、警戒区域設定等の区域に所在していたことを証明するもので、代替資産を購入した際に、登録免許税や登録印紙税が免税となるために必要な書類となっております。これらの数字から。

〔「議長、私語が耳に入ってきて答弁聞きづらい」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 傍聴席ですか。傍聴席の方に再度注意いたします。傍聴席内では私語は厳禁でありますので、再度注意を申し上げます。

では引き続きお願いします。

○復興推進課長（宮口勝美君） これらの数字から、相当数の方が土地あるいは住宅を求めているということが推測されるところでございます。

○議長（小黒敬三君） 津波被災地対策課長。

○津波被災地対策課長（安倍 靖君） (3) 町内に建設される復興住宅、災害住宅進捗状況についてお答えいたします。

防災集団移転促進事業の移転先候補地に整備を計画しております「災害公営住宅」につきましましては、整備戸数等を検討するため、先月第2回目の意向調査を行ったところでございます。自立再建を含む移転希望者は、検討中を含め、北棚塩地区9件、幾世橋地区39件、請戸地区63件となっており、総数は111件で、前回より18件減少しております。

今回の調査を基に、移転先候補地の整備計画を策定し、避難指示解除の想定時期である平成29年3月に向け、住宅団地の整備、災害公営住宅の建設を進めてまいります。

○議長（小黒敬三君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） 併せまして、原子力災害の影響で自宅

に帰ることができない方向けの町内における公営住宅についても、現在、8月に実施しました意向調査結果の取りまとめを行っているところでありまして、希望に応じた整備戸数の算定作業を進めているところでございます。

復興公営住宅の整備箇所につきましては、先ほど行政報告でも申し上げましたとおり、復興まちづくり計画で示された候補地のうち、復興拠点に近い浪江東中学校の東側に防災集団移転先の幾世橋地区と一体的に整備することを検討しております。今後、整備内容が固まり次第、それぞれの地区への説明、地権者への説明等を実施して、公営住宅整備についての理解を得てまいりたいと考えております。

次に、(4)町に戻る方、復興住宅、仮設住宅のそれぞれの支援策、仮設住宅集約に伴うコミュニティ維持をどうするのかということについてお答え申し上げます。

復興公営住宅に入居された町民の支援については、主に県営住宅等であることから、設置者である各自治体、受け入れ自治体と連携し支援を行っていく必要があると考えております。そのため、現在、国及び関係避難元自治体とともに協議を行っているところでございます。

県では、避難者の長期間にわたる安定した生活の実現に向け、復興公営住宅を拠点に、県がコミュニティ交流員を配置して、交流員による交流活動等を通じて生活拠点のコミュニティ維持・形成を図っていく予定とお聞きしておりましたが、未だにその姿が見えておりません。そのため関係自治体間での打ち合せ等も頻繁に開催して課題の解決を図っているところでございます。

なお、仮設住宅の集約に伴うコミュニティの維持・形成につきましては、従来通りの支援を継続してまいります。また、仮設住宅の集約に関しましては、各受入自治体の要望等もありまして、機械的に小さい仮設から大きな仮設にというわけにもいかないことが予想されております。復興公営住宅の完成、あるいは新たな移転先への移動を見据えながら、入居者のスムーズな移動ができるように早め早めの対応が必要であると捉えているところでございます。

○議長（小黒敬三君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（吉田公明君） 5のいこいの村なみえの(1)いこいの村なみえ、経過状況についてお答えいたします。

震災時には、利用客の避難誘導を行い、従業員も避難をいたしました。その後、津波等被災者の受入を開始し、宿泊予定者も含めた避難者対応を徹夜で行ってまいりました。翌日、原発事故の影響により荻野小学校への避難指示があり、誘導を行いました。その日の

午後、東電原発1号機の爆発の報を受け、津島川俣方面へ各自避難をいたしました。

その後、休業申請し、従業員支援のため、様々な事務処理を行う一方、損害賠償請求の説明会及び個別相談等による情報収集を行ってまいりました。

翌年の平成24年7月から9月に、国による公的施設のモデル除染が行われ、その結果についてはホームページでも紹介されているところでございます。現在は高瀬地区の本格除染として作業が進められております。

建物の被害については客室天井板の落下、大広間及び厨房の漏水、食器類の破損等があり、駐車場の一角も陥没しておりました。現在は当初の被害に加え、ねずみの被害が著しく、震災当初確認出来なかった被災箇所やカビ、錆等の経年劣化も全館に及んでおり、復旧には相当の費用・期間がかかると予想されます。

次に、(2)現在の決算状況(収支の状況)についてお答えいたします。平成25年度の決算につきましては後ほど報告の機会がございますので、ここでは避難前との比較でご説明いたします。

平成22年度の貸借対照表で比較しますと、避難前は借金が7,900万円あったものが、現在は負債科目の賠償金の前受け金も含めますと、借金はなく、貯金等が約1億2,000万円あるということになります。東京電力からの賠償金により借金を返済したとは言え、事業停止中、経営が改善されたとは理解しておりません。今後、税金の支払いや営業を再開した場合の経費に充当するためにも適正な管理が必要と考えております。

なお、マリンパークの引き継ぎについては現在手続き中の為、完了しましたらばご報告させていただきます。

○議長(小黑敬三君) 総務課長。

○総務課長(佐藤良樹君) 6広島市土砂災害の件、(1)浪江町として義援金を募る考えはについてお答え申し上げます。

議員ご指摘のとおり、浪江町民は東日本大震災の発生から現在までに、全国の自治体の皆様に様々な形でご支援をいただいております。

町といたしましては、今回の甚大な被害とこれまでの広島市のご支援に対しまして、去る9月3日に義援金として100万円を指定口座に振り込みをしたところでございます。

また、町民向けの義援金の募集につきましては、浪江町社会福祉協議会が窓口となり受付を行っております。町のホームページやフットビジョンへ掲載するなど、広く町民への周知を図っているところ

ろでございます。

○議長（小黒敬三君） 再質問、13番。

○13番（紺野榮重君） 再質問します。

先日、権現堂の方に言われたことなわけですけれども、いろいろ目に見える形というものが除染という、本格除染によってなされてきていると話しましたところ、権現堂の方が、見える復興と、水が通らなくて目に見える復興とは言えないと苦言をいただきました。せめて公共施設に水道を通してほしいということでありましたので、お伝え申し上げたいと思います。

地域の将来の件で、帰還困難、5年後には住めるまちづくりということでの再質問でありますけれども、確かにあの文面と言いますか提言は、大熊町、双葉町を指しての5年後には住めるまちづくりだというふうに思います。帰還困難区域は除染困難であるといいながら、今回そういうことが発表されたわけでありますけれども、やはりこういういろいろな状況変わっていく中で、ぜひとも浪江町の帰還困難区域も、将来帰還の希望を持てるようにしてくべきだと。帰りたいと、帰るんだという人も多くおられるわけありますので、帰還の希望を持てるようにすべきだと思います。それで、私浪江町からの帰り、114号線を通って活性化センターでスクリーニングをしてきました。そしたら東電の方は、防護服を着ておりませんでした。そういう中で、ここは帰還困難区域だと。そういう中でどうして防護服を着ないんですかというふうにお聞きいたしましたところ、ここは除染がしてあり、現在0.8マイクロシーベルトで低い線量なので防護服を着ていないということでございます。私も、それで町から借りた線量計で測定をしましたところ、私の測定ですから正確ではありませんが、津島支所で1.7マイクロシーベルト、それから松本屋旅館で1.2マイクロシーベルト、3分団の屯所で0.8マイクロシーベルトでしたので、除染をすれば大丈夫だと感じたところです。津島の方で帰る希望の方もおられます。また、この津島の町前の辺は非常に二本松から浪江町の間地点でも大事な場所だというふうに思います。復興拠点を作ることが非常に大事だと。津島地区のいろいろな問題解決のためにも、支所を復活させて最小の職員を配置すべきではないかと思っております。町長の前向きな答弁をお願いしたいと思います。

浪江町の防犯防火の件でありますけれども、提案したいのは、町民によるパトロールをして町民を雇用してパトロールをしていくようにしていただきたいと。地域のことは地域の方々が一番わかっておるわけありますので、地元町民のパトロール隊を作るべきだと

思います。

それから、浪江町に立ち入り規制することのメリットデメリットでありますけれども、メリットでは盗難防止効果があるわけですが、デメリットにおいてはやはり手続きの不便さがあります。営農・修繕等をしたくても、職人の通行証取得には大変困ります。町外の方が浪江に入るという場合に、平成29年の3月には帰町に向けていろいろ家屋を修理するために、よそからの労働者、職人が自由にできるようにすることが私は必要だと思います。

前段として、6号線東の自由往来ができるようにすべきだと思いますが、どのように考えられますかお伺いいたします。

それから、沿線の住宅の防犯防火についてでありますけれども、双葉郡内町村の情報によれば、帰還困難区域における防犯対策の一貫として道路両側の除草を実施したという話を聞きました。さっきの町長の行政報告の中でも触れられておりますけれども、もう少し詳しく答弁していただければありがたいなと。浪江町独自としての事業に取り組めないのかお伺いいたします。

それから、住まいの再建、インフラ整備の中で、原町区では雇用促進住宅を利用しての一時帰宅のための宿泊施設にするということでもあります。その答弁はいただきましたが、浪江町で雇用促進住宅の80戸、そこにはほとんどが空き室になっております。そういう中で雇用促進住宅の利用を考えられないのか。考えられないとすれば何が問題なのかお伺いいたします。

それから、いこいの村なみえでありますけれども、基本的には私は、このいこいの村なみえは民間と競合するような経緯というものは基本的にはすべきではないと思いますけれども、今回の災害でネズミに入られて、現在はそれを修理しないと再建できない状態でないということで非常に残念なわけでありますけれども、おそらく個人経営であればまた違った形の対応ができたのではないかというふうに思います。責任の重みというものが欠けていたのではないかと思います。そういう中で、公共施設、学校、公民館の点検を求めたいと思います。

最後に、広島市の義援金の関係でありますけれども、答弁で9月3日に100万円を振り込んだということでもあります。そしてフォトビジョン、ホームページでも義援金ということで社協を中心にやっておられるということで、私もフォトビジョン等で気がつかなかったのには大変恥ずかしいわけでありますけれども、私はこの広島市に対する対応でありますけれども、広島市からも義援金をいただいておりますし、また、原爆の被爆者からのお見舞い金を個人として

も浪江町で義援金をいただいたと思います。そういうことで、今回の義援金という我々のこの被災者に対する義援金のやり方というのは平常なときとはちょっと違うと思います。今回、振り込みということではなくて、やはり町長あるいは議会を代表して議長が自ら訪れてお見舞い申し上げるべきではないかと思います。我々、今までと違った義援金という私としての考え方は、我々は義援金をいただいてそれを今度復旧復興していくという中では、そういう今度は災害から復旧して、恩返しをするんだという義援金だと思っております。どうか今後社会福祉協議会でも集められておるということでありますので、町長にもそういう方向でお願いしたい。

○議長（小黒敬三君） 町長。

○町長（馬場 有君） 帰還困難区域の件についての再質問にお答えいたします。議員おただしのとおり、帰還困難区域だから何もしないということではなくて、やはりまずとにかく除染が第一だということで、私どもはご案内のとおり国直轄でやっています。そういうことで昨年度のモデル除染の結果が出ました。そういうことについて、先ほども答弁しましたように、土地の利用法とかあるいは除染をどういうふうにしたら効果的かということをやっぱりさらに検討していく必要があるだろうということです。

津島支所の再開は、今の状況ではなかなか開設できない。いわゆる放射線量が高いということです。今議員おただしのとおり、0.9マイクロシーベルトとか1.2マイクロシーベルト、これは先ほどの質問にありましたように、健康管理から言って私はなかなか人があそこで作業をしたり、住めるような状況ではないということが現実です。したがって、除染をしながら帰還困難区域については検討していくと。これは例えば行政報告で申し上げましたように、帰還困難区域について、草が伸びてきたりして除染もしなくてはなりません。それから、道路の沿線についても除染の整備とか、除草の整備をしていかななくてはなりませんので、今般、9月補正でその予算も組んでいますので、とにかくやれるところはやっていくと。まだ帰還困難区域については復興拠点ということはもうちょっと先になるということでご理解いただきたいと思います。

それから、いこいの村の件ですが、これは経営、いわゆるマネジメント、なかなか難しい状況です。したがって、ああいうような状況ですから、マイナスからの出発と言うことで、とにかくゼロに戻して、ゼロに戻しながら今後どうするんだということを考えていきたい。これは理事の皆さんといろいろ協議しておりますので、そういう方向で考えていきたいと思いますのでよろしくご理解いただき



たいと思います。

それから義援金ですが、持参して義援金をすべきではないかというようにお話でした。これちょっと議員との私との考え方の違いかもしれませんが、私どもまだ平時ではないんです、非常時です。ですから私どもが復興復旧したということで恩返しできるというような形で広島市に向かって義援金を出すということではないんです。私どもも今もって全国各地から義援金をいただいたり、励ましの言葉をいただいたりしております。そういうことで私どもはまだ、被災を受けているという状況ですので、その辺の考え方からして、いつかは恩返しできるような状況が来ると思いますので、そのときは、お互いにお話をしていきたいと思います。そういう考え方でおりますのでよろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（小黒敬三君） 帰町準備室長。

○帰町準備室長（山本邦一君） それでは防犯対策の関係で議員のほうからご提案いただいた町民による防犯パトロールの関係でございますが、防犯対策としては最も効果的と思っております、人の目による監視とかパトロールによる声かけがやっぱり効果的なのかなと考えております。

今議会で町民の皆様のご協力を得て防犯見守り隊を設置したく、今回条例改正議案及び補正予算を計上させていただいておりますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

さらに町内立ち入り規制についてのメリット、デメリットの関係でご質問がございました。事務的な手続き面の困難さにつきましては、できるだけ簡素化できるように検討してまいります。

一方、6号東側の自由立ち入りにつきましては、先にも答弁申し上げたとおり、規制の強化を求める声も多数ございました。現在の防犯レベルを維持する方向で再検討しているところでございます。

○議長（小黒敬三君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） それでは雇用促進住宅の利用についてのご質問がございました。町内における公営住宅建設に向けての検討の中で、雇用促進住宅の利活用についても検討を進めているところでございます。

○議長（小黒敬三君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） いこいの村なみえの関係で、公共施設の管理について、学校あるいは公民館というご指摘ございましたのでお答えしたいと思います。現在、学校につきましては、およそ月に一度ぐらいの頻度なんです、場合によっては若干変わりますが、校長などを中心に見て回ってございます。例えばガラスの破損の修理

であるとか、できる範囲ではございますが、応急的な修理に努めておるところでございます。

それから、社会教育施設としましては、ふれあいセンター、それから地域スポーツセンターなどにつきましては、数カ月一度というくらいなんです、業務で立入りするついでに様子を見ているという状況でございます。

なお、公民館につきましては、今ご指摘いただきましたが、そういう範疇からは若干ずれておまして、まだこれから管理について注意深く見る必要があると考えてございますので、努めてまいりたいと思っております。

〔「答弁漏れ」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小黒敬三君） 13番。
- 13番（紺野榮重君） 再々質問ありません。ありがとうございました。
- 議長（小黒敬三君） 以上で、13番、紺野榮重君の一般質問を終わります。

- 
- 議長（小黒敬三君） ここで11時15分まで休憩いたします。  
(午前11時02分)

- 
- 議長（小黒敬三君） 再開いたします。  
(午前11時15分)

---

#### ◇佐々木 勇 治 君

- 議長（小黒敬三君） 続いて、2番、佐々木勇治君の質問を許可いたします。  
2番。

〔2番 佐々木勇治君登壇〕

- 2番（佐々木勇治君） 2番、佐々木勇治と言います。議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。質問方法は、一括質問方式でお願いいたします。

まず初めに、紺野議員と質問事項の2番、放射線について、質問の要旨4番の除染の目安の空間線量を緩和するとの話があるが、受け入れるつもりかの質問が重複し、町長答弁で了解いたしましたので割愛いたします。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、東京電力福島第一原子力発電所が事故を起こし、町民が全国46都道府県に散らばり、いまだに過酷な生活を強いられて3年6カ月になろうとしています。

最近では、避難先で、家を購入した方々の話をポツポツと聞きます。その要因として若い世代では、「再就職先で雇用していただき、いろいろとお世話になっているのでそこに骨をうずめる。」と決心している人や、「子供の入学や卒業を考えると頻繁な住居移動はできない。」との回答がほとんどでした。逆に年配者は、「浪江の自宅で最期を迎えたい。」「アパートや仮設住宅では最期を迎えたくない。」との回答が知人の中では多かったです。そして、最後の言葉に、「何でこんな思いをしなきゃならないんだ。」と言わない人は誰もいませんでした。

今回の質問ですが、1. 東京電力賠償について、2. 放射線について、3. 被災者証明書についての3項目を質問させていただきます。

最初の質問に入りますが、不公平な賠償により、現在住民間に大きな不満が生じています。その内容は、帰還困難区域の町民だけに、ふるさと喪失料・移住を余儀なくされたことによる将来分を含んだ精神的損害等を一括して賠償金700万円という指針が示されました。避難指示解除準備区域や居住制限区域の方からは、「同じ浪江町民なのに帰還困難区域ばかり700万円もらうのは賠償格差だ。」と耳にします。さらに双葉町は帰還困難区域96%、避難指示解除準備区域4%で一律賠償。大熊町は帰還困難区域96%、居住制限区域4%で一律賠償。となれば、「どうして浪江町は一律ではないんだ。」と怒りの声しかありません。また一方、帰宅還困難区域の方からすれば、「避難指示解除準備区域や居住制限区域は昼間だけでも毎日帰れるだろうが私たちは月に1回なんだ。」と言う不満があるようです。お互いに言い分はあり、これまで仲の良かった者同士の言い争いが絶えない状況です。しかし、いまだに誰一人帰町できていないのが現実です。最近よく耳にするのが、「今死んだ時、来年死んだ時、4人家族で2,800万円の格差があるんだぞ。納得できるはずないだろ」との声です。このように、700万円賠償されている町民と、されていない町民の間に軋轢が生じていますが、これに対してどう考え今後、どう対応していくのかお伺いします。

次の質問ですが、私が把握している部分ですが、就労賠償や精神的損害の賠償の一部を請求していない町民が多々います。例えば、平成26年3月から就労賠償の特別な努力がなくなり、震災時の年収を12カ月で割り、1カ月毎に算出し、今でも就労できずに収入がない方は全額賠償、収入が減少した方は、事故発生前の収入との差額等の支払いになりました。

就労については、通勤距離が遠くなった方は追加交通費請求もで

きます。また、出産については、月の初めでも月の終わりに出産しても、月に10万円の精神的損害賠償を請求できるのを知らずにいる町民が多々います。当然双子の場合には月20万円、精神的損害の賠償金を請求できます。内容を把握し、資料をこちらから請求しなければいつまでたっても請求できないとか、わからない人だけが損をするという状態です。町民誰一人、請求できる賠償は1円でも損をしないように、ホームページ等に掲載するだけではなく、全町民に手紙を配布したり、文章で伝えたり徹底すべきと思いますが、その考えがあるのかお伺いします。

次の質問ですが、知人の運動会リレーでの出来事です。避難先で子供が運動会のリレー選手に選ばれました。運動会当日、全力で校庭を走っていると、心無い避難先の大人が、指をさしながら「賠償金が走っている。」と、罵声を浴びせたそうです。確かに避難者をよく思っていない方もいるとは思いますが、それを子供に言うのが私は絶対に許せません。子供がリレーを走り終え、親の元に戻ると、親は子供を抱きしめて泣きながら「ごめんね。ごめんね。」と、何度も謝ったそうです。

私たち全町民は、全国46都道府県にしようと被災者です。誰一人として好きで避難している人はおらず、避難させられているのです。加害者ではないのに、何でこんなに辛い目にあわなければならないのでしょうか。罵声を浴びた子供の親に相談され、「このような時に子供にかける一言に対しての正解は。」と問われましたが、馬鹿な私はすぐに言葉が出てきませんでした。やっと考えて出てきた言葉が、「賠償金で子供におもちゃの一つ、お菓子の一つでも買って、少しの時間でも子供を笑顔にしてあげてください。」このような言葉しか恥ずかしながら、とっさに出てきませんでした。

今後も、運動会という場のみならず、生活をしていれば、子供や孫に心無い大人が罵声を浴びせるかもしれません。このような罵声を浴びた質問に対し、町長ならどのような言葉をかけますか。ぜひ正解をお伺いします。

次に、放射線についてお伺いします。

浪江町内42カ所に設置してあるモニタリングポストですけれども、放射線測定器で測定時、誤差がかなりあり、設置場所によっては倍の所もあります。モニタリングポストの必要性はデータ採取もありますが、「この場所はこんな線量なんだ。」と一目でわかるためにも使われていると思います。一目でわかるためならば、安全性をとり、低い数値ではなく、高い数値で表すべきではないでしょうか。人にもよりますが、例えば1マイクロシーベルトと10マイクロ

シーベルトの場所がある時、線量の高い場所はあまり滞在したくないし、低い場所はさほど気にしないのではないのでしょうか。町民はモニタリングポストを見て空間線量の参考にします。安全性をとっていないモニタリングポストの線量測定値、設置する意味をお伺いします。

次の質問ですが、いくつか講習がありますが私が平成25年度に受講した環境省の除染講習内容は、対象者が除染業務に従事される方を目的として、作業を適切かつ安全に行うための基礎的な知識と技能の習得で業務従事者コースがあります。他に、除染業務の現場を指揮、監督する方を目的として、作業員を適切かつ安全に指揮、監督するための専門的な知識と技能の習得で現場監督者コースがあります。他に、市町村等が発注する除染業務の進捗状況を監理する方を目的として現場を適切かつ安全に監理するための専門的な知識と技能の習得で業務監理者コースがあります。

業務従事者コース、現場監督者コース、業務監理者コース、3つとも各学科1日、実技1日で全て取得しても6日で終了します。試験合格者には、福島県知事名の修了証を交付されていますが、大切な家の除染を任せるのに十分な時間とは考えにくく、これで除染の知識が十分なのかと思う所もあります。除染でも、何の仕事でも、ベテランの方もいれば初心者の方もいると思います。そう考えた時に、業者によって放射線の減少率も変わってくるのではないかと思いますので、「初心者の方より、少しでも経験が多いベテランに除染を任せたい。」と言う方もいます。自宅を除染の際、知人の多くは「大手とかよりも、信用できる地元の業者にやってもらいたい。」と言っている方もいます。また、「誰でもいいから早く除染をしてほしい。」との声も町民から聞こえてきますが、自宅除染の際、除染業者は選べないのでしょうかお伺いします。

次の質問ですが、浪江本庁舎に契約金額1,827万円でゲルマニウム半導体検出器・環境放射能測定装置を購入しました。町民の中には「そんなものがあるの？何を測定出来るの？」などみんなに周知されておりません。高額な機器を購入をしたので、活用したい方がいればどんどん活用していただきたいと思います。知っている方は、すでにゲルマニウム半導体検出器・環境放射能測定装置を利用し測定依頼を行っていますが、知らない方もまだまだいますので、何時から何時まで測定を行っていて、主に何の測定依頼が多いのかお伺いいたします。

最後に被災者証明について伺います。

現在の被災者証明書は紙のままなので、破けたりくしゃくしゃに

なったり、常時携帯、提示する時に大変な思いをします。自分でパウチしたり、透明なクリアファイルで紙を挟めたりしている状態です。また、社会生活の中で公的機関・民間機関の出す証明書はほとんどがカード使用仕様になってきています。大熊町では免許書証サイズにしてパウチし、財布に入れたり免許証と一緒に入れています。特に、高速道路料金所での提示の際にとっても便利そうなので、用紙のみを発行するよりは良いと思いますので、良い所はどんどん取り入れて、カードサイズに縮小する考えはあるのかお伺いします。

次の質問ですが、震災から3年6カ月を迎えるにあたり、被災者証明書は、ほぼ発行が終わっているのかなと考えます。被災者証明書を発行するとすれば、無くした方や、破損した方くらいしかないのかなと思います。皆一人ひとりの思いはさまざまで、「証明書は避難中は一生無料だろう。」と考えている方や、「そろそろ半額は請求して良い時期だろう。」とか、「もう全額請求しても良い時期だろう。」とばらばらな意見があります。お金が絡んで難しい問題ですが、証明書はいつまで無料と考えているのか、お伺いします。

以上ですが、再質問は必要に応じて行いますので、よろしく願いいたします。

○議長（小黒敬三君） 町長。

○町長（馬場 有君） 東京電力賠償についての（3）避難先での心無い一言に対するの正解回答はというご質問にお答えいたします。

議員おただしのとおり、大変な状況の中で私ども被災者が、浪江町民すべてが財産を失い、そしてコミュニティを失い、また学校の児童生徒が級友とばらばらに避難している。そういう状況です。そういうことを理解をしている方々はたくさんいらっしゃると思うんですけども、やはり心ない方もいらっしゃるということは私も認識しています。

したがって、私どもの損害賠償というのは法律によって適用しているものですから、何ら誹謗中傷を受けるものではないんです。それを理解されていない方がそういう暴言を吐くといえますか、のしるといえますか、そういう形が生まれてくるんだろうと思います。けれども、やはりこれは私どもの被災の状況を私どもとして、行政として、もっともっと多くの方々に発信をして理解をしていただくということがまず第一だと考えています。今回は、お質しのよう運動会の中で子供さんが罵声を浴びたということの質問ですけども、ケースバイケースによっていろんなことが考えられます。私は、この運動会での子供に対する慰めの言葉ということは、やっぱり議員おただしのとおり正解だと思います。やっぱり賠償金でお菓子を

買ってあげたり、おもちゃを買ってあげたらということ。その前提に、一生懸命やったと、一生懸命練習に耐えて運動会で頑張ったということも褒めてあげるということも大切だと思うんです。ですから、いろんな日常生活の中で軋轢等があるということも、私も認識しています。そういうことで、やはりそういう誤解がないように、ぜひ我々行政としても、先ほど申し上げましたように、私どもは賠償金をもらいたくて避難しているわけではないわけですから、その辺を理解していただけるように言葉、そういうもので発信していきたいと思います。

ですから、議員おただしのおりだと思えます。ケースバイケースによって、いろいろ励ましの言葉であるとか、慰めの言葉であるとか、ケースバイケースによって適切に言葉を発信したほうがいいのではないかと思います。私は、議員が親御さんに激励した言葉、これは私は正解だと考えております。

○議長（小黒敬三君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（吉田公明君） （１）賠償金の700万円で町民同士の軋轢をどう考え、今後どう対応していくのかについてお答えいたします。

再編された区域による賠償の差から、町民間で軋轢が生じていることは、町の分断を招きかねないと感じております。町内全域が長期避難を強いられており、未だ帰還の見通しが不透明であることは、区域にかかわらず同じ状態であることから、町は一貫して、国・東京電力に対し、町内全域一律賠償を求めています。

現在、四次追補まで中間指針が示されておりますが、帰還困難区域のみならず、居住制限区域、避難指示解除準備区域においても、今後の避難の経過を踏まえ、被害実態に沿った指針の改訂を求めてまいります。

次に、（２）賠償内容を把握していない町民がまだいるが、一人も損をしないように徹底する考えはについてお答えいたします。就労不能損害については、ホームページ、フォトビジョンにより請求手続きの案内をしております。

また、未請求者の支援につきましては、町としても問題意識を持っており、現在、東京電力の請求情報も活用し、未請求者と思われる方を特定のうえ、個別通知や電話により請求状況の確認を進めております。

その中でも、震災後に生まれたお子様への賠償については、その親権者様に通知により案内を進め、請求促進を図っているところであります。

しかしながら、賠償請求の損害項目は多岐に渡り複雑であり、やはり、良く分からず請求できない方がいらっしゃるため、今後も、請求手続きについて、広報紙、ホームページ及びフォトビジョンで案内し、高齢者や請求弱者の方々にはより丁寧な対応に努め、町民の皆様の請求支援を進めてまいります。

○議長（小黒敬三君） 帰町準備室長。

○帰町準備室長（山本邦一君） それでは2放射線についての（1）モニタリングポストと放射線測定器の誤差が酷いが、線量測定位置と設置意味は何かというご質問にお答えします。

モニタリングポストは、原子力施設から放出された空気中の放射線量の変化をいち早く把握することを目的に、特定地点での放射線量を測定して表示しております。

一方、サーベイメーター等につきましては、任意の地点を迅速に測定できるため、放射線管理が必要な現場などで用いられ、また人体への影響をより安全側に余裕をもって管理ができるよう、実効線量よりも高めの値となる「1cm線量等量率」を測定し表示されるよう調整されております。

このように、モニタリングポストとサーベイメーター等では、表している意味が異なりまして、一般にモニタリングポストの値よりサーベイメーターの値のほうが高くなる傾向がございますのでご理解いただきたいと思っております。

○議長（小黒敬三君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（岩野寿長君） （2）本格除染が始まっているが自宅除染の際、業者は選べないのかについてのご質問にお答え申し上げます。

除染業者の選定につきましては、入札希望業者より施工計画等の技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定いたします施工体制確認型総合評価落札方式（WTO標準型）いわゆる総合評価方式にて環境省が行っております。また、入札参加者は、環境省における平成25、26年度工事種別土木工事にかかるA等級の一般競争参加資格の認定を条件としてございます。

このようなことから、自宅除染の際、業者を選ぶことは難しいというより出来ないと判断してございます。

なお、地元業者の雇用につきましては、技術提案審査会の中でも広く雇用するよう強く要望してございます。さらに、浪江町復興事業組合や、浪江町商工会を窓口に関して地元雇用を図ってございます。

○議長（小黒敬三君） 生活支援課長。

○生活支援課長（大原教知君） （3）ゲルマニウム半導体検出器につ



いてのご質問にお答えします

ゲルマニウム半導体検出器・環境放射能測定装置による食品等の検査は、本年7月1日より浪江本庁舎内で開始しております。そのことにつきましては、全世帯に配布している「広報なみえ8月号」と、町ホームページにも掲載しております。測定品目については、飲料水、農作物、山菜、土壌と記載しております。また、測定は、平日の職員の勤務時間内に行っております。現在の主な測定依頼品目は、井戸水となっております。

○議長（小黒敬三君） 町民税務課長。

○町民税務課長（宮田良二君） 3.被災者証明書について、(1)カードサイズに縮小する考えはあるかということですが、被災証明書は、主に高速道路の無料措置を受ける場合に提示したり、各種機関に提出するなどの際に、東日本大震災に伴う原発事故に被災した旨を証明するものであります。震災直後、交付を開始した当時は、普通のコピー用紙に公印を押印して交付しておりましたが、用紙が傷みやすいことや、改ざん防止などをしなくてはならないということで、現在は、コピーを取りますと、コピーである旨の表示がされる改ざん防止用紙で交付しております。この改ざん防止用紙は、ふつうのコピー用紙よりは厚く、傷みずらくなっております。

議員ご質問のカード化につきましては、各種機関への提出については原本を求められることや、防犯上、改ざん防止を目的としておりますので、提示用のものが傷んだ場合などは、再交付が可能なことなどから、現在は、カード化の予定はございません。

次に(2)証明書はいつまで無料化するかということですが、震災後、避難生活を考慮して、現在も被災証明書は無料で交付しております。証明手数料ではありませんが、各種制度において、少しでも元の生活のペースに戻す傾向がございます。避難中ではありますが、この元の生活のペースに少しでも近づくことが、町へ帰町する際の気持ちの切り替えにもつながるかと思っておりますが、今後、他町村の動向などを踏まえまして、他の各種証明等の有料化も含め検討してまいりたいと思っております。

○議長（小黒敬三君） 答弁終わりました。再質問、2番。

○2番（佐々木勇治君） 何点か再質問させていただきます。

賠償金700万円で、町民同士の軋轢をなくすのを今後どう対応していくかとのことなんですけど、賠償金での軋轢をなくすのはとても大変だと思いますが、復興公営住宅に入居する際に、避難指示解除準備区域や居住制限区域と帰還困難区域の方で言い争いになることも危惧されるので、できるだけ早く一律賠償を求めているだけで

はなく対応していただきたいと思います。町民同士の言い争いからせっかく入居した復興公営住宅を退去するまで発展してしまっただけからでは遅いので、入居前に何とかしていただきたいのですが、具体的にはどんな対応をするのかお伺いします。

モニタリングポストの放射線量の誤差の件なんですけれども、モニタリングポストは1メートルではかっていると思うんですけれども、放射線に特に影響のある赤ちゃんや子供への基準となる線量値が1メートルではおかしいのではないのでしょうか。1メートルの高さといえば、おおよそ大人の胸部のあたりだと思います。胸部といえば、男性作業員がポケット線量計やガラスバッジを装着する部分です。でも、私達は作業員ではないのです。町民が帰町することを想定し基準を1メートルにしてしまったのなら、赤ちゃんのベビーカーは1メートルありますか。花見をするときにレジャーシートは1メートルありますか。キャンプで宿泊する際、テントは1メートルありますか。1メートルという基準に疑問しかありません。地上表面から何センチがベストかはわかりませんが、少なくとも私は1メートルは間違っていると思います。赤ちゃんや子供を本当に考えるなら、地上、表面で線量測定するくらいでよいのではないのでしょうか。国では1メートルであろうと2メートルであろうと、町独自で何センチと決定すればよいのではないのでしょうか、お伺いします。

除染業者が選べないという再質問なんですけれども、ほとんどの業者は大丈夫だと思いますが、信用がいまいちな会社があった場合、除染を行う際、除染前後の放射線線量測定はしますが、線量測定を同じ会社で行うと、言い方が悪いですが、測定の仕方一つでごまかせるんです。浪江町で平成26年1月16日に、モニタリングをしている方が報告した数値に対して責任者が低い数値は知らない。高い数字を言えと言っていた。そのような測定をしているのであれば、モニタリング結果を信用できないとの事例もあったようです。同じ会社に除染前後に線量測定をさせるのはいかながなものかだと思います。可能なら、第三の機関が放射線量測定はできないのでしょうか。良い業者しかいなければ何の問題もないでしょうが、町内での事例もあり、不安な方もいると思います。自宅は完璧に除染したいという方もいますのでそういう方のためにも選べないとなれば、6月定例議会で若月議員とかぶるところもありますが、ガンマカメラ購入も視野に入れていただきたいと思います。というのは、川内村でガンマカメラ機械を購入し、自分達で行うことで住民理解が得られるという話もありますので、それが最善策に近いと思いますので考えをお伺いします。

カードサイズに縮小する考えはあるかの再質問ですけれど、カードサイズは一日も早くやっていただきたいのですが、高齢者でカードを使用しない方などはそんな物に税金を使うなどという方もいますので、必要な物は必要だし、どこかに販売しているわけでもないの、必要最小限でも良いので希望者だけにでも発行してはいかがですか。お伺いします。

○議長（小黒敬三君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（吉田公明君） 議員おただしの700万円の件でございますが、これにつきましては現在、四次追補までの中間指針しか出ておりませんので、今後の状況については、町としては先ほどもご説明申し上げたとおり、町内全域一律賠償を求めていくという形で国、東京電力に対しての働きかけを再度行っていくという形でご理解いただきたいと思っております。

○議長（小黒敬三君） 帰町準備室長。

○帰町準備室長（山本邦一君） モニタリングポストにつきましては、先ほども設置についてご説明、ご答弁申し上げたところでございますが、連続してその特定地点の線量率の変動を監視するという目的でございます。それで、その高さ1メートルの測定につきましては、妊婦や母胎への影響等を考慮して1メートル測定を行っているところがございます。

議員ご指摘のような安全面、健康面を考慮して行動する際への活用なんです、町で配付した測定器を用いて行動されるのが適切かと考えております。

○議長（小黒敬三君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（岩野寿長君） それでは再質問の関係についてご答弁申し上げます。まず、線量の調査ですけれども、事前調査に1回、それから除染直前と直後のモニタリングを実施してございます。その際には、当然環境省の職員、それから町職員が立ち会いのもと実施しております。

それから、ガンマカメラの購入の件でございますけれども、これは大変高額だということもございまして、それで、関係課と実現の可能性を検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（小黒敬三君） 町民税務課長。

○町民税務課長（宮田良二君） 議員の質問です。一日も早く必要最小限、または希望者のみはどうかということでございますが、やはり町民全体の部分を全体で考えなくてはならないと。そうした場合、一部のものだけカードどうのこうのということではまずいと。ですから、一応先ほど申しましたように、カード化の予定ということ

考えますとありませんということです。

○議長（小黒敬三君） 2番。

○2番（佐々木勇治君） 再々質問はありません。私の一般質問を終了いたします。ありがとうございます。

○議長（小黒敬三君） 以上で、2番、佐々木勇治君の一般質問を終わります。

---

○議長（小黒敬三君） ここで昼食のために午後1時30分まで休憩いたします。

（午前11時50分）

---

○議長（小黒敬三君） 再開いたします。

（午後1時30分）

---

#### ◇松田孝司君

○議長（小黒敬三君） 午前中に引き続き一般質問を行います。

6番、松田孝司君の質問を許可いたします。

6番。

[6番 松田孝司君登壇]

○6番（松田孝司君） 6番、松田孝司と申します。議長の許可を得ましたので一般質問をさせていただきます。質問方式は一問一答方式、質問事項は通告のとおり。まずは現在の避難生活環境について、そして復興公営住宅について、最後に帰町に向けての3項目、いくつかにおいて質問をさせていただきます。

まず現在の避難生活環境についてですが、(1)古里を追われてから避難生活も早3年6カ月、私の仮設住宅生活も3年2カ月経ちました。当初は4畳半一間の部屋の狭さに驚き、果たしてどうやって床を取ろうかというところから始まり、考えることを求められ少しは悔しさを紛らわされました。今は押入れを始めトイレまでいたるところに棚、棚、棚ばかりです。仮設住宅の点検も何度も施工業者が来ていますが、私の部屋の出入り口の戸と南側の掃出し口の戸、突貫工事といえ建てつけも無様、当初から戸を締めても上が隙間が無くても下側で2センチぐらい空いています。施工業者は、何度も確認しては写真を撮って県に上げておきますと言っていますが、直しますとは1回も言っていない。あとはなしのつぶてです。戸の鍵を閉めるにも一苦勞していますが、冬は冷房、夏は暖房は増幅され快適感にはほど遠く、いたせりつくせりの生活環境でここまで過ごさせてもらい、だいぶ暑さ、寒さに耐えられるようになって

います。仮設住宅に住んでいるからかもしれませんが、地元の方とも多くの知人ができ、何かあると声をかけたり、かけられたりして親睦を深めています。

普段そんなに多くは回れませんが、時間の許す限りよその仮設住宅、知人の住んでいる借り上げ住宅、家を新築したり、購入した人のもとを訪ねていろいろと話を聞く機会があります。

その中で感じることは、仮設住宅では大部分の町民が3年以上暮らすと、同じ古里を追われたという共通意識からかコミュニケーションもとれ、知人も増え、お互いが協力し苦しさの中にも頑張っている姿が見受けられます。社協の人達なども巡回訪問していますので、居住環境は最悪ですが、借り上げ住宅の人達よりは恵まれていると思います。

その点、借り上げ住宅や新たに家を新築や購入している人達、特に高齢者の方は孤立化して大変な思いをしていると感じられます。浪江町で車を運転していた人も、慣れない土地で交通量の多い中、道路に慣れなく運転を辞めた人も多くなって、出かけるのにも苦労している人がおられます。周囲とも馴染めず、ある程度顔見知りになって仲良くなっても、どこ出身ですかと聞かれ、浪江町だと言うと次からは手のひらを返し、よってもこなくなったと言っている人もいます。

3月にも孤独死対策を質問しましたが、訪問、見守り、健康相談を重点しながら心のケアに重点を置き実施しているとの答えがありました。そして民生委員の方の活動も県内をブロックごとに訪問相談等を中心に避難前の活動に近づけるように活動できるものと考えていますと言っていたと思います。

それから半年過ぎましたが、借り上げ住宅や新たに転居した人たちへの孤立化防止対策、現実に活動して順調にしているのか、それとも何か問題点が生じているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（小黒敬三君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤尚弘君） ご質問にお答えいたします。訪問活動などをし、必要と判断した場合は現在、専門各機関につなぎ、連携して防止を図っておりますので、少しずつではありますが予防が図られているものと考えております。また、7月からひとり暮らし高齢者等に民生委員の訪問活動がなされております。

問題点は、孤立はさまざまな疾病に陥る可能性があるということです。特に栄養不足、服薬管理ができない、先の見えない不安によるアルコール依存症などです。したがって、長期避難生活におきまして、今まで以上に孤独や孤立にさいなまれる人への対応に慣

れた専門家の派遣が必要だということです。

○議長（小黒敬三君） 6番、松田孝司君。

○6番（松田孝司君） 大変な苦勞をしているのはわかると思います。ただ私が思うには、確かに介護福祉課だけでは無理だと思うんです。はっきり言って月に何回もは行けないと思います。そして借り上げの人、特に高齢者の人たちは結局フットビジョン見ても現実に見ていないんです。私も直接言われたんですが、顔を合わせて声をかけてもらいたい。そうすると安心感があると言っているんです。それも介護福祉課だけでは私は無理だと思います。ただ、全町的に婦人会でも老人会でもいいです。行政区でもいいですけど、各方面から全面的に浪江町民の声かけ運動とかやってもらって、みんなで孤立化を防ごうとそう向かっていったほうがいいのではないかと私は思っています。できたら、その方向でお願いしたいと思います。要望でいいです。

次の質問に入ります。（2）現在仮設住宅には、集会所などに入っているいろいろな備品が入っています。卓球台、パソコンやマッサージ機やマイクのカラオケ機械、除雪機など、各仮設住宅で使用実績が様々だと思います。ある仮設住宅ではまだ袋から出してない所、飾っておく所もあります。集会所にパソコンを備え付けてありますが、覚えて人も確かに多いと思います。しかし、教える人がいなくて使っているところを見たことはありません。マイクのカラオケ機械も歌いたい人も確かにいると思います。機械を使いこなせる人がいなくて仮設住宅では使っているところは少ないと思います。除雪機械も雪国に住んでいないから当然ですが機種選定の手違いから使えなかったという仮設住宅もあります。

原因はいろいろあると思いますが、やはり仮設住宅では日中高齢者が多く、動かせる若い人はいないんです。いろいろな器具があつて、有効利用することによって閉じこもり防止にもつながると思います。除雪機も水気の中で使用する機械ですので、半年以上動かさないと錆などが生じ、いざというときに利用できなくなる恐れもあると思います。今回の定例会でも、もう1台増やすと議案に入っていますが、果たして動かせる人がいるか。まずこれは大変だと思います。あとメンテナンスもしっかりと考えてほしいと思います。町としてメンテナンスを考えているかもしれませんが、いざ使用する時に使用できるようによろしくお願いしたいと思います。

仮設住宅の備品機器等の使用実績調査や除雪機等メンテナンスの考えはあるのかお尋ねします。

○議長（小黒敬三君） 生活支援課長。

○生活支援課長（大原教知君） ご質問にお答えいたします。

仮設住宅の備品機器等の管理は、現在自治会が行っております。町が使用実績調査を特に行うことはありません。

なお、集会所に備えてある機器の多くは、各自治会が直接支援者より提供されたものですが、メンテナンス等は、各自治会より連絡があり次第、随時対応しております。また、除雪機については、本年10月末から11月上旬にかけ、メンテナンスを実施する予定でございます。

○議長（小黒敬三君） 6番、松田孝司君。

○6番（松田孝司君） 今聞いたところ、すべて自治会に任せられているということですが、自治会では理解しているのでしょうか。私も自治会の役員をしていたとき、役場から一回もそういう話はありませんでした。現実には自治会に詳細に説明をして分かりやすくしてくれないと、備品を預けても使いこなせる人を育てるのも町として大事だと思うんです。ただ、機械を預けられても自治会に任せるから使ってくれと言ったって、使い方がわからなければ動かさせないと思います。そういう方向もよろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に入りますが、皆さんご承知のとおり全町民は全国に離散しています。私の行政区でも当初は、北海道から大阪までの各都道府県に避難していました。現在は山形県から神奈川県の間と少しずつ古里に近く狭まってきています。

昨年9月にも行政区のあり方について質問しました。その時には地区住民の絆の維持、地区住民との連絡機関、復興へ向けての協議機関ということで活動を支援していくという答えがありました。行政区の人も全国ばらばらに避難し、最初は絶対帰ると言っていた人も、日一日と状況も変わり、もう帰るのをあきらめ避難先に家を求めた人も多くいます。行政区長さんの中にもどうしていいのかわからない人もいるかもしれません。ある行政区では解散して役員だけのところもあると噂には聞いています。3年以上避難してから1回も総会や役員会を行ってもいないところもあると聞いています。行政区をどう維持していくのか。ここにおられる皆さんも行政区の一員ですから、行政区長さんだけに頼っていいのでしょうか。避難指示解除となれば行政区単位で考えて進めていかなければならないと思います。田村市都路地区では2割ぐらいしか当初戻らず、せっかく戻っても周りに帰っている人が少なくてもまた避難している人も聞いています。せめて、4割から5割行政区に人が戻らないと行政区が成り立たないおそれもあります。農地や宅地の維持など1割、2割の戻った町民で、残りの8割から9割の町民の戻

らない農地、宅地周辺の維持管理ができるかどうか大変だと思います。浪江町行政区活動補助金を申請していないところは、行政区として活動していないおそれもあると思います。

前回も言いましたが、私の行政区では各方部に世話人を置いて孤立化や孤独死を防ごうとしています。そうすることによって絆の維持や行政区としてのコミュニケーションの維持、存在価値があると思っています。町としても、どう行政区を維持させていくのか支援していくのではなく、積極果敢に申すこし係わるべきではないかと思っています。町として、今後の行政区のあり方や方向性をどう考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（小黒敬三君） 総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） それではご質問にお答えします。

行政区につきましては、地域住民の情報の交換の場であり、行政区固有の行事等開催を通じて自然に住民の絆が維持されてきました。ご指摘のとおり、震災から3年半が経過する中、全国各地に避難している住民の孤立化などに対応するためには、行政区長さんを中心としたこれまでの地区住民の絆、そしてこれからの絆の維持が非常に重要であると考えております。一方、酒田行政区を皮切りに本格除染が開始されております。少しずつではありますが、浪江町の復旧・復興が本格的に始まる中、今後におきましても連絡調整が必要な場面がさらに多くなってくると思います。今後とも地区住民の絆の維持や、町と地区住民の連絡機関といたしまして、一層行政区の活動を支援してまいりたいと思います。

さらに、そういう機会、行政区の総会等の機会等がございますので、そういうときに他地区の取り組みなどを紹介しながら支援していきたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（小黒敬三君） 6番、松田孝司君。

○6番（松田孝司君） 総務課長としてはそれが限度だと思います。

ただ、皆さんも行政区の一員なんです。やっぱり行政区長さんを支え合ってみんなで復興に向けて頑張らないと、区長さん一人で背負って大変なんです。その点をよろしく願います。

次は、復興公営住宅についてですが、復興公営住宅の第1期募集分528戸の抽選が7月16日行われ、浪江町町民の方も抽選に受かって良かったと言っている人もいました。

復興公営入居に当たって、先の見えない中、終の住処になるかもしれない。だから当然だとは思いますが、住所を移したほうが良いのか、移さないほうが良いのかとよく聞かれます。その他、新たな生活が始まるにあたって多くの不安を感じていると思います。



復興公営住宅にも町外コミュニティの考えから仮設住宅と同じく自治会を設立することになると思います。先ごろ飯舘村の復興公営住宅では鍵の引き渡しが、今度入居する公営住宅の自治会長に渡したと聞いています。小さな村ですからお互い見知っていますから、誰が自治会長に適任か、ふさわしいか、入居者同士、役場でも分かっていたのかも知れません。

ただ、私たちが仮設住宅に入居したときは、自治会を設立する際、町では一切関係ありませんから、自治会の入居者同士でつくってくださいと言われたんです。規約とか会長とか、入居者名簿も個人情報だからと言ってみせてはもらえませんでした。いろいろ設立に当たって苦労した思い出があります。結局、最初入居した人からみれば3カ月以上が経って、やっと自治会が設立されました。それでも桑折町の仮設が一番早かったと思います。確かに公営住宅の規模も地域も違うから統一した規約は無理かもしれません。今回は仮設住宅入居時の煩雑していた時と違い、ある程度落ち着いていると思います。町でも想定して既に作成してあるかもしれませんが、復興公営住宅入居に当たり、住所変更の是非や自治会運営等ある程度想定したものをマニュアル化する考えをしているのかお尋ねいたします。

○議長（小黒敬三君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） お答えいたします。入居に当たっての住所変更についての考え方ですが、現在、原発避難者特例法に基づいて、住民票の異動は必要とされておられません。ただ、この法律に基づく届出避難場所証明書の発行が必要になりますので、避難住民届の提出をお願いするようになるかと思えます。

次に、自治会運営等の統一したマニュアル化についてでございますが、基本的には県営住宅が主なものになるかと思えます。

住宅管理運営上の自治会と、今議員がおっしゃられるように、仮設住宅等でのコミュニティとしての自治会という形で自治会自体の考え方もちょっと違っているところもあろうかと思えます。ここでは、コミュニティの維持という分での自治会という捉え方でいきたいと思うのですが、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町の4町と福島県との間で自治会のあり方についての会議を、こちらが主体的に進めているところです。県としては、この中で自治会の規約等も作成した上で、受け入れ自治体との意向も取り入れて策定するなど、統一したルールづくりを進めて県が配置するコミュニティ交流員を軸にした交流活動を実施すると言っておりますが、いまだ具体的な姿が示されておられません。

このこともありまして、コミュニティ交流員制度を活用して、各町村ともどんな形でそれを付加していけるのかということを検討していたのですが、先に立つものができていないということから、各自治体への協議も急にと言いますか急いでやっているところです。ただ、各自治体の事情等もあって、なかなか統一したマニュアルというふうにはなかなかならないのかという感じもしております。

いずれにしましても、年内中に入居も始まる状況もございますので、早急に関係機関の協議を急いでいるところでございます。

○議長（小黒敬三君） 6番、松田孝司君。

○6番（松田孝司君） 町民は皆さんと同じ年齢層ではないんです。高齢者が多いんです。高齢者に分かりやすく、いろいろ文書にわかりやすく書いてほしいと思います。現実には帰る見込みはなくて復興公営住宅に終の住処になる人も確かにいると思いますが、多くの人は聞いているんです。本当にどうしたらいいんだろうと、浪江町民で税金払わなくてこのままでいいのだろうか心配している人もいます。一人当たり幾らって避難市町村にやっているのもわからない人もいます。もう少し町民にわかりやすく説明する場を設けてほしいと思っています。本当に杞憂となればいいのですが、みんな住所移して、町に住まない。移ったから住所を移すんだという人も結構多くいますので、分かりやすく説明してくれればいいと思います。これも要望で終わります。

次の質問に入ります。今回の復興公営住宅は県営住宅を兼ねて作られているかもしれませんが、町の復興計画の町外コミュニティの考えも含まれて作られていると思います。駐車場も定かではありませんが、噂では1戸当たり1.5台とか聞いています。あとはもちろん集会所は作られると思います。入居者も高齢者が多いと思いますので、高齢者に寄り添った施設や、ある町村では同じ町村の人と交流できるように宿泊可能な集会所を作るとも聞いています。私達も高齢者も町外コミュニティとしてどんな付属施設ができるのか楽しみにしています。

高齢者の方達は、苦勞して古里の礎を築き上げてくれた人達です。古里を追われ長い避難生活から、残された余生をなに不自由なく過ごさせるのも私達の努めだと思っています。ただ、古里では高齢者とはいえ、何かしら生きがいをもって動いていたことと思います。私の父ですが、農繁期の忙しく動きまわっているとき、90歳を過ぎて30キロの米袋を持とうとしていたくらいですから、どこでもその年齢に合わせてさまざまに生きがいをもって古里では動いていたのではないのでしょうか。安住の生活の場としての復興公営住宅を求

めているとは思いますが、部屋の中に閉じこもらないように、高齢者にも生きがいを求められるものが復興公営住宅に移っても必要ではないかと思えます。

今、答えられる範囲でいいですので、復興公営住宅に付随してどのような付属施設を考えているのかお伺いたします。

○議長（小黒敬三君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） お答えいたします。復興公営住宅に付帯する生活関連サービスの設置については、受入先自治体の既存施設等を基本的には利用するとしております。ただ、これでは間に合わない支障をきたした場合には、既存施設の補強・拡充あるいは新規施設の整備ということを行うこととしております。

このような中、まず付帯施設で明確になっているのは、二本松市油井石倉地区への診療施設整備があげられます。現在の安達運動場仮設住宅にあります町立津島仮設診療所を住民の皆さんの健康状況などを考慮して、拡充も視野に入れて整備するという形で今国との交渉をしているところでございます。このほかに県としては、大規模団地に生涯学習機能を有した集会所といったものを整備したいということで、現在、浪江町・双葉町・大熊町・富岡町の4町を交えて機能の検討を進めているところでございます。想定としては、単に集会所ではなくて、今、各仮設等にありますデイサービスセンターですか、そういったケアセンター的なものを付加した形でできないかということの検討をしているところでございます。また、現在のサポートセンターについても、そういったことで継続できないかということの検討もしております。

そのほか、コミュニティ復活交付金の中では、入居者の希望に応じた農園、菜園等の整備といったことも可能となりますので、これは入居者が決まった段階でということになっておりますが、そういった整備もできるように今進めているところでございます。

○議長（小黒敬三君） 6番、松田孝司君。

○6番（松田孝司君） これはただの県営住宅ではないと思えます。町でも復興計画で3カ所に町外コミュニティをつくるとうたっているはずですが。その場所には、きちんとしたものをつくってもらわないと、そこで復興住宅に住んでいる人だけではなく、そこに移り住んだ借り上げの人達も、移り住んでいる人もいるわけです。その人達も集まれるような場を設けてもらわないと困ると思えます。そして、先ほど言いましたように、部屋の中で閉じこもるのではなくて、外で遊べるということは失礼ですが、外で安らぐ場、そういうところを、あずまやとまではいいませんが、土いじりできるとか、みんな

で楽しめる場を設けてほしいと思います。これも要望になりますが、よろしくお願ひしたいと思います。

次に質問に入ります。これも前回、ペット愛好家の入居について質問しました。ただ限られた一部の復興公営住宅にしか入居出来ないとお聞きしました。今回の東日本大震災の災害公営住宅で、ペットの飼育ルールに各自治体間で差があり被災者が困惑しています。心の支えであり「家族」であるものが数や大きさに制限があり入居を諦めている人も居るそうです。確かに自治体側も音や臭いのトラブルへの懸念が拭えず、条件をどう定めるか苦慮していると思います。

ただ、岩手県の釜石市は市民の要望に応じて、4月以降に整備する市営住宅を全てペット可としたそうです。棟は分けず飼育者が集まるよう部屋割りを決めるそうです。今まで私の住んでいる仮設住宅では南側に飼育者が集まるよう部屋割りして一緒に生活していました。ある程度の糞の問題はありましたが、あとは別に問題はなかったと思います。せっかく仲良くなって新たな繋がりができても、ペットを飼っているだけで同じ復興公営住宅に移れないことにもなりかねません。復興公営住宅は今までの仮設住宅よりは隣の足音、物音も聞こえず、はるかに暮らしやすくなると思います。ペットを飼っても管理を徹底すればそんなに問題にならないのではないかと思います。ペットを飼っている人ばかりの復興公営住宅になれば、逆に問題が生じるおそれもあるかもしれません。行政区でもペットのいない行政区はなかったと思います。復興公営住宅整備の箇所すべてペット可にすべきだと思いますが、どう考えているのかお尋ねいたします。

○議長（小黒敬三君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） お答えいたします。ペットを飼ってらっしゃる皆様におかれましては、住居面の確保等で苦労なさっていると認識しております。

福島県に対してもその状況を伝えておきまして、本来は、ペット飼育ができないとなっている公営住宅であります。今回の復興公営住宅については、何とかペットも入れるようにという要望を続けてきております。まだ具体的にどこということになっておりませんが、できるだけ戸建てタイプについては一部においてその入居も可能とするという方針で検討がなされております。

復興公営住宅すべてをペット可能にというご質問ですが、これにつきましては逆にペットを嫌う方もいらっしゃるという現状からいって、なかなか難しい問題ではないかと考えておるところで

ございます。

昨年の意向調査の結果によっても、かなりの方が浪江町内においてもペット飼育されているということになっておりますので、ペット飼育をされている方が入居できるような配慮を今後ともしていただきたいということで整備を求めていきたいと思っております。

○議長（小黒敬三君） 6番、松田孝司君。

○6番（松田孝司君） 浪江町民は平等です。ペットいる人もいない人も平等に入居できるようよろしく願いいたします。確かに、すべてに入居というのは無理かもしれませんが、できる限り多いところに入れてもらわないと、お互いできた絆がまたばらばらになってしまいます。せっかく3年何カ月も仲良くなって、ただペットがいるからだけで離れるのは本当に寂しい限りです。よろしく願いいたします。

次に、帰町に向けてですが、除染後の空間線量について現在の考えはということで町長に聞くつもりでしたが、これは紺野議員の考えでお聞きしました。

ただ、6月の定例議会のときに産業建設常任委員会で酒田の除染完了の現場を視察しました。環境省や除染業者も除染の目標値はありませんと言っていたんです。ただ、表土を5センチすき取って5センチ覆土するだけで終わりですと言っていました。現地では1マイクロシーベルト以上の線量があったところもあります。全部ではないですが。基準もなく、ただ除染しました。線量は高くても低くても関係ありませんでは、町民は果たして安心して古里に戻ろうと思わないと思います。毎時1マイクロシーベルト以上では3カ月で1.3ミリシーベルト、放射線管理区域と同じです。放射線管理区域というのは、そこで水を飲んでも、物を食べても、眠ってもだめなところなんです。そこで我々が生活しろといっても、はっきり言って無理だと思います。今現実に甲状腺がんが、疑いを含め福島県の子供さん達30万人のうち104人いたそうですが、福島県では被ばくの影響ではないと言っているんです。普通は100万人に1人か2人のところなんです。放射能の高いところに住むということは、あとで何があっても国や東京電力ではなんの補償もしてくれないと思います。放射線の因果関係を認めるには可能性ではだめです。ある事柄が事実として認められる確実性の度合いの高い高度な蓋然性が必要になります。絶対無理です。70から90%確実でないは無理だと、国とか裁判ではいわれています。だから、なるべく放射能の高いところで生活はできないと私は思います。町からもしっかり再除染してもらうように、よろしく願いしたと思います。これは質問ではな

く要望にしておきます。

あと除染後の各家庭の維持管理についてですが、本来除染完了後、各家庭に引き渡し完了すれば住民が維持管理をするのが当たり前だと思います。ただ線量も下がらず、今、平成29年3月に役場周辺が避難指示解除予定ですが、そのほかまだまだ避難解除は先だと思えます。現実には除染が終わって住めるまで何年かかるかわかりません。帰りたい人は確かに毎日でも行って管理している人もいます。しかしもう帰るのを諦めた人や高齢者でなかなか家に帰れない人、車もなくバスで月1回の一時帰宅で、それも2時間ぐらいでは満足に家や庭など維持管理が出来るでしょうか。帰町したくてもせっかく自分の家をきれいに手入れしても、周りの家が荒廃しては帰町する意欲も萎えてくるのではないかと思います。除染後の各家庭の維持管理について、帰町するまでの長期間の維持管理をどう考えているかお尋ねします。

○議長（小黒敬三君） 帰町準備室長。

○帰町準備室長（山本邦一君） ご質問にお答えいたします。

除染後の不動産等個人の財産の維持管理につきましては、原則各個人で対応していただく必要があると考えておりますが、議員ご指摘のとおり、避難が継続している中での個人管理については、様々な課題がございます。

まずは、町民の方が町内に立ち入りしやすくする環境または滞在しやすくする環境を整えていくことが肝要であると考えております。そのためには、立入制度全般の検討のほか、生活道路・上水道の復旧加速、さらには復興まちづくり計画の中に記載してございますボランティア拠点の整備、町内外への移動手段的確保、一時滞在施設の確保策など、町民が立入り滞在しやすくする環境整備について総合的に検討してまいります。

○議長（小黒敬三君） 6番、松田孝司君。

○6番（松田孝司君） 道路とかは確かにわかります。ただ本当に確実に各家庭なんです。帰らないとした人は手入れしませんから悪いけど。そこを荒れ放題になっているところは、隣はきれいにしても、隣の人は大変だと思います。本当に帰る意欲はなくなると思いますので、よろしくその点将来考えるべきだと思います。酒田も除染して、平成29年3月にははっきり言って帰る見込みはないと思います。それが4年、5年そのままほったらかししておくと、こんな木もこのぐらい太くなります、5年になると。それではいろいろ管理もできなくなって、庭とかみんな荒れ放題になりますから、その点も考える時期だと思います。

次の質問に入ります。浪江町内の主な施設の復旧状況についてですが、上下水道の復旧が平成28年度まで完了を目指すと書いています。町内でも除染や災害復旧復興工事で土木建築業者も人手不足、資機材も価格も高騰し、重機車両も奪い合いの状態になっています。大平山の墓地造成工事も工期を延長せざるを得ませんでした。

今、東京オリンピックが2020年開催決定し、東京では地価が高騰しはじめ工事も本格的に始まろうとしています。

中間貯蔵施設も県、双葉、大熊両町も受け入れも決め、これから中間貯蔵施設関連の工事が増えることが予想されます。そして隣接町村の道路も交通量の増大が見込まれると思います。工事の遅れがますます予想されます。上下水道工事ですけれども、新設ではなくて復旧工事です。工事も既存施設とのかかわりがあり、新設工事より、なお手間がかかると思います。これから上下水道工事のみならず、かなりの帰町に関する復旧工事が増えると思います。埋設工事の場合、見えなくなる箇所ですので、かなりの立ち会い検査も入ります。復旧事業課のみならず、今の専門技術、職員だけで今後の復旧工事の施工管理体制が対応できるのでしょうか。下水道の復旧、平成28年度の管理を目指すとありますが、可能かどうかお尋ねします。

○議長（小黒敬三君） 復旧事業課長。

○復旧事業課長（中田喜久君） お答えします。まず、上水道の復旧状況であります。8月31日現在で津波地域を除いた地域の27.6%の復旧が終了いたしております。今後は、下水道・浄化槽などの復旧状況などと調整しながら復旧を進めていき、平成28年度の完了を目指しております。

次に、公共下水道であります。浪江浄化センターについては平成27年度の復旧完了を予定しております。管渠については、平成28年度の完了を目指しております。

また、高瀬地区農業集落排水については、浄化センターの復旧は今年度に完了する予定であります。さらに管渠についても、平成27年度の完了を目指しております。

○議長（小黒敬三君） 6番、松田孝司君。

○6番（松田孝司君） 平成28年度完了を目指すで、完了するとは言っていない。ただ、この下水道工事ですが、これは全部ではないです。たぶん今応急的に復旧できる役場周辺までだと思います。町場になるとまた大変な仕事が増えます。1軒1軒確認して了承して得ていかないと工事は入れないと思います。これはこれで置きまして、次の質問に入ります。

復興町づくり計画についてですが、議会が終わると時間の許す限

り各仮設住宅や借り上げ住宅に顔を出していますが、そこに感じる  
ことですが、本当に帰りたい人が多くいます。その中に私達の年代、  
そして若い人も結構おられます。俺は避難指示を解除されたらすぐに  
帰ると言っている区長さんも現実には居ます。今も復興策定委員会  
が開催しているかも知れませんが、今度は町づくり計画の実行に入  
る時期だと思います。今までの帰りたい人、帰るのを諦めた人、ま  
だ迷っている人の三者三様の復興策定委員会の進め方では、これか  
らはなかなか前に進まないのではと思います。今までは計画作成で  
した。これからはいかに実行していくかが問題になると思います。  
これからは区長さんで帰りたい人や、その区長さんに真に帰りたい  
人を推薦してもらい、その人達と共同で復興を進めて行くのも一考  
だと思います。自分が現実に帰るのでから切実に今何が帰るたび  
に必要かどうかすれば良いか真剣に考えてくれると思います。

区長さんは行政区で信頼信望されている人だと思います。そこか  
ら真の帰りたい人達に協力を求めるといろいろと利便性もあると思  
います。これからまず行政区や地域を動かせる人でないと、なか  
な物事は前に進まないと思います。まちづくり計画、本当にすぐ  
でも帰りたい人達と進めて行くべきではと思いますが、どう考  
えるかお尋ねします。

○議長（小黒敬三君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） ご質問にお答えいたします。今、議員  
がおっしゃられましたとおり、これまでの復興計画策定あるいは昨  
年度の浪江町復興まちづくり計画等につきましては、多くの町民が  
委員として参加していただきました。ただ、そこには今議員がおっ  
しゃられるように一日も早く帰りたいと考える方、あるいは決めか  
ねている方、帰らないと決めている方それぞれいらっしゃったと思  
います。今年度は、議員からおっしゃられるまでもなく、復興まち  
づくり計画の実現に向けての年ということで取り組んでおります  
が、具体的には住宅の関係、商業、医療、介護等必要なサービスに  
ついて避難指示解除想定時期までに何ができるか、そういったと  
ころの実施工程作成を進めているところでございます。その過程では、  
当然関係団体との検討が必要になるわけでありまして、議員ご指摘  
のように、帰りたい方等の会議を進めていけば、事業が早くなるの  
ではないか、促進するのではないかという考え方もあろうと思いま  
すが、だからと言って帰りたい方だけが町づくりをする権利がある  
ということではございませんので、そこは事業、事業に応じてケー  
スバイケースで考えてまいりたいと思っております。

○議長（小黒敬三君） 6番、松田孝司君。



○6番（松田孝司君）　すぐに帰りたい人も、がむしゃらに帰りたいと思っていないと思います。やっぱり仲間づくりから始まると思います。ただ、結局はどうしても足を引っ張る人も出てきます。同じ意思をもって動かないと前には進まないと思います。やっぱりその人達で何がいいか。今現状こうすればいいと考えていかないと、その人達も仲間に引き込むようなことが大事だと思います。行政区でもそうですが、現実みんなごちゃまぜで考えるのではなくて、本当に帰りたい人、そこから選抜してその人達に協力してもらい前に進めてもらわないと、町だけで復興策定委員会だけでやっていただけではどうしようもないと思います。本当に帰りたい人、本当に区長さんに声をかけて帰りたい人、そこから広げていくのも、だんだん末広がりになっていくのではないかと私は思っています。確かに公に町としては、帰りたい人も帰れない人も悩んでいる人もみんな一律に考えていかななくてはならないと難しいと思いますが、現実今復興に向かっていくんです。復興に向かっていくときには復興に向けて本当に帰りたい人から話を進めていかないとどうしようもないと思います。私だけの思いかもしれませんが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後の質問になりますが、先週中間貯蔵施設の受け入れを県、双葉・大熊の両町が表明しました。県内いたる所に黒いフレコンパックがありますから、それを見ているとどうしても行く先が気になります。これから地権者との話し合いですから、すぐにとはいかないと思ひます。ただ、実際中間貯蔵が決まり運搬が始まるとどうでしょう。先般町長の談話が新聞に載っていましたが、確かに運搬道路、既存の道路だけでは大変だと思います。国道114号にしても運搬道路としては不備が多いと思ひます。今から別のバイパスを作る時間もないと思ひます。応急的に退避所を設けないと、一般の立ち入りする人や復旧工事関係者にとっても死活問題だと思います。それでなくとも現在、人手不足や資機材不足で復興に遅れが出始めています。除染も当初より遅れています。ライフラインも少しずつ進み始めてはいますが、まだまだ先が見えないのではないかと思ひます。

浪江町復興まちづくり計画が今年の3月、3カ年計画で、平成29年3月に避難指示解除に向けて制定されました。私も建設会社で現場監督をしていましたからわかりますが、計画を決めてもすぐには進まないのはわかります。いろいろな準備があります。今除染工事でも大幅に遅れています。大平山の墓地工事しかりです。いろいろな工事が終わっても、すぐに住めるわけではありません。工事と並行

して帰町準備をしても、すぐに戻って生活できるわけではないと思います。住むには自分なりに納得して確認しないとなかなか戻れないと思います。仕事が終わりましたからすぐ帰りますとはいかないと思います。ある程度時間がかかると思います。復興拠点の中心として当面は国道6号と浪江町役場周辺を中心と位置づけ、段階的に拡大していきますと言っていますが、今どこまで進んでいるのでしょうか。まだ調査段階から足を踏み入れたところだと思います。

買い物などの生活に必要な施設、医療、介護、福祉等の一体型センターなど集約しての確保と言っていますが、一軒一軒地権者との話し合いや調査が進んでいるのでしょうか。

多くの町民は平成29年3月避難指示解除なんて無理だべと言っているひとは多いのです。遅れるなら遅れるで早く言ってもらわないと言っています。現実的に無理なら無理で言ってもらわないと、間際までいって無理だと言われると、何やってんだと町民から言われると思います。現実を直視して、避難指示解除後の変更、復旧・復興進捗状況により、早めに町民に知らせるべきではと思いますが、どう考えているのかお尋ねします。

○議長（小黒敬三君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） それではお答えいたします。

政府が示している浪江町の避難指示解除見込み時期といいますが、避難指示解除準備区域及び居住制限区域では発災から5年、帰還困難区域では発災から6年ということで示されております。その後、国の除染計画あるいは廃棄物の処理計画が変更されまして、除染の遅れと相まってインフラ復旧の工程にも遅れが生じるなど状況が変化しておりますので、国に対して避難指示解除見込み時期の適切な見直しを求めてきております。

国では、更なる加速を図るとのことで現時点での見直しには応じておりませんが、今後の進捗状況を見つつ、国と引き続き協議してその決定に向けての動きを加速させたいと思っております。

○議長（小黒敬三君） 6番、松田孝司君。

○6番（松田孝司君） 避難指示開示区域、5年で解除と言っていますが、現実に除染終わらないでしょう。終わらないで解除できないでしょう。これはたぶん6号線と役場の部分的な解除だと思うんです、私は。町民は確かに、町で5年で解除すると言っていますから解除すると思っているんです。それでは困ると思うんです。現実に帰れないのに、町で言っているからと実際帰れないと言われたら、町民はやはり怒ると思います。現実にここは帰れますと具体的に言って段階的にここは何年の何月、ここは何年に計画がちょっとこういう

状況で遅れますとか具体的に言ってもらわないと、平成29年3月にみんな帰れると思っっているんです。現実にもものを見て除染も終わらないから無理だと言っっているんです。ただ、町としてこんなことは正確にいつ頃帰れますと、はっきりその段階で随時遅れても構わないと思っるんです。そう言ってもらいたい人結構多いんです。平成29年3月、本当に帰れるのかとみんな私は言っられています。帰れてもほんの少しでしょうとは言っているのですが、現実的に直視して、現況はこういう状況だからちょっと遅れますで怒らないと思っるんです、早めに言ってくれると。ただそういう方向で進んでほしいと思っています。これは要望ですよろしくお願ひします。

これで一般質問終わります。

○議長（小黒敬三君） 以上で、6番、松田孝司君の一般質問を終わります。

---

#### ◇平本佳司君

○議長（小黒敬三君） 次に、5番、平本佳司君の質問を許可いたします。

5番。

[5番 平本佳司君登壇]

○5番（平本佳司君） 5番、平本佳司であります。議長の許可をいただきましたので、一般質問をいたします。なお、方式は一問一答方式で質問させていただきますので、よろしくお願ひします。

質問に入る前に我々も被災者ですが、このたび広島豪雨災害を受け、亡くなられた方々に対し哀悼の意と被災された方々に対しお見舞いを申し上げたいと思ひます。では限りある時間でございます。そしてまた貴重な時間でございますので早速入らせていただきます。

まず最初に、副町長の事務分担等に関する規則についてお伺ひします。去る7月5日プレス発表によりますと、我々議員も初耳の副町長辞職の件に対し質問させていただきます。平成24年6月の定例議会において副町長2人制を上程し、副町長定数条例の一部改正を行った経緯をおさらいの意味で説明を求めます。

○議長（小黒敬三君） 町長。

○町長（馬場 有君） お答えいたします。この経緯についてですが、東日本大震災からの町民の暮らしの再生とふるさと再生を強力に推進するため、多岐にわたる諸課題にスピード感を持って対処するために、副町長2人制を導入した経過がございます。

○議長（小黒敬三君） 5番、平本佳司君。

- 5番（平本佳司君） 今現在の事務分担というか、役割分担をどうなっているかお尋ねします。
- 議長（小黒敬三君） 総務課長。
- 総務課長（佐藤良樹君） 今現在については、1名が欠けた状況になっておりますので、副町長を中心としまして1名体制で臨んでいるところでございます。
- 議長（小黒敬三君） 5番、平本佳司君。
- 5番（平本佳司君） 今分担をしているということでございますが、平成24年6月の定例議会において2人制にした、先ほど町長から答弁ありましたように、いろんな意味合いのもとでこれは1人で、副町長1人という形で職務等、いろんな意味合いで町長、そしてまた副町長1人という状況よりは、2人のほうがいいだろうという形で提出されていると思います。その中で全議員が理解いたしまして、2名制をとったわけです。その中で今現在においても副町長1人でございますが、副町長2名にする予定はありますか。
- 議長（小黒敬三君） 町長。
- 町長（馬場 有君） 今後の予定であります。現在、前の副町長が辞職してからちょうど2カ月ですか経過いたしまして、その間いろんな課題の進捗がございまして。さらには、いろんな事情が今推移しております。そういう状況を見て、現体制で現在は乗り切っております。そういう状況の中で、もうちょっと時間を見て2人制に、いわゆる1人補充したほうがいいのかどうか判断していきたいと考えております。
- 議長（小黒敬三君） 5番、平本佳司君。
- 5番（平本佳司君） 今、町長のほうから、今後は検討して2名体制に必要なときにはするということでございます。したがって、私も同感で平成24年6月定例議会の議事録を拝見させていただきました。その中でも出てきたのが、質疑の中でさまざまな質疑がありました。今後町長は様々な課題の中、第二副町長には私の政治判断の下、諸課題の具体的な下地をつくる、主に政務担当の副町長にしていきたいという答弁していると思います。とするならば、今後一日も早く、今現在も本庁も含めて2カ所のところに配置されておりますので、一日も早い段階で任命すべきだと私は思いますので、よろしくをお願いします。

次に、東日本大震災復興加速化のために与党が提出している第4次提言案、またこれまでプレス等で発表されておりました政府案についてお尋ねします。

まずは、先ほど午前中の先輩議員からもお話がありましたように、

中長期的な地域の将来像として町はどう取り組み、策定していくのかお尋ねします。

○議長（小黒敬三君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） 議員おただしの地域の将来像に関しましては、昨年12月に閣議決定されました「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」において政府は「双葉郡を始めとする避難指示区域の将来像について中長期的に、かつ、広域の視点で」、あるいは「地元の意見を十分踏まえつつ、検討を進める」としております。

これについて、本年8月28日に根本復興大臣が示した「根本イニシアチブ」の中で「復興庁が、有識者による検討会を設置し、まずは一定の方向性をとりまとめる。検討会と並行して、地元自治体等との協議を深める」という方針が示されております。

この検討会が具体的に、いつから、どのように始まるかということはまだわかっておりませんが、いずれにしましても、浪江町の復興の考え方をきちんと説明し、意見をしていきたいと考えております。

○議長（小黒敬三君） 5番、平本佳司君。

○5番（平本佳司君） 今後、国、県に対して町としての考え方をきちんと説明しながらやっていくということでしたが、いままではまったくやっていなかったのでしょうか。

○議長（小黒敬三君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） いままでも今回の提言に基づくという形で今後やっていくというお話でありまして、これまでも要求、要望はしてきております。

○議長（小黒敬三君） 5番、平本佳司君。

○5番（平本佳司君） 次に、県が政府に対し、重点要望10項目を求めて最重点6項目について、復興大臣が実現に向けてスピード感を持ってしっかり取り組むと答えた一つに「福島国際研究産業都市」いわゆるイノベーション・コースト構想についてお尋ねします。

従来どおりの被災自治体ごとの要望、要求を行えば、昔とおった、すなわちどこにでもある箱物行政に怠るのではないかと私は危惧しております。

そこで、復興の町づくりには雇用の面からも大きなウエートを占める政策であることから、各自治体間で調整が必要と思いますが、その考えをお持ちですか。また、これを踏まえて町は何らかのプランをお持ちですか、お尋ねします。

○議長（小黒敬三君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） イノベーションコースト構想に対する

対応の部分でございますが、これにつきましても今議員からお質しのとおり、各主要プロジェクトが出ておりまして、これについても分野別の検討会を設置することとされております。これについても、町としては積極的に関与していく方針としております。

町の復興拠点の整備とあわせて、双葉郡北部の復興拠点としての浪江町が、どういった役割を担うことができるのかといったこともしっかりと検討した上で、国、県と連携しながら取り組んでいきたいというところで調整をしているところでございます。

○議長（小黒敬三君） 5番、平本佳司君。

○5番（平本佳司君） いわゆるイノベーションコースト構想っていういろいろあると思いますが、他の市町村の取り組みなどはロボット開発そしてまた廃炉技術の先端地域を目指すということで、例えば一つの例でございますが、富岡町ではエコテッククリーンセンター、管理型の処分場なんですけど、これの建設の受け入れを復興策としてやるということの話もあります。また、いわゆる南双葉郡においては、医療施設や双葉未来学園校などの様々な復興策を打ち出されていますが、我々浪江町では何らかの秘策でもあるのか、まだ見える動きがないように見えます。その辺いかがですか。

○議長（小黒敬三君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） 今、出ています学校の関係であったり、あるいはロボットであったり、先行して始まったところがどちらかという主体的に場所も含めて設定されているところはございますが、まだ町は除染も終わっていないというところも含めてあります。

ただ、第一原発に一番近い低線量で住める場所があるという強みがあるわけで、そこを何とか集中的にやっていきたいなという構想は持っております。

具体的にまだ、どういったイノベーションコーストで言っている主要プロジェクトの中のどれを持ってくるということまではいっておりませんが、そういった浪江町の強みを生かせるものをなんとか持っていききたいということで検討しているところでございます。

○議長（小黒敬三君） 5番、平本佳司君。

○5番（平本佳司君） その件に対して、他の自治体と協議等はしておりますか。

○議長（小黒敬三君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） このイノベーションコースト構想に関しましては、双葉郡の中では研究会の段階で町村会の会長である大熊町長と立地町の協議会の会長である檜葉町長が委員として参加をし、他の双葉郡内の町村長については、オブザーバー参加というこ

とでございました。これではイノベーション構想の主たる用地である双葉郡内において、そういうことでいいのかということも含めて町村会を通して要望し、その提言をしていこうということで進めてきたわけですが、残念ながら最後までそこについては、郡内での共通したご理解を得ながら進めるということには至らなかった経過がございます。

そういったこともありますので、今後分野別に作られるであろう検討会、ここにはぜひとも入って、意見を述べていきたいと考えているところでございます。

○議長（小黒敬三君） 5番、平本佳司君。

○5番（平本佳司君） 町の対応についてなるほどそうかということだと思っております。

次に、これは自民党というか、政府与党案で出されました東日本大震災復興加速化のための第4次提言の中に、町内の家屋解体について、その一部でお尋ねします。

この内容の中に、現在、避難指示12市町村内においては半壊未満の荒廃家屋であっても、住民に帰還意思がなく、帰還する他の住民の安全や地域の荒廃抑制の観点から支障が生じる事がある場合、生じた解体費用は国費で負担するとなっています。

現在、まさに除染が進行中であり、除染が終了した地区があとからこの適用されるということになりますと、すなわち無駄な税金といえますか、二重手間になるのではないのかと思います。

町は、求めている解体除染も今後どう国のほうに要望していくかお尋ねします。

○議長（小黒敬三君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） お答えいたします。今議員のお質しのとおり、与党提言のなかで言われているところは、町としても要望していた部分でございます。解体除染といいますか、除染の一環としてそういった解体での除染もできないのかということの要望も含めてやってきたところがございます。

今回、与党提言の中でなっている部分については、既に予算化をされている中身ではございます。ただ具体的にどういったものをどういった基準によって壊していくのか。そういったことが一切まだ示されておりませんので、そういったところの具体化に向けて今予算の活用の仕方について、福島復興局と相談、協議をしているところでございます。今年度行う町づくりの実施計画の策定作業も踏まえながら、こういった解体撤去の必要性については訴えてまいりたいと思っております。

○議長（小黒敬三君） 5番、平本佳司君。

○5番（平本佳司君） 先ほどいいましたように、二重の税金投入にならないように、国に解体除染を認めさせて明確な内容をぜひ町民に対しても徹底した周知をしていただいで安心できるような施策を打っていただければと思います。よろしくお願いします。

次に、県、双葉町、大熊町などの立地町が中間貯蔵施設建設を受け入れると発表されました。隣接している当町の町民に対して説明がないのはなぜなのですか。受け入れ決定後の説明では、後の祭りであり、いままでの町の対応を含め、以下何点かお尋ねします。

①中間貯蔵施設建設予定地からたった5～6キロメートル、あるいは直線にするともっと短い距離の所に設置をすることに対して、帰町を心待ちにしている住民はなえるのではないのかと思います。また、それに対する安全策はどう取り組むのかお尋ねします。

○議長（小黒敬三君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） 中間貯蔵施設の受け入れの関係での基本的な考え方の部分でございますが、まず町の復旧・復興のためには除染を推進して放射線量の低減を図ることが必要だということについては、皆さん同じだと思います。

しかし、本格除染を行うと放射性廃棄物が発生しますが、中間貯蔵施設ができるまでは、町の場合ですと各行政区に仮置きをしていただくということで進めているところでございます。

これまで、除染がなかなか進まない理由の一つとして、中間貯蔵施設の設置が明確にならないことによって、仮置き場が決まらないという状況もございました。町としましては、中間貯蔵施設は、地域の復旧・復興のためには、重要な施設であるという認識をしております。今回福島県と双葉・大熊町の両町には非常に重い判断をしていただいたと考えております。

そのうえで、中間貯蔵施設の設置につきましては、適正な施設管理を行い施設の安全が担保できることが一番重要であると考えておりますので、これに対してはしっかりと安全対策を講じるよう求めていくということにしております。

○議長（小黒敬三君） 5番、平本佳司君。

○5番（平本佳司君） 町としても町民に対しての説明はしないということですか。

○議長（小黒敬三君） 町長。

○町長（馬場 有君） お答えいたします。環境省のほうに中間貯蔵施設の施設について、町民のほうに説明を求めるということを何回も繰り返して要請をしてまいりましたが、現在のところ返事が来てい



ないという状況であります。

○議長（小黒敬三君） 5番、平本佳司君。

○5番（平本佳司君） 同じく同施設建設にあたりまして、建設交付金1,500億円のうち両町（双葉、大熊）でございますが、直接交付額といたしまして850億円の提示がありました。原発立地時においては、直接交付金等はまったくといっていいほど交付されなかったわが町でございました。いざ事故が起これば甚大な被害だけを被ることを身をもって体験した我々だからこそ、同じ轍を踏まないためにも、建設受け入れに対し、隣接町としての町民の声をもとにした具体的な内容の申し入れを何回行っていたかお伺いします。

また、国、県からのこの件に対して何らかの提示があったのかお尋ねします。

○議長（小黒敬三君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） この件に関しましては、13番紺野議員にもお答えしたとおりでございますが、今現在、国・県から説明は一切受けておりません。県が今後主体となって協議を進めるものとは思いますが、そういったことも含めまして、早急に内容の確認をし対応していく考えでございます。

○議長（小黒敬三君） 5番、平本佳司君。

○5番（平本佳司君） 今後どのような方向で町は県、国に働きかける予定ですか。

○議長（小黒敬三君） 町長。

○町長（馬場 有君） 国、県のほうには、やはり議員お質しのとおり、私どもは中間貯蔵施設のできる隣接町であります。そこには搬入をしてくる県内の瓦れき等の問題がございます。その時に必ず私ども自治体の土地、道路を通って来るといような状況もでてくると思います。そういう状況の中で、そこは安心できるような、安全であるような搬入の仕方であるとか。あるいはそれに対するインフラの整備をきっちりやっていたかかないと、混雑も予定されますので、そういう安全性、安心性の問題から言っても、やはり我々はインフラを完全にさせていただくという形です。

それから、我々電源立地対策交付金等をいくらかはいままでいただいできました。しかし、その二の舞にならないように、私どもはやはり請求するものは請求していくということ。これは道路の問題も含めていろんな事象が出てまいりますので、いろんなものを含めて我々としての交付金の交付、それを要求してまいりたいとこのように考えております。

○議長（小黒敬三君） 5番、平本佳司君。

○5番（平本佳司君） 先ほど町長から話がありましたように、インフラそしてまた搬入道路の確保も含めて、今後も県、国のほうに強く要望していただければと思いますので、よろしくお願いします。

大項目の最後になりますが、復興まちづくり計画の整合性についてお尋ねします。

まず、帰還困難区域に極めて高い線量地所にあります大柿ダムの利用及び計画にですが、平成27年春に避難指示解除準備区域の解除をめざしている檜葉町では、住民の帰町に向け、飲み水等の不安から木戸ダムの湖底除染を国に要求しました。国は安全性を強調して除染は必要ないといわれました。当町はもっと悲惨な場所に大柿ダムがあります。このことから町として湖底土の除去等の要求を強く求めていますか。

○議長（小黒敬三君） 復旧事業課長。

○復旧事業課長（中田喜久君） お答えいたします。

ダム湖内の濁水が取水する懸念がありますので、ダム取水口、放流口の2カ所でそれぞれモニタリングを実施しており、今後の対策を検討しております。あくまで濁水の拡散を抑制するための対策で根本的な解決にはならないと考えております。

請戸川土地改良区、3市町により、湖底の除染対策について要望を行ったところであります。引き続き、湖底の拡散防止対策を要望していきたいと考えております。

○議長（小黒敬三君） 5番、平本佳司君。

○5番（平本佳司君） そうしますと、湖底土の除去等に関しては要求していないということですか。

○議長（小黒敬三君） 復旧事業課長。

○復旧事業課長（中田喜久君） 湖底土の除去については、今除去については考えておりません。なぜかという、今の湖底土については、かなりの放射性濃度が高いため、それについての対策を今後農林水産省と環境省のほうに協議しているところであります。

---

○議長（小黒敬三君） 暫時休議、答弁調整行います。

（午後 2時45分）

---

○議長（小黒敬三君） 再開いたします。

（午後 2時48分）

---

○議長（小黒敬三君） 復旧事業課長。

○復旧事業課長（中田喜久君） ただいまお答えした内容について一部

訂正していきたいと思います。

今、環境省と農林水産省のほうで協議しております。農林水産省のほうは除去していきたいと考えておるようでありますので、今後一層要望活動をしていきたいと思います。

○議長（小黒敬三君） 5番、平本佳司君。

○5番（平本佳司君） 私の質問は、湖底土の除去等を含めて、町として要求というか、国に要望しているのかということでございます。

○議長（小黒敬三君） 町長。

○町長（馬場 有君） 請戸川土地改良区としては要望しております。

また、町としてもこれから強く要望していきたいと考えております。

○議長（小黒敬三君） 5番、平本佳司君。

○5番（平本佳司君） よろしく申し上げます。

別な観点からもう一つなんです。要望するということですが、今後は、南相馬市の小高区においても平成28年中あるいは平成29年春には大柿ダムより用水路を通して、水田耕作のため通水するといっています。今、上水は大丈夫だという話がありましたけれども、ダム湖は大雨、梅雨、台風などで混濁し、その汚染された水が排出されれば、水管、隧道も含めて付着するというのが事理明白であります。そうなれば除染等は今も不可欠、不可能だと思います。推理されます。

安全は担保されているのか。先ほどの話の中では、これから協議をしてまた要望、要求していくということでございますので、ぜひとも河川敷も含めて同様これから強く除去を求めてやっていただければと思いますので、よろしく申し上げます。

次に、常磐道の開通の整合性と区域見直し、あるいはそれにもなう賠償の整合性についてお尋ねします。

午前中の質問にもありましたが、平成26年中に南相馬浪江間の開通、平成27年のゴールデンウィークまでには浪江－富岡間の開通を予定しています。一時立ち入りの利便性や今後復旧に向けて車両の行き来には大切な事かもしれませんが、浪江インターは帰還困難区域内です。それを除染したから通すというのは私は納得いかないということです。特に、帰還困難区域に隣接している地区住民からも、浪江インター近くの方々は、除染もしていただき賠償もそのままでは納得できないという声が出ています。そもそも区域再編時に行政区割りではなく大字単位で区域分けしたのが間違いとの声が開こえます。区域見直しと賠償はリンクしており、特別扱いはないと思います。今回の対応について区域見直し地区と賠償の整合性をお尋ねし

ます。

○議長（小黒敬三君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） まず、常磐自動車道開通に伴う部分につきましても、防犯体制の強化等につきましても、現在対応しておりますが、常磐自動車道開通に合わせた区域の見直しということは今考えておりません。

除染につきましても、常磐自動車道本道につきましても、東日本高速道路において、国道114号沿線につきましても、国が除染をしているということでありまして、浪江インターチェンジ周辺の民有地の除染は全く行われておりません。それから整合性ということですが、昨年の12月に閣議決定されました原子力災害からの福島復興の加速において、国はこれまでの何としても全員帰還させるんだという方針を大きく転換させて、長期間帰還できない住民も出るという考え方に方針転換をしました。それに伴って700万円という賠償金も打ち出してきたわけですが、これに対しまして町としては先ほども答弁しておりますけれども、区域による差別であるとか、町民の分断を避けるためにも強く抗議をするとともに、改善を求めてきているところでございまして、今も一律賠償を求めている状況でございまして。

○議長（小黒敬三君） 5番、平本佳司君。

○5番（平本佳司君） 今、一律賠償という話がありましたが、それでは先ほど出ましたように、平成26年12月26日の第4次追補で帰宅困難区域、いわゆる帰還困難区域に対し一律700万円の賠償を示し、帰還困難区域に隣接する地域も同様の賠償をなされるとも、柔軟に対応するとも示されています。この点について今まで交渉を行っていただけますか。

○議長（小黒敬三君） 訂正ありますか。5番、平本佳司君。

○5番（平本佳司君） 平成26年ではなくて平成25年で訂正してください。

○議長（小黒敬三君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（吉田公明君） 先ほど復興推進課長からお話ありましたように、県の12プラス1関係とか、国、県との事務レベルの際には、全地域一律賠償ということで現在も強く要望しているところでございます。

○議長（小黒敬三君） 5番、平本佳司君。

○5番（平本佳司君） 要望しているということでございますが、交渉は行っていますか。いつ、どこで何回ぐらい要望、交渉等を行っていただけますか。

- 議長（小黒敬三君） 産業・賠償対策課長。
- 産業・賠償対策課長（吉田公明君） いつというご質問でございますが、日にちまでは持ってきていないのですが、12プラス1ということで、1カ月に1回程度の賠償関係の打ち合わせ関係がございますので、その中でその都度、先ほど申し上げたとおりの形で要求しているということでございます。
- 議長（小黒敬三君） 5番、平本佳司君。
- 5番（平本佳司君） 1カ月に一度程度ということでやっているということでございますが、町としては町民格差をなくすために一律賠償を求めてきたはずです。この帰還困難区域に隣接しているところも含めて、どのような要望をしてきたかお尋ねします。
- 議長（小黒敬三君） 副町長。
- 副町長（檜野照行君） どのように交渉してきたのかということですが、交渉という場はまずない。我々は要求するだけ、現実的には改善を求めるという立場で求めています。先ほど課長からもありましたように、12プラス1というのは、12というのは12市町村です。それに対して国とか、それからプラス、もう1で県も入っているのですが、県と国と12というような場は実は設けられています。それ以前は、実は8プラス1プラス1という中で我々意見が述べられる場がありましたが、今の具体的な国の進め方というのは、12を対象にしてということは、8町でやったときにはある意味では浪江町の意見は8分の1の意見として重きはあったと。現実は今12分の1という姿での実は意見に現実には判断されるというのが現状です。
- 我々は一貫して一律に求めているというのは、第4次追補が出る前までのいわゆる国が我々と一緒に区域再編をしたときの賠償の考えというのは、戻る時間までの時間軸で賠償が違っただけでした。ですから、基本的には時間が6分の5というのは、5年で解除するというところと、6年で解除するというところは、例えば実質的には6年まで解除されなければ同じになりますよねということで、町も、当然あの当時説明した国もいわゆる同じ賠償になりますという説明をしたと思います。そのとおり我々も思っていたんですが、第4次追補というのは全く別な概念で出されておりました、いままでの中間指針で出されてきた3次までの賠償の骨組みと全く違うもので、あの当時は6年経てば帰還困難区域も戻れるという前提で6年に現在も法律上は解除見込み日が我々命令を受けていますが、そのように状況は変わっていますけども、浪江町は一貫して、今皆さん、議員もお質しのとおり、帰還困難区域だけではなくて、まさに解除準備区域と言われているところも今現在も戻れない状況でありますか

ら、ですからこれが時間軸が同じくなっていくのだとすれば、同じような賠償をしていただきたいというのは、当然我々も思っていますし、町民も思っているということで、それは強く機会あるごとに求めています。

ただ、求めています、それが簡単に実現するかというとなかなか、今皆さんが承知のような状況で、いわゆる第4次追補が出されて、それでもって今新たな賠償が動き始めているというのが実態ですから、絆の維持とか分断という意味では非常に厳しい状況に我々はおかれていますというのは認識していますが、いずれにしても、ああそうですかと折れる気はありませんので、しっかりと住民の考えを今後とも強く訴え続けて、なるべく実現するように頑張っていくという心構えで現在も向かっております。よろしくお祈りします。

○議長（小黒敬三君） 5番、平本佳司君。

○5番（平本佳司君） ただいま副町長答弁のとおり、帰還区域再編時には帰還困難区域が6分の6、居住制限、準備区域は6分の5になるが、我が町は平成29年度まで解除しないため、残りの6分の1は時期はずれても支払いただけるので格差はなくなると。ただ復旧・復興のため区域を開けますという町の説明があって、住民は納得したはずです。

しかしながら、今では先ほどありましたように、第4次追補の中で、だいぶ格差が出てきた部分があります。住民からもだいぶおかしいだろうという話も出ています。ぜひとも、今後は国といろんな面で一律賠償を求めて、ぜひとも昨年12月に出された第4次追補が1年後にはたぶん見直されるのかという甘い考えで私はいますが、多分今年の12月あたりには、また第5次追補、第6次追補という形で出てきたときには、町民が納得できるような指針が出るように、今後とも国に要望、要請をしていただければと思いますのでよろしくお祈りします。

次に、常磐線から西側です。いわゆる第三工区と位置づけされている地区の今後の対応についてお尋ねいたします。

町は、復興まちづくり計画の中では、役場本庁舎を中心に幾世橋地区、高瀬地区、もちろん町場の権現堂地区を復興の拠点とし除染・復旧作業を行っていますが、いわゆる第一工区、第二工区といわれる常磐線の東側については、いつ頃まで町民が安心して住める町にしていくつもりかお尋ねします。

○議長（小黒敬三君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） 議員おただしのとおり、復興まちづくり計画においては、平成29年3月を避難指示解除の想定時期として

おりますので、そこまでに整備をしていきたいということで進めております。

○議長（小黒敬三君） 5番、平本佳司君。

○5番（平本佳司君） 先ほど同僚議員からもありましたが、今現在の中では平成29年3月の解除に間に合うのかというのが非常に疑問符でございます。間に合うように今後行っていただければと思います。よろしくをお願いします。

その後、常磐線より西側の地区は、いつまでに除染をし、インフラ整備をし、希望者が自宅に住める状況になるのですか。また農地は耕作できますか。まちづくり計画の中では西側に対しては何ら具体策が示されていません。ただ、復興拠点、いわゆる第一、第二工区の整備が完了次第、西へ西へ徐々に伸ばしていくということで大堀地区、荻野地区をはじめ線路から西側の町民は帰るに帰れないという声が非常に多いです。新工程を含む具体的な計画をつくるべきだと思いますが、いかがですか。

あわせて帰還困難区域についても具体的工程表をお示しいただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（小黒敬三君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） 議員お質しのいつまでという部分につきまして、明快に答えられないのは非常に悔しいのですが、現在の状況についてお話をさせていただきます。

町全体の復旧・復興のためには、まず拠点を形成するということが重要だという考えでおります。そこで復興まちづくり計画に定める浪江町全体の復興拠点の整備を進めたうえで、それを足がかりに段階的に西側に整備を拡大していきたいということで、復興計画の中には載っております。

ただ、整備地域の拡大にあたっては拠点の整備が完了したあとということではなくて、できるところから並行して進めてまいりますということであっております。なお、除染後の農地管理等につきましても、現在関係機関の会合等をとおして、対応協議をはじめたところでございます。

また、帰還困難区域につきましても、国の除染計画も策定されてはおりませんが、先ほどから出ていますように環境保全に力をそそぐ必要があると考えております。その意味では道路沿線の草刈り作業の実施、そういったもので環境整備を図っていくという予定になっております。また、昨年度のモデル除染の結果を踏まえて除染あるいは土地利用の方向性も検討してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小黒敬三君） 5番、平本佳司君。

○5番（平本佳司君） 復旧・復興というか、解除に向けて一工区・二工区、拠点も含めてぜひとも常磐線東側だけを中心に考えるのではなく、西側も含めて町全体を見るべきではないかと思っておりますので、今後よろしくをお願いします。

最後になりますが、帰町後の緊急時避難計画についてお尋ねします。先日、8月10日にプレス発表されました県内自治体の緊急時避難計画に示されました未策定の自治体は、当町を含む9市町村でした。とりわけ当町は平成29年3月の避難指示解除を目標としており、避難計画の策定については解除時期の直前になる見通しとあり、理由については、町民がどの程度、どの地域の方々が帰町するか予想がつかないと言っていました。私は逆だと思えます。できるだけ早く策定し、町民に提示してはじめて町民が帰町の判断ができるのではないかと思います、いかがですか。

○議長（小黒敬三君） 帰町準備室長。

○帰町準備室長（山本邦一君） ご質問にお答えします。

現在、県及び市町村、関係機関と連携いたしまして、広域避難計画の策定を進めているところです。本計画は、今般の災害及び事故のように広域的に避難せざるを得ない状況になった場合を想定して、暫定的に震災前の人口、居住実態をもとに策定を進めているところです。

これら、広域避難計画を含めた地域防災計画全体の見直しを、避難指示解除前まで策定する方針ですが、現況と合わず実効性の伴わない計画とならないようまちづくり計画もしくはさまざまな状況を踏まえまして、議員ご指摘のとおり出来るだけ早い段階で策定し、住民の皆様にお示ししたいと考えております。

○議長（小黒敬三君） 5番、平本佳司君。

○5番（平本佳司君） それがないと、どうしても町民は不安がって帰れないという状況になりますので、こういう施策をしたから、計画を立てたから、避難計画を立てたから安心ですから、安全ですから、もし戻りたいという方は戻れますよという方向で持っていければと思いますので、よろしくをお願いします。

帰町を希望されている方は、安全、安心して暮らせるまちづくりを担保していただければ、それは条件としていただければ、それを解除する、要は平成29年目指している解除も最大の理由となりますので、その辺も含めてやっていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

以上で私の質問を終了させていただきます。ありがとうございます。



した。

○議長（小黒敬三君） 以上で、5番、平本佳司君の一般質問を終わります。

---

○議長（小黒敬三君） ここで3時25分まで休憩いたします。  
(午後 3時11分)

---

○議長（小黒敬三君） 再開いたします。  
(午後 3時25分)

---

◇馬場 績君

○議長（小黒敬三君） 16番、馬場績君の質問を許可いたします。  
16番。

[16番 馬場 績君登壇]

○16番（馬場 績君） 日本共産党の馬場績です。

質問の第一は復興の課題と今後の対応についてであります。質問の順序を入れ替えて、まず最初に中間貯蔵施設の問題から質問したいと思います。

原発避難から3年半が過ぎました。現状を見るとときに原発事故からの復旧・復興の課題があまりにも未知のものであることに改めて慄然とする思いであります。

その一つが県知事をして「最大の迷惑施設」と言わしめた中間貯蔵施設の県知事判断による双葉、大熊両町への建設容認であります。その一方で佐藤知事は「搬入受け入れ容認は別物」とし、国に5つの条件、即ち①県外最終処分の方案成立、②交付金の予算化と自由度の確保、③搬入ルートの維持管理と周辺対策の明確化、④施設と搬送の安全性、⑤国と県、大熊、双葉両町の安全協定案の合意を提示したということであります。率直に言ってかかる重大な問題について「最大の迷惑施設」の建設について浪江町は3キロメートル、5キロメートルの同心円内にあり、ある意味では敷地内ともいえる浪江町など関係町村に及ぼす長期の影響を考えれば、結果報告だけで済ませられる問題ではないでしょう。それでは町民の誰もが納得できないと思います。

そこで町長にお尋ねします。

1) 「最大の迷惑施設」について、町民の帰還と町の復興、長期管理と安全対策、その影響について町はどのように考え、どのように国や県に求めていくおつもりなのか。

2) 国が交付する3,010億円の3区分についてであります。改め

て新聞報道をもとに検討いたしました。

区分1としたわけですが、即ち1,500億円のうち大熊、双葉に直接交付する850億の差額650億円があります。この財源を周辺町村の復興と生活支援のために活用出来ないのか。

区分2、復興や風評被害など、県全域の復興交付金1,000億円と周辺町村への復興交付はどうなるのか。

区分3、廃炉を考慮した地域振興の510億円の活用について、国や県からどのような説明を受けたのか。何もないというお話でしたけれども、いずれにしてもそういう問題があります。また、そのことについて町はどのように対応していくおつもりなのか。その他県は双葉、大熊2町に150億円を直接交付するとなっております。

大きな3番目の問題で、この問題では除染作業の通過車両など、今でも混雑する国道114号沿線は、今後予想される膨大な除染汚染物質などの搬送混雑と交通事故、さまざまな事故、周辺汚染そのことは避けられないであります。その防護・安全対策をどうするのか。だからこそ、県が国に求めた5つの条件こそ、浪江町が国、県に求めるべきではないでしょうか。お答えください。

次は、集中復興期間の延長と復旧・復興についてであります。

政府が2015年度末、即ち来年度末で終了とする集中復興期間の問題です。

浪江町議会は去る7月25日、これからが「集中復興」の本番であり、その延長と財政支援を求めて政府と県内選出国會議員、自民党や共産党など各政党に、復興に向けた第一の要望の柱としてこれを取り上げ、その実現を求めてきました。県内出身のある国會議員は「25兆円の予算は使ってしまった。問題は財源をどうするかだ」と率直に伝えておりました。去る9月2日には我々被災3県の共産党県委員会と地方議員団が11省庁出席のもと「期間延長と長期にわたる復興関連事業の財源確保」を求め、要請をおこなってきました。出席した復興庁参事官は「復旧・復興は進んでいる。各県の事業を見て考える」と答えましたが延長について明言はしませんでした。政府としては財源の問題はあるでしょう。しかし我々は、地震・津波・原発事故で街も人の暮らしも根こそぎ破壊されてしまったのです。しかも原発事故は人災であり、空前の被害と損害を被ったわけでもあります。政府は復旧・復興・生活再建に必要な人も、必要な金も、必要な地位も最後まであらゆる支援を全力傾注する責任があると思います。

福島は復興なくして日本の復興なしのあの公約を思いつきのスローガンにされては困ります。

被災3県の中で福島県、とりわけ浪江町は面積の8割を占める帰還困難区域の除染の計画もない高濃度汚染と除染の遅れはあまりにも歴然であります。終わっていないどころか、始まっていないのが現状であります。

そこで①、町は県にも働きかけ集中復興期間の延長と復興交付金による必要かつ十分な財源確保を迫るべきであります。改めて答弁を求めます。

②平成24年10月に第一次浪江町復興計画が議決されました。そして今年3月には復興計画策定委員会了承のもと、「故郷再生を見える形にし、加速」していくために「浪江町復興まちづくり計画」が示されました。そこにある避難準備区域を対象にした「浪江町全体の復興拠点の形成」、「町外コミュニティでの生活再建」など町民が期待する事業の具体化と進捗、今後の対応についてお示しいたきたいと思っております。

行政報告では平成29年3月完成とありますが、それに向けた具体的な取り組みについてお示しいたきたい。

次は、原発事故の特異性と集中復興の認識についてであります。

原発事故による放射能汚染という特異な環境のもとで、根本的課題である故郷再生をどう進めてゆくのか、生業と町民一人一人の生活再建をどう進めてゆくのか、復興計画とどう連携してゆくのか、将来像はどうあるべきなのか、それを「集中復興」という限られた時間軸で解決できるものなのか、本来はどうあるべきなのか、政策対応に対する町長の認識をお示しください。

次は、福島・国際研究産業都市構想と浪江町の計画・構想についてであります。

去る6月21日の新聞でも報道されましたが、きょうもここで議論されました。復興庁が「避難解除等区域復興再生計画」の改定計画を打ち出したわけでありまして。福島・国際研究産業都市（イノベーションコースト）構想は全赤羽経済産業副大臣の私的研究会の提案とはいえ、12市町村の復興や帰還取り組みともかかわるものであり、双葉郡の北の玄関である浪江町としては着目すべき構想であると思っております。

私は再生可能エネルギーの拠点整備と、医療機器産業の集積や、中小企業の基盤整備、あるいは雇用確保につながるものであるべきでないかと思っております。町民の中には、東北電力敷地跡地に宇宙開発研究所がよいという提言もありました。イノベーションコースト構想に浪江町はどう絡んでいくのか。浪江町の計画と構想についてお示しください。

質問の第二は廃炉・汚染水対策の問題であります。

悪化する福島原発事故の現状、増え続ける一日400トンもの汚染水、原発がなぜ爆発したのか。溶け落ちた核燃料はもちろん、建屋内がどうなっているのかさえ現在わかっておりません。しかし、「世界一安全な原発」などと新しい布陣で原発の再稼働や、輸出を強行しようと執念を燃やしているのが安倍政権であります。事故は収束したどころか、福島原発の廃炉に向けた取り組みはまさに終わりの見えない、未知の課題とその挑戦の連続でしょう。

身近なところで起きたのが廃炉作業に伴うガレキ粉じんによる広範な汚染であります。昨年8月中旬に行った3号機のガレキ撤去作業が原因であることが、黒い稲穂など農林水産省の調査で明らかになりました。汚染の事実を突き付けられても、東電はそれを正面から認めておりません。広範な放射能粉じん汚染は、復興と帰還に直結することは先ほども議論されました。

一つは、昨年8月12日と19日の作業当日、東電敷地内の連続ダストモニタリングで高濃度汚染の警報が鳴り、東電社員など12名の身体汚染を確認していたのに、周辺環境汚染調査はまったく放置されていたことです。

二つは、農林水産省はSPEEDIによる昨年8月19日の拡散予測の分析をもとに、ガレキ撤去のものであることを今年3月に、これを東電に指摘しました。再発防止を求めていたが農林水産省は公表はしておりませんでした。これも問題であります。

三つは、東大大気海洋研究所中島教授らの調査で、原発から59キロメートル離れた宮城県丸森町でも通常の10倍を超えるセシウム濃度が確認されていることでもあります。そうした問題がありながら、有効な飛散防止対策をとらないまま1号機の建屋カバーの解体とガレキ撤去を進めようとしている問題であります。そのことに関して、浪江町の汚染の実態と東電による汚染調査、情報公開と飛散防止対策を申し入れされたのかどうか。

二つは、一時帰宅者に対する通報体制と健康管理の対応はどうされたのか。

三つは、仮設住宅のモニタリング設置、あるところとないところがあります。設置の現状と追加設置の対応についてお答えください。

次は、事故収束と汚染水の問題であります。

3年6カ月過ぎてもコントロールできない汚染水問題一つとっても福島原発はまさに今現在非常事態にあります。1号機の格納容器下の配管が破断、漏水が確認されました。果たして原子炉建屋下の高濃度汚染水はどうなっているのでしょうか。

それに山側からの膨大な地下水流入があります。建屋周辺の凍土遮水壁も、トレンチ（地下ケーブルトンネル）の凍土止水工事もデッドロックに乗り上げています。問題は海洋や周辺の汚染であります。仮に東電が言う冷温停止状態であっても地下水の汚染の拡散は今現在続いているのです。何をすべきか。国が前面に出て、まずは上流側での地下水対策を強化すべきでないでしょうか。出来ない理由が何かあるのでしょうか。

同時に10キロメートル圏内の浪江町として、浪江町エリアを含む周辺沿岸と周辺地域の地下水汚染調査、水の通しやすい砂岩と泥岩で形成されている原発周辺の地下水動態調査の申し入れをすることです。どうされるのか。

二つ目には、廃炉や、汚染水対策で情報開示等々、国や東電の姿勢が障害になっているといわれております。そこで県の「廃炉安全監視協議会」の体制強化と県協議会の市町村に対する情報開示と連絡強化を求めるべきと考えます。どうされるのかお答えください。

次は、賠償問題であります。

一つは、福島原発事故自殺訴訟と福島地裁判決に対する認識をお質したいと思えます。

川俣町山木屋の渡辺さんが「妻の自殺は原発避難によるもの」と東電を提訴。福島地裁は去る8月26日、因果関係を認め東電に賠償命令の判決を出したことはご承知のとおりであります。東電は控訴期限を待たず、謝罪とともに判決を全面受諾しました。判決の翌日、いわき市で行われた集会に三瓶議員と私も参加してこの報告を聞きました。原告弁護団は「多くの避難者に共通するもので、原発事故で自殺に至る人が出ることを東電は予見できた、という踏み込んだ判決は画期的」と報告しておりました。

私は道理あるこの判決の意味は次の3点にあると思えます。

一つは、「自殺は原発事故後の避難生活が原因」と明確に断定、正当な賠償命令を下したこと。

二つは、「原発が仮に事故を起こせば、核燃物質が広範に飛散、居住者が避難を余儀なくされる可能性を予見可能」と東電の責任と原発の危険を明確に示したこと。

三つは、「家族の安住の地と生活の場を自らの意思によらず突如失い、終期の見えない避難生活によるストレスは、耐え難いもの」と被災者に寄り添う判決を示したものであると思えます。

後でも質問いたしますが、長期避難による耐え難い精神的苦痛に対する増額賠償を求めたADRに対する浪江町の集団申立てにも共通する判決の中身であります。

そこで一つは、判決に対する町長の認識をお示してください。

二つは、同時に原発自死件数と、原発避難による自死件数と、3年半を過ぎても、なお続いている災害関連死、自殺防止のために何が必要なのか、新たな町の対応についてお答えください。

次は、ADR和解案と東電の対応についてであります。

和解案を受諾しようとしめない東電に対し、紛争解決センター調査官が異例ともいえる「和解案理由補充書」を8月25日東電に提示しました。私も読ませていただきました。理を尽くした補充書であり、浪江町の集団申立ての持つ特別な意味、そしてその申し立ての正当性について改めて私も認識を深めたところでもあります。補充書の最後にはこう書いてあります。「当センターはこれまでもいわゆる集団的な申立て事件を解決しており、(中略)個別の立証なしに当該事情を認定し、提示された和解案について、当事者双方が受諾の意思を表明してきた。」続けて「このような解決方法は、原賠法18条が、「和解の仲介」という、集団的に和解が成立することも可能とする柔軟な手続きを採用している趣旨とも合致するものである。」明解であります。和解案を受諾しない東電の不当性を厳しく批判しております。

そこで補充書提出と今後の見通し、非常に難しい問題だと思いますが、また今後の町の対応についてお答えいただきたいと思えます。

先程来、精神的損害と一括賠償700万円について議論がありましたが、私も質問いたします。

このことについて、中間指針第4次追補にある賠償の目的は「長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等による損害を賠償する」とあります。これは帰還困難区域に限られたものですが、それではそれ以外に個々に指摘されてある現実はないのでしょうか。町民は、まさに日々この現実化にさらされていることは明らかであります。さらに、終わりの見えない原発事故と長期の避難、帰還困難区域以外での精神的苦痛については、福島地裁自死判決で、事故を起こした東電の責任を断罪していることは先に述べたとおりであります。国、東電による区域再編と避難の現実を無視した賠償格差に翻弄されつつ、分断に対して怒りを募らせていることはご承知のとおりであります。

そこで一つ、帰還困難区域以外の「長期にわたる帰還不能」現実に見合う追加一律賠償の対応について改めて質問いたします。お答えください。

ここで一つの提案をしたいと思えます。「浪江町原子力損害賠償

請求に係る支援に関する条例」を活用し、新たに一律賠償を求めて新たな集団申立てを検討されてはいかがでしょうか。町長お答えください。

二つ、帰還困難区域の故郷喪失の実態をどのように認識されているのか。また、追加賠償についてどうあるべきと考えているのか、お答えをいただきたいと思います。

4番目に、住居確保に係る損害請求についてお尋ねいたします。

一つは、まず住居確保の現状把握についてであります。先ほどもありました。そこで県内と県外についての現状についてお示してください。

二つは、住居確保損害請求手続きは一部請求開始されております。そこで、全体通知が遅れております。これを早めるよう求めるべきではないでしょうか。また、請求手続きに関連して次の点を質問いたします。居住制限、解除準備区域で「移住することが合理的と認められた場合」について、我々議会がこれまで国、東電とのこれまでの交渉で「自己申告を認める」という柔軟な対応を確認してまいりました。この合理的と認められる範囲などについて、これまでの東電の姿勢を考えれば、東電による条件規制もいわゆる排除も考えられます。町としても「自己申告を認める」ということについて改めて町民に周知すると同時に、東電に対して自己申告を認めることを文書で求めるべきと思いますが、お答えください。

5)の問題として、住居の荒廃と改修費用の賠償についてであります。

問題は2点あります。1点は、建物修復費の賠償は「建物の修復費用の実費用が支払賠償額を超過した場合」となっておりますが、すでに東電が建物所有者に支払い済みの「修復費用」は建物賠償総額から差し引かれております。修復費用という賠償仮払いはあっても、賠償額に上乘せされているわけではありません。従って、雨漏りやかび、腐れ、動物による、破損など、住居、建物の荒廃が進んでおります。まさに「避難による管理不能」が原因であり、証明できる修復費用は別途別枠全額賠償を認めるべきであると思いますが、町の見解と対応をお示してください。

二点は、帰還困難区域にある建物の修復費用の賠償は認めていないことです。そもそも「避難による管理不能に起因する」ことは明らかであります。帰還困難区域であるからこそ、生きた証を消滅させるわけにはいかないのです。維持保全のために修復賠償の見直しを求めるべきではないでしょうか。以上2点についてお答えください。

第四の質問は、災害復興公営住宅の問題であります。

1) 全体計画と着工についてであります。先の国土交通省・復興庁に対する要請でも「福島県では用地確保の残りは500戸」とのことでしたが、現実はいまだに原発避難用は一戸も完成しておりません。一人の入居もありません。しかも報道によれば第一次整備計画3,700戸のうち約4割1,600戸の完成が最大9カ月遅れるということです。いつになったら入居できるのでしょうか。災害バブルによる資材高騰や人手不足などなど、入札不調の問題、工事の遅れもあるでしょう。しかし被災者の生活基盤整備事業として、何らかの通達を出すなど、国の責任で公営住宅優先の緊急対策が求められていると思います。浪江町にこの問題に対する対策と、浪江町にかかわる災害公営住宅の現状と今後の施策方針をお示しいただきたいと思っております。

2) 浪江町民の入居希望と団地別の抽選結果をお示しく下さい。

3) 希望者全員の早期入居のためには、借り上げ住宅の恒久住宅化について検討すべきであると思っております。同時並行で具体化すべきではないでしょうか。お答えください。

第五は除染についてであります。これも先ほど議論されました。

1) 浪江町における除染の全体計画と除染の実態であります。国直轄事業として、「 $0.23\mu\text{Sv}$ を目標にした徹底除染」の現状と、手抜き除染などの問題はないのか。町としての監視と結果確認の体制についてどうなっているのか。室内除染はどのようにされるのか、お答えください。

2) 除染・復興の加速化に向けた国と4市の取り組みについて、8月1日、中間報告が出されました。これが「環境省の除染に対する新方針」として各市町村で大きな問題になっている問題であります。

何が問題なのか。環境省は毎時 $0.23\mu\text{Sv}$ は「除染の目標ではない」と明記したことです。更に、住民の被ばくについて、これまでの空間線量に基づく推計から、「個人線量を重視する方針」へ転換するというものです。この個人線量重視は被ばくを住民個人に責任転嫁するものであり、除染目標の棚上げと一体のものであります。これに対し県をはじめ各町村からもこれまで通り「 $0.23\mu\text{Sv}$ を堅持する」先ほども町長からの答弁がありましたけれどもという声が上がっております。

そこで①浪江町は $0.23\mu\text{Sv/h}$ を除染目標として堅持すると同時に国直轄除染について、あくまでも結果 $0.23\mu\text{Sv/h}$ を除染目標とすることについて申し入れされたかお答えください。



②新方針の「個人線量重視」に対する見解も合わせてお示してください。

最後に甲状腺がんと町民の健康管理について質問いたします。

去る8月24日、県民健康調査検討委員会は原発事故による子供の甲状腺がん検査結果について発表いたしました。がんと確定されたのが57名、疑いありが46名、要精が1名、合わせて104名であります。県は「原発事故との因果関係は考えにくい」とコメントしました。県内の約30万人の子供が検査を受け、疑いありも含め103名という結果は、10万人当たり30人を超える割合で甲状腺がん症状の所見が確認されたことになるわけであります。これまでのデータでは10万人当たり1.7人（宮城県）の場合とか、チェルノブイリでは4～5年後からの発症が増加したなどの事例もあり、福島県ではこれまでの結果と、今後どのように推移するのか、検査の継続と共に医学的見地から事実を冷静に分析することが求められていると思えます。

そこで以下3点の質問をして終わりたいと思えます。

1) 今回の診断結果と甲状腺がん発症の増加をどのように受け止めているのか。

2) 未検査の現状と対応について、A2判定の子供達のその後の症状についてどのように追跡されているのか。追跡されているとすればどのような結果になっているのか。

最後に、3) 被災者に対する医療・介護の無料継続は、事故被害克服の中心的課題であります。改めて事故被災者の社会保障システム構築についてお答えをいただきたいと思えます。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（小黒敬三君） 答弁（4）からお願いします。

復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） それではお答えいたします。

この件に関しては、先ほど5番、平本佳司議員にもお答えしておりますが、浪江町としては中間貯蔵施設は、地域の復興・復旧のために重要な施設だという認識をしております。今回福島県と双葉・大熊の両町には非常に重い判断をしていただいたと考えております。

そのうえで、中間貯蔵施設の設置については、適正な施設管理を行い施設の安全が担保できることが一番重要であると考えておりますので、国に対してはしっかりと安全対策を講じるよう求めてまいります。

引き続きお答えいたします。2番目についても13番、紺野議員に

お答えしたとおりでございますが、いまだ県、国からの説明は受けておりません。馬場議員ご指摘のような内容、確認についても今後県が主体的に関与することになると思いますので、使途あるいは配分方法など今後示される内容を整理したうえで対応を考えてまいりたいと考えております。

3番目につきましても、先ほど町長がお答えしたとおりでございますが、114号線を通るかどうかということにははっきりしておりませんが、おそらくは県北からの通路としては114号線が重要なルートになってくるのではないかとすることも懸念されておりますので、いまだルートについては示されておきませんが、まずはそのルートの確認をしたうえで説明を求め、通過における汚染対策についての内容を確認したうえで、しっかりとした対応を求めてまいりたいと思います。

また、浜通りとりわけ双葉地方は東西を結ぶ道路が少ないということから、相当な混雑が予想されますので、国、県に対しては既存道路の補強、拡幅なども合わせて求めてまいりたいと考えております。

**○議長（小黒敬三君）** 町長。

**○町長（馬場 有君）** 今回の中間貯蔵施設建設の県の表明については今議員お質しのとおり、5つの条件を提示されました。まさに5つの提示については、私ども中間貯蔵施設関係については8プラス1の会議は2回ほどやりました。一番最初に出てた問題、やはり施設の安全性と長期管理、これが必要だと。それから、それについては30年後には、福島県外に搬出するということをやはり法制化すべきだということで、ずっと主張してまいりました。

さらには、先ほど課長が答弁しましたように、国道が非常に煩雑、除染作業の通過車両あるいは人的交流そういうものがどんどん増えてきて、114号一本では大変な状況になると。したがって、今のような既存の道路の拡幅、あるいは新たな新しい道路、そういうものを東西に少ないということですので、東西に新たな道路を新設したらどうかということも提言をさせていただきました。そういうことで5つの条件は、やはり最低限遵守していただくということで、今後国のほうにはお願いしたいと考えております。

それから、私の答弁でちょっととびますがいいですか。次に、賠償問題です。賠償問題の福島原発自殺訴訟と福島地裁判決についての認識を問うということについてお答えいたします。

今般、福島地裁の判決は原発事故と自殺との因果関係を認定し、東京電力に賠償責任があるということが司法判断として明確に示さ

れたということであります。個別の事情と避難生活によって受けた、精神的ストレスの因果関係を認めたものでありますが、判決では、先ほど議員がおたのだしのおり、原子力発電所が仮に事故を起こせば核燃料物質など広範囲に飛散し、当該地域の居住者が避難を余儀なくされる可能性があることを予見することが可能であった。

そして、避難者がさまざまなストレスを受け、その中にはうつ病をはじめとする精神障害を発病するもの。さらには、自殺に至るものが出現するであろうということも予見することが可能であったと指摘しております。

東京電力の予見可能性にも踏み込んだ価値のある判決と評価しております。この地裁判決が今まで私どもの原発事故によるいろんな事象が今出ております。精神的損害のADRの問題もそうですが、ほかの刑事事件の問題についても、やはりこういうものが波及してくるのではないかということで、この判決は議員お質しのおり、賢明なる判断であったと、判決であったということ認識しております。

それから、(2) ADR 和解案と東電の対応、今後の見通しと町の対応はいかがなものかということのご質問にお答えいたします。

浪江町ADR申し立てにつきましては、東京電力の拒否回答に対してADRセンターの総括委員会より所見が公表され、同センターの仲介委員会からは東京電力に対し、和解案提示理由補充書が提示されており、今月9月25日を期限に改めて補充書に対して回答することを求めています。

町といたしましては、和解成立に向けて、今後もADRセンター及び東京電力の動きを見極め対応を強化してまいりたいと思いません。

さらには、議員提案がございました。新たな集団申し立ての件についてであります。この件については条例と合わせて今までの経過等を踏まえて検討をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思いません。

以下の質問については担当課長が答弁いたします。

○議長（小黒敬三君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） (1) の①からお答えいたします。

2015年度終了と町、県の対応についてお答えいたします。東日本大震災及び原子力発電所事故による避難を強いられている我々にとっては、除染対策あるいは放射線廃棄物の処理問題、健康問題などを抱え、復興はもとより復旧もままならない状態であることは、復興庁をはじめ国の他省庁にも現状を訴えており、これからが本格的

な復旧・復興のステージとなることをご理解いただいていると思っています。

7月10日には、被災4県の知事が集中復興期間の延長を求める要望書を根本前復興大臣や与党に提出したところでございます。また、町としても次年度以降の国の予算要求への要望事項として「中・長期的な財政支援」について要望しているところでございます。

しかしながら、根本前復興大臣からは「真に必要な事業は2016年度以降も実施する」ということを繰り返すものの、予算枠拡大への言及はありませんでした。

9月3日に就任した竹下新復興大臣においては、4日に知事との懇談を行いましたけれども、その中でも集中復興期間の延長には触れなかったものの、集中期間以降の財源確保は体を張って獲得するという意欲を示したところでございます。今後も他自治体と連携をして復旧・復興への必要な財源の確保を国へ求めていく考えでございます。

次に、事業の進捗状況と今後の対応ということでございますが、昨年の町づくり計画に基づいて、今年度は主として町内における住宅整備を中心に検討進めているところでございまして、これまでの一般質問でもお答えしているような内容となっております。それと合わせまして、雇用促進住宅等の利用、あるいは既存の施設の利用も含めて今検討しているところでございます。

また、商業等の再開に向けても既存施設あるいはスーパーであるとか、そういったところについても意向を確認しながら、施設の利用についても関係課とともに今調整を図っているところでございます。

それに関して除染計画の遅れ、復興工事の遅れにおける人材不足・資材不足の影響などで、とても予算的には2015年までの集中復興期間内には復旧工事が終わるということは困難でありますので、予算につきましても、改めて今復旧・復興にかかる事業の必要額を整理しておりまして、2015年以降の財源確保についても国に求めてまいります。

それから、2番目の原発事故の特異性と集中復興の認識を問うということでございますが、自然災害と異なって原子力発電所事故に伴う災害は、放出された放射性物質の除去、風評被害対策、避難の広域・分散・長期化への対応など、これまでの自然災害と異なりさまざまな課題を整理しなければならず、これは前例のない中、一つ一つ解決していかなければならないものであります。

当然、国が示した集中復興というものも、そういった課題と照ら

し合わせながら、現状をしっかりと認識いただき、制度の構築、必要な財源の確保、きめ細かな支援が継続されるよう、集中復興期の延長を判断していただくことが必要だと考えているところでございます。

それから、イノベーションコースト構想の関係でございますが、この辺につきましても、5番、平本議員にお答えしたとおりでございますが、今後この構想に掲げられる主要プロジェクトについて分野別の検討会が設置されるということになっておりますので、町もこれに積極的に関与していく方針でございます。

町の復興拠点の整備とあわせて、双葉郡北部の復興拠点として浪江町がどういった役割を担うことができるのかしっかりと庁内での検討も進めたうえで、国及び県と連携をしながら進めてまいりたいととらえております。

○議長（小黒敬三君） 帰町準備室長。

○帰町準備室長（山本邦一君） 大きい2の廃炉・汚染水対策について。

（1）ガレキ粉じん汚染について。①浪江町の汚染の実態と汚染調査、飛散防止の申し入れについてお答えいたします。

紺野議員のご質問にもお答えしているとおりでございますが、町内のモニタリングポストにおいて事故当時上昇を確認しております。

さらに、その幾世橋地区において実証栽培しております農作物等からも放射性物質が検出されておりました。東京電力第一原子力発電所から北西方向に拡散されたものであると認識しております。

さらに、汚染調査ということで、東京電力では事故当時敷地内のダストの測定分析、施設屋根の汚染確認や駐車場、駐車車両の汚染状況調査を実施いたしており、当該結果については東電HP等で公表されております。

飛散防止の申し入れでございますが、昨年9月に東京電力及び資源エネルギー庁に対し、原因究明と徹底した飛散防止対策を速やかに講じていただくよう、さらに情報提供を速やかにしていただくよう申し入れしているところでございます。

②一時帰宅者に対する通報と健康管理の対応はというご質問にお答えいたします。

東京電力福島第一発電所におけるトラブルを住民等にお知らせする方法については、帰還困難区域においては国のオペレーションで一時立ち入りをしており、立ち入り者にはトランシーバーお渡しし、事故等のトラブルがあった際は速やかにトランシーバー等によりお知らせをすることになります。

また、当町において、防災行政無線や緊急地震速報等と同じようなエリアメールを発出できるシステムを構築したところをごさいますして、緊急時にはあらゆる媒体を使用してお知らせしたいと考えております。

健康管理につきましては、平成25年4月1日の区域再編に伴い、バッジ式個人線量計を配布し、外部被ばく線量の測定を行い、町内へ立ち入る方の健康管理を行っているところをごさいます。

○議長（小黒敬三君） 生活支援課長。

○生活支援課長（大原教知君） ③の仮設住宅のモニタリング設置の現状と追加の対応についてご質問にお答えいたします。

福島県が放射線監視のために設置しているモニタリングポストの各仮設住宅への設置状況は、桑折町が1カ所、福島市1カ所、二本松市4カ所、本宮市1カ所、相馬市1カ所となっております。仮設住宅に設置されていない場合でも、周辺の教育機関及び公共施設等に設置されております。

また、福島県は、仮設住宅の周辺にモニタリングポストがある場合には、追加設置は基本的にしない意向です。

なお、町では各仮設住宅の放射線量を月に一度測定し、ホームページで公開しております。

○議長（小黒敬三君） 帰町準備室長。

○帰町準備室長（山本邦一君） （2）事故収束と汚染水対策について。

①周辺沿岸と地域の汚染と地下水動態調査を申し入れたかというご質問にお答えいたします。

周辺沿岸や地下水の汚染状況については、国や東京電力において、港湾内外、近海、遠洋のモニタリング、サブドレン、観測孔などの調査等により確認をしているところです。地下水動態調査については、すでに解析等を実施しており、福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会への資料の提供、資源エネルギー庁の汚染水処理対策委員会のホームページなどで情報は公開されているところをごさいます。

②県の廃炉安全監視協議会の体制強化と市町村への情報連絡はというご質問にお答えいたします。

体制強化につきまして、県に確認したところをごさいますますが、現在、協議会構成員として専門家15名を委嘱しておりまして、足りない分野があれば随時増強を検討していくとのごさいます。

また、安全確保協定見直しにより協定上に廃炉安全監視協議会を位置づけ、権限強化をしていく予定となっております。

市町村への情報連絡については、当町も廃炉安全監視協議会の構

成員として参加しております。本日も同協議会の環境モニタリング評価部会に担当者が出席しているところをごさいますて、廃炉作業の現場確認や会議への参加を通して情報を把握し、または意見を申し上げているところをごさいます。

○議長（小黒敬三君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤尚弘君） 3賠償問題について。（1）、②町民の原発自死件数と災害関連死、自殺防止の町の対応はのご質問にお答えします。

8月25日現在、関連死の認定件数は336件です。戸別訪問などをし、必要と判断した場合は、現在、専門機関である「ふくしま心のケアセンター」等関係各機関につなぎ、防止の強化を図っております。

また、原発自死件数であります、関連死等の判断のための資料の中には病状、避難状況の項目はありますが、自殺の項目はありませんので、件数の把握はできませんのでご了承願います。

○議長（小黒敬三君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（吉田公明君） 続きまして、精神的損害と一括賠償について。①帰還困難区域以外の長期にわたる帰還不能の現実と追加賠償の対応は。②帰還困難区域のふるさと喪失の実態と追加賠償の対応ということで、一緒にご説明いたします。

町内全域が避難区域を強いられており、未だ帰還の見通しが不透明であることは区域にかかわらず同じ状況であることから、町は一環して国と東京電力に対し、町内全域一律賠償を求めております。現在、4次追補まで中間指針が示されておりますが、帰還困難区域のみならず、居住制限区域、避難指示解除準備区域においても、今後の避難の経過を踏まえ、被害実態に沿った指針の改定を求めてまいります。

（4）①住居確保の現状でございますが、住居確保の現状につきましては、生活支援課が所管する応急仮設住宅、借り上げ住宅の退去理由の中で、物件購入の申し出のある方は、8月現在末で県外が31件、県内が571件となっております。

②損害請求手続きと町民への周知の件でございますが、住居確保損害の請求は7月下旬より受け付けが開始されており、住宅、建物、借地権の賠償に合意されている方に対し、請求書が順次送付されている状態です。町としましても、東京電力に対し、早期の対応を求め9月中の送付完了を目途に進めていることを確認しております。

ただし、複数の物件を所有されている方で、物件により合意の時期がずれている場合などは、請求書の送付に時間がかかることがあ

り得るとのことでございます。

町民の皆様への周知ですが、住居確保損害は、生活再建に資する重要な賠償請求であることから、国、県、市町村共催による説明会、相談会を9月15日より県内各地で開催してまいります。合わせまして、東京電力の相談窓口各所においても、個々の事情に応じてより詳しく丁寧に説明することを求めているところでございます。これらの経過も踏まえまして、町民の皆様の理解が深まるような周知に努めてまいります。

(5) 住居の荒廃と改修費用の賠償の件でございますが、町内に所有されていた住居の修繕に関しまして、今般示された住居確保損害において、帰還困難区域の方々に対しては、移住先住居の再取得費用として賠償上限金額が算定されますが、その使い道は限定されません。賠償上限金額は町内に所有されていた宅地や建物等により算定されますが、その範囲内で移住先住居の取得にかかる費用のほか、町内居住の修繕費用についても賠償請求が可能です。他の区域の方々に対しては、移住先住居の再取得費用または帰還先住居の建て替え修繕費用のいずれかを個々に選択する必要があり、それぞれ賠償上限金額が算定されますが、同様にその使い道は限定されません。このことからそれぞれの世帯でどのように生活再建を図るかにより、住居確保損害の賠償上限金額を移住費用、帰還費用に配分され、町内住宅の修繕費の使用に充てていただくことになろうかと考えてございます。

○議長（小黒敬三君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） それでは4番の災害公営住宅についてお答え申し上げます。

まず、(1) 全体計画と着工についてということで、①浪江町に係る現状を示せということでございますが、全体的なお答えにつきましては、13番、紺野議員にお答えしたとおりでございますので、個別の内容についてお答え申し上げます。既に終了しました第一次募集においては、浪江町分単独の60戸、共用の100戸については抽選も終わり、入居者の決定に向けて手続きが今現在行われているところでございます。

それから、10月から始まります第2次募集においては福島市の飯坂地区で単独50戸、郡山市の富久山町で単独20戸、いわき市の平八幡で共有が12戸となっております。拠点箇所でございます二本松につきましても、油井根柄山地区70戸につきましても現在造成設計中とのことであります。同じく油井石倉地区200戸につきましても造成設計中で、都市計画区域の地区計画の変更事務等がございまして、



これは収穫前にぜひともやっておいてほしいということでお願いしているところがございますが、ちょっと遅れているような状況でございます。このほか旧市街地の2カ所で70戸につきましても用地の選定が完了し、不動産鑑定評価中でございます。

南相馬市におきましては、北原地区264戸は現在建築の設計中でございます。上町地区の60戸につきましても同様でございます。辻内地区180戸、それから南町地区の140戸につきましては現在用地交渉中とのことでございます。いわき市につきましては大規模団地の着工の遅れが発表されましたが、浪江町に関係する箇所も該当するようで大変懸念をしております。

今申し上げました拠点3市の分につきましても、募集時期が平成27年春以降ということでございますので、引き続き早期完成に向けて対応を県に要請しておるところでございます。

このほか、協定に基づくものとしましては、本宮市での市営住宅56戸についてはこの秋にも募集を開始したいとの意向がございまして、打ち合わせを行う予定となっております。

また、桑折町の町営住宅25戸につきましても年明けには募集をかけたいとの意向ですので調整を急いでおりますし、桑折町につきましては追加分の39戸、これについても県と桑折町との調整が終わっておりますので、追加で39戸の建設も進めてまいりたいということでございます。

続きまして、入居希望と抽選結果はということでございますが、県営の復興住宅の第一次募集の結果につきまして、浪江町の対象となる団地に関して申し上げます。

いわき市の下神白団地。

〔「トータルでいい」と呼ぶ者あり〕

- 復興推進課長（宮口勝美君） トータル。
- 議長（小黑敬三君） 質問者全体の数字を示せばあとは細部については資料配付ということで、よろしいですか。
- 復興推進課長（宮口勝美君） 全体的な中身となりますと、いわき市の下神白団地では、浪江町60戸に対して115戸の申し込みがありまして、平均倍率1.9倍となっておりますが、抽選の60戸全てが入居対象世帯が決まっております。同じくいわき市の湯長谷団地では、他の町との共用の部分で50戸に対しまして239戸の申し込みがありまして、平均倍率4.8倍となっております。抽選の結果、50戸すべての入居対象世帯が決まりました。郡山市におきましては柴宮団地、ここも他町との共有であります30戸に対し75戸の申し込みがあり、平均倍率2.5倍となっております。それから会津若松市の古川町団

地ですが、他町と共用で20戸でありましたが、18戸の申込みがありまして、現在空き住宅については再募集しても埋まらないということから、再々募集を行っている状況でございます。

なお、他と共有の団地につきましては、入居募集時点、あるいは抽選結果時点での浪江町民の割合や世帯数などは示されておりませんので、ご了承いただきたいと思います。

(3) 希望者全員の入居と借上げ住宅の恒久住宅化についてのご質問でございますが、昨年意向調査の結果、浪江町民で公営住宅を希望している方は2,065名となっております。その数は県の整備計画に反映されております。今年実施しました意向調査に関しましては、現在集計中ではありますが、調査結果が出た段階で整備計画との整合性を図りながら、希望者全員の入居を求めてまいります。

また、借上げ住宅の恒久住宅化についてであります。特例借上げ住宅に入居されている方の中には、そのまま居住できるのではないかという思いがありまして、意向調査の中でもなかなか新しい住宅を希望するというのが、そちらに希望していない方もいるようでございます。先にも申し上げましたように、意向調査によって復興公営住宅の建設戸数が定まる今の現状でございますので、いざ特例借上げの期間が終了しましたとなったときに、住居に困窮することのないように、県には制度の終期を示すよう要請するとともに、そのまま公営住宅として継続できるよう、引き続き制度化を求めているところでございます。

○議長（小黒敬三君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（岩野寿長君） 大きな5番の除染について、(1) 除染の全体計画と除染の実態についての①現状と問題は何かのご質問にお答えいたします。

特別地域内除染実施計画に基づきまして、長期的な目標として追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下となることを目指し、鋭意取り組んでございます。

それから、手抜き除染いわゆる不適正除染の関係でございますが、当町における手抜き除染等は確認されていない状況でございます。

なお、環境省においては除染適正化プログラムにより、監督職員の増員や不適正除染110番の開設など、監視体制の強化に努めてございます。

次に、町としての監視と結果確認の体制につきましては、環境省と町が一体となり、監視体制の強化を図っており、その監視状況の結果を共有し、不適正除染があった場合につきましては、事業者に対し是正措置をとることとしてございます。

また、町民の方々に信頼される除染を加速化させるため、除染の現地説明会を開催し、信頼性を十分に得られるよう取り組んでいるところでございます。

次に、室内除染の関係でございますが、当町といたしましては町民の要望を鑑み、家屋内を対象といたしました追加的な除染の実施を求めているところでございます。

次に、(2) 除染、復興の加速化に向けた中間報告と町の対応についての① $0.23 \mu\text{Sv/h}$ を除染目標として堅持するかのご質問にお答えいたします。当町における特別地域内除染実施計画の記載のとおり、長期的な目標として追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下になるということを目指しており、今後とも堅持してまいります。

なお、この案件については当然国の方へ申し入れを行ってまいります。

次に、②の個人線量重視の見解を問うについてのご質問につきましては、13番議員の町長の答弁と重なりますが、「空間放射線量」から「個人被ばく線量」に基づいた除染に転換すべきだという新方針につきましては、当町といたしましては、到底受け入れられないと考えております。

**○議長（小黒敬三君）** 健康保険課長。

**○健康保険課長（紺野則夫君）** それでは、6 甲状腺ガンと町民の健康管理についてお答え申し上げます。初めに(1) 診断結果とガン発生の増加をどのように受け止めているかという内容でございますが、8月24日に開かれた県民健康調査検討委員会で報告された子供の甲状腺検査結果につきましては、甲状腺ガンの発症割合に地域差が無いことを理由として原発事故との因果関係は考えられないとしております。

しかしながら、ガンと確定した子供57人、疑いが46人この数字は異常なものであり、決して原発事故との因果関係は否定できないものと考えております。

次に、(2) 未検査の現状と対応についてでございますが、当町における甲状腺検査の対象者は3,645人、その内396人が未検査となっております。いままで、未受検者をなくすために毎年検査を実施するなど甲状腺検査の必要性を訴えてきたところでございます。

しかしながら、1割強の未受検者がいることを町としては深く受け止めなければなりません。未受検者をなくすことはもちろんであり、子供達の将来に安心、安全を与えることが町の命題と考えております。したがって、検査の案内通知はもちろんのこと、いつでも

どこでも検査できる環境づくりが急務と考え、全国に医療機関をもつ独立行政法人地域医療推進機構並びに全国民主医療連合と協定を締結いたしまして、いままで検査の強化にあたってきたところでございます。

それから、A2判定者の追跡調査でございますが、全国に今避難していることから、なかなかその症状を追跡することは不可能と考えておりまして、追跡調査については現在しておりません。

次に、(3)医療・介護の無料継続の恒久化についてでございますが、いままで恒久的医療費無料化の実現を図るべく国に対して早急な対応を求めてまいりました。その回答につきましては、無いに等しいものとなっております。現在、医療費の無料化は延長されているものの、継続性について明確に方向を示しているわけではありません。恒久的医療費の無料化は、生涯にわたる放射線被ばくに対する健康不安の解消、長期避難に伴う心身ともに疲弊した町民の健康管理、健康保持するための担保であると考えております。安心できる医療の提供はもちろんのこと、恒久的医療費の無料化、健康手当等の支給制度の法制化、並びに介護保険料、介護療養の恒久的無料化を双葉郡内避難町村、さらには県内の余儀なくされた自治体と一丸となりまして、国が果たすべき責任の所在を追求するとともに要求してまいりたいと考えております。

○議長（小黒敬三君） 答弁終わりました。馬場績君。

○16番（馬場 績君） 再質問の順序、先も後も優先順位はないのですが、今甲状腺ガンの問題で回答がありました。そこから質問をしていきたいと思えます。

医療・介護の無料継続の問題と同時に、私は1回目の質問で、改めて事故被災者の社会保障システムをどう構築していくべきと考えるかと。大きな視点でこの被災者、はっきりいうと被ばく者の対策を考えていく必要があると思うのです。医療無料継続についても1年刻みで延長しているだけで、恒久的なものという約束はしていないということですから、双葉郡と歩調を合わせてやるのも必要だけれども、浪江町としてどういう障害が出てきているか。これは健康保険課長が我々委員会にも、議会にもデータでお示しされたとおり、さまざまな健康障害が出てきているわけです。それとの関係で社会保障システムが必要だということを大きな視点で国に求めていく必要があるのではないかと。そうされるのかどうかお答えください。

それから、A2の追跡はしていないと。これ私はA2がさらに進行する可能性も否定できないと思っております。ぜひ追跡をしていただきたいと思いますと思えますが、されるかどうか。するとすればどうい

方法でやるのかお答えください。

それから、未検査が396人いるということで、名称は変わりましたが以前の社会保険病院、あるいは全国医療連と協定を結んだという我々議会にも報告ありましたし、今も報告ありました。未検査が以前より50人ぐらい減ったのか。今回、新たな体制を築いたわけだから、避難先との関係で未検査の検査受診促進できるように対策をとるべきだと、どのようにするのかお答えいただきたい。

それから、除染の問題で個人線量重視の方針転換は受け入れられないということで、まったくそのとおりだと思います。

それで、除染の実態の問題で、これは既に終わっているところで、事実は私は確認していないんだけど、桑折町では実際はやっていないのではないかと、そういう調査結果も報道されています。それからこういう報告もあるんです。ある自治体と言ったほうがいいと思います。国直轄と市町村発注の除染事業で、同じく5センチメートルの汚染土を削るということになっているんだけど、国直轄のほうがフレコンバッグの数が少ないと。市町村発注のほうが多いと。どういうことかという、一つは実態を知っていると。市町村発注だから地元業者もかかわっているということで丁寧な除染をやっているのではないか。だから反当たり、1戸当たりどういう基準になっているか私はわからないけれども、現実にはそういう手抜き除染が起きているということです。先ほどの質問でも除染前と除染後について環境省とともに確認しているということですが、これは線量調査だけではなくて、実際の事業量についてもきちんと把握して適正な除染が行われているかどうか。あとから再除染もちろんこれもできますよ、やらせる必要性がありますよ。しかし現在進行形の中で、厳しく監視をしながら再除染を求める。室内除染についても、追加を考えているということですから、まだやっていないということです。室内線量をきちっと図って、室内除染いわゆる追加除染もやっていく必要がある。そうされるかどうか。不適正がないという答弁でしたが、あれば是正を求めるのは当然。けれども実態の把握を厳しくやっていく必要があると思います。どのようにやっていくかお答えください。

それから、災害公営住宅でごちゃごちゃ答弁がありました。私はあとで議長を通して資料でお示ししたいと思いますが、実は分かりやすい資料の整理の仕方として、きのうの福島民報新聞に、福島の今と題して、災害公営住宅の建設状況について図解されています。建設中が何戸で、設計中が何戸でということです。

さらに、復興住宅の問題では、以前だけでも第一次計画の分で

1,400戸が最大9カ月遅れになると。当然今どこに幾ら、どこに幾らと言っただけだけれども、全体として遅れているわけです。問題は遅れている原因は何かということです。今災害バブルだから人手も足りない、資材も高騰している。この前、9月4日に被災3県で復興庁、国土交通省、あるいはその他の省庁と交渉しました。福島県からはなかったけれども、ほかの県ではこういうこと。落札はしたと、資材が無くて、人手がなくて杭打ちもできないという現状だということです。災害公営住宅ではそういうことになっているかどうかかわからないけれど、きのうの新聞報道だと、まだ設計中が85.1%なんです。3年半経っているんです。課長の責任ではないけれども、いつになったら復興住宅に入れるんですか。見通しを示してください。

それから、借り上げ住宅の恒久化、意向調査で需要と供給との整合性を図るといふことなんだけれども、一つは借り上げ住宅の災害公営住宅化ということ求めてきました。ある意味ではそれで共通しているわけだけれども、借り上げ住宅の恒久化を政策として、制度化していかないと、さっき課長が答弁されたように借り上げ住宅に入っている人は、このまま生活ができるのではないかと思っている人もいるということでしょう。行政でそういうふう把握しているとすれば、そうではないよということだけではなくて、問題の根本に何があるか。住宅建設が遅れているからですよ。やはり3年そこそこ住んでいけば、いろんな生活の馴染みができているわけ。したがって、借り上げ住宅の恒久住宅化ということについても真剣に制度設計に取り組む必要性がある。どうするかお答えください。

それから、賠償の問題。これは再々質問でやりますが、課長の答弁さっぱり話が見えない。もっとやっぱり聞いている人がわかるように答弁しないとだめだと思います。どこかに書いてあるものを引っ張り出してノリとハサミでつないだって説得力ある答弁できないですよ。

要するに、実は私きのう東京電力に行ってきたんですよ。もちろんその前からこの問題があるということは私もわかっていました。要するにこういうことなんです。上限はないとか、その枠の中で自由に使われるとかいうけれども、建物の修復費については、賠償総額の範囲内ではできないということなんです。だからもっとこの問題を私の質問に沿って今一度答弁してください。

○議長（小黒敬三君） 健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） それでは再質問にお答え申し上げます。

恒久的医療費の無料化、これは町としてどのように求めるかにつ

いてお答えを申し上げます。当然のことながらいままでも国に対して浪江町の避難町民の健康状況を見るならば、非常に疲弊したいわゆる避難の中で、身体的に変わった病状が現れているのが確かでございます。当然のことながら心因的なストレス、それと居住が変わったことによりまして、当然のことながら歩けないそういう体の変化も出ていることは確かであります。

したがいまして、浪江町は当然のことながら、いままでと同様にさまざまな資料をもとにしながら国に対して今後も医療費の恒久的な無料化並びにそういった制度設計について、早急に法制化するよう国に求めてまいります。

それから、A2判定の追跡でございますが、これにつきましては毎年の検査によりまして、当然のことながら甲状腺の大きさが変わりがあのかないのか。これは検査によってわかるわけでございます。当然のことながら追跡調査をしなくても、検査の結果でもって、町はシステムによって一元化管理してありますので、その辺は追跡調査と同じような中身でいわゆる管理ができると考えております。

それから、396人の未検査についてでございますが、やはり町にとってはゼロの未検査を目指しているのが当たり前でございます。したがいまして未検査となっている方々、どういう方々かすぐ名簿を見ればわかりますので、早急に必要性を訴えた通知を出して、それで全国的に今回いろいろな医療機関と協定を結んでおりますので、そこで受けられるような措置をすぐ講じてまいりたいと考えております。

それから、失礼いたしました。先ほど未検者396人とお答え申し上げましたが、394人でございますので訂正願います。

**○議長（小黑敬三君）** ここで予め延告をしたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

ふるさと再生課長。

**○ふるさと再生課長（岩野寿長君）** 再質問についてお答えいたします。除染の実態でございますが、今現在、3行政区本格除染を進めております。その中で、環境省が除染の基準を定めたガイドラインに沿った除染を実施しているという中身でございます。先ほども、答弁いたしました。その中でいわゆる不適正除染の関係については確認されていないという状況であります。

それから、室内の除染でございますが、いわゆる追加的な除染の実施ということで、これらについても強く国の方に求めていきたいと考えております。

○議長（小黒敬三君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） 復興公営住宅関係のご質問にお答えいたします。遅れの原因ということにつきましては馬場議員からご指摘あったとおり、資材の不足、人員不足等含めて、既に着工のところについても遅れが出ているという報告はいただいております。そこにつきましても早期着工、早期完成を強く求めているところでございますが、それと合わせまして用地交渉の難航も含めてございまして、特に浪江の部分ですと、現在用地交渉中の数がかなりありますので、そういったところも早めをお願いしたいと要望しているところでございます。

完成の見通しはいつ頃になるのかというご質問ではございましたが、先ほども申し上げましたように、募集自体が平成27年度の春以降ということになっておりますので、非常に遅れている状況がございまして。県の担当部局につきましては、顔を見る度に要望しているところでございますが、実際に行う建設部局との連携がどうなのかなというところも含めて、県の避難地域復興局に関しては一生懸命用地交渉も含めてやっていただいておりますが、建設のほうに渡った途端に遅くなっているという状況がありますので、そこも建設部門にも直接要望をして早く進めてほしいということをお願いしている状況がございまして。

いずれにしても、もう待ちきれないほどの長さになっております。本来ですと、今年度から入居が開始される予定だったわけですから、それに比べればまたまた待たせるということになりますので、ここも急いでやっていただくということをお願いしているところでございます。

それから、恒久化についての話でございまして、制度化を図っていかねばならないということでございます。これも議員とも散々やり取りした中身でございまして、これも県には強く申し入れをしているところでございます。国のほうでは、県がやるならばいいよということのお話もあったようでございますが、県としては復興公営住宅の建設をもって新築でもって対応するというスタンスを変えておりません。であれば早く造れということも含めております。それで間に合わないことが明らかであるから、であればみなしの部分を恒久化しろということも含めて強く要望しているところでございますので、そこは並行的にやっていただくということでご理解いただきたいと思います。

○議長（小黒敬三君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（吉田公明君） 住居確保損害の関係でござい



すが、町内に所有されていた宅地、建物等により賠償上限金額が算定されますが、その中の使い道については移住先の建築と、それから限度内であればその金額に応じて被災地の住宅の修繕費に充てることも可能となっておりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（小黒敬三君） 再々質問、16番。

○16番（馬場 績君） 賠償の問題に時間を取るわけにはいかないけれども、東電の賠償基準がいかに不合理かと、不合理というか、我々被災者をわかっていないと、一方的な物差しでやっている。そこをわかってもらいたいからあえて言うんだけど、こういうことです。

実は、住居以外、住居があって、倉庫があって、畜舎があってそれ以外の建物がありますよね。住居以外については、帰還困難区域以外は、今のところ6分の5しか払っていないから残り6分の1の範囲内でやるのであれば、そこを上限としてそれは修復できますよ。だから住居損害と言うか、帰還不能による、管理不能による住居の荒廃に対する修復費については賠償しないということなんです。

住居についてもどうかということ、これも課長、1回目の答弁で言ったけれども、いわゆる住居確保損害との関係で賠償の差額があれば、そこを上限としてその範囲内でやってもらいますよということだから、現実に管理不能による住居、あるいは建物損害の補償費については別枠賠償という制度はないということ、わかる。そこが問題だと言っているんだ。東電の言っていることをそのまま我々に言ったってだめなんだ。被災者の立場で何が問題か、どう見直しを求めるべきか、ここなんだから我々は。答弁はいい。わかったでしょう。そういうことです。あとでちゃんと説明してやるから。

A2の問題で言えば、毎年検査だからわかる。そういう事務的、機械的なことではなくて、A2の人は悪化、進行する可能性があるでしょう。その人達の健康管理の対応として、ただ県の隙間をぬって町では毎年検査しているから問題ないという、そういう単純なことでは私はやはり町民の18歳以下の子供達の不安や保護者の不安に応えることにはならないのではないかと。A2について悪化した事例はないんですかということが一つ、具体的に聞く。

あとは町長、災害公営住宅、もう3年半です。しかも最大9カ月遅れというんでしょう。正直それだって、今いろいろ質問したし、答弁もあったように、どこまで延びるかわからない。ということはいつになったら入れるかわからない。これは国に対して、もし資材高騰や人手不足の問題があるとすれば、そこは改善しなさい。国の責任で。言ってみれば年内でも復興住宅に入れるようなそういう緊急対策を求めるべきだと思いますよ。私は毎週1回、かけある記を

書いておりますけど、つい最近も言われました。ぼったり散歩中にあった。まもなく80歳になるひとり暮らしの男性の方。あんたらいつまで我々を仮設に置くきかい。我々どうすればいいんだい。どうなるんだい。こういうことだから。あれこれ事情は話したけれども、彼は感情も含めて「ああそうですか、わかりました。」なんていうことにはならないと思う。だから自殺の問題もあるからだけれども、そういう人達が追い詰められて自殺をするということだって、あるいは災害関連死に陥るということだってあると思うのです。だから、これは浪江町だけの問題ではないから、関係町村と連携をして、改めて浪江町が音頭を取って、浪江町が前に出て県を動かすと。やはり町長が午前しか勤務できないということであれば、有能な副町長もいるんだから、タッグを組んで職員の英知を結集して前に出てくださいよ。どうするかお答えください。

あと、話が行ったり来たりしますけど、賠償の問題で帰還困難区域以外の一括賠償について、私は支援条例を活用して町として新たに集団申立てをやるべきではないかと。これに対して町長は申立てを検討するという答弁ですから、これは画期的な答弁だと思います。今までの状況を打破する、状況を変える答弁だと思います。実際やるとすれば、また新たな問題があると思うけれども、帰還困難区域以外の人達はさまざまな不満があるけれども、仮設の人だって私はしょっちゅう行っているけれども、ベンチにあるいはたまり場に集まって来ないんだもの。いろんな理由があると思います。やはりお互いの確執があると。これは国、東電による分断だから、そこを乗り越えるそういう方針と対策と。対策だけではだめだから具体的な取り組みが必要だと。町長、検討するという答弁から今少し帰還困難区域以外の集団申立てについて、これまでの経験を踏まえてこうしたいということがあれば町長の見解をお聞かせいただければと思います。

それから、町民の自死の対策、災害関連死対策についても質問いたしました。実はこれも報道ですが、これは福島民友、9月、きょうの新聞、今朝見たんだ。やっぱり全国で被災3県の自殺相談がダントツだということです。それで無料法律相談、寄り添いホットラインの専用電話を活用して申し込んだうちの28%が自殺に関する相談だったと。これは先ほどもどなたかもいろんな形で支援していく必要があるのではないかとという質問があって、専門家の配置をしたいという答弁がありました。したいということだけなのか、専門家配置について見通しがあるのか。それとやはり町としても、どういう名称にするかは別にして、全国で56万件あると。被災3県で15

万5,000件あるということだから利用が多いということです。町としてもひとつの方法としてホットラインを活用するということではできないのかなど。毎日でなくてもいいです。月、水、金とかそういうことも検討してもらいたい、どうするか。

それから、大きな問題で、集中復興期間の延長の問題について質問いたしました。いろいろ答弁がありました。その中で、中間貯蔵施設について、私は県が国に求めたその5つの条件を町としても国や県に求めるべきではないかと。担当課長は、それは県のやることだと。復興交付金も含めて具体的な説明は何もないということだけれども、町としてこの問題で新たな取り組みが求められている。町の対応をどうするか。第1回目の質問に沿ってお答えください。

○議長（小黒敬三君） 町長。

○町長（馬場 有君） まず1つ目の災害復興公営住宅の早期建築ということの再々質問でありましたが、これはやはり私ども被災を受けた現在の双葉郡の8カ町村と連携を強化して、なるべく早くとにかくできるように協調しながら声を発信していきたいと思っております。本当に今年の私正月に、4回目の正月を迎えたのかなという感じはしていましたので、来年になりますと5回目正月という形になりますので、もうそういう状況から脱却していかなくてはならないということで、強くこれから復興公営住宅についても、皆さんと共同しながら早くできるようにやっていきたいと思っております。

それからもう一つ、申立ての関係であります、これ私どもの支援弁護団もございます。そちらのほうの知恵も借りながら、あるいは東日本大震災のサポートしていただいているボランティアの団体もあります。そういう団体の方々とか支援弁護団と相談しながら、いい方向が使えるのかどうか検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それから、もう一つは何でしたか、5つの要望ですが、これは当然やるべきことであって、これは強く県と一緒にあって、国のほうに強く申し入れをし、要請活動も強めていきたいと思っております。

○議長（小黒敬三君） 健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） それでは、再々質問にお答えを申し上げます。A2判定のいわゆる追跡でございますが、悪化した事例は今のところ私どもには届いておりません。それから今後ですがA2判定の認定者のそういった調査について、全国に避難しているということがございまして、なかなか難しい部分があるかと思っておりますが、その辺はできるかどうかも含めて今後検討してまいりたいと考えております。

- 議長（小黒敬三君） 介護福祉課長。
- 介護福祉課長（佐藤尚弘君） 今年の4月から県のほうで県内6カ所に心のケアを目的としながら、いろいろ自殺、関連死予防という形の防止すべき福島心のケアセンターを開設しております。当町といたしましても、心理士、看護師、保健師という特殊な人材がおりませんので、県の人材を活用しながら連携してやるということで進めております。それで一番大きい問題が双葉郡にいる場合には厚生病院、双葉病院、専門の精神科がありました。我々避難しておりますので、具体的にその相手とする病院等がありませんので、それらと連携できるよう、今進めておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。
- 議長（小黒敬三君） 以上終わりました。  
[「先ほどの答弁では」と呼ぶ者あり]
- 議長（小黒敬三君） 再度補足お願ひいたします。介護福祉課長。
- 介護福祉課長（佐藤尚弘君） 専門家はなかなか養成できませんので、県のほうで特別にことし6カ所に配置していただきましたので、それを最大限に利用しながら地域資源を活用していくということであります。
- 議長（小黒敬三君） 16番。
- 16番（馬場 績君） ありがとうございます。  
以上で16番、馬場績の一般質問を終わります。
- 議長（小黒敬三君） 以上で、16番、馬場績君の一般質問を終わります。  
通告を受けた一般質問はすべて終了しました。  
一般質問を終わります。

---

### ◎散会の宣告

- 議長（小黒敬三君） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。  
本日は、これで散会します。  
明日は、午前9時から本会議を開きますのでご参集願ひます。  
(午後 5時09分)

9 月 定 例 町 議 会

( 第 2 号 )

平成26年浪江町議会9月定例会

議事日程(第2号)

平成26年9月10日(水曜日)午前9時開議

- |       |   |
|-------|---|
| 日程第1  | 請願・陳情の付託  |
| 日程第2  | 認定第1号 決算の認定について                                     |
| 日程第3  | 認定第2号 浪江町水道事業会計決算の認定について                            |
| 日程第4  | 議案第44号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について        |
| 日程第5  | 議案第45号 浪江町国民健康保険税条例の一部改正について                        |
| 日程第6  | 議案第46号 浪江町公共下水道根幹的施設の災害復旧事業に係る建設工事委託に関する基本協定の締結について |
| 日程第7  | 議案第47号 物品購入契約の締結について(応急仮設住宅除雪機購入)                   |
| 日程第8  | 議案第48号 平成26年度浪江町一般会計補正(第2号)                         |
| 日程第9  | 議案第49号 平成26年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)               |
| 日程第10 | 議案第50号 平成26年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算(第2号)         |
| 日程第11 | 議案第51号 平成26年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)                |
| 日程第12 | 議案第52号 平成26年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)               |
| 日程第13 | 議案第53号 平成26年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)                 |
| 日程第14 | 議案第54号 平成26年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)                |
| 日程第15 | 議案第55号 平成26年度浪江町水道事業会計補正予算(第1号)                     |
| 日程第16 | 同意第1号 特別功労者の決定について                                  |
| 日程第17 | 報告第3号 財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の経営状況報告について                   |

出席議員（16名）

1番	渡邊泰彦君	2番	佐々木勇治君
3番	鈴木幸治君	4番	小黒敬三君
5番	平本佳司君	6番	松田孝司君
7番	山崎博文君	8番	若月芳則君
9番	佐々木恵寿君	10番	山本幸一郎君
11番	泉田重章君	12番	佐藤文子君
13番	紺野榮重君	14番	吉田数博君
15番	三瓶宝次君	16番	馬場績君

欠席議員（0名）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	馬場有君	副町長	檜野照行君
教育長	畠山熙一郎君	代表監査委員	山内清隆君
総務課長	佐藤良樹君	復興再生事務所長 兼帰町準備室長	山本邦一君
復興推進課長	宮口勝美君	町民税務課長	宮田良二君
産業・賠償対策課長	吉田公明君	ふるさと再生課長	岩野寿長君
復旧事業課長	中田喜久君	健康保険課長兼 津島支所長兼 津島診療所事務長	紺野則夫君
介護福祉課長	佐藤尚弘君	生活支援課長	大原教知君
津波被災地対策課長	安倍靖君	会計管理者 兼出納室長	大浦泰夫君
教育委員会 教育次長	鈴木貞孝君		

---

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩野善一	次長	清水佳宗
------	------	----	------

書

記

柴 野 早 苗



---

### ◎開議の宣告

- 議長（小黒敬三君） おはようございます。  
ただいまの出席議員数は15人であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
(午前 9時00分)
- 

### ◎議事日程の報告

- 議長（小黒敬三君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
- 

### ◎請願・陳情の付託

- 議長（小黒敬三君） 日程第1、請願・陳情の付託を行います。今期定例会において受理した請願1件、陳情1件をお手元に配布の請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託します。  
なお、所管常任委員会は会期中に審議の上、議長宛に報告願います。
- 

### ◎認定第1号から報告第3号一括上程、説明

- 議長（小黒敬三君） お諮りします。  
日程第2、認定第1号から日程第17、報告第3号までを一括議題としたいと思いますが、これに異議ございませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（小黒敬三君） 異議なしと認めます。  
よって、日程第2、認定第1号から日程第17、報告第3号までを一括議題とします。  
日程第2、認定第1号 決算の認定についてを議題とします。  
町長から提案理由の説明を求めます。  
町長。
- 町長（馬場 有君） 認定第1号 決算の認定についてご説明いたします。  
本案は、平成25年度浪江町一般会計をはじめ9の特別会計の予算執行結果を報告し、認定を求めるものであります。  
平成25年度は平成23年に発生した東日本大震災、翌日の原発事故の影響による全町避難が長期化するなか、避難先での行政運営の拠点を二本松市におきながらも、復旧拠点として浪江町役場本庁舎で一部業務を開始いたしました。  
町内での業務におきましては、区域再編に伴い町民の立入に対応するため、町内25カ所への仮設トイレ及び休憩施設「貴布祢」の設

置、さらには町内防犯対策としての検問所の設置や町内巡回パトロール事業等を実施いたしました。

また町内での事業以外にも震災前から継続する行政サービスや、精神的損害賠償金の増額を求めADRに対して、町民を代理しての集団申し立て等も実施いたしました。

このように広域的な行政運営や、防犯、復興における新規事業を行った結果、一般会計については決算において歳入歳出ともに前年を上回る結果となっております。

また実質収支、実質単年度収支については黒字となっております。

決算に関連して、財政健全化判断比率である「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4指標につきましても、昨年同様すべてにおいて早期健全化基準以下となりました。

その他9の特別会計においても、全て実質収支の黒字を確保いたしております。

なお、決算の認定を求めるにあたり、監査委員の審査を受けましたので、その意見書及び関係書類を併せて提出しております。

詳細につきましては、それぞれ担当課長に説明させます。

○議長（小黒敬三君） 内容説明は会計ごとに行います。

平成25年度浪江町一般会計歳入歳出決算について。

内容説明、総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） それでは、平成25年度主要な施策の成果によりご説明申し上げます。

一般会計の説明を申し上げます。1ページをお開きください。

始めに普通会計の一般会計決算状況について説明申し上げます。

第1表、決算の概要であります。歳入総額が149億1,447万円でございます。増減率は57.8%の増でございます。

対しまして歳出総額は139億8,281万5,000円でありまして、増減率は61.7%の増でございます。歳入歳出差引額は9億3,165万5,000円でありまして、翌年度に繰越すべき財源3億5,413万8,000円を差し引いた実質収支は5億7,751万7,000円の黒字となっております。今年度実質収支から前年度実質収支を差し引きました単年度収支が1億4,156万3,000円で、それに積立金、2億1,913万7,000円を加えた実質単年度収支であります。3億6,070万円の黒字となったところでございます。

次に3ページをお開きください。第2表、歳入の状況でございます。主なものを申し上げますと、まず町税であります。平成25年度の決算額が3億8,252万3,000円、構成比2.6%、増減率1.1%の増

でございます。

次に、地方交付税は52億6,256万円、構成比35.3%、増減額6億6,826万2,000円、14.5%の増でございます。これにつきましては、震災復興特別交付税の増等でございます。復興支援及び中長期派遣の対象経費などの増が主な要因でございます。

次に、国庫支出金52億2,191万5,000円、構成比35%、増減額42億5,787万円、441.7%の増となっております。

これにつきましては、東日本大震災復興交付金の平成26年度事業分が平成25年度内に交付されたもので、防災集団移転促進事業約30億580万円、がけ地近接等危険住宅移転事業4億8,320万円、市街地復興効果促進事業5億4,660万円など6事業分、総額約40億円の交付金が交付されたことによるものでございます。

次に、県支出金17億8,664万2,000円、構成比12%、6億219万6,000円、50.8%の増でございます。これにつきましては、市町村復興支援交付金で、津波被災住宅再建事業交付金の交付などによるものでございます。

次に、諸収入1億3,030万4,000円、構成比は0.9%、増減額1億8,788万円、59.0%の減でございます。これにつきましては、公益財団法人、福島県町村振興会からの交付金として、復興宝くじ交付金及び同全国協会から災害対策支援交付金が合わせて交付になったことによるもので、平成25年度は通年事業分になったことなどによるものでございます。

次に、町債3億9,147万円、構成比2.6%、増減額1,825万4,000円、4.9%の増でございます。こちらにつきましては、臨時財政対策債でございます。

次に、4ページの財源の構成であります。まず、各一般財源、特定財源でございますが、一般財源につきましては、平成25年度決算額が75億2,559万9,000円、構成比50.5%、増減額10億5,337万6,000円、16.3%の増でございます。

主なものにつきましては、地方交付税及び繰越金の増でございます。

一方、特定財源におきましては、平成25年度決算額が73億8,887万1,000円、構成比49.5%、増減額44億837万6,000円、147.9%の増でございます。

主なものとしましては、東日本復興交付金の平成26年度事業分が平成25年度に交付されたことによる国庫支出金の増でございます。なお、これによりまして一般財源、特定財源の構成比が前年度より大きく変わっております。

次に、自主財源と国県依存財源でございますが、自主財源の平成25年度決算額が19億763万3,000円、構成比12.9%、増減額7,805万円、3.9%の減でございます。主なものは繰越金の増、諸収入の減等によるものでございます。国県依存財源につきましては、平成25年度決算額が130億683万7,000円、構成比87.1%、増減額55億3,980万2,000円、74.2%の増であります。これは、先ほど説明のとおり国庫支出金の大幅な増及び特別地方交付税、県支出金等の増によるものでございます。

次に6ページをお開きください。表4、町税の状況でございます。

町民税につきましては、法人町民税が対前年比89.3%の増で、こちらにつきましては、平成25年度において町内法人の事業再開。また、東電賠償等が進んだことによるものと思われまます。固定資産税、準固定資産税は対前年比39.2%の減でございます。これにつきましては、ご承知のとおり現在、固定資産税については、課税されておられません。増減率の減につきましては、平成24年度において、滞納分収納により繰越額が減ったことによるものでございます。

なお、平成25年度の収納率につきましては、12.8%の増となっております。以上、平成25年度町税合計額は3億8,252万3,000円、増減額422万3,000円、増減率1.1%の増でございます。

次に7ページをお開きください。第5表、目的別歳出の状況でございます。主なものを申し上げますと、総務費につきましては、74億5,130万5,000円、構成比53.3%、増減額45億8,411万1,000円、増減率で159.9%の増でございます。これは先に説明のとおり復興交付金、平成26年度実施事業分が平成25年度に交付されたことが大きな要因でございます。

次に、民生費につきましては38億9,564万9,000円、構成比27.9%、増減額5億2,135万4,000円、増減率15.5%の増でございます。こちらにつきましては、浪江町防犯業務委託料、墓地環境整備委託料など新規事業の実施及び地域振興基金、地域福祉基金への積立金などによるものでございます。

次に、衛生費につきましては4億2,885万6,000円、構成比3.1%、増減額5,691万8,000円、増減率15.3%の増でございます。これは、南部衛生センター及び汚泥再処理センター、災害復旧分など双葉地方広域市町村圏組合負担金の増などによるものでございます。

次に、土木費につきましては4億4,473万8,000円、構成比3.2%、増減額5,082万2,000円、増減率12.9%の増でございます。これは主に、公共下水道事業特別会計繰出金の増などによるものでございます。

次に、消防費につきましては3億9,992万円、構成比2.9%、増減額5,633万円、増減率16.4%の増でございます。こちらにつきましては、浪江町防災行政無線災害復旧工事の実施等によるものでございます。

次に9ページをお開きください。第6表の性質別歳出の状況でございます。義務的経費につきましては28億5,990万3,000円、構成比20.4%、増減額3億8,449万円、増減率11.9%の減であります。こちらにつきましては、扶助費27.7%の減で災害弔慰金の支給件数の減などが主な要因でございます。

次に、投資的経費につきましては2億4,678万6,000円、構成比1.8%、増減額1億9,651万1,000円、増減率44.3%の減であります。

こちらにつきましては、普通建設事業において平成24年度で役場の二本松事務所の建設工事があったことなどが主な減額の要因で、新規事業としては、浪江町防災行政無線災害復旧工事等でございます。

次に、その他の経費につきましては108億7,612万6,000円、構成比77.8%、増減額59億1,705万2,000円、増減率119.3%の増でございます。こちらにつきましては、積立金において54億5,225万8,000円、327.3%の増でございます。先に説明のとおり平成26年度事業分の東日本大震災復興交付金を年度末基金に積み立てたことが主な要因でございます。また、物件費が4億2,903万3,000円、39%の増、これは、墓地環境整備委託料、浪江町防犯業務委託料など町内の復旧・復興に向けた新規事業の増によるものでございます。

なお、性質別歳出の詳細につきましては、次の10ページに記載してございますので、よろしくお願いいたします。

次に、12ページをお開きください。財政構造にかかる指数等でございます。まず、経常収支比率であります。95.8%であります。震災以降、町税収入の減など経常一般財源が確保できない状況が続き、以前高いところでの推移となっておりますが、平成25年度につきましては、職員の減少に伴う人件費の減少であるとか、公債費の減少等により対前年度から9.3ポイントの減となっております。

次に、標準財政規模でございますが、50億4,994万5,000円であります。

次に、財政力指数は0.39で前年度より0.3ポイントの減となっております。

次に、財政調整基金の現在高でございますが、平成25年度、約2億1,900万円の積み立てによりまして、現在高は15億8,832万3,000円でございます。

次に、翌年度以降、財政負担であります。まず、地方債現在高は53億9,602万2,000円で、平成25年度の借り入れは臨時財政対策債のみで新規の借り入れはなく、前年度より2億659万7,000円の減であります。現在、債務負担公費の残高でございますが、3億4,505万1,000円と合わせた額は、57億4,107万3,000円で前年度と比較して3億8,599万9,000円の減額となったところでございます。実質公債比率であります。14.5%、前年度より0.1%の増となっております。平成25年度におきましても地方債発行に許可が必要な18%以下が昨年度に引き続き確保されております。

次に、13ページをお開きください。健全化判断比率の状況でございます。実質赤字比率、連結実質赤字比率でございますが、これは昨年度に引き続き赤字が出ておりませんので、記載されておられません。また、実質公債比率は先ほど説明のとおりであります。4つ目の将来負担比率につきましては、前年度に引き続き地方債の現在高等の将来負担額から差し引かれる充当可能基金が、将来負担額を上回る状況にあり、算出されておられません。

なお、公営企業資金不足比率については、全ての会計において算出されておられません。

次に、第9表につきましては、事業別の地方債現在高の状況でございます。

次のページの第10表、借入先別及び利率別現在高の状況であります。後ほどご覧いただきたいと思います。

次のページに入りまして、第11表、債務負担行為の状況でございます。記載のとおり主に請戸川土地改良事業に伴うものでございます。平成25年度支出額が1億7,940万2,000円でありまして、平成26年度以降、支出予定額は3億4,505万1,000円となっております。

なお1番上、国営請戸川土地改良事業に伴う負担金、大柿ダムの償還金でございますが、平成25年度で返済完了となります。

また、下段2表、双葉地方広域市町村圏組合負担金の状況であります。平成25年度支出が4億6,386万8,000円となっております。

次に、18ページをお開きください。第12表、基金の状況でございます。積立基金は一般会計で12基金、特別会計が5基金、計17基金が設置されております。

なお、平成25年度において公共下水道会計及び農業集落排水事業会計に新たに設置されております。主な基金であります。まず、財政調整基金、平成24年度末現在高が13億6,918万6,000円、平成25年度に積立額が2億1,913万7,000円、取り崩しがありませんでしたので、平成25年度末現在高は15億8,832万3,000円となっております。

また、平成25年度におきまして、積立金の額でございますが、地域振興基金に2億円、地域福祉基金に2億5,000万円、公共用施設維持基金に1億円をそれぞれ積み立てをしております。

次に、平成23年度に設置した浪江町復旧・復興基金は、平成25年度に21億2,816万6,000円を積み立てたところでございますが、取崩し額が1億3,878万3,000円、差し引き平成25年度末現在高は67億2,991万2,000円となっております。

次に、東日本大震災復興交付金基金であります。平成25年度積立額が42億2,056万9,000円で、これは先程来説明のとおり平成26年度事業、防災集団移転事業等6事業分が平成25年度末に交付されたことによるものでございます。取崩し額が3億4,371万円、平成25年度末現在高は40億9,607万1,000円でございます。

それら一般会計及び特別会計、17基金の平成25年度末現在高は143億2,024万3,000円となっております。

次に、2定額運用基金の状況でございますが、主なものは土地開発基金でありまして、平成25年度末現在高は4億9,109万2,000円、他3基金合わせた平成25年度末現在高は4億9,805万5,000円となります。基金残高の内訳につきましては、下表のとおりでございます。

以上で一般会計の決算についての説明を終わります。よろしくお願ひします。

---

○議長（小黒敬三君） 暫時休議いたします。  
(午前 9時28分)

---

○議長（小黒敬三君） 再開します。  
(午前 9時28分)

---

○議長（小黒敬三君） 次に、平成25年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計歳入歳出決算について。

内容説明、教育次長。

○教員委員会教育次長（鈴木貞孝君） それでは、文化及びスポーツ振興育成事業特別会計、ご説明申し上げます。

事業費108万円、失礼しました。75ページになります。

○議長（小黒敬三君） 主要な施策の75ページ。

○教員委員会教育次長（鈴木貞孝君） 主要な施策の75ページになります。

文化及びスポーツ振興育成事業特別会計、事業費が108万円、内訳が特定財源で108万円。これは浪江町町民の文化、スポーツ活動

の延長のために下記の事業、スポーツ事業としまして全国大会が11件で57万円。東北大会出場が5件で5万円。スポーツ再開開催事業としまして2件で6万円。文化事業としまして全国大会出場としまして1件で40万円となっております。

○議長（**小黑敬三君**） 次に、平成25年度浪江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について。

内容説明、健康保険課長。

○健康保険課長（**紺野則夫君**） それでは、平成25年度浪江町国民健康保険事業特別会計決算について、主要な成果でご説明を申し上げます。

平成25年度の国保事業につきましては、長期避難に伴い心身共に疲弊している避難町民の医療の確保。更には健康管理、健康維持の徹底を図って参りました。更に国保税全額免除、医療費無料化を実施してきたところでございます。

それでは、76ページをお開きいただきます。国保の加入状況でございますが、加入世帯、加入者とも平成24年度と比較しますと、共に減少傾向にございます。これは世帯数の減少は元より生活の再建に伴い社保の加入者が増えたものと考えております。

次に、77ページをご覧ください。歳入歳出状況でございますが、歳入合計は55億4,722万5,013円でございます。平成24年度と比較しますと12%の伸びを示しております。

また、歳出では48億3,501万8,106円、前年対比で23.5%の伸びとなっております。さらに1人当りの医療給付額につきましては、39万4,567円でございます。前年度と比較しますと6万2,212円の大幅な伸びとなっております。

78ページをお開きいただきます。次に、医療費適正化事業についてご説明をいたします。

事業費513万8,161円は、レセプト再審査申立委託料310万1,161円、疾病予防を図るための調査委託料203万7,000円でございます。事業の内容につきましては、レセプト再審査請求により452万6,530円の医療費削減につとめるとともにレセプトデータをもとに疾病状況調査分析し、疾病予防など健康管理の徹底を図って参りました。

次に医療給付状況についてご説明をいたします。

79ページをご覧ください。医療給付状況の一般被保険者医療給付費は、過酷な長期避難により精神的、肉体的に疲弊しており、入院は微減ながらも外来においては10億4,846万2,985円と平成24年度と比較しますと34.8%の伸びとなっております。調剤につきましても7億1,929万8,377円と34.7%と大きな伸びを示しております。



全体では、32億3,220万6,266円。前年度と比較しますと17.2%の伸びとなっております。退職被保険者においても入院・外来・歯科・調剤とも増額となっており、長期避難の過酷さが伺えると思います。

80ページをお開きいただきます。高額療養費の給付状況でございますが、医療費無料化に伴い一般分が大きく減少いたしました。続きまして出産育児一時金でございますが、47名の子どもさんが産まれておりまして、出産1件につき42万円を支給しております。

次に葬祭費でございますけども、55名の方が亡くなっておりまして、葬祭を行う方に1件につき5万円を給付したところでございます。

81ページをご覧ください。後期高齢者支援金、介護納付金につきましては、それぞれの事業が円滑に運営していただくため、支払基金に対して拠出したものでございます。

次に、高額医療費拠出金、保険財政安定化事業拠出金につきましては、前年よりも拠出額が増加しているものの、国保連合会に拠出することで高額な医療費の対応並びに県全体の国保税の平準化は元より国保財政運営の安定が図れたものとなっております。

82ページをお開きいただきます。特定健康診査等事業実施事業でございますが、40歳から74歳までの対象者5,562人に対しまして、健診者数2,331人でありまして受診率が41.9%と前年から比較しますと微増ながら受診者は増え続けております。これは今まで健診の奨励等の啓蒙活動、この活動等がこの受診率に繋がったものと考えております。事業費につきましては、1,358万3,565円で生活習慣病予防のための健康診査費用でございます。

説明は以上でございます。

**○議長（小黒敬三君）** 次に、平成25年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計歳入歳出決算について。

内容説明、仮設津島診療所事務長。

**○津島診療所事務長（紺野則夫君）** それでは、国保直営診療施設特別事業会計決算についてご説明を申し上げます。

診療所開設から3年が経過いたしまして、関根先生を中心に浪江町において開業された先生方に加え医大から整形外科専門医の派遣、更には弘前大学から甲状腺専門医の派遣をいただき甲状腺検査の実施など安心に繋がる医療の充実を図って来たところでございます。

83ページをお開きいただきます。歳入状況でございますが、2億8,178万5,034円となり前年度と比較しますと微増でございますけども1.8%の伸びとなっております。

84ページをお開きいただきます。歳出の状況でございますが、合計で2億1,659万8,386円、前年度と比較いたしますと3.3%の減となっております。次に診療状況でございますが、前年度と比較しますと件数・人数とも減少しております。これは、入院等の増加によって外来が減ったものということでございます。

○議長（小黒敬三君） 次に、平成25年度浪江町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について。

内容説明、復旧事業課長。

○復旧事業課長（中田喜久君） 公共下水道事業特別会計の決算についてご説明いたします。

主要な施策の成果85ページをお開き願います。

決算額は歳入合計6億6,845万5,000円で、対前年度比2億8,143万5,000円、72.7%の増でございます。

歳出合計は6億6,178万1,000円、対前年度比2億8,317万7,000円、74.7%の増でございます。

続いて86ページをお開き願います。下水道災害復旧費委託料、1億176万2,000円で浪江浄化センター及び管渠の被害調査の4件となっております。

次に、工事請負費736万3,000円で施設の修繕工事の3件となっております。

次に、地方債の借入先別及び利率別現在高の状況でございます。

財務省からの借入残高が17億2,446万3,000円、日本郵政が1億9,006万9,000円、地方公共団体金融機構が10億9,916万1,000円、市中銀行が4億4,245万3,000円、合計しまして34億5,614万6,000円となっております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（小黒敬三君） 次に、平成25年度浪江町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算について。

内容説明、復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） 主要な施策の成果の1ページの前をお開きいただきたいと思います。

平成25年度の一般会計及び特別会計歳入歳出決算という一覧表の中でご説明申し上げます。工業団地造成特別会計につきましては、異動がございません。歳入が603万8,000円で、歳出がないということでそのまま603万8,000円の繰り越しと言いますか、残高となります。

○議長（小黒敬三君） 次に、平成25年度浪江町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について。

内容説明、復旧事業課長。

○**復旧事業課長（中田喜久君）** 農業集落排水事業特別会計の決算についてご説明いたします。

主要な施策の成果88ページをお開き願います。

決算額は、歳入合計8,891万5,000円で、対前年度比6,003万4,000円の207.8%の増でございます。歳出合計は、8,800万1,000円、対前年度比6,340万3,000円の257.7%の増でございます。

次に、地方債の借入別及び利率別現在高の状況でございます。財務省が1億2,633万円、地方公共団体金融機構が457万4,000円、地中銀行が5,436万5,000円、合計しまして1億8,526万9,000円となっております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○**議長（小黑敬三君）** 次に、平成25年度浪江町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について。

内容説明、介護福祉課長。

○**介護福祉課長（佐藤尚弘君）** それでは、介護保険事業特別会計について主要な施策の成果でご説明いたします。

介護保険事業は、長期避難及び生活環境の変化により、要支援、要介護認定者及び介護サービスの利用が増加しました。初めに89ページをお開きください。

歳入歳出の状況でございます。歳入合計26億3,764万1,789円であり、平成24年度と比較しますと1.4%の伸びを示しております。歳出合計は23億3,299万6,485円で平成24年度と比較いたしますと3.7%の減となっております。

次に、90ページをお開きください。認定者の状況でございます。1,371名の方が認定されており、平成24年度より2.9%の伸びを示しております。

91ページをお開きください。介護保険給付事業で、被保険者と受給者の状況です。平成25年度は5,489名で平成24年度と比較しますと2.2%の伸びを示しております。

また、受給者は平成25年度は1,107名で平成24年度と比較しますと9.2%の伸びを示しております。

92ページをお開きください。介護サービス別保健給付の状況です。介護給付費は19億4,090万3,272円で平成24年度と比較しますと6.5%の伸びを示しております。

93ページをお開きください。包括的支援事業で1,214万5,855円です。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

○議長（小黒敬三君） 次に、平成25年度浪江町財産区管理事業特別会計歳入歳出決算について。

内容説明、総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） それでは、ご説明申し上げます。

成果の表紙から2枚をめくっていただきたいと思います。

一般会計及び特別会計歳入歳出決算の表、1番下になります。

その他会計、財産区特別会計でございますが、歳入決算額が561万1,000円、主なものは繰越金でございます。

歳出決算額が23万7,000円、主なものは委員の報酬等でございます。歳入歳出差引額は537万4,000円でございます。

よろしく申し上げます。

○議長（小黒敬三君） 次に、平成25年度浪江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について。

内容説明、健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） それでは、94ページをお開きいただきます。

国保と同様に保険料、医療費個人負担分が全額免除となっております。決算状況でございますが、歳入歳出とも前年より17%以上の減額となっております。そのほとんどが保険者である広域連合への納付金でございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（小黒敬三君） 日程第3、認定第2号 浪江町水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 認定第2号 浪江町水道事業会計決算の認定についてご説明いたします。

本案は、平成25年度浪江町水道事業会計で収益勘定では、総収益5億1,857万3,000円、総費用1億9,799万3,000円となり、損益計算の当年度純利益では3億2,058万円となりました。

次に、資本勘定では収入総額1億4,590万円、支出総額2億3,363万3,000円で、8,773万3,000円の不足額が生じましたが、内部留保資金により補てんしたところであります。

詳細については、復旧事業課長に説明させます。

○議長（小黒敬三君） 復旧事業課長。

○復旧事業課長（中田喜久君） 認定第2号 浪江町水道事業会計決算の認定についてご説明いたします。

3ページをお開き願いたいと思います。（1）の総括事項（ア）

給水状況であります。東日本大震災による住民避難の影響により給水人口、給水個数はありませんでした。ただし、除染用水として892立方メートルを供給しました。(イ)の工事状況につきまして地震により被災した廃給水管の漏水修繕工事等の20件を実施いたしました。

修繕工事の概況については、5ページ、6ページをご覧ください。

次に8ページをお開きください。財政状況でございますが、事業収入に関する事項は決算額5億1,857万3,785円で、対前年度比5億1,654万8,547円。2万5,505.6%の増となったところでございます。

主なものとして、営業外収益として東京電力から平成23年、平成24年度の逸失利益として、4億8,608万2,662円が支払われたためでございます。

次に、9ページの事業費に関する事項であります。

決算額1億9,799万2,957円、対前年度比363万6,132円、1.9%の増でございます。主なものとしまして排水及び給水費で4,735万658円の増となっております。

次に、13ページをお開き願います。水道事業決算報告書であります。収益的収入及び支出の予算に対する決算の状況であります。内容については、ただいま報告しましたとおりでございます。

次に、14ページをお開き願います。資本的収入及び支出の報告書であります。収入決算額として1億4,590万円で、内容は特定被災地方公共団体借換債3件でございます。

支出決算額として2億3,361万6,000円となり、内容は企業債償還金であり借換債による繰上償還を含んでおります。不足する額につきましては、内部留保資金で補てんしたところであります。

続きまして、15ページをお開き願います。損益計算書でございますが、当年度の純利益については1番下でございますが3億2,058万828円となったところであります。

次に、16ページをお開き願います。欠損金計算書でございます。資本合計の前年度末残高は、1番右側になります。表の1番右側です。39億6,938万8,403円でございます。当年度変動額が起債、企業債の発行として1億4,590万円、企業債の償還として2億3,363万3,632円、当年度純利益3億2,058万828円でございます。

以上のことから当年度末の資本合計残高は42億223万5,599円でございます。

17ページでございます。欠損金処理計算書でございます。当年度末処理欠損金5,269万6,896円につきましては、補てんによる欠損処理をせず欠損金を次年度に繰り越しております。

次に18、19ページでございます。貸借対照表でございます。資産の状況及び負債資本の状況が記載されておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

21ページ以降につきましては、参考資料となっております。

23ページ、24ページ、25ページが収益費用明細書。

26ページが固定資産明細書。27ページが企業債明細書。28ページが資本的収支明細書となっております。

企業債につきましては、前にお戻りいただきまして27ページに記載しております。平成25年度末の未償還金残高、1番下の右側になります。10億7,050万4,136円でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（小黑敬三君）** ここで浪江町監査委員から決算審査の結果報告をお願いします。

代表監査委員。

**○代表監査委員（山内清隆君）** それでは、平成25年度決算審査等意見書をご覧いただきたいと思っております。次のページをお開きください。

26浪監第10号 平成26年8月18日、浪江町監査委員山口清隆、同山崎博文が浪江町長宛、地方自治法第233条第2項の規定により平成25年度浪江町歳入歳出決算、証書類、その他、政令で定める書類及び同法241条第5項の規定により平成25年度基金運用状況並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により平成25年度健全化判断比率、その3点の基礎となる事項を記載した書類及び同法第22条第1項の規定により、平成25年度資金不足比率、その算定の基礎となる事項を記載をした書類について審査したので、その結果について次のとおり意見を提出いたします。

1ページをお開きください。青い紙の次です。

平成25年度浪江町歳入歳出決算審査意見についてご説明申し上げます。

審査の対象、浪江町一般会計歳入歳出決算、他、旧特別会計を審査いたしました。審査の期間でございますが、平成26年7月24日から平成26年8月4日まででございます。

審査方法、審査に付された決算書等に基づき各課により整理された関係書類の提出、閲覧を求めるとともに必要に応じて関係職員の説明を聴取し、例月出納検査結果も参考として計数の確認照合を行い且つ予算の執行状況について審査を行いました。

審査の結果、一般会計を始め特別会計の審査付された決算書等による決算は関係法令に準拠して作成され掲げられて計数は関係書類といずれも符合し正確なことは認められた。平成25年度の決算は、

平成23年3月11日に発生した東日本大震災及びこれに伴う東京電力(株)、福島第一原子力発電所事故の災害復旧・復興に係る業務に時間を費やし通常業務との両立が困難な状態の中で、歳入歳出に対しては、実質財源が厳しい状態にあり歳出予算では浪江町防災行政無線災害復旧工事や請戸共同墓地、整備事業などに着視し本格復旧に向け調査費用等を執行した。次に決算から見た予算の執行状況について以下各会計ごとにその意見を記述しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次のページをお開きください。総括になります。財政収支の状況を表したものでございます。一般会計と特別会計を合わせた決算額は、歳入総額242億1,228万1,000円、前年比136.1%、歳出総額221億7,712万9,000円、前年比141.4%で形式収支は20億3,515万2,000円の黒字決算となりました。各会計の形式収支は、一般会計で9億3,165万5,000円、特別会計である文化及びスポーツ振興育成事業、他8会計の合計は11億349万6,000円となり各会計とも黒字決算となりました。

また、一般会計では形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支5億7,751万7,000円から前年度実質収支を差し引いた額、黒字要素である財政調整基金、積立金を加えて積立金取り崩し額を差し引いた実質単年度収支は3億6,070万円の黒字となりました。

一方、特別会計全体では、実質収支は黒字となりましたが前年度実質収支が、これを上回ったため単年度収支は1億9,344万4,000円の赤字となりました。その内訳は次表のとおりでありますので、ご覧いただきたいと思ひます。

次に、ページであります、3ページ、4ページは一般会計、特別会計の歳入歳出決算等、執行状況について記載しておりますので、ご覧ください。

それでは、5ページをお開きください。一般会計の決算の概要を申し上げます。

最終予算現額は、当初予算76億2,200万円に補正予算額68億9,371万2,000円を増額し、前年度からの繰越明許費4億4,279万8,000円を合わせ149億5,851万円となりました。決算収支は歳入歳出差引額が9億3,165万5,000円となりましたが、翌年度へ繰り越すべき財源3億5,413万8,000円を差し引いた実質収支は、5億7,751万7,000円となっております。

次表のとおりであります。第1表のとおりであります。

次に、財政構造を分析した指数は次表のとおりであります。

それでは、表の説明を申し上げます。財政構造に係る指数等の状況を見ると財政構造の弾力性を示す指数である経常収支比率が、前年度より9.3ポイント減少した。これは、人件費の減少等に伴うものである。実質公債比率については、単年度では減少したが、3年平均では0.1ポイント上回っております。これは、前年度3カ年の対象であった平成22年度に震災の影響で起債の償還が繰り延べとなり、単年度の数値が大きく減少し平成25年度との単年度との比較では数値が下回ったことによるものであります。震災以降の特殊な財政事情が数値に反映したものと思われま。

なお、今年度も地方債の発行許可の基準である18%を下回っており、健全な傾向ではありますが、今後復旧・復興事業の状況によっては、比率の上昇も考えられるため将来を見据えた計画的な財政運営に努め健全な状態を保たれたいと思っております。

次のページをお開きください。

歳入になります。一般会計の歳入決算額は149億1,447万992円であり前年度決算額に比較して54億6,175万2,070円、57.8%増加しております。主なものは以下のとおりであります。

次に、調定額に対する収入率は99.6%で0.9ポイントの増加となっております。

次に、収入未済額は5,462万1,497円で前年度収入未済額1億839万7,798円に比較して5,377万6,301円、49.6%減少しております。その主な理由として、前年度未収であった固定資産税を初めとする滞納分の町税、町営住宅使用料などが収入されたことによるものでございます。収入の未済内訳は以下のとおりであります。

次に、不納欠損額ですが610万6,801円で前年度不納欠損額1,464万4,230円に比較して853万7,429円、58.3%減少しております。不納欠損額の内訳は以下のとおりであります。以上が歳入の概況ですが、以下7ページから20ページまで款別しその状況を記事しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

21ページをお開きください。歳出になります。一般会計の歳出決算額は139億8,281万5,668円であり、前年度決算額に比較して53億3,605万873円、61.7%の増加となります。増加率の高いものは以下のとおりであります。

次に、目的別歳出決算額の構成比で高いものは以下のとおりであります。

なお、総務費では浪江町復旧・復興基金、東日本大震災復興交付金基金等へ積み立てを行い、その総務費に占める割合は85.2%となっており、今後の復旧・復興に向けた業務等の財源として確保され



ております。

次に、本年度決算における翌年度繰越額は3億7,953万8,000円となっております。これは、浪江町役場、本庁舎空調修繕工事が継続費事業、防災集団移転促進事業及び請戸共同墓地整備事業が繰越明許事業として翌年度へ繰り越しとなったことによるものであります。

次に、不用額でございますが5億9,615万6,332円で予算額に対する比率は4%となっております。これは災害対応に係る予算整理未了によるものと思われ、なお、執行率は93.5%と前年度1.4ポイント上回っております。以上が歳出の概況ですが、以下22ページから30ページまで款別しその状況を記述しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

31ページをお開きください。特別会計になります。文化及びスポーツ振興育成事業他8。特別会計について31ページから35ページに各会計ごとに意見をしてありますので、ご覧いただきたいと思っております。

次に、36ページをお開きください。基金運用状況審査意見書であります。審査の対象は浪江町公共用施設維持基金、他20基金であります。

審査の方法、一般会計、特別会計審査と同時にかつ同様な方法で実施いたしました。

審査の結果、基金運用状況報告書に掲げられているケースは関係帳簿といずれも符合し誤りのないことを確認いたしました。

審査意見については、37ページより41ページに各基金ごとに意見をしてありますので、ご覧いただきたいと思っております。

42ページをお開きください。健全化判断比率等審査意見書になります。ご説明を申し上げます。

審査の概要、この審査は町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

審査の結果、総合意見、審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めない。次に表の説明ですが、(2)の個別意見に記載されておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

次に水道事業会計をお開きください。

鑑になります。26浪監第11号、平成26年8月18日、浪江町監査委員山内清隆、同山崎博文が浪江町長宛、地方公営企業法第30条第2項の規定により、平成25年度浪江町水道事業会計決算、証書類、事

業報告書、政令で定めるその他の書類及び地方公共団体の健全、財政健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成25年度資金不足比率、その算定の基礎たる事項を記載した書類について審査したので、その結果について次のとおり意見を訂正いたします。

43ページをお開きください。

平成25年度浪江町水道事業会計決算審査意見書についてご説明申し上げます。

審査の対象、浪江町水道事業会計決算。

審査の期間、平成26年8月4日。

審査の方法、復旧事業課により整理された関係帳簿と例月出納検査の結果を照合するとともに、最後については関係職員の説明を聴取しながら、各計数が正確であるか等について審査を実施いたしました。

審査の結果です。審査に付された決算書表は、関係法令に準拠して作成され掲げられているケースは関係帳簿といずれも符合し、誤りのないことを確認した。平成25年度の決算は、原発事故による全町民避難が強いられ営業収益は、震災前による大幅な減収となっております。

一方、営業外収益は大幅な増収となっております。主なものとして、東京電力（株）との損害賠償に合意し、平成23、24年度の逸失利益分として4億8,608万2,662円が支払われたことによるものであります。資本的収入及び支出については、収入総額1億4,590万円、支出総額2億3,363万3,632円、差引8,773万3,632円の不足を生じたが、当年度損益勘定留保資金で補てんする結果となりました。営業収益の損失分については、引き続き東京電力（株）と損害賠償追加費用等、請求についての協議が進められ、今後は減収分が補てんされる予定であります。

次のページをお開きください。

事業の概要です。まず、アの給水状況、原発事故による全町民避難が強いられ本年度も給水人口、給水戸数はなかった。ただし、除染用水として892立方メートルを供給した。工事状況、今年度は地震により被災した廃給水管の漏水修繕工事等、20件を実施いたしました。収納状況、本年度は除染用水に係る料金のみであります。執行状況については、45、46ページに記載されておりますので、ご覧ください。

47ページをお開きください。平成25年度水道事業会計資金不足比率審査意見書についてご説明申し上げます。

審査の概要、この審査は町長から提出された資金不足比率及びそ

の算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたします。

審査の結果、総合意見、審査に付された資金不足比率その算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されているものと認められる。次に個別意見ですが、資金不足比率については平成25年度の資金不足比率は生じなかった。次に是正改善を要する事項、特に指摘すべき事項はありません。

以上を持ちまして平成25年度一般会計、特別会計、基金運用状況健全化判断比率及び平成25年度水道事業会計資金不足比率の説明を終わります。

続いて総合意見を述べさせていただきます。

48ページをお開きください。平成25年4月1日の区域見直しにより、避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域の3区に再編された。これにより立ち入りや立ち入り規制が緩和され、復旧工事が可能になり除染の遅れはあるものの本格的なふるさと再生を目指したインフラ、各施設の復旧が始まった。決算状況を見ると一般会計と特別会計を合わせた決算は、前年度に比べ歳入が36.1%の増加、歳出が41.4%の増加となっており、執行率は93.4%と前年に比べ1.8ポイントの増加となりました。これは前年度に引き続き震災の復旧・復興のために地方交付税や国庫補助金等が多く交付されたことを受け、浪江町防災行政無線災害復旧工事や請戸共同墓地整備事業などに着手し、社会基盤の復旧に向けた大規模な事業を実施したことや、浪江町復興町づくり計画に位置づけられている復興拠点の中心となる役場、警察署、消防署の公共施設整備など重点事業の達成に向け取り組み、行政の各般にわたって施策が効果的に遂行されたことによるものであります。財政も総じて健全に運営され、黒字決算を持って翌年度に引き継げたのは、健全財政の基本方針を堅持した結果であるが、特に震災復興特別交付税等が増加したことが大きな要因であります。

以下について、決算審査際に気づいた点について5点ほど意見を述べさせていただきます。

まず、第1点、予算編成時は見積りや計画の段階であることから、事業の実施結果によっては一定の不用額が生じることはやむを得ないことではあります。しかし、全権的な復興事業が実施され人材不足等の外部要因となる事業が長期化し、予算執行に遅れが生じることがあるが、これらの状況を鑑み初動期に予見するなど、不用額を出来る限り抑制した予算執行が正常かつ円滑に行われることを期待するものであります。

第2点、収入未済金について町税は現年度課税分と滞納繰越分と合わせて調定4億3,769万5,000円に対し3億8,252万3,000円の収入、収納率87.4%と前年度と比較して10.1ポイント増加となっております。収納努力が図れたと考えられます。今後も負担の公平性、納税の義務の観点から不納欠損処分に至る前に、滞納者の生活実態を把握し粘り強い収納に努められたい。

第3点、委託工事に関して書類で日時等の記載漏れが見られたので、契約をもとに書類の整理を図るよう徹底されたい。また、完了した事業の結果を検証するなど、より効果的、効率的な予算執行となるよう努められたい。また、例年通りの事務であっても必ず確認することを職員に周知徹底されたい。

裏になります。4点、特定相手方を1者とする随意契約は競争性はなく適正の価格の規格が困難と成りがちです。随意契約を締結する際は、競争入札に適さないとする具体的な理由が必要であります。可能な限り契約に関する情報収集や類似団体との比較、調査をするなど契約確保の妥当性を検証し、契約事務の公平性、経済性の確保に努められたい。

第5点になります。原発事故による当町が被った損害のうち被災者支援のための経費、役場機能の移転経費、本来であれば収入が見込めた上下水道事業収益、その他、逸失利益等の損害賠償請求を他市町村の動向を踏まえ、弁護士等の支援を置きながら東京電力(株)に早急に請求し、合意されるよう取り込まれたい。

なお、浪江町原発ADR集団申立和解案については、東京電力(株)が全面受諾するよう引き続き町民のために万全の方策を講じられたい。最後になります。厳しい財政状況が続くことが想定される中で、今後ますます増大する社会保障等の財源をどう加工するかが課題となり、将来にわたり安定的な行財政運営を図るためには無駄のない効果的な予算執行の着実な実施を求めるものであります。

浪江町復興町づくり計画では、平成26年度から復旧実現期に入っている。計画の実行加速強化するために町長のリーダーシップのもと、今後も希望も持てる町づくりの実現に向けた力を期待するところでありたい。

---

○議長（小黒敬三君）　ここで10時40分まで休憩いたします。  
（午前10時27分）

---

○議長（小黒敬三君）　再開いたします。  
（午前10時40分）

---

○議長（小黒敬三君）　ここで、復旧事業課長より発言の訂正を求められております。

復旧事業課長。

○復旧事業課長（中田喜久君）　失礼しました。読み上げの数字の訂正をお願いいたしたいと思います。

浪江町水道事業会計決算書の14ページをお開き願います。

支出決算額としまして2億3,361万6,000円と読み上げたところですが、2億3,363万3,632円と訂正をお願いいたします。

それと補足であります。8ページ、9ページの合計につきましては、消費税及び地方消費税を除いた合計となっておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（小黒敬三君）　日程第4、議案第44号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場　有君）　議案第44号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

本条例は、町内の防犯体制を強化することを目的に、防犯見守り隊を結成して、町内パトロールを実施するため、条例を改正するものです。

詳細については、帰町準備室長に説明させます。

○議長（小黒敬三君）　はい、内容説明、帰町準備室長。

○帰町準備室長（山本邦一君）　議案第44号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

今後、常磐道浪江インターチェンジの開通等により町内への不特定多数の車両の出入りが予想されることから、防犯見守り隊を結成して、町内の防犯体制を強化するため、条例を改正するものでございます。

議案第44号、資料に基づきまして改正内容説明させていただきます。

本条例の別表中、防災会議専門委員の次に防犯見守り隊員、日額5,000円を追加するものでございます。議案に戻りまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（小黒敬三君） 日程第5、議案第45号 浪江町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第45号 浪江町国民健康保険税条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、地方税法施行令の一部を改正する政令により、地方税法施行令の一部が改正されたことに伴い、条例の一部改正をするものであります。

詳細については、町民税務課長に説明させます。

○議長（小黒敬三君） 内容説明、町民税務課長。

○町民税務課長（宮田良二君） 議案第45号 浪江町国民健康保険税条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を16万円に。介護納付金課税額に係る課税限度額を14万円に引き上げることとしたこと。また、低所得者に対する軽減処置の拡充として5割軽減の基準につきましては、24万5,000円を乗ずる被保険者数に世帯主を含めるとともに。2割軽減の基準については、被保険者数に乘ずる金額を45万円とする所要の改正でございます。

それでは、資料として添付してあります。新旧対照表を用い説明させていただきます。

第2条は、課税額を規定するものですが、第3項は後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行の14万円から16万円に。第4項は介護納付金課税額に係る課税限度額を現行12万円から14万円に引き上げる改正でございます。第23条は国民健康保険税の減税に関する規定でございます。2号規定では、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定については、被保険者の数に世帯主も含める改正。3号規定では、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定について被保険者の数に乘すべき金額を現行の35万円から45万円に引き上げる改正でございます。議案の表紙に戻りまして、本改正条例の附則としまして、第1条は、この条例は平成26年4月1日から施行する。第2条として、新条例による改正後の規定は平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度までの国民健康保険税については、なお、従前の例によるものとする。以上ご説明しました。よろしく申し上げます。

---

○議長（小黒敬三君） 暫時休議します。

（午前10時46分）

---

○議長（小黒敬三君） 再開します。

（午前10時46分）

---

○議長（小黒敬三君） 町民税務課長。

○町民税務課長（宮田良二君） 先ほど、附則の第1条、この条例につきまして4月1日と申しましたけども、表紙のとおり、この条例は公布の日から施行するという事に訂正いたします。

以上でございます。

○議長（小黒敬三君） 日程第6、議案第46号 浪江町公共下水道根幹的施設の災害復旧事業に係る建設工事委託に関する基本協定の締結についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第46号 浪江町公共下水道根幹的施設の災害復旧事業に係る建設工事委託に関する基本協定の締結についてご説明いたします。

本案は、浪江浄化センター及び幾内中継ポンプ場の災害復旧事業について、日本下水道事業団と基本協定を締結するため、議会の議決を求めるものであります。詳細については、復旧事業課長に説明させます。

○議長（小黒敬三君） 内容説明、復旧事業課長。

○復旧事業課長（中田喜久君） 議案第46号 浪江町公共下水道根幹的施設の災害復旧事業に係る建設工事委託に関する基本協定の締結についてご説明いたします。

契約の目的ですが、公共下水道根幹的施設である浪江浄化センターと幾内中継ポンプ場の災害復旧に係る工事を委託するものであります。契約方法は、随時契約で契約額が3億5,324万8,000円であります。契約の相手方は、東京都文京区湯島2丁目31番27号、日本下水道事業団代表理事長谷戸善彦となります。工期は議会の議決を得た日から3日を経過した日から平成28年3月31日までとしたものであります。

工事の概要についてご説明いたします。

手元の資料をご覧いただきたいと思います。A4の横版です。

対象施設は、浪江浄化センター及び幾内中継ポンプ場でございます。まず、浪江浄化センターについては、赤で囲っている左側からになりますけど、機械棟、最終沈殿池を含めまして水処理施設等の電気、機械設備工事でございます。青の斜線が、場外整備、場内配

管、屋外施設の外構部で土木建築の電気機械設備でございます。資料左下が、幾内中継ポンプ場の復旧内容となっております。

次に資料右下でございますが、年度別の工事費の内訳でございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（**小黑敬三君**） 日程第7、議案第47号 物品購入契約の締結について（応急仮設住宅除雪機購入）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（**馬場 有君**） 議案第47号 物品購入契約の締結について（応急仮設住宅除雪機購入）ご説明いたします。

本案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づく、物品購入の契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、生活支援課長に説明させます。

○議長（**小黑敬三君**） 内容説明、生活支援課長。

○生活支援課長（**大原教知君**） それでは、議案第47号ご説明申し上げます。

契約の目的でございますが、応急仮設住宅除雪機購入事業でございます。

納入場所は、浪江町管理応急仮設住宅でございます。

契約の方法でございますが、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札でございます。

契約金額は、1,452万3,840円でございます。内消費税に係る額が、107万5,840円でございます。

契約の相手方は、福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字大添21番地、常磐菱農株式会社、代表取締役高野一英。

納期は、議会の議決を得た日から平成26年11月17日でございます。

なお、47号の資料ということで配備箇所29応急仮設に対しまして32台、配備の予定でございます。

よろしくお願いたします。

○議長（**小黑敬三君**） 日程第8、議案第48号 平成26年度浪江町一般会計補正（第2号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（**馬場 有君**） 議案第48号 平成26年度浪江町一般会計補正（第2号）についてご説明いたします。



本案は、普通地方交付税及び平成25年度決算における繰越金等が確定したため、歳入歳出それぞれ14億7,187万8,000円を増額するものであります。

歳入の主なものは、普通地方交付税4億5,571万2,000円、福島再生加速化交付金2億114万2,000円、繰越金4億5,751万7,000円を増額であります。

歳出の主なものは、事業再開に向け浄化槽設置費補助金の創設による環境衛生費1億1,715万6,000円、防火帯整備業務の実施や浪江町防犯業務の規模拡大による防災対策費7億618万9,000円を増額であります。

詳細については総務課長に説明させます。

○議長（小黒敬三君） 内容説明、総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） それでは、事項別明細書により主なものについて説明申し上げます。

9ページをお開きください。款9、地方交付税、目1、交付税5億1,272万9,000円は、普通地方交付税が4億5,571万2,000円の増で本査定による額確定によるもので、補正後の額は26億6,440万2,000円となります。特別地方交付税は5,701万7,000円の増で、こちらにつきましては、下水道災害復旧事業繰出し分が5,625万4,000円、防災行政無線システム改修工事が76万3,000円でありまして、いずれも補助裏分でございます。

次に、款12、使用料及び手数料、目3、教育使用料、節2、保健体育使用料235万3,000円の増は、町民体育館使用料が201万3,000円で、町民第1体育館分です。グラウンド使用料が34万円で高瀬グラウンド分、いずれも除染にかかる教育財産の使用料でございます。

次に款13、国庫支出金、目1、総務費国庫補助金2億114万2,000円の増は福島再生加速化交付金で、まず、再生加速事業委託金からの組み換えが、外部被曝線量測定事業8,229万6,000円、他健康管理に係る事業、放射能測定事業など4件、合わせて1億1,747万5,000円で新規としましては、事業者等向け浄化槽導入補助金8,786万7,000円などでございます。

次に、目3、災害復旧費国庫補助金、節1、公共土木施設災害復旧費国庫補助金1,386万7,000円の増は、同事業の補正に伴う補助相当分でございます。

次のページをお開きください。項3、委託金、目1、総務費委託金、節3、原子力災害避難区域等帰還再生加速事業委託金、1,816万6,000円の増は先ほど加速化交付金で説明いたしました健康管理に係る事業組替えによる5件の減額、さらに、契約額修正による減

額が5件ございます。

新規事業につきましては、4件ございまして3億1,620万5,000円でございます。主なものにつきましては、防犯見守り隊の事業486万6,000円、防犯管理業務事業2億5,955万4,000円、防犯バリケード設置事業5,019万円でございます。

次に、款14、県支出金、項2、県補助金、目1、総務費県補助金、642万5,000円の増は、福島県再生可能エネルギー導入等による防火拠点支援事業補助金でございまして、町内4カ所への設置を予定してございます。補助率は10分の10でございます。

次に、目3、衛生費県補助金982万円の増額は、環境放射線モニタリング事業交付金で、測定器購入に対する補助でございます。こちらも補助率は10分の10でございます。

次に、目5、農林水産業費県補助金2,305万円の増額の主なもので、営農再開支援事業補助金195万円。こちらは、実証栽培事業にかかる補助金でございます。次の汚染防止実証補助金2,100万円でございますが、こちらにつきましては、水路除染実証実験に対する補助でございます。補助率は10分の10でございます。

次のページに入りまして、目6、教育費県補助金597万6,000円の増は、被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金で、幼稚園就園奨励費でございます。こちらも補助率は10分の10でございます。

次に、目9、農林水産業費交付金247万8,000円の増は農業委員会交付金でありまして、農地基本台帳、照合システムの導入に対するものでございます。こちらも補助率は10分の10でございます。

次に、款16、寄附金、目1、総務費寄附金430万円の増はB-1グランプリ分が260万円、通常分が170万円でございます。

次に、款17、繰入金、項1、特別会計繰入金、目1、国民健康保険事業特別会計繰入金427万7,000円、目3、介護保険事業特別会計繰入金8,999万5,000円。

次のページに入りまして、目4、国保直営診療施設事業特別会計繰入金3,000万円は、いずれも平成25年度決算による精算金でございます。

次に、項2、基金繰入金、節2、浪江町復旧・復興基金繰入金は620万円の増でございます。一般分につきましては、災害時行動記録作成委託が300万円、ブランドイメージ分の補助金、こちらが320万円となっております。補正後基金残高見込み額につきましては、56億3,201万4,000円となります。

次に、目3、東日本大震災復興交付金基金繰入金1,851万1,000円の増は防災行政無線システム改修が305万円、町づくり実施計画検

討事業が516万5,000円、平成25年度補正第5号で平成25年度分を減額補正しました新しい水産業デザイン実現化事業分1,029万5,000円でございます。補正後基金残高見込額は4億9,780万7,000円となります。

次に、款18、繰越金、目1、繰越金4億5,751万7,000円の増は前年度歳計剰余金でございます。補正前と合わせて5億7,751万7,000円となります。

次のページに入りまして、款19、諸収入、目1、雑入250万円の増は、コミュニティ助成事業補助金で、補助率は10分の10でございます。

次に、款20、町債、目1、臨時財政対策債6,060万8,000円の増は、普通地方交付税本算定による額確定に伴いまして、同臨時財政対策債の限度額の確定による補正でございます。

次のページにお入りください。ここからは、歳出の説明でございます。款2、総務費、項1、総務管理費、目2、文書広報費985万円の増の主なもので、節13、委託料9,700万円の減は、きずな再生システム委託料で、当初におきまして通信に係る経費を同節で計上していたものを役務費、通信運搬費に組み替えするものでございます。節18、備品購入費972万円は環境放射線モニタリング機器等の購入費で、町内パトロール時等で計測した線量を今回、配布しますタブレットで随時確認できるようにするためのものでございます。

次に、目6、本庁舎管理費240万6,000円の主な増でございますが、節13、委託料102万8,000円は庁舎トイレ等清掃の本庁舎環境整備委託料及び本庁舎被災度区分判定委託料でございます。

次のページに入りまして、目8、企画費2億4,114万6,000円の増の主なもので、節19、負担金補助及び交付金350万円はB-1グランプリIN郡山開催に係る補助金でございまして、歳入では260万円を計上しているところでございますが、計上後に入金もございませんので、幅を持たせた計上となっております。

次の節25、積立金2億3,764万6,000円は浪江町復旧・復興基金積立金で、繰越金として処理しておりますが、前年度未執行等による繰入金精算で、オンフル双葉の建設補助金2億3,300万円。外、平成25年度同基金事業の精算で、町づくり支援事業補助金が300万円、3.11復興の集い補助金84万6,000円、十日市運営補助金80万円でありまして、基金のほうに戻し入れるものでございます。

次に、目12、減債基金1億円は、同基金の積立金でございまして、補正後の基金残高見込み額は1億38万6,000円となります。

次に、目14、住民共同事業費200万円の増額につきましては、町

づくり支援事業補助金で、要望が多く1団体20万円ですが、10団体分を補正増するものでございます。

次に、項2、徴税費、目1、税務総務費1,000万円の増は、節23、償還金利子及び割引料、町税の還付金で、個人及び法人の確定申告等による予定納税等に対する還付金が主なものでございます。

次のページをお開きください。款3、民生費、項1、社会福祉費、目1、社会福祉総務費6,198万3,000円の増の主なもので、節25、積立金6,000万円は、地域振興基金積み立てが3,000万円で、補正後基金残高見込み額が3億662万5,000円、地域福祉基金積み立てが3,000万円で、補正後基金残高見込み額は3億4,560万8,000円でございます。

次に、目2、老人福祉費563万9,000円の増は、介護保険特別会計繰り出し金でございます。

次のページに入りまして、目8、災害救助費1,286万8,000円は、平成25年度補正第5号、継続費の補正をしたところで、先ほど説明申し上げましたが、今回の補正で計上するものでございます。

次に、項3、災害救助費、目1、生活支援事業費250万6,000円の増の主なものは、コミュニティ助成補助金250万円でございます。

現在要望があります、1団体に対する補助金を計上するものでございます。

次のページをお開きください。款4、衛生費、項1、保健衛生費、目3、環境衛生費1億1,715万6,000円の増は、事業再開向け浄化槽設置補助金でございまして、浄化槽の設置復旧要望事業者23事業所に対応するものでございます。

次に、目9、放射線健康管理対策費1,318万4,000円の主なもので、節11、需用費、印刷製本費318万1,000円、節12、役務費211万3,000円などは、健康白書作成に係る事務費の計上でございます。

次のページに入りまして、款5、労働費、項1、労働諸費、目3、勤労者総合福祉センター管理費116万4,000円の増の主なものは、15、工事請負費でありまして、体育館の空調設備修繕工事等でございます。

次に、目4、労働諸費2,162万6,000円の増は委託料で、いこいの村なみえの被害調査委託料でございます。

次に、款6、農林水産業費、項1、農業費、目1、農業委員会費、256万8,000円の増の主なものは、節13、委託料、247万9,000円で先ほど申し上げましたとおり、農地基本台帳照合システム導入委託料でございます。

次に、目3、農地費2,100万円の増は、節13、委託料でございま

して、水路除染実証実験委託料で、農業用水路4カ所の除染実証実験を予定してございます。

次に、目5、農業集落排水事業費516万円は同事業特別会計の繰り出し金でございます。

次のページに入りまして、目7、地域農業活力再生支援事業267万9,000円の増の主なものでございますが、節13、委託料で、米に続きまして麦の実証栽培事業及び農業を通じた絆づくり事業でございます。

次のページをお開きください。項2、林業費、目1、林業振興費172万6,000円の増の主なものでございますが、節13、委託料150万円で危険木の除去委託料でございます。

次に、項3、水産業費、目1、水産振興費300万円の増は、節13、委託料、水産物モニタリング業務委託で、請戸地先の水産物サンプリング調査でございます。

次に、款7、商工費、目3、観光費320万円の増は、ブランドイメージ回復支援事業補助金で、本年度9事業所1団体への補助を想定しておるものでございます。

次のページに入りまして、款8、土木費、項4、都市計画費、目1、都市計画総務費520万6,000円の増額は、節11、需用費、消耗品費234万1,000円など主に事務費の補正でございます。

次に、目2、公共下水道事業費6,208万1,000円の増は、同特別会計への繰出金でございます。

次の目6、町づくり整備事業費844万4,000円の減は、中心市街地建物被害状況調査委託料、こちらは事業費の確定に伴う減額でございます。

次のページに入りまして、款9、消防費、目4、防災対策費7億618万9,000円の増の主なものは、節13、委託料6億4,696万8,000円で、災害時行動記録作成委託料は災害発生から数カ月の職員の行動記録を作成、平成28年度末作成を予定をしております防災計画の主に職員マニュアルの作成等の参考資料として作成するものでございます。

次に、浪江町防犯業務委託料につきましては、年内に予定されております国道6号及び常磐道の一部開通に伴い防犯パトロールの24時間体制、他ゲート管理箇所を追加をするものでございます。

次の太陽光発電設備業務委託料は、非常時における避難住民、これは浪江になりますが、受け入れ等を担う防災拠点の太陽光発電設備を設置するための設計業務で、本庁舎、津島活性化センター、サンシャイン浪江、スポーツセンターの4カ所を予定しております。

次の防火帯整備業務委託料につきましては、主に帰還困難区域の国道及び町道の道路状況に応じた除草をするものでございます。

次の避難住民支援者情報集約システム業務委託料は、同システムの改修に係る委託料でございます。節15、工事請負費5,400万3,000円は、記載のとおり防犯に係る開閉式ゲートの設置工事及び防災行政無線のシステム改修工事でございます。

次のページに入りまして、款10、教育費、項4、幼稚園費、目2、幼稚園振興費597万6,000円の増は、節19、幼稚園就園奨励費でございます。

次に、項6、保健体育費、目5、地域スポーツセンター費953万4,000円の増は、同センターの復旧設計業務委託料でございます。

次に、款11、災害復旧費、項1、公共土木施設災害復旧費、目1、道路橋梁施設災害復旧費2,079万1,000円につきましては、町内5路線の道路災害復旧工事分でございます。

次のページに入りまして、款14、予備費、目1、予備費につきましては2,465万8,000円でございます。

最後になりますが、戻りまして6ページをお開きください。

第2表、地方債の補正でございます。歳入で説明のとおり、普通地方交付税本算定による額確定に伴いまして、同臨時財政対策債の限度額の確定により、補正するものでございます。

なお、記載の方法等については、補正前と同じでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

**○議長（小黒敬三君）** 日程第9、議案第49号 平成26年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（馬場 有君）** 議案第49号 平成26年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、前年度の決算が確定したこと等に伴い、歳入歳出それぞれ6億3,179万9,000円を増額するものであります。

歳入の主なものは、繰越金6億3,220万5,000円を増額です。

歳出の主なものは、保健給付費1億9,250万3,000円、基金積立金1億3,683万4,000円、諸支出金1億141万9,000円、予備費2億148万9,000円を増額です。

なお、詳細については、健康保険課長に説明させます。

**○議長（小黒敬三君）** 内容説明、健康保険課長。

**○健康保険課長（紺野則夫君）** それでは、ご説明を申し上げます。

6ページをお開きいただきます。款10、繰越金6億3,220万6,000

円を増額するものでございます。これは、前年度の歳計剰余金でございます。

続きまして、歳出についてご説明をいたします。

7ページをお開きいただきます。款2、保健給付費、目1、一般保険者療養給付費1億3,085万6,000円の増額でございます。これは、給付見込みにより算出したものでございます。

次に、退職被保険者等療養給付費6,164万7,000円の増。これも給付見込みによるものでございます。

8ページをお開きいただきます。款6、介護納付金でございますが、納付確定に寄りまして229万3,000円を減額するものでございます。

次に、款7、共同事業拠出金、目1、高額医療費拠出金165万5,000円の増。これは、負担分確定により国保連合会へ拠出するものでございます。

次に、款9、基金積立金でございますが、国保基金に1億3,683万4,000円を積み立てするものでございます。

次に、款11、諸支出金、償還金9,714万2,000円の増。これは、平成25年度実績報告による精算であり、国等への返還金でございます。

9ページをご覧ください。同じく一般会計繰り出し金、427万7,000円。これも平成25年度実績に基づき町へ返還するものでございます。

次に、予備費として2億148万9,000円を計上するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（小黒敬三君） 日程第10、議案第50号 平成26年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第50号 平成26年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

本案は、前年度の決算が確定したこと等に伴い、歳入歳出それぞれ5,821万5,000円を増額するものであります。

歳入は、繰越金5,821万5,000円を増額するものであります。

歳出の主なものは、予備費2,193万1,000円、諸支出金3,000万円を増額するものであります。

よろしく申し上げます。

○議長（小黒敬三君） 日程第11、議案第51号 平成26年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第51号 平成26年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

本案は、浪江浄化センター復旧工事費等により、歳入歳出それぞれ2億1,188万1,000円を減額するものであります。

歳入では、一般会計繰入金6,208万1,000円の増、基金繰入金1億3,831万円の減、繰越金567万3,000円の増、災害復旧事業費国庫負担金1億4,132万5,000円の減。

歳出では、下水道災害復旧費2億1,188万1,000円の減額であります。詳細につきましては、復旧事業課長に説明させます。

○議長（小黒敬三君） 内容説明、復旧事業課長。

○復旧事業課長（中田喜久君） 議案第51号 平成26年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

7ページをお開き願います。歳入の目1、一般会計繰入金6,208万1,000円の増、続きまして、目2、基金繰入金1億3,831万円の減。これは、浪江浄化センター災害復旧事業の確定と補助金の浦負担の財源変更によるものであります。

次に、目1、繰入金567万3,000円の増。これは、前年度歳計剰余金の確定によるものであります。

次に、目1、災害復旧事業費国庫負担金1億4,132万5,000円の減。これは、浪江浄化センター災害復旧事業費の確定に伴う国庫負担金の変更であります。

8ページをお開き願います。目4、節13、委託料の2億1,188万1,000円の減。これは、浪江浄化センターの災害復旧事業費の確定によるものです。

前の4ページをお開き願います。継続費であります。款1、目1、事業名、浪江浄化センター等災害復旧工事委託料3億5,324万8,000円を設定するものであります。年度割額が平成26年度が1億4,500万円、平成27年度が2億824万8,000円となるものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（小黒敬三君） 日程第12、議案第52号 平成26年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第52号 平成26年度浪江町農業集落排水事



業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

本案は、農業集落排水災害復旧事業等により、歳入歳出それぞれ557万4,000円を増額するものであります。

歳入では、一般会計繰入金516万円の増、繰越金41万4,000円の増、歳出の主なものは、農業集落排水災害復旧費550万円の増額であります。よろしくお願いたします。

**○議長（小黒敬三君）** 日程第13、議案第53号 平成26年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（馬場 有君）** 議案第53号 平成26年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、前年度の事業が確定したこと等により、歳入歳出それぞれ3億1,320万8,000円を増額するものであります。

歳入の主なものは、繰入金563万9,000円、繰越金3億83万8,000円、諸収入633万5,000円を増額などであります。

歳出の主なものは、総務費563万9,000円、諸支出金2億6,258万8,000円、基金積立金4,498万3,000円などあります。詳細については、介護福祉課長に説明させます。

**○議長（小黒敬三君）** 内容説明、介護福祉課長。

**○介護福祉課長（佐藤尚弘君）** それでは、説明いたします。

6ページをお開きください。1. 繰入金、4. その他、一般会計繰入金563万9,000円。これは、介護保険制度改正によるシステム改修等による事務費の一般会計からの繰入金です。6. 繰越金、1. 繰越金3億83万8,000円。これは、前年度事業確定による歳計剰余金です。

7ページをお開きください。7. 諸収入、1. 雑入633万5,000円。これは、前年度認定審査会負担金返納金です。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

8ページをお開きください。1. 総務費、1. 総務管理費、1. 一般管理費、13. 委託料518万4,000円。これは、介護保険制度改正によるシステム改修委託料です。5. 諸収入、1. 償還金及び還付加算金、2. 償還金1億7,259万3,000円。これは、前年度事業確定による国への返還金です。

9ページをお開きください。1. 諸支出金、3. 繰り出し金、1. 他会計繰出金8,999万5,000円。これは、前年度事業確定による一般会計繰出金です。6. 基金積立金、1. 基金積立金、1. 介護給付費準備積立金4,498万3,000円。これは、介護事業経営安定のための

積立金です。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（小黒敬三君） 日程第14、議案第54号 平成26年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第54号 平成26年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、前年度の決算が確定したことに伴い、歳入歳出それぞれ213万7,000円を増額するものであります。

歳入は、繰越金213万7,000円、歳出は、予備費213万7,000円を増額するものであります。

よろしく申し上げます。

○議長（小黒敬三君） 日程第15、議案第55号 平成26年度浪江町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第55号 平成26年度浪江町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、水道事業収益的支出で140万円、資本的収入で443万4,000円、資本的支出で760万円の増額補正をするものであります。

詳細につきましては、復旧事業課長に説明させます。

○議長（小黒敬三君） 内容説明、復旧事業課長。

○復旧事業課長（中田喜久君） 議案第55号 平成26年度浪江町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

11ページをお開き願います。収益的支出であります。款1、水道事業費用、項1、営業費用、目1、原水及び浄水費140万円の補正増で、これにつきましては水質検査手数料であります。

続きまして、12ページをお開き願います。資本的収支であります。款1、水道事業資本的収入、項2、工事負担金、目1、工事負担金で443万4,000円の補正増で、これは、公共下水道復旧工事に伴う、水道管移設保障であります。

続きまして、資本的支出でございます。款1、水道事業資本的支出、項1、建設改良費、目3、排水設備改良費760万円の補正増で、これにつきましては、谷津田取水場ポンプ設備工事及び公共下水道復旧事業に伴う、排水管敷設工事であります。

よろしく申し上げます。

○議長（小黒敬三君） 日程第16、同意第1号 特別功労者の決定につ

いてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（馬場 有君）** 同意第1号 特別功労者の決定についてご説明いたします。

本案は、今年で第42回を迎える浪江町功労者表彰式において表彰予定の特別功労者について、浪江町表彰条例第3条第1項の規定により、議会の同意を求めるものです。

本年は、4名の方が該当となります。遠藤 裕（えんどう ひろし）氏は、多年にわたり、県内小中学校で教鞭をとり、学校教育の進展に尽力されました。それらの功績により瑞宝双光章を受章されました。その功績は、誠に顕著であります。

星 重良（ほし しげよし）氏は、多年にわたり県内小中学校で教鞭をとり、学校教育の進展に尽力されました。それらの功績により、瑞宝双光章を受章されました。その功績は、誠に顕著であります。

（故）柴 愛吉（しば あいきち）氏は、多年にわたり、県内小中学校で教鞭をとり、学校教育の進展に尽力されました。それらの功績により、正六位・瑞宝双光章を受章されました。その功績は誠に顕著であります。

（故）濱谷 善久（はまや よしひさ）氏は、多年にわたり、請戸郵便局長として精励されました。平成23年3月11日津波により亡くなられ瑞宝双光章を受章されました。その功績は、誠に顕著であります。

いずれも、表彰条例第3条第1項第6号に該当される方々です。

よろしく願いいたします。

**○議長（小黑敬三君）** 日程第17、報告第3号 財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の経営状況報告についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（馬場 有君）** 報告第3号 財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の経営状況報告についてご説明いたします。

財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の平成25年度の決算については、東京電力からの逸失利益賠償金及び棚卸資産・固定資産の賠償金等により、収入総額が6,325万円、支出総額が1,237万8,000円で、当期利益金が5,087万2,000円となりました。

この結果、期末未処理分利益金は4,113万2,000円となっております。

詳細については、産業・賠償対策課長に説明させます。

○議長（小黒敬三君） 内容説明、産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（吉田公明君） 報告第3号 財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の経営状況報告について説明いたします。

別添資料の収支決算書によりご説明申し上げます。

1ページをお開きください。始めに事業計画の総括でありますが大震災、原子力発電所の事故により浪江町全体が避難を余儀なくされ、休業状態にありますので、内部事務関する事項の主なものであります。

続きまして、5ページをお開きください。損益計算書ですが、経営収入6,322万4,576円、営業費用が1,236万9,506円で、営業利益5,085万5,070円となります。営業外収益は受取り利息で2万4,967円、営業外費用が、借入金支払い利息8,394円となります。平成25年度収支差額は5,087万1,643円となっております。

続きまして、4ページの貸借対照表ですが、資産の部で流動資産が9,031万247円。固定資産が3,226万4,544円。資産の部合計が1億2,257万4,791円となっております。負債の部で、流動負債が4,994万2,153円となり、資本の部合計が7,263万2,638円となっております。

次に6ページをお開きください。当期純利益処分内容ですが、繰越損失金973万9,005円と、当期利益金5,087万1,643円の差額4,113万2,638円が、期末未処理分利益金として次年度へ繰り越しとなります。

7ページ以降につきましては、平成25年度決算監査報告及び収支決算対比等については、記載のとおりでありますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上で平成25年度財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の経営状況報告を終わらせていただきます。

よろしく申し上げます。

○議長（小黒敬三君） 以上で提案理由の説明及び内容の説明が終わりました。質疑については18、19日に行います。

---

### ◎次回日程の報告

○議長（小黒敬三君） 休会中の委員会活動日程を申し上げます。休会中における各常任委員会の招集日は、11日、12日、16日で、総務常任委員会が、中会議室に。産業建設常任委員会が、小会議室A、B。文教厚生常任委員会が、中会議室3で開催します。時間はいずれも9時30分からです。関係課長等につきましても、委員会への出席要

求があったときには、よろしくお願い申し上げます。

---

**◎散会の宣告**

**○議長（小黒敬三君）** 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

18日午前9時から本会議を開きますので、ご参集願います。

それでは、連絡申し上げます。全員協議会を13時10分から開会いたしますので、よろしくお願い致します。

（午前11時42分）

平成26年9月11日（木曜日）	委員会
平成26年9月12日（金曜日）	委員会
平成26年9月13日（土曜日）	休日
平成26年9月14日（日曜日）	休日
平成26年9月15日（月曜日）	休日
平成26年9月16日（火曜日）	委員会・全員協議会
平成26年9月17日（水曜日）	休会

9 月 定 例 町 議 会

( 第 3 号 )

平成26年浪江町議会9月定例会

議事日程(第3号)

平成26年9月18日(木曜日)午前9時開議

- 日程第1
- |        |  |
|--------|--|
| 認定第1号  | 決算の認定について                                    |
| 認定第2号  | 浪江町水道事業会計決算の認定について                           |
| 議案第44号 | 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について        |
| 議案第45号 | 浪江町国民健康保険税条例の一部改正について                        |
| 議案第46号 | 浪江町公共下水道根幹的施設の災害復旧事業に係る建設工事委託に関する基本協定の締結について |
| 議案第47号 | 物品購入契約の締結について(応急仮設住宅除雪機購入)                   |
| 議案第48号 | 平成26年度浪江町一般会計補正予算(第2号)                       |
| 議案第49号 | 平成26年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)               |
| 議案第50号 | 平成26年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算(第2号)         |
| 議案第51号 | 平成26年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)                |
| 議案第52号 | 平成26年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)               |
| 議案第53号 | 平成26年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)                 |
| 議案第54号 | 平成26年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)                |
| 議案第55号 | 平成26年度浪江町水道事業会計補正予算(第1号)                     |
| 同意第1号  | 特別功労者の決定について                                 |
| 報告第3号  | 財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の経営状況報告について                  |



出席議員（16名）

1番	渡邊泰彦君	2番	佐々木勇治君
3番	鈴木幸治君	4番	小黒敬三君
5番	平本佳司君	6番	松田孝司君
7番	山崎博文君	8番	若月芳則君
9番	佐々木恵寿君	10番	山本幸一郎君
11番	泉田重章君	12番	佐藤文子君
13番	紺野榮重君	14番	吉田数博君
15番	三瓶宝次君	16番	馬場績君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	馬場有君	副町長	檜野照行君
教育長	畠山熙一郎君	代表監査委員	山内清隆君
総務課長	佐藤良樹君	復興再生事務所長 兼帰町準備室長	山本邦一君
復興推進課長	宮口勝美君	町民税務課長	宮田良二君
産業・賠償対策課長	吉田公明君	ふるさと再生課長	岩野寿長君
復旧事業課長	中田喜久君	健康保険課長兼 津島支所長兼 津島診療所事務長	紺野則夫君
介護福祉課長	佐藤尚弘君	生活支援課長	大原教知君
津波被災地対策課長	安倍靖君	会計管理者 兼出納室長	大浦泰夫君
教育委員会 教育次長	鈴木貞孝君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩野善一	次長	清水佳宗
------	------	----	------

書

記

柴 野 早 苗

---

### ◎開議の宣告

○議長（小黒敬三君） おはようございます。ただいまの出席議員は16人であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

---

### ◎議事日程の報告

○議長（小黒敬三君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

○議長（小黒敬三君） 発言の訂正を復興推進課長より訂正を求められておりますので、よろしくお願いいたします。

復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） 発言の訂正をお願いいたします。去る9日の一般質問の際、13番、紺野榮重議員の質問の中で、町民税務課で発行する建物所在証明の発行件数のうち、津波被災地関係の数を150と申し上げましたが、資料を私のほうで見間違えまして大変申し訳ありませんが、正確には157件でありましたので、ご訂正をお願いいたします。

---

### ◎認定第1号の質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第1、認定第1号 決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑は会計ごとに行います。

平成25年度浪江町一般会計歳入歳出決算について、質疑ありませんか。

16番。

○16番（馬場 績君） おはようございます。決算認定一般会計の分について若干質疑をし、確認をさせていただきたいと思います。まず、決算書あるいは監査意見、主要な施策の成果等見させていただきました。

私の決算総括としては歳出の問題もありますが、歳入のところで、やはり特別な立場にある浪江町の一般会計の決算の状況が数字的には施策の成果4ページに係数的に示されております。例えば、歳入で言えば、前年比で57.8%、約6割の伸びというか激増です。金額的には54.6億円、中身的には地方交付税が前年比で6億7,000万円の増で総額52億6,000万円になっていると。これは復興交付金等も含めての歳入項目決算であります。私が今年度の決算書を見て、

総括というにはあまりにもざくっとし過ぎですが、そういう決算内容が大きな特徴だと思っております。

そこで、この主要な施策あるいは総務課長の説明報告にもありましたが、復興交付金で平成26年度事業分が6事業の交付金が入ってきているという報告でした。事業別交付金について改めてお示しただきたいと思えます。

それから、第2点目としては、きょうの地方紙一面にも出ておりましたが、福島県としての必要な復興額は3.4兆円でしたか福島県として3.4兆円という復興予算の計画を示したようですが、平成25年度を受けて今後必要な復旧・復興事業として町はどのような事業計画と予算を検討しているのか。そこのところをお示しただけならばと思えます。

それから、必要な施策の18ページ、ここには基金の状況が一覧表で示されております。復旧・復興基金が積み立て21億3千万円、取り崩しが1億3,800万円となっております。あわせて復興交付金基金についても積み立てが42億2,000万円で、取り崩しが3.4億円、補正予算等手元におけばすぐわかることではありますが、取り崩しの主なものについてお示しをいただきたいと、改めて確認をしておきたいと思えます。

それから、先ほどお尋ねした6事業の交付事業についてですが、平成25年度末での進捗状況、あるいは完成の見込みはどうかということについても、前のところでお答えいただいても結構です。お尋ねをしておきたいと思えます。

それから、主要な施策の成果、ページは前後しますが15ページです。ここには詳細の借入れ先別現在高が載っております。そこでお尋ねをいたしますが、差し引き現在高は、例えば財務省関係では24億8,400万円です。ところが金利別内訳の合計は24億6,136万円です。2億3,000万円の不突合の中身。財務省関係の債務残高が差し引き現在高24億8,400万円です。Dの内訳として、金利別に出ております。これを合計すると24億6,113万6,000円です。この誤差というか、差額についてお尋ねをします。

同じく日本郵政についても3,855万7,000円の不突合があります。改めてどこかに入る分があるんだろうと思うのですが、なぜ違うのか、それをお示しください。

それから、主要な施策の成果の21ページです。21ページには新規震災関連事業で町イチ！村イチ！2014への式典ということで、決算書では91ページに載っているということですが、主要な施策の成果では、事業費が126万1,000円です。決算書の91ページには、委託料

では34万2,000円なんです。それ以外にもこの事業に支出していると思うのですが、どこにどういう形で執行されているのかということです。

主要な施策の成果24ページと25ページ、復興まちづくり支援事業について321万2,000円の決算額が示されております。決算書では95ページという書き込みもありますが、第1点目のお尋ねは、25ページの区分11のところ室原行政区として、室原地域の放射線量測定し、広報室原として住民にお知らせするとともに、地域の郷土芸能の伝承を図るということで、行政区としてはここ1つ。あとは大野台第8自治会に対して執行ありますが、行政区としてはここだけ。あと8番もあります。そこでお尋ねいたしますが、私が注目したのは、行政区として地域の放射線量を測定しているということに対して、それ以外も書かれてはありますが、この事業で支援しているということです。御存じのとおり、津島の8行政区では避難して以来、直後からではないのですが、ほぼ3年間全戸の線量測定をして住民に知らせております。月1回の行政区長会議を開いてお互い情報交換をして、私どもその場に出席をしておりますが、なぜ津島の行政区に対してはこの事業による支援がないのかと。別な言い方をすると、津島地区の8行政区のそういう事業は支援事業の対象にしない、ならない理由はなんなのかと。

それから施策の成果35ページ、ADR集団申立て、震災関連事業として出ております。ここには特定財源600万円、あと983万7,000円の残りが一般財源として出しております。震災関連まさにADRの集団申し立ては震災関連事業だと思いますが、一般財源と特定財源に区分けした意味はどういう意味があるのかということです。

あと、ここで和解案の問題について質問を準備しておきましたけれども、それは省略をします。

次、決算書の121ページ、必要な施策の成果48ページ、決算書でみたほうがわかりやすいかもしれませんが、決算書の119ページ、節委託料で備考欄19、20ページに出ていますが、集団墓地霊園整備事業設計業務委託料、請戸、棚塩地区の大平山霊園墓地事業だと思いますが1億5,564万9,000円、墓地環境整備委託料。そのことについて、まず墓地環境整備委託料1億5,500万円についてお尋ねいたします。

主要な施策の成果で48ページに出ておりますが、これは単純なお尋ねですが、確認だけしております。環境省直轄事業なのか、それとも町が委託を受けて、設計見積もりは発注したのかどうかというのが第1点です。

それからそれとの関連で、同じ121ページの集団墓地霊園整備事業設計業務委託料1,228万9,000円が出ております。決算書の20ページ、主要な施策には48ページ、決算書120ページ、設計委託料1,128万9,000円。これは地質調査は含まれていたのかどうかということについてお尋ねいたします。

それから、主要な施策の45ページ、仮設住宅維持管理で約6,000万円の決算報告が載っております。決算書については117から119ページと書かれておりますが、まずお尋ねの第1点は、たぶん去年も同じような表現で私が指摘したと思うのですが、この主要な施策の成果の説明として、「東日本大震災により居住する住家のない、住家のない町民」、これは全町避難の町の事業の施策の成果報告としては、町民感情逆なでするのではないかと思います。なぜならば、仮設あるいは借り上げに避難している町民は、もちろん東日本大震災による避難もありますが、津波という意味で。決定的なのは、私ども含めてですが、東京電力第一原発の爆発事故です。これはこれからも継続すると思うのですが、事実認識をきちっとして、我々議会に対して、やはりこういう指摘を受けないような報告説明、書き込みが必要ではないかと。そのことについてどのように考えるかということです。居住する住処のない町民というのはどういう意味ですか。まるっきり人ごとでしょう、これ。これは町長からお答えいただきたいです。

それから、仮設住宅の補償の問題は、ここには決算額としては出ていませんが、当然のことながら維持管理ということですから修繕補修が入ってきていると含まれると思います。大きな項目で結構ですが、補修の要望とその対応、結果はどうなっているかということです。

それと関連しますが、つい1週間、3.11から3年6カ月ということで地方紙でも特集が組まれておりました。たぶん御覧になられた方もおいでかもしれませんが、例えば安達仮設住宅の集会所の階段が、ベニヤがぼろぼろになっている写真が掲載されておりました。集会所も含めて狭い、暑い、非常口としてのほきだし口の必要性も含めて、集会所の補修改善については何度かこの場でも指摘をし、改善を求めてきたところですが、ああいう形でやはり全県民に報道されるというのは、浪江町の仮設住宅の維持管理に対する姿勢として私は恥ずかしいと、私個人としても恥ずかしく思いました。

あの問題について、これは決算書にはそれがどうだとは出ていませんが、仮設住宅の保守という立場で、あの件について緊急対応されたかどうか。それから安達集会所には、ごみ集積所がありますが、

ほとんどの集会所では屋根付きなんです。野犬や野鳥の被害防止のために。ところが安達仮設住宅の集会所には、そういう要望を上げていたにもかかわらず、きのう現在それが補修されておりません。なぜなのか、どうするつもりなのか。もっと厳しく言えばあのまま放置しておくつもりなのかどうか。お答えください。

それから決算書の116ページ、災害救助費として決算額が18億8,500万円。災害救助費ですから大きく予算を確保したということだと思いますが、1億5,400万円の不用額、大きいものでは職員手当700万円というの也有りますが、不用額が1億5,000万円というのは大きすぎるのではないかと。なぜ不用額が出たのかということですか。

それから災害救助費を単純に考えれば、原発避難との関係で当然東電賠償請求の対象になり得る支出ではないかと。このところでもこのことも含めて、災害救助費等も含めて東電に対する損害賠償請求、これも含めて請求されたのかどうか。あるいはこれまで東電賠償請求して、特別会計以外の賠償結果についてはどうなっているのか。いわゆる一般会計分の賠償請求の現状ということでお尋ねしておきます。

それから、ここで仮設住宅の維持管理費の問題が出ております。担当課長はおわかりになると思いますが。

○議長（小黒敬三君） ページ数、先ほどと同じですか。

○16番（馬場 績君） 今みたのですが、116ページにはないないんですけど。仮設住宅の維持管理費についてですが、これは780万円です。ここで1点だけ平成25年度決算事業として確認をしておきたいと思いますが、いわゆる今年の2月8日の豪雪の問題です。さまざまな問題がおきました。2点ほどお尋ねいたします。2.8豪雪の被害を受けて、除雪対策について、県、町受入れ先自治体との除雪体制をどうするかについて。あの豪雪以降どういう協議が進められているのかと。どう連携するのかと。どう教訓を引き出したのかと。今後どういう体制をとることになるのかということについてお尋ねしておきます。

それから、主要な施策の成果61ページ、緊急雇用の決算が出ております。7,700万円です。この説明では15の事業、延べ63名の雇用を図ったと。これだけでは緊急雇用対策事業の決算内容が全体として把握できません。決算書133ページに出ているということですが、15事業、63名以外の事業と執行額について、大きな項目で結構ですのでお示しをいただきたい。

それから、成果資料では一般財源から約50万円ほど持ち出してお

りますが、緊急雇用事業の99%は国県支出金です。一般財源49万円を執行することになった理由は何かということです。

それから、主要な施策の67ページ、防災無線災害復旧工事が出ております。下の欄ですが、1億269万円の執行額です。説明欄には町内全域の防災行政無線を復旧したと。水没及び流出した支局を新設し、町内全域の防災行政無線を復旧したと書いてありますが、私も事前に確認することができなかつたので、津島も含めていわゆる支局というのは各地域にある防災無線のタワーのことでしょ。津島も含めて復旧したのかどうかということです。私は、もし全域で完全復旧したということになれば、被災3年目にして大きな事業の成果だと。なぜならば全町避難、防犯体制も不十分なままだということから言えば、緊急のときには大きな役割を果たすのではないかと思います。そういう意味で評価をしておりますが、逆に支局も含めて全面復旧したということになれば。緊急の場合、支局からの防災連絡は可能なのかどうなのかということです。

それから、防災行政に絡んで平成25年度の決算の中身として確認をしておきたいのですが、地域防災とりわけ第一原発の現状を考えると、改めて浪江町の原子力災害計画を整備するということが求められていると思うのですが、浪江町原子力災害計画の見直しは、平成25年度事業においてどこまで進捗しているのかお答えいただきたい。

それから最後になります。監査意見48ページ、49ページから2点ほど。一番下のところに、委託工事についてはこのとおりだと思いますので敢えてふれません。そこで完了した事業の検証について、監査意見として指摘をされております。この監査意見から私はお尋ねをしたいのですが、完了した事業検証をどのようになされているのか。ここでも関連して現状の問題について確認をしておきたいのですが、たびたびこれまでも土壌の放射能汚染検査、町単独でもやるべきだと。細かいメッシュに落とすべきだという指摘をしてきました。議会事務局のほうにパネル版の図面に落とした大雑把な図面はいただいていた。正直あれでは不十分です。土壌の汚染の線量調査は、町単独でやっているのかどうか。やっているとしたらその成果品はどうなっているか。

それから49ページ、一番上の欄です。随契について指摘をされております。随意契約は、競争性がなく適正な価格の比較が困難となりがちであると。随意契約を締結する際には、競争入札に適さないとする具体的な理由が必要であり、可能な限り契約に関する情報収集や類似団体との比較調査をして価格の妥当性を検証すべきだと。



これに関して2点ほど、平成25年度決算で大きな事業だけで結構ですが、大きな事業というのは500万円以上ということにしましょうか。随意契約は何件あったのかと。監査が指摘している競争入札に適さないとした具体的な理由は何かと。仮に20アールとすれば、ここで答弁するとすれば時間かかりすぎるので、そこはぐっと詰めて結構ですが、かといって下水道事業のように、特定業者にならざるを得ないという、そういう問題についての解答については不十分ですので、あえて監査が指摘したその裏という言葉は使いたくないですが、そこを掘り下げてお尋ねしているわけなので、質問の意図をくんでお答えいただきたい。

○議長（小黒敬三君） 町長。

○町長（馬場 有君） 主要な施策の成果の45ページの表現についてお答えいたします。確かにこの表現は、直接的な表現をしたということだと思います。したがって、この私どもは、とにかく避難を強いられている状況でありますので、やはりこの表現についてはあまりふさわしくないと考えますので、今後は十分気をつけながら正確な表現をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小黒敬三君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） それでは歳入における復興交付金の事業の内訳ということでございますが説明させていただきます。

○議長（小黒敬三君） とりあえず6事業分なので口頭で、なおかつ補足あれば資料ということでお願いします。

○復興推進課長（宮口勝美君） わかりました。

まず請戸の共同墓地整備事業に関しましては歳入額が1億8,455万3,000円となっております。事業実施年度は平成25年、26年にかかる部分でございます。請戸共同墓地につきましては補助率5分の4でございます。

それから、中心市街地の被害状況調査事業が1,030万1,000円で補助率4分の3、平成26年度事業でございます。

それから、崖地近接等危険住宅移転事業、歳入額としては4億8,326万2,000円です。補助率4分3となります。事業年度は平成26年、27年にかかる部分でございます。

次に、津波被災情報等基盤整備事業が1,342万5,000円の事業費で、補助率5分の4、平成26年度事業でございます。

次に、防災集団促進事業29億8,344万5,000円、補助率8分の7でございます。事業実施年度としましては、平成26年、平成27年と2年度にまたがります。

それと市街地復興効果促進事業、この事業費が5億4,554万4,000円。補助率5分の4でありまして、事業実施年度は平成26年、平成27年となっております。

次に、基金の取り崩し主なものということでございますが、平成25年度決算における基金の取り崩しの内容としましては、主に請戸の共同墓地に関する部分が主なものになっております。そのほかには、浪江町の新しい水産業デザイン実現化事業の委託料であるとか、浪江町復興推進アドバイザー等業務委託の部分、あとは復興まちづくり計画策定支援事業委託事業といったものが含まれております。

それから、町イチ！、村イチ！の関係でございますが。

○議長（小黑敬三君） ただいま説明した資料は総務常任委員会でも資料請求してありますので、お手元のほうに届けたいと思います。

総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） それでは、質問の2番目の浪江町の今後の事業計画における予算をどう把握しているかという点でございますが、これにつきまして先日、県のほうから集中復興期間終了後ということになっておりますが、中長期的な財政需要額の調査がございました。こちらのほうで今現在、これは概算でございますが、138事業で698億円ほど算出してしております。これにつきましては、現在想定される事業及び事業費を概算で算出したところでございます。今後随時精査をいたしまして必要額の把握に今後とも努めてまいりたいと思います。

次に、成果の18ページ、浪江町復旧・復興基金1億3,878万3,000円の取り崩しの中身ということでございますが、こちらにつきましては、目で申し上げますと災害救助費、公共下水道事業、観光・企画費等に充当してございます。細かくなりますが、節で申し上げますと28の節に充当してございます。主なものでございますが、災害救助費のほうでは、これは事務費のほうになりますが、役務費の通信運搬費等に219万5,000円、下水道につきましては公共下水道事業特別会計の繰出金に1億円、企画のほうの復興計画策定に係る部分では費用弁償等に430万円ほど。これも扶助費のほうになりますが保育料助成金に1,000万円、あとこれは復旧交付金でも、いわゆる、用途が限定されるブランドイメージであるとかそういう部分の支出であれば、野馬追の出陣者補助金に260万円、復興の集い実行委員会補助金に310万円、主なものは以上でございます。

次に、成果の15ページ、財務省及び日本郵政の差し引き現在高と利率につきましては1.5%から上段に4%までございます。下段のほうに5%以下ということで、先ほどもありました差額の分こちら

のほうになりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小黒敬三君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） 順番を間違えまして申し訳ありません。成果の21ページ、町イチ！、村イチ！のところについては内訳をご説明申し上げます。1つは、旅費の関係、事務局職員の関係で18万8,020円、それから参加者の関係で62万3,712円、そのほか委託料としましては、出店関係の備品の運送委託に5万6,800円、それから展示パネル等の制作等で16万円、それから会場で使います電気設備等の委託が12万6,000円、そのほか物品借り上げ、いわゆる展示の部分の棚でありますとか調理器等の借上げで10万7,100円等が入っております。

成果の24ページのところに、いわゆる室原行政区における復興まちづくり支援事業の関係でございますが、決して津島地区を除外しているということではございません。ここには「放射線量の測定をし」と入っておりますが、主なところの測定をして広報室原という形で地区民への広報紙を発行していると、そこが重点的といいますか、そちらの事業費のほうが多くなっております。津島地区においての今の測定の部分について、測定事業そのものではなかなか事業費として該当するかどうかというところがひっかかりますが、住民への周知の部分、広報関係であるということであれば十分こちらの事業に該当いたしますので、そういった形での申請をしていただければと思っております。

○議長（小黒敬三君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（吉田公明君） 主要な施策の35ページのADR関係でございますが、特定財源と一般財源の振り分けはどういう形になっているかというご質問でございますが、当初600万円を予定しておりましたが、説明会及び弁護団会議等の回数が増えたということで、一般財源のほうで対応したという形になってございます。

○議長（小黒敬三君） 町民税務課長。

○町民税務課長（宮田良二君） それでは主要施策の48ページです。墓地環境整備事業ということで、この事業につきましては復興局予算ということでやっております、町が事業を発注して行っております。

○議長（小黒敬三君） 津波被災地対策課長。

○津波被災地対策課長（安倍靖君） それでは決算書120ページ、委託料の中段にございます、集団墓地・霊園整備事業設計業務委託料1,128万9,000円。この中にはご質問にありましたように、地質調査業務委託料221万2,000円を含んでございます。

○議長（小黒敬三君） 生活支援課長。

○生活支援課長（大原教知君） それでは、仮設住宅の関係についてお答え申し上げます。

修繕関係の主なものにつきましては、スロープ等あとは風除室の修繕要望が上がってきております。

また、民報新聞ですか。安達の階段が載っていたということですが、軽備な修繕であれば我々のほうで1週間以内に修繕するという状況です。たまたま新聞に掲載されておりました壊れたところにつきましては、載った2日後には修繕されてございます。現在は修理済みということになっております。

また、安達の置き場の屋根の要望につきましては、特にうちのほうには上がってきていないという状況でございます。

除雪体制につきましては、県及び受け入れ自治体との協議は行ってございません。今後につきましては、昨年度に委託した業者に依頼するような形になろうかと思いますが、受け入れ自治体、県につきましては、国道、県道、市道が優先かと思われれます。その後について仮設の除雪を今後は依頼したいと思っております。

○議長（小黒敬三君） 総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） 前後して申し訳ありません。決算書116ページ、災害救助費の不用額1億5,000万円についてであります。平成24年度、平成25年度におきましては、今回の避難にかかる復旧・復興の予算であるとか、町民の支援にかかる予算、各課の分がすべてこちらに入った形になっております。先に申し上げますが、こういう管理がなかなか難しいということで、平成26年度におきましては、事業ごとに目を設定して、予算の管理に努めることとさせていただきます。この1億5,000万円の大きなものを一つ申し上げますと、115ページのほうで繰越事業がございます。

○総務課長（佐藤良樹君） 115ページの上の災害救助費がございまして、当初予算さらには補正予算、継続及び繰り越し事業費の繰越額が入っております。ここに1億5,900万9,000円の数字がございます。

今申し上げましたとおり、外部被ばく線量測定委託料の繰り越し分でございます。決算額につきましては、次の118ページの委託料、上から10番目に6,841万8,630円の数字が出ております。その差額約3,200については、この1件で不用額として落とすといえますか、繰り越すような形になります。この額、いわゆる委託料の総額も4,800円と多い中で、うち3,200万円が繰越事業の精算分の不用額として計上しているところでございます。

これだけではございませんが、先ほど申し上げましたとおり、平

成25年度においてはすべての課のいわゆる復興支援にかかる予算が入っておりましたので、平成26年度以降、目を設けて管理に努めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

もう1点、東電賠償の件につきましては、以前も質問をいただいておりますが、各課からの請求にかかる資料はすべて提出をいただきました。整理・精査しているところでありまして終了次第、第1回目の請求をしたいと考えているところでありまして、時期につきましては、今年度中に第1回目の請求をしたいと考えております。

○議長（小黒敬三君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（吉田公明君） 61ページの緊急雇用事業の15事業でございますが、窓口証明発行業務、それから帰町準備復旧事務補助、それから町有車両運転業務、一時立ち入り事務処理業務、仮設住宅入居管理業務、仮設住宅生活支援バス運転業務、知的障がい児介助業務、放射線測定調査業務、浪江小中学校バス児童送迎業務、それから復興再生事務所運営業務補助、それから桑折出張所運営業務補助、福島出張所運営業務補助、いわき出張所運営業務補助、仮設住宅健康管理巡回業務、介護保険認定給付請求業務補助の15事業になっております。

それから、一般財源49万5,152円はなぜかということですが、町有車運転業務それから浪江小中学校児童送迎業務の時間外対応の経費となっております。

○議長（小黒敬三君） 帰町準備室長。

○帰町準備室長（山本邦一君） それでは主要な施策の成果67ページの浪江町防災行政無線災害復旧工事についてご答弁申し上げます。これについては、親局、中継局、さらに津島も含めて子局、59局復旧しております。子局からの通報も可能でございます。

原子力災害計画関係の見直しはというご質問でございますが、平成25年度自体については、その策定には至っておりません。今年度広域な計画を策定中でございますが、現在施設のマッチングを行っているところでございます。今後、広域避難計画も含めて地域防災計画全体の見直しを行っていく予定でございます。

○議長（小黒敬三君） 総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） 監査意見書の最後のページに関する私からは委託のほうの500万円以上の随意契約の件数とその理由ということでございますが、こちらの資料を現在持っておりません。申し訳ございませんが、今後こういう集計ができるようにはしたいと思っております。

○議長（小黒敬三君） あと事業の検証の件は、1点答弁漏れあります

発言訂正の申し出あり：議長許可。「49万5,152円」、「町有車運転業務それから浪江小中学校児童送迎業務の時間外対応の経費」ではなく「44万6,558円が時間外経費で、4万8,590円が生活支援バスの燃料費」に訂正

が、全体の。

副町長。

**○副町長（檜野照行君）** それでは、監査意見の中で2つほど質問をいただいておりますが、完了した事業の成果の検証は、議員言われるとおり当然必要なことでもありますので、これらについては随時監査に言われるまでもなく当然にやるということでやっております。いわゆる事業の成果を検証するというのと、もう1点の随意契約についての監査については、当然にこれらについては、こういう状況にあっても、しっかりとそういうことをやりながらやり続けるという意味でのあえて意見に述べられていることだと思います。

結果として、何か大きな欠陥があったということではなくて、例えば随意契約で言えば、随意契約自体は地方自治法の中でも例外的に扱われておりますので、現実的には、理由については限定的に列挙されておりますので、それぞれの随意契約のところでは、その法令のどの項目に当たるかということで、理由もつけられております。ですから、今後ともその辺については、私どもも緊張感をもってそれらの趣旨にしたがって、努めたいと思います。

**○議長（小黒敬三君）** 16番、馬場績君。

**○16番（馬場 績君）** まず冒頭に、仮設住宅の事業成果に対する説明欄は、これは適切ではないということですから、昨年度決算審議のときにも同様の意見を申し上げているはずですが、ちょっと厳しい意見だけでも、私の指摘がなにもすべてとか、絶対的だとは思っておりません。私も謙虚ですし、執行者のほうでも、それは行政の立場で執行してもらって結構ですが、ただ、質問されてその場しのぎの答弁をすればそれで終わりということでは、私はまずいと思うんです。はっきり言うと反省の色なしと。全然変わっていないから、これ。だから、議会で答弁すればそれで終わりだというには考えてはいないと思いますが、そここのところ聞き流せばいいということなのか。そうではなくて、町長が定例議会ごとに皆さんからいただいた意見を真摯に受けとめて、今後の行財政運営に活かしてまいりますということとも相反することだから、これは私としては今回の決算審査の大きな問題だと思っています。これも町長答弁というと町長もきついんだけど、ここは町長だから聞き流すことはしないとは思いますが、町長としての所信をお示しいただきたいと思えます。

順次再質問をしていきます。6事業についてですが、私はほぼメモしたつもりですが、しかし、調査不足ということもありますので、議長を通じてこの内容について資料として議会のほうにお示しいた

だきたいと。これは異論はないと思いますので、確認だけをお願いします。復興推進課長、資料配付を求めますのでそうされるかどうかお答えください。

それから、問題の集中復興期間、これは国では今なお復興には終わりはないとか。ちょっと前の言葉ですが、福島の復興なくして日本の再生はなしということも言うておりますが、ここはやはりオール福島、オール双葉で政府を突き動かしていかないと、それこそ大なたで削り取られてしまうのではないかと。あえて言えば、自民党の復興加速推進本部の今後の方向では、帰還困難区域では5年後に帰れるようにしたいと。そして自宅でオリンピックを見られるようにしたいと。我々被災者の立場をどこまで理解しているんだということ、怒りすら感じるわけですが、要するに政治の立場でいえば、あえて人員と復興加速化推進本部の第4次方針に、家族そろってオリンピックを見るということは、いかにも我々被災者に寄り添っているようではあるけれども、そこを政治的な角度でとらえれば、もうオリンピックにシフトしているということだときっちり認識してかからないと、138事業698億円、これは概算だということけれども、これから増えるのか、減るのかわからないけれども、生活再建もどうするんだということを考えれば、これは真剣勝負ですよ。

したがって、国においては、そういうシフトで臨んできているということも含めて、集中復興期間終了後の事業推進、終了後というところを終了を認めるようなこととなりますから、あくまでも復旧・復興は集中的に行うということで、計画された138事業698億円について、不足があれば追加をして、この事業達成に町挙げて取り組んでいくということに異論はないと思いますが、改めてこのことについても国の姿勢との関係で平成25年度決算を向けて町長の決意のほどをお聞きしておきたいと思えます。

それから、基金の状況についてはわかりました。

それから、借り入れ先別については、私の資料調査の不十分さから大変失礼をしました。了解をしましたので結構です。

それから、町イチ！、村イチ！の事業についてですが、主要な施策の成果の21ページのこの事業では決算額が126万1,000円です。決算書の91ページでは、もちろん委託料だけではないということも先ほどの金額でわかりましたが、少なくとも町イチ！、村イチ！は、決算書の91ページにある委託事業も含めての決算額だと思えます。一体のものだということなのかどうかを確認した上で、91ページにはどういう決算報告が出ているかということ、13委託料で3,004万2,000円なんです。そのほかの項目で支出していると思うの

ですが、ちょっと決算書と主要な施策の金額の差についてはお答えがありませんでしたので、先ほどの金額を合計121万円になるのか、逆に超す。ならないな。そういうことですので、今一度お答えをください。

それから、主要な施策の24、25ページで、放射線量の測定について広報活動もしているということと、それから申請があったのでということは、この支援事業は申請事業だというお答えでしたが、申請をすれば支援をするということだと思いますが、3年来、線量調査をして個別に郵送で通知してきています。これは非常に貴重なデータです、我々としては。それはそれでここでは議論の対象にはしませんが。そういうまさに全町全域避難のもとで、区長と行政区役員の犠牲的な活動によってそういう活動をしておりますので、行政の立場からは逐一チェックするのも大変だろうし、申請のないところにどうだという説明はしていないのかもしれませんが、あくまでもこういう活動が行われておりますので、この事業に対する広報を改めてお願いをしておきたいと、これは要望にとどめておきます。

それから、災害救助費、主要な施策の成果、特定財源600万円、それから一般財源383万7,000円に振り分けたのはどうかと。ADR集団申立て、会場使用料あるいは職員や弁護士の出張派遣旅費等について、私は性格上、文字どおり災害救助だと。それこそ一般財源で出した分についても組み替えをするという決算をしてしかるべきではないのかなと思います、あくまでもそれは特定財源になじまない支出だということですのでそうしたのか。こういうふうに我々に決算報告してしまったので、一般財源から支出せざるを得ない中身だったのかどうかについてお答えください。

それから、決算書116ページにかかわる災害救助費、東電賠償等についてはわかりました。各課から請求資料が提出されてきていると。今年中に1回目の請求をするということですから、迅速な請求を求めておきます。お答えはいりません。

それから、仮設の維持管理の問題で、豪雪を経験して今後どう生かすのかと、受け入れ自治体との協議も必要ではないかと。これは、その後協議はしていないということですが、実は、二本松市の仮設の除雪についても、担当課の了解を得てですが地元業者にお願いをして、いくつかの仮設自治体で、そう遅くない時期に除雪をしたと、あるいはイベントに間に合ったということもありましたので、私は例えば、岳下住民センター仮設住宅の進入路部分は、市の管理です。除雪はしたけれども狭くて通れないと、何とか除雪を進めてもらうように町からもお願いしたいと求めました。結果、二



本松市で除雪はしたけれども、それはしばらくたってからということなので、私は受け入れ先自治体との協議をどうするかというのは、極めて節度ある紳士的な協議が必要だと思います。市道の分だから仮設の入り口についても受け入れ先のほうでやってくれと言え、受け入れ自治体のほうでも言い分はあろうと思うのです。そこは極めて節度ある対応が必要だと思いますが、協議していないということは、今回の豪雪から何も教訓を引き出していないということでしょう。今いくつか具体的に話しましたが、地元の協力なしにはできなかった。そういう仮設の除雪だってあるわけだから。浪江町の建設業者が申し込んでいる重機なんていうのはごくわずからだから。まして、仮設住宅はもちろん借り上げ住宅の除雪の問題もたくさん聞いております。この豪雪で毎朝、毎朝除雪をして、具合が悪くなって医者にかかったと。しばらく調子が悪かったと言われた経験もあります。借り上げの問題はありますが、団地として生活圈組んでいる仮設住宅の除雪は、設置者である県に対して万全を期すべきということを求めるべきだと思うのです。国道、県道の除雪は依頼するということですが、国道、県道の除雪なんて当たり前です。避難町民の生活の実態の問題に触れているわけだから、決算を踏まえてあるいは今年の2月の豪雪を踏まえて、改めて私の再質問を受けてどのように対応するのかお答えください。

それから、墓地の環境整備委託料、あるいは霊園整備設計委託料については、設計委託料の中には地質調査も含まれていたということですが、地質調査ではどういう調査報告があったのかということをも1点だけ、工期の延長との関係で確認をしておきたいと思いますのでお答えください。

それから、仮設住宅の維持管理の問題で、さすがに安達集会所の階段の破損部分については2日後に直したということですから、それは大変結構なことです。その上で、ごみ集積所に屋根を取り付ける問題については上がってきていないということですが、あそこにいる人達から言わせると、いくら町に言ってもやってくれないんだと。止まるときは、連休で収集事業やれない部分があるわけでしょう。そうすると家の前に出すしかない。そうするとまた2次被害が起きると。屋根さえあればこういう問題がないんだと。だから上がってきていないというよりも、私はやはり行政の姿勢として、今回はモニタリングポストの問題は一般質問でやりましたからやりませんが、あれだって今の東電粉じんの問題から言えば、各仮設にない所に置いてくれという要望がありました。それは今回省きますが、その仮設住宅のごみ集積所の屋根など、あるいはこれは壊れて

しばらく直っていないということで、二本松市の市民から私のところに電話さえ来ています。だから、これも厳しいよ、厳しいけれども決算審査だから、あえていうけれども、私はやはり生活相談支援員などに調査を依頼するというのも一つの方法だと思いますが、私は担当課で足を運んで、除雪のときは大変なお叱りがあって、課長、課長補佐、係長が現場にふっとびました。当然ですよ。やはり月1ぐらいに担当課は、何も課長とは言わないから、仮設住宅の実態把握のために、あるいは自治会長、これは自治会長会議だけでは時間が十分ないので、やはり仮設訪問すべきだと県内30カ所、町管理でないところも含めれば33、35あるわけですから。町管理でない仮設住宅の管理も含めて、これをしっかり訪問調査のうえ管理すべきだということを決算審査を踏まえて、あえて確認を求めますが、どうされるかお答えください。

それから、緊急事業についてもメモしきれませんでした。これも非常に重要な事業ですので、事業項目を資料でお配りいただきたいと。議長お願いします。そのうえで、ここに書かれている延べ63名だけなのかどうなのかと。ここを再度質問しますのでお答えください。事業別雇用人数、延べなら延べでも構わないですが。そういう資料は当然作成されているものと私は思いますが、もし資料があれば、ぱっと見ればわかりますから配布お願いしたい。これは議長に求めておきます。質問中にお配りいただければお配り願いたいと。

それから、防災無線の整備については、文字どおり全域だという答弁がありました。本当にご苦労様です。しかも、支局から緊急連絡もできるということですから、これは行政区長等についてもそれもお知らせをすべきではないかと、どのように対応されるのかお答えください。

それから、原子力防災計画の浪江版、今年度中に作ると。本当にたくさんの仕事があるので大変だと思います。県でもできていないということはあるんですが。私はあえてここに注目したのは、一時帰宅しているわけです。もちろん何もなければいいんだ。何もないまま一時立ち入りを容認しているということになれば、3.11の二の舞だからこれは。細かい話はいいませんが、何百人一時帰宅しているか、その日によって違うけれど、もし何かあったときの緊急避難場所についてだって周知すべきですよ。

したがって、完全普及版でなくてもいいから、重要な部分については知らせる。ガイドブックというのかな。何か、概要版、作成をして配布しておくべきではないかと思えます。そうでなければやはり我々も含めて改めて責任が問われますよ、これは。そういう視点

でこの問題を受けとめていただきたい。どのように対応されるか。

それから、随意契約の問題で500万円以上とあえて私言ったからだけど、これは監査は監査のほうでやっていると思うのですが、資料もないというんでしょう。随意契約一覧表をやはり作るべきだと思います、私は。ある意味では随意契約でもやってくれると、業者がいれば、今の環境から言えば、ありがたいと思います。資材がない、人手がないというそういう環境でもあるので。だけれども、地方自治法に副町長が言われたように、地方自治法何条だっけか、何項目かの例外事項がやはり法的に示されているので、そこはきちんとやはり整理をして決算審査のときにはお答えできるようにしていただきたい。

そのうえで、代表監査には質問しませんので、あえて担当課になるのかな。ここで私が素直に読めば、48ページの事業検証について、完了した事業の結果を検証するなど、より効果的、効率的な予算執行になるように努められたい。これは単なる願望ではない。監査の意見だから。やっていますよということではなくて、そうでないそういう事業。事業結果の検証がはっきりいうと十分なされていない事業もあるということなので、膨大な事業だし人手も足りないということだから、大変だと思いますよ。どういう方法でやるかということもこれもまた知恵と工夫をすべきでしょう。だから副町長は、やっているという答えだけれども、監査意見との矛盾、あるのかなのか。私は監査意見を素直に受けとめました。今一度確認をしておきます。再々質問はしたくないので、ぜひここで納得できるようにお答えをください。

**○議長（小黒敬三君）** 以上ですね、資料の請求がありましたが、一応本会議中は口頭での説明ということで、資料については後ほどの配布となりますので、よろしくお願いします。

町長。

**○町長（馬場 有君）** 主要な施策の成果の45ページの再質問にお答えをいたします。

議員お質しのとおり、反省する意思がないということではなくて、十分定例議会が終わったあとには、各課の中で皆さん方からいただいたご意見とか、ご提案そういうものを吟味しながら事業を遂行していくという態度で、そういう考え方でやっております。それがまだ、今度新しく人事異動で4月から新しく課長になった方々もだいぶおりますので、その辺が事務手続き上、前の事務と連携がちょっととれなかったのかという感じがしますので、そこは徹底して、皆さん方のご意見とご提案については十分論議をして、そして施策の

範囲をしていきたいと考えておりますので、よろしくご理解いただきたいと思ひます。

それから、集中復興期間の關係の質問でありますが、先日、南三陸町長にある會議でお会いいたしました。その中で、集中復興期間の中で1,000億円の概算要求をやっていますが、ただ議員がおただしのおとおり、やはり人手不足、資材不足というものがあつて、なかなか思うように事業が進んでいないということがありました。私も復興の集中期間が平成27年度で終わるといふことで、そのあと大変危惧をしてるんですといふお話をしましたら、私どもは1,000億円確保しているけれども、浪江町さんは大変ですねといふ話で、先ほど700億円ですか。しかし700億円ではすまないと思ひます。南三陸町で1,000億円ですから、私どもは原発災害が絡んでいふので、自然災害プラス。その問題がありますので、なかなかこれは短期間に終わらせるものではないと思ひます。

したがつて、一般質問にもお答えをいたしました。やはりこれから復興期間の延長と財源の確保、これは当然国のほう、県のほうに要求してまいりたいと思ひます。

議會中の9月10日復興大臣の竹下大臣のほうにお会いをしまして、その点は十分話をしてきました。いわゆる5年間の集中復興期間では我々は復興ができないと。したがつて制度の延長と財源の確保を念を押してまいりました。大臣のほうからは復興するまで私ども頑張つていくと、支援していきたいといふお言葉もいただきました。それを信じながら予算の確保、そして復興に向けて精進していきたいと考えております。

それから、先ほどの除雪体制がらみの安全の体制ですが、これも私もこちらに来て、二本松市のほうに、例えば台風があつたときに、洪水とかそういう水害があつてはいけないといふことで、市長のほうには申し入れをいたしました。市のほうでは遠慮して、いや、私どもの市で安全対策するからといふようなお話を承つたこともありました。しかし、そういうことでは我々お世話になつていふ自治体に申し訳ないといふ気持ちがありますので、ぜひこの安全体制については、今後二本松市であれば二本松市の担当する課と協議をしていきたいと思ひます。それから福島市のほうにも仮設がございふす。それから桑折町にもあります。そういうことで協議会ができれば本当はいいのしょうけれども、それ以前に素早い対応ができるようなことをシステムとして作つてみたいと思ひますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小黒敬三君） 復興推進課長。

○**復興推進課長（宮口勝美君）** ご質問にお答えいたします。まず復興交付金の歳入の内訳につきましては、議長よりありましたので後ほど提出させていただきます。

町イチ！村イチ！の関係ですが、決算書のほうで再度ご説明申し上げます。92ページをお開きいただきたいと思います。92ページの普通旅費の中に18万8,020円、職員の分の旅費が入っております。それから費用弁償が参加された団体の方々の旅費分として62万3,712円入っております。そのあとは13委託料が入っています34万2,800円、これがまるまる入っております。それとその下の使用料及び賃借料の中の物品借上料10万7,100円、これを合わせた金額になっております。

それからあと町づくり事業の関係で、要望ということでございましたが、放射線の測定事業だけではなかなかうちのほうで設定していますまちづくり事業では該当しかねるところはあるのですが、ここをやはり住民との絆の部分広報であるとか、そういったところに関連させた形であれば、十分事業として採択できると思いますので、その辺をお願いしたいと思います。

また、この事業につきましては、区長会総会等で内容についてはご説明をしているものでございますので、再度区長のほうにも周知を図っていきたいと思っております。

○**議長（小黑敬三君）** 総務課長。

○**総務課長（佐藤良樹君）** 主要な施策の成果35ページ、先ほどのこちらの上の段のADR集団申し立て事業のいわゆる財源の構成の関係でございますが、特定財源につきましては浪江町復旧・復興基金を充てているところでございまして、一般財源で383万7,968円。これは中身的には追加して必要だった分がこちらのほうに入ったということなのですが、補正のタイミングもありまして、一般財源にしたところでございました。ただ、今後につきましては単に同基金につきましては、一般財源と同じだという取り扱いではなくて、その辺の財源構成につきましては、きちんとわかるように対応させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○**議長（小黑敬三君）** 津波被災地対策課長。

○**津波被災地対策課長（安倍 靖君）** それでは地質調査の件でございますが、地質調査業務の内容といたしましては、4カ所ほど標準貫入試験ということを実施してございます。土質の強度を確認する試験でございます。結果につきましては、大平山について墓地造成に大きな支障を及ぼすような土質ではないという報告を受けております。

○議長（小黒敬三君） 生活支援課長。

○生活支援課長（大原教知君） 除雪問題につきましては、これまで協議をしておりますでしたが、今後協議と言いますか、避難先の自治体をお願いにまいりたいと思います。

安達の屋根付きのごみ置き場、安達運動場が200世帯と巨大になりすぎまして、新設はなかなか難しい面があるのかなと思っております。

修理関係につきましては、各仮設を回って修繕箇所があるのであれば早急に対応したいと考えております。

○議長（小黒敬三君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（吉田公明君） 先ほどの緊急雇用の63名ですが、これは延べ人数でございます。

○議長（小黒敬三君） 帰町準備室長。

○帰町準備室長（山本邦一君） それでは防災行政無線の区長さんへの周知ということで、子局の使用方法も含めて行政区長さんも新たに変わられた方もいらっしゃると思いますので、今後周知していきたいと考えております。

あと避難計画と申しますか、今後1号機についてカバー解体とか、ガレキ処理も計画されております。そのときの放射性物質の拡散も懸念されております。今現在、町のほうでオフサイト、あと県と東京電力と連絡体制も含めて協議しているところでございますが、できるだけ早めに暫定版を作成していきたいと考えています。

○議長（小黒敬三君） 総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） 随意契約に関する件でございますが、集計表、先ほどありました500万円以上であるとか、その辺の集計表等については、今後作成して検証してまいりたいと思っております。

もう一つの検証でございますが、先ほど副町長申し上げましたとおり、各事業ごとに当然課もしくは最終的には町長まで重要な部分については説明をしているところでございます。

再度、同じ回答になりますが、今後につきましても、検証につきましては事業ごとに対応してまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（小黒敬三君） 16番。

○16番（馬場 績君） 今の総務課長も含めてぜひ前に進めてください。

そのうえで2点だけ、一つは生活支援課長にあえて担当課長答弁について再質問します。私は、やはり町長が二度にわたってどうあるべきかと、今後どう対応するか、極めて真摯な受け止め方をして、真摯な答弁をされています。ところが大原課長わかっていないな、

さっきの答弁は。気がつかない。なんて私に答えたと思う。安達仮設については、巨大になりすぎて難しいのかと。どういう意味ですか。答弁取り消しなさい。私納得できませんよ。人ごと、あるいはそこに入居を希望している人達の責任かというような答弁ですよ。生活支援課長の町民に対する接し方としては極めて問題、私は承知できませんよ。取り消しなさい。その上で、ごみ集積所の屋根の設置と、その問題がどう関係あるのですか。もちろん多くの人がいればごみの集積等、分別等に問題があるかもしれません。そんなことを私言っているのではない。屋根がないために、お盆とか、正月とか、連休とか安達広域圏組合のほうで収集業務休むんです。ごみ出せない。家の中にも置けない。夏場なんか特に生ごみは。外に出す。出せばどういう問題が起きるかわかるでしょう。あえて言わなかったけども隣近所との人間関係だって悪くなるんだよ。ちゃんとごみ集積所に運びたいんだけど屋根がないからだめだ。自治会申し合わせで持ち込みできないことになっているんだそうです。ちょっと厳しい意見になるかもしれませんが、要望が上がっているとか上がっていないとかではなくて、そういう実態を知らないことに恥を知りなさい。緊急に直しなさい。どうしますか。さっきの答弁の訂正も含めて、厳しく指摘しておく。今後、私にそういう答弁しているということは、町民に対してもそういう態度で接していると思わざるを得ない。だめですよ、それでは。問題あり。人間的に反省しなさいよ。こんなこと言ったのは初めてだよ。

それからあとでもいいですが、産業・賠償対策課長。緊急雇用事業で15事業、延べ63名です。これもちょっと不親切な答弁、7,700万の執行額だから、どの事業で何名雇用しているのか。あるいは雇用期間もどうなっているのかも含めて整理したものでお答えください。できれば、そういうものについては、緊急雇用だから避難している町民にしてみれば、町採用でそういう事業につければ、非常にありがたいんですよ。これはあえて言いますが、こういう電話が来ました最近。どの市とはいいません。ハローワークに行ってもどこの事業所で募集をしていると。事業所に行った。何て言われたと思う。賠償金で養われているのに仕事しなくてもいいでしょう。賠償金が走っているというそういう残酷な罵声の話もここで出ましたよ。だから緊急雇用というのは、こういう予算があるからこういう事業しましたというそういうものではないんだ、やはり。町民のおかれている立場からすれば。しかも我々からすれば、どういう事業があってどういう雇用、どれぐらいの期間なのかなど、それを知った上でそういう電話をもらったときには対応できるんですよ。

だから、もうちょっと答弁の内容としては不足がありますので今ここで答弁されなくてもいいですが、先ほどもお話ししましたが一覧表にしてお示しいただきたい。お願いします。

以上で私の決算審査に対する質問を終わります。よろしく願いいたします。

---

○議長（小黒敬三君） それでは11時まで休憩いたします。  
(午前10時50分)

---

○議長（小黒敬三君） 再開いたします。  
(午前11時00分)

---

○議長（小黒敬三君） 他に質疑ございませんか。  
8番。

○8番（若月芳則君） 1点だけご質問させていただきます。

主な施策の成果の70ページ、教育委員会事務局関係です。成人式の部分です。248名の対象者で200名からの出席者がいたと。私も非常に当日もちょっと顔を出してみました、非常にこういう状況でこれだけの出席率があったということは非常に喜ばしい。前年もそうだった、かなり高い数字だったように記憶しております。それで私は68万何某は会場費とかいろいろな経費に使われていると思いますが、今出席されている方は、当時発災のときに16か17歳いわゆる高校生だった子供達が、今そのときの思いで、私は全国から馳せ参じてくれているのだらうと思っております。この予算の中で、私が決算の内容で何に使ったとかそういうことをとやかくは聞きません。ただ、今後対象の子供達の年齢が下がっていくんです。そして環境と言いますか、教育の場所というものも多岐にわたってまいります。したがって、それ以降も浪江町の絆、思いそういうものをどこに避難して教育を受けても、やはり浪江町の成人式には行こうというような啓蒙の部分がこの予算の中に多少でもあったのか。また、今後予算を作成する中で、そういう今後の成人式の方向性を考えられているのか。その辺の考え方をお知らせいただければと思います。

○議長（小黒敬三君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） 成人式についてお答えします。いまほどご指摘いただきましたように、被災後の状況でもかなり高い割合で参加いただいております。私どもとしましては、今議員がご指摘くださいましたが、やはりその場で集まってどうではなくて、例えば中学校のときの先生方にできるだけ多く来てもらうとか、その際には、



かつて作った文集を改めてお渡しくださるとか、新たな記念になるような簡単なものなのですが、そういったものをご用意いただくとか、あるいはかつて埋めておいたタイムカプセルというのですか、そういったものを掘り起こして、またみんなで分け合うとか、できるだけそういう工夫はしておりますが、それに予算をきちんと割り当てるといふところまでは、まだいっていない状況かと思えます。

今後は、今の議員のご指摘などをいただきましたので、できる工夫を予算が必要であればそれに充当しながら対応してまいりたいと思っております。

○議長（小黒敬三君） 他に質疑ありませんか。

10番。

○10番（山本幸一郎君） 主要な施策の61ページで、先ほど馬場議員が緊急雇用対策を聞いたのですが、その上でお聞きします。この緊急雇用対策なんですけど、緊急雇用というぐらいで町の臨時職員みたいな形に入っているかと思われるんですけど、これは浪江町民だけしか雇用しないのか。あと任期、任期というのは何カ月終期でまわっていて、広報等で、いつからいつからの雇用は随時募集していますよみたいな形をとっているのか初めにお聞きします。

○議長（小黒敬三君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（吉田公明君） 緊急事業につきましては、募集関係は各関係課で募集いたしております。町の臨時登録に被災された方等の関係から、各課でピックアップして面接等して採用しているという状況でございます。

任期につきましては、主な事業が4月1日あるいは4月8日から始まっている事業もありますが、年間通してということで、半年、半年で雇用の期間を定めて採用している状況でございます。

あと町外、町内につきましては、人数等の関係もあるものですが、町内だけでの応募が足りないということもありますので、現在は町外からの募集者も対応しております。

○議長（小黒敬三君） 10番。

○10番（山本幸一郎君） 再度確認なんですけど、この緊急雇用対策は延べ63人と書いてあるのですが、これは延べでなかったら何人か。その中で町内の町民の方は何人だったのか。なぜかといいますと、この緊急雇用対策事業があるのは町民の人知っているのですが、いつ受け付けしていいのか、今の説明では理解してない方が多くて、なんだか、いつも同じ人が仕事しているんだけど、どういうことなんだと。それで雇用にしている、私も同じ人、緊急雇用の職員かはわかりませんが、いつも役場にくると同じ方だけがいます。私も目に

つくのですが、そういう形ばかりですと同じ人が万が一3年とか言っていて、緊急雇用の意味ではないのかなど。今働くことない、つなぎだから緊急雇用対策でこの事業に値するのかなと思うのですが、その辺も説明願います。

○議長（小黒敬三君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（吉田公明君） 終期等につきましては設定はされておりません。現在、町のほうのホームページ関係とかそういう形で募集関係をかけておりまして、随時町の臨時の申込者登録されている方から対応するという形で対応しております。

採用関係とか、面接関係につきましては、関係各課でやっておりますので、私のほうは集約して補助金の申請関係の業務をやっている状況でございます。

○議長（小黒敬三君） 内外の人数です。

○産業・賠償対策課長（吉田公明君） すみません。内外の人数につきましては、現在資料ございませんので、後ほど関係課のほうと確認しまして、報告させていただきたいと思っております。

---

○議長（小黒敬三君） 暫時休議します。

（午前11時08分）

---

○議長（小黒敬三君） 再開いたします。

（午前11時09分）

---

○議長（小黒敬三君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（吉田公明君） 実人数は35名になっております。雇用関係で言いますと、大きいところは一時立ち入り処理業務関係で7名という形になっておりまして、随時3名から2、3名のところもありますので、実数は35名になっております。

○議長（小黒敬三君） 他にございませんか。  
14番。

○14番（吉田数博君） 1点だけお伺いいたします。基金のあり方についてであります。今の状況を考えて廃止あるいは統合を視野に入れて方向付けが必要ではないかという基金があるように感じます。そういった観点から質問をさせていただきます。

主要の施策の成果17ページから18ページ、あるいは決算審査等意見書の中に36ページから41ページに詳細に記入をされております。現在、一般会計で12基金、特別会計で5基金、そして定額運用基金が4基金ございます。そういった中で、私が見るところ、あまり利

活用されていない基金が5つ以上あるという認識をしております。そういった意味で社会情勢、あるいは時代にあった基金の有り様があってしかるべきと考えていますが、スクラップアンドビルドの考え方が必要ではないかということでもあります。

そういった意味で、やはり繰り返しになりますが、現状にあった基金のありようが大事になってくるのではないかと。あるから黙っておく、それで済むということではないのではないかと思います。このことについて考えをお聞きしたいと思います。

○議長（小黒敬三君） 総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） 成果の18ページに基金の状況を記載してございます。ご指摘のありました現在活用されていない基金の処分等についてでございますが、今回の平成25年度の決算監査においても監査委員のほうからご指摘をいただいたところでございます。今後、年度末に向けまして、各基金精査の上、当分活用が見込めない基金につきましては処分を検討してまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（小黒敬三君） 14番。

○14番（吉田数博君） ぜひその方向で進むべきだと思います。ましてまだ審査に至っていない特別会計においても、工業団地造成事業であるとか、財産区管理についても同様なことが伺われますので、ぜひそういった観点で平成26年度に向けて現在ですが、しっかり対応をお願いしたい。

○議長（小黒敬三君） 他にございませんか。  
13番。

○13番（紺野榮重君） 4点ほど質問させていただきます。

主要な施策の成果の27ページで浪江町社会福祉協議会の補助金が1,949万7,000円、この事業の内容、それから補助金の使われ方というものをどうなっているのかお伺いいたします。

それから、主要な施策の成果の37ページ、食品等放射能簡易検査事業ということで、今年で4年目になるのではないかと思います。事業費3,335万八千何某になっておりますが、こういう検査をされている中で、検査の傾向というものはどうなっているのかをお伺いいたします。

主要な施策の成果の39ページで、スクールバスの運行、震災関連事業という中で事業費が4,297万二千何某ということですが、結構金額が多いわけですが、どのような運用のされ方、対象の生徒の数をお聞きいたします。

最後に、主要な施策の成果の47ページですが、町内休憩施設貴布

衾整備事業という中で、492万1,350円という事業費ですが、私も利用させていただいておりますが、非常に利用されている方が少ないのではないかと。そういう中で利用されている人数はどうなっているのか。そして少ない利用に対しての分析はされているのかお伺いいたします。

○議長（小黒敬三君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤尚弘君） お答えいたします。社会福祉協議会の事業は大きく分けて2つあります。公益事業といたしまして共同募金、赤十字、老人クラブ育成という形の事業であります。もう一つが収益事業といたしまして介護保険事業であります。今回の補助をいたしました目的は、公益事業ということで1,900万円を人件費に充てております。人件費は5名であります。よろしくお願いたします。

○議長（小黒敬三君） 生活支援課長。

○生活支援課長（大原教知君） 37ページの食品等放射能簡易検査事業でございますが、住民からの持ち込まれたものを検査してございます。手元に平成25年度と平成26年度の比較ということで、例えば栽培していない梅とかございますが、セシウムの合計でいいますと、例えば幾世橋の梅ですが、平成25年度は77.6、セシウム合計がありました。平成26年の検査につきましては42ということで、だんだん自然なものについてもセシウムが少なくなっていると考えております。

○議長（小黒敬三君） 教育次長。

○教育次長（鈴木貞孝君） スクールバスの運行について申し上げたいと思います。39ページになります。事業の内容でございますが、現在、委託業者、郡山中央交通につきましては福島市方面。二本松市方面につきましては福島観光自動車のほうに委託してございまして、郡山中央交通につきましては小型バスが2台、中型バスが2台、あと町のワゴン車を1台委託しまして合計5台で運行してございます。二本松方面につきましては、小型バス2台で運行してございます。並びに町営のスクールバスにつきましては、二本松市・本宮市方面で5台の運行で合計12台の運行を行っております。

児童数につきましては、委託している人数につきましては93名の児童数がございます。またスクールバスの運行につきましては52名の児童数がございます。

○議長（小黒敬三君） 帰町準備室長。

○帰町準備室長（山本邦一君） 貴布衾の利用状況等についてご答弁申し上げます。大体1日平均10名前後、10名を超えるときもございまして、そのような利用状況です。日によっては40名、50名という形

でご利用されている方がいらっしゃいます。

利用の形態については、例えば納骨式なんかあった場合についてはバスで来てそこを利用されている状況です。主にお昼の時間帯の利用が多いという状況でございます。

○議長（小黒敬三君） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。

続いて平成25年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計歳入歳出決算について質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。

続いて、平成25年度浪江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。

続いて、平成25年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計歳入歳出決算について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。

続いて、平成25年度浪江町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。

続いて、平成25年度浪江町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。

続いて、平成25年度浪江町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。

続いて、平成25年度浪江町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。

続いて、平成25年度浪江町財産区管理事業特別会計歳入歳出決算について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。  
続いて、平成25年度浪江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算  
について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。  
以上で認定第1号 決算の認定についての質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これより、認定第1号 決算の認定についてを採決します。  
採決は起立により行います。  
本案を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めま  
す。

〔起立多数〕

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。  
よって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

---

○議長（小黒敬三君） ここで昼食休憩のため、午後1時まで休憩いた  
します。

（午前 11時28分）

---

○議長（小黒敬三君） 再開いたします。

（午後 1時00分）

---

### ◎認定第2号の質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第1、認定第2号 浪江町水道事業会計決  
算の認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これより、認定第2号 浪江町水道事業会計決算の認定について  
を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めま  
す。

[起立多数]

- 議長（小黒敬三君） 起立多数であります。  
よって、認定第2号は原案のとおり認定されました。
- 

◎議案第44号の質疑、討論、採決

- 議長（小黒敬三君） 日程第1、議案第44号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第44号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

- 議長（小黒敬三君） 起立多数であります。  
よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。
- 

◎議案第45号の質疑、討論、採決

- 議長（小黒敬三君） 日程第1、議案第45号 浪江町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番。

- 16番（馬場 績君） 議案第45号についてお尋ねをいたします。

この増額の条例改正の中身ではありますが、第2条3の第1項に書いてある14万円から16万円に増額されるという中身について、対象世帯と単純に浪江町でこれでそのまま課税をした場合の各世帯の増額はいくらになるのか。同じく介護納付が第4項ではありますが、12万円から14万円、これもそれぞれ幾らの増額になるのかと。合計をすると浪江町の場合は幾らになるのかと。

それから23条の減額の問題ですが、51万円が課税限度額ということですが、この条例では減額のルールがいくつか書かれてあります。この限度額を超えた場合の減額。減額をしたあとの合計額ということになると、所得や世帯や資産割等によって変わってくると思うの

ですが、これは真水で減額になるのか。そうではなくて上の増額との関係で増額になるのかということです。お答えください。

○議長（小黒敬三君） 町民税務課長。

○町民税務課長（宮田良二君） 先に課税限度額の引き上げの部分につきまして、それぞれ12万円から14万円と、14万円から16万円という形になっておりますが、まず12万円から14万円というのは、介護限度額の引き上げによるものでございまして、影響を受ける世帯数が338世帯、それで影響を受ける割合につきましては12.52%、課税総額の割合でいきますと4.37%でございまして、影響額としましては602万円ほどになります。

また、支援金につきましては、これも14万円から16万円の引き上げになりますが、影響を受ける世帯数が460世帯、それから影響を受ける割合が11.10%、課税総額の割合でいきますと3.52%、影響額でいくと800万円ということになります。また、今度介護の部分に5割軽減、2割軽減という形でございまして、それぞれ2割、5割につきましても、医療、介護、支援金でございしますので、それぞれ細かくなりますが申し上げていきたいと思えます。

2割減免の部分につきましては、医療一般で282世帯、674人、金額で496万5,000円。介護全体で187世帯、248人、金額で104万3,280円。支援金一般であります。これが282世帯、674人、金額で195万9,040円ということで、合計金額で申しますと2割軽減の分が796万7,320円という試算でございまして。

それから、5割減免につきましては、医療分で273世帯、688人、1,249万5,750円。介護でいきますと196世帯、265人、277万950円。それから支援金でいきますと273世帯、688人、492万9,500円。合計でいきますと2,019万6,200円ということになります。

次に、それぞれ5割軽減、2割軽減、介護等の支援金の引き上げ、その増減等を合わせまして、差し引き292万7,560円の増ということになります。また、世帯それぞれの人数、一人当たりの金額で申し上げますと、医療一般分で一人当たり7万5,238円、一世帯で14万5,572円、前年比で申しますと一人当たりで110.66%。それから世帯当たりで109.77%です。次に支援金の分です。一人当たりが2万8,330円、世帯で申しますと5万4,814円、前年対比で一人当たり111.61%、世帯で110.72%。あと介護の分でございます。一人当たり3万8,406円、世帯で5万1,043円、前年対比で110.43%、世帯で112.16%でございます。

○議長（小黒敬三君） 16番。

○16番（馬場 績君） 税条例の改正については、従来ですと6月が国



保会計の本予算になって、今言った増税に伴う影響額2割、5割、7割については今お答えがなかったが、軽減等の内訳と影響額、それから国保会計全体の算出額と課税額と一覧表にして出していたんですが、それはなぜ出さないのか。たぶん減免されるという答えが返ってくると思うんだけど、それはそれで別です、やはり税条例の改正だから。これは議長、先ほどから資料の提出を求めてきましたが、税条例の改正に伴ってこれだけの影響が課長答弁で示されたわけだから、メモはしましたが、同僚議員やあるいは部署は違うけれども理事者の方々もきちっと把握する必要があると思いますので、資料配付を求めたいと思いますが、議長よろしくお願いします。

○議長（小黒敬三君） それは以前にも出していた資料だと思われるので、あとで。今。

[何事か呼ぶ者あり]

---

○議長（小黒敬三君） 暫時休憩いたします。

（午後 1時11分）

---

○議長（小黒敬三君） 再開いたします。

（午後 1時28分）

---

○議長（小黒敬三君） 資料配付のため暫時休議いたします。

（午後 1時28分）

---

○議長（小黒敬三君） 再開いたします。

（午後 1時29分）

---

○議長（小黒敬三君） 16番。

○16番（馬場 績君） 資料がようやく出てきましたが、その年度の課税基礎額と一体のものなんです。算出根拠。これも午前中の指摘事項延長みたくなるけれども、何か議案を出せばいいのではないんです。今回の税条例の改正で浪江町の国保会計の運営がどうなるのか、国保加入世帯の影響はどうなのか。これはやっぱり明らかにしないでは議案の説明にはならないのです。国保税賦課の基本的には条例改正だからそれがとおれば賦課はできると思うが、従来、何をやってきたかということ、それぞれの担当課長は、私から指摘されなくても、内部のことなんだから前の年度の議会の資料をちゃんと調べるとか、それぐらいの勉強はしてもらいたいです。これはあえて言うておきます。

そのうえで、標準算定額が7億1,600万円です。その算定については真ん中の欄でこういう方法で算定すると。それから国保の軽減については2割、5割、さっき課長言わなかったけれど7割軽減も、きちんとあるので。それは制度上こういうものだから。それと医療一般と介護と後期高齢者分が出てくるわけ。これもあえて言うけれど、ほかの議会では議案の提案条例の中にこれをちゃんと印刷して、それで議会で提案すると。もちろんそれは、我々の執行者に対する議会運営のあり方の問題とも関係するけれども、そういうことだから。我々の前には後ろには町民がいるということをきちんと感じとって、議案の提案説明をしてもらいたいということを指摘して、次の質問に入ります。

結局、どの資料を見てもわかるのですが、表は医療一般でしょう。医療一般は一人当たり、世帯当たり、前年対比パーセントがあって、それから介護についても標準算定額と影響額について一覧表で出ている。それから支援金、いわゆる後期高齢者の分についても出ている。その上で、なぜこれだけの影響額が出るかということ、問題は税条例の改正で介護の限度額が12万円から14万円、税条例との関係では差が上だから、14万円が16万円になるというのが先になっている。それから、介護の限度額については12万円が14万円になるということで、要するに、今回の税条例改正は増額改正だということは明らかだと思うのだけれど、改めて資料配付した上で結論だけでいいですから、それぞれ医療一般、介護、後期高齢者支援金の分でこういう増額負担になるということを尋ねたいのでお答えください。

あと、もし明快な答弁があればそれで終わるけれども、結局今回の増額負担については、浪江町の国保会計の運営の中で保険加入者に対してどういう対応をするのか、どういうことになるのかということが結論部分だから、ちゃんと答えていただければ3回目の質問はしなくてもいいです。

○議長（小黒敬三君） 町民税務課長。

○町民税務課長（宮田良二君） 質問にお答えします。

全体的に国保関係の部分についてはどうなのかということでございまして、今回の5割、2割軽減の部分、それから限度額の引き上げということで、それぞれの明細を申し上げますと、5割軽減につきましては1,058万8,100円の減、それから2割軽減については50万4,340円の減、それから介護の限度額引き上げに伴いまして602万円の増、それから支援金限度額引き上げによりまして800万円の増ということで、今回のそれぞれの国保税に与える影響につきましては、292万7,560円の増という形になりますということでございます。

また、今後の国保の部分に負担増の対応につきましては、現在減免等を行っておるわけですが、今後また慎重な形で今現在税率等は、算定税率は同じ税率で昨年と同様やっておりますけれども、今後の対応を見ていきたいと思っております。

○議長（小黒敬三君） 16番。

○16番（馬場 績君） 国保課税の本算定の基礎だから、決算認定でも国保も含めてちょっと数字はあれですが、繰越金が相当出ております。繰越金との関係で上位法が改正されたということはあるけれども、この範囲だと繰越金の中で十分やれると思うのだけれども、それは出来ないのかということ。

それから、国保税賦課の国保も含めて介護あるいは後期高齢者支援金の賦課も含めて町民に通知されるのはいつになるのかと。もうすでに9月だから。以上お答えください。

○議長（小黒敬三君） 町民税務課長。

○町民税務課長（宮田良二君） 国保税につきましては、繰越金と基金の関係もございまして、税率等は同率等でやっております。またいずれ来年、再来年、帰還に伴って、この場合は国保税自分達で、国保を賄わなくてはならないということになった場合、また今度税率が、おそらく今現在下げたとしても、また上げざるを得なくなるのではないかとということで、今回はまず据え置いておきまして一応このような形で繰越の部分が多目にとっておくということでございます。

また、その国保税の今回の算定基礎にかかわるそれぞれの各世帯の納税通知書、確定通知書の配布につきましては、これが議会で今回速やかに了承されましたならば、速やかに発送したいと思っております。

○議長（小黒敬三君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

16番。

○16番（馬場 績君） 反対の討論をいたします。

今ほどいただいた資料で、例えば医療一般のところで見ただければわかりますが、標準算定額が7億1,600万円です。それぞれ所得割、資産割、平等割、均等割、応能割、応益割の算定をして、結局介護とか、それから後期高齢者支援分も含めて、1枚の資料で見ただければわかるけれども、浪江町における国民健康保険税に与える影響について、介護の限度額引き上げで影響額は600万円

だと。それから支援金の限度額の引き上げは800万円だと。それから4のところでは今回の改正による影響額は5割軽減、2割軽減もあるので、差し引き292万7,000円、300万円だという国民健康保険税に関わる内容です。その上で、先ほど平成25年度の国民健康保険特別会計が認定されました。ここにも出ておりますが、平成25年度の歳入が55億4,700万円、歳出が48億3,500万円、ざくっと計算して7億円の繰越金が出ているということだから。一つは、浪江町の国保会計の現状からしても引き上げしなくても対応できるというのが実態だと、なぜ増税、増額負担をするのかと言えば、上位法の改正によるとお答えになるでしょう。あるいはそうお考えになっている人もいるでしょう。しかし、条例の改正はそれぞれの自治体でできることです。国民健康保険税については、現在のところは単一自治体で基本的には運営している。財源的には十分な力量を持っているということなので、あえて私は今回の引き上げに対して、増税負担を伴う税条例改正はしなくてもよろしいという意味で、反対の立場を討論で明確にしておきます。

○議長（小黒敬三君） 他に討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第45号 浪江町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第46号の質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第1、議案第46号 浪江町公共下水道根幹的施設の災害復旧事業に係る建設工事委託に関する基本協定の締結についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第46号 浪江町公共下水道根幹的施設の災害復旧

事業に係る建設工事委託に関する基本協定の締結についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第47号の質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第1、議案第47号 物品購入契約の締結について（応急仮設住宅除雪機購入）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番。

○16番（馬場 績君） 決算のところで質疑をしましたが、除雪対策が重要だと。そのうえで町としては各仮設に除雪機を配置すると、私は当然の措置だと思います。

ただ、6番議員の今回の一般質問でもありましたが、メンテナンスも含めて維持管理をどうするかと。もっと踏み込めば高齢者がほとんどの仮設が多いと。もし事故が起きたときの責任のあり方はどうなんだと。購入したあとの購入は購入で必要なことなのですが、購入に伴うその他の問題の対応について十分な検討をする必要があると思うんです。そここのところであえて議案が出されておりますので、町としてはどういう問題を想定して、どういう対応を考えているのかお尋ねします。お答えください。

○議長（小黒敬三君） 生活支援課長。

○生活支援課長（大原教知君） ご質問にお答えします。

購入後のメンテナンスにつきましては、3年間メンテナンスをお願いしてございます。なお、保険関係につきましては例えば駐車してある窓ガラスを壊したとか、そういう状態があるかと思いますが、保険加入ということでお願いしてございます。

なお、降雪時の詳細な体制につきましては、各自治体にまたお願いするような形になろうかと思えます。

○議長（小黒敬三君） 16番。

○16番（馬場 績君） メンテナンスは3年保証だね。契約の相手方が保証するというのでいいのか、どうなのか。

それから保険にも加入すると、保険の中身について物品破損の場合には保険対応ができるという保険に加入することですから、それも最低限として必要でしょう。同時に最悪巻き込まれると

いうそういう事故も想定しておかなくてはならない。いろんな保険もあると思うので傷害事故に伴う対応の措置として傷害保険の加入も検討すべきだと思いますが、どのようにされるのか。

それから、今年の2月豪雪に対しては、補正予算で仮設の自治会に対して一定額支援をしました。人件費とかガソリン代とか使ってもらおうということでわずかな金額だったけれども、3万円だったか支援をしました。これはこれで結構なことだと思うのだけれど、自治会の運営費は増額はしていますが、除雪等には伴ういわゆる燃料代も含む諸経費はあくまでも自治会経費の中で負担するということになるのか。それとも多くの自治会が今年の冬、町のほうに強い要望があったように別途に考えてもらいたいということで、別途検討するということになるのか、町の対応についてお答えください。

○議長（小黒敬三君） 生活支援課長。

○生活支援課長（大原教知君） ご質問にお答えします。先ほどの保険関係で漏れましたが、傷害保険についても加入してございます。

それと除雪に伴う経費ですが、消耗品、燃料費等につきましては町の一般財源で対応したいと考えてございます。

○議長（小黒敬三君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第47号 物品購入契約の締結について（応急仮設住宅除雪機購入）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎延会について

○議長（小黒敬三君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 異議なしと認めます。

---

**◎延会の宣告**

**○議長（小黒敬三君）** よって、本日はこれをもって延会することに決定しました。

あすは午前9時から本会議を開きますので、ご参集願います。

（午後 1時50分）

9 月 定 例 町 議 会

( 第 4 号 )



平成26年浪江町議会9月定例会

議事日程(第4号)

平成26年9月19日(金曜日)午前9時開議

- 日程第1 議案第48号 平成26年度浪江町一般会計補正予算(第2号)  
議案第49号 平成26年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)  
議案第50号 平成26年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算(第2号)  
議案第51号 平成26年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)  
議案第52号 平成26年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)  
議案第53号 平成26年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)  
議案第54号 平成26年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)  
議案第55号 平成26年度浪江町水道事業会計補正予算(第1号)  
同意第1号 特別功労者の決定について  
報告第3号 財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の経営状況報告について
- 日程第2 請願・陳情審査報告  
請願第2号 「手話言語法制定を求める意見書」の提出を求める請願書  
陳情第1号 要支援者への予防給付を市町村事業とすること等についての意見書提出に関する陳情書  
陳情第3号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情
- 日程第3 発委第5号 浪江町議会倫理条例制定特別委員会設置に関する決議(案)
- 日程第4 発議第2号 集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回を求める意見書(案)
- 日程第5 発議第3号 「手話言語法」制定を求める意見書(案)
- 日程第6 発議第4号 「要支援者への予防給付を市町村事業とする

こと」「一定以上の所得のある人の利用料を  
2割に引き上げること」を取り下げること  
についての意見書（案）

日程第7 発議第 5号 軽度外傷性脳損傷の周知及び労災認定基準の  
改正などを求める意見書（案）

日程第8 委員会の閉会中の継続審査又は調査について

出席議員（16名）

1番	渡邊泰彦君	2番	佐々木勇治君
3番	鈴木幸治君	4番	小黒敬三君
5番	平本佳司君	6番	松田孝司君
7番	山崎博文君	8番	若月芳則君
9番	佐々木恵寿君	10番	山本幸一郎君
11番	泉田重章君	12番	佐藤文子君
13番	紺野榮重君	14番	吉田数博君
15番	三瓶宝次君	16番	馬場績君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	馬場有君	副町長	檜野照行君
教育長	畠山熙一郎君	代表監査委員	山内清隆君
総務課長	佐藤良樹君	復興再生事務所長 兼帰町準備室長	山本邦一君
復興推進課長	宮口勝美君	町民税務課長	宮田良二君
産業・賠償対策課長	吉田公明君	ふるさと再生課長	岩野寿長君
復旧事業課長	中田喜久君	健康保険課長兼 津島支所長兼 津島診療所事務長	紺野則夫君
介護福祉課長	佐藤尚弘君	生活支援課長	大原教知君
津波被災地対策課長	安倍靖君	会計管理者 兼出納室長	大浦泰夫君
教育委員会 教育次長	鈴木貞孝君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局次長	岩野善一	次長	清水佳宗
-------	------	----	------

書

記

柴 野 早 苗

---

### ◎開議の宣告

○議長（小黒敬三君） おはようございます。ただいまの出席議員は16人であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

---

### ◎議事日程の報告

○議長（小黒敬三君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

○議長（小黒敬三君） 発言の訂正を産業・賠償対策課長より求められております。

産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（吉田公明君） きょう認定第1号の決算認定についての中で、馬場議員からご質問いただきました、緊急雇用対策事業の一般財源49万5,152円を時間外経費と申し上げましたが、44万6,558円が時間外経費で、4万8,590円が生活支援バスの燃料費となっておりますので、発言の訂正をお願いいたします。

---

### ◎議案第48号の質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第1、議案第48号 平成26年度浪江町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番。

○16番（馬場 績君） 議案第48号について、質疑をさせていただきます。まず議案書の10ページ、歳入です。歳出では14ページです。衛生費県補助金を活用しての環境放射線モニタリングの備品購入ということです。それで、議案の提案説明の際にもあったかと思えますけれども、正しくメモできなかったのも、今一度放射線モニタリングポストの機能と台数と活用方法についてお尋ねいたします。

それとの関連で、いわゆるこの財源は、衛生費県補助金ということになっております。したがって、この財源を使って浪江町の備品という扱いはどうかとは思いますが、それは行政の判断にお任せすることにして、やはり仮設住宅に改めて放射能測定モニタリングポストを設置すべきではないかと思いますが、お答えをいただきたいと思っております。

それから、議案の17ページです。コミュニティ助成団体補助金1団体250万円の助成という補正計上でありますけれども、この団体

と250万円というのは1団体に対する補助枠なのか。それともそれ以外の団体も含まれての250万円の補助なのかということです。

それから、20ページに農地費の補正計上があります。農地費、説明欄には水路除染実証実験委託料です。農業用水路4カ所という説明がありましたけれども、改めて事業規模と場所についてご説明いただきたい。併せて、農作物試験栽培との関連があるのかどうか、そのことについてお尋ねをします。

その次であります、24ページに防災対策費、13委託料で約6億5,000万円の補正計上。事業項目はいくつかありますけれども、委託料の分として予算はどれほどなのかお示しいただきたいということと、提案説明の際にも一部ありましたけれども、例えば防火対策整備業務委託料です。国・県・町道の防火帯をつくるというために除草の事業予算だということですが、改めて対象路線それから事業面積等お答えをいただきたいと思います。

それから、委託料の説明を受けてからでも結構ですけれども、例えば総務課では災害時行動記録作成委託料、これは提案説明の際には、職員の行動マニュアルを記録するということでしたが、災害時というのは、今回の災害記録ということではなくて災害発生時のマニュアルということなのかどうなのか。もしそうだとすれば、改めて災害時の行動記録そのものについて、町民レベルでの証言記録なり、映像記録なりを検討すべきではないかと思います。お答えください。

○議長（小黒敬三君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） 1番目の10ページの環境放射線モニタリング事業交付金の関係についてご説明申し上げます。今回の歳入に関しましては、支出のほうの14ページにございます総務費、文書広報費の18備品購入費のところにあります環境放射線モニタリング機器等のところの972万円及び需用費10万円に充てているものでございます。内容的には、今、導入を検討しておりますタブレットの関係でGPSですか、携帯用の持って歩ける測定器を購入しまして、その記録によってタブレットのほうに瞬時に出るという中身、いわゆる固定されているモニタリングポストだけではなくて、町内に入る方、あるいは職員が町内で行動する場合、もちろん了承を得なければなりませんけれども、そういった方に持っていただいて行ったところの放射線量を瞬時に測定できるという機器の導入を検討しているところでございます。これに要するお金として要望しているところでございます。台数的には50セットを予定しております。

○議長（小黒敬三君） 生活支援課長。

○生活支援課長（大原教知君） 17ページの生活支援事業費のご説明いたします。一団体250万円となっております。この内容なのですが、仮設の入居者が互いに顔を合わせて、緑や花に触れあい、みんなと一緒に育てていくことの出来るバリアフリー型のオープンデッキの整備となっております。内訳は、バリアフリーデッキが64万円、大型プランターが82万円、ベンチ104万円となっております。

○議長（小黒敬三君） 場所はどこですか。

○生活支援課長（大原教知君） 恵向仮設住宅です。

○議長（小黒敬三君） 復旧事業課長。

○復旧事業課長（中田喜久君） お答えいたします。

20ページ、水路除染実証実験委託料につきましては、粃殻による水路の除染実証を行い、高線量地区の農業用水を実施をすることとしております。箇所につきましては、津島地区4カ所、津島、下津島、南津島、赤宇木の4カ所を一応予定しております。

農作物との関連はあるかということではありますが、あくまでも農業用水の除染をどれだけ除去、放射性物質がどれだけ除去できるかという実証実験であります。

○議長（小黒敬三君） 帰町準備室長。

○帰町準備室長（山本邦一君） お答えします。

防災対策費の委託料の部分の防火帯の予算はどのくらいかというご質問かと思いますが、詳細な金額については契約の関係がございますので、3億6,000万円ほど見込んでおります。

あと、対象となる路線とか事業面積とかというご質問でございますが、帰還困難区域外の主な町道、並びに国道114号と県道落合浪江線、あと通称山麓線につきましては、防火帯という位置づけで除草したいと考えております。対象となる事業面積でございますが、延長で約180キロメートル、面積で約200ヘクタールを計画しております。

○議長（小黒敬三君） 総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） 災害時の行動記録作成委託料についてでございますが、災害が発生してから約3カ月程度の行動記録を作成しまして、平成28年度末策定を予定しております防災計画の職員マニュアル作成等の参考資料として作成するものでございます。

避難当初の混乱した時期に職員が何に従事し、また何が不足で、改善が必要なのは何かなど、いわゆる直接現場に従事した職員の聞き取り等を行うものでございます。

○議長（小黒敬三君） 16番。

○16番（馬場 績君） まず防災対策の今の災害時職員行動記録作成に

については、発災後3カ月間職員がどういう行動をされたかの記録を作ると言うことです。それはそれで私は必要なことだと思います。同時に、災害時記録という点から言えば、職員のマニュアルはもとより、マニュアルはないよりはあった方がいいでしょうけれども、世界的にもまれな原発避難事故に我々は遭遇したわけです。町民レベルでの災害記録を残すべきだということは、この場でも何度か提案をしてきました。簡単なものはできましたけれども、改めて職員の災害時行動記録を残すということであれば、私はある意味では遅いとは思いますが、改めて後世に残すためにも資料編集をすべきではないかと。文字通り、それは未知の災害の経験をした我々でなければ残せない資料なので、ぜひ作成の検討をすべきだというのが私の質問であります。どのように考えるかお答えをください。

それから、委託料については、それ以外の委託料について6億4,600万円の内訳としてお示しいただきたいということです。

その上で、今の防火帯整備事業についてですが3億6,000万円。ちょっと聞き漏らしたとか、帰還困難区域を含むと言ったのか、帰還困難区域以外と言ったのか、改めてそのところ防火帯整備事業について、事業の中身を確認しておきたいと思います。もし、帰還困難区域の防火帯整備事業が含まれていないとすれば、これはやっぱりまるっきり放置されたままだと。保全対策の意味も込めて、この事業をぜひ展開してもらいたいということで、三瓶議員あるいは佐々木副議長などと改めて実施した市町村の経験等も踏まえて町のほうに要望した経緯もございますので、私の質問に答える形で事業内容のご説明をいただきたいと思います。

それから、順序は逆になっていますけれども、20ページの水路除染実証実験事業4カ所については津島の大字4行政区です。津島、下津島、南津島、赤宇木ということです。籾殻による除染効果の実証実験だということですが、そうすると農作物の試験栽培との関係はあるのかどうかということについてはお答えありません。

〔「なしという答えです」と呼ぶ者あり〕

**○16番（馬場 續君）** はい、それはわかりました。その上で、除染効果を実証するというのであれば、やはり同じく土壌の汚染調査についてもこの事業で早い時期に実施すべきではないかと。あるいは農地費以外の事業対応ができるということであればそれで結構ですが、土壌汚染の問題が正直いつてさっぱり進んでいないということなので、改めてお答えいただきたい。

それから、衛生費県補助金、備品購入の関係で、立ち入りの際など、あるいは職員の行動の際にも活用するということも含めて、携



帯用の測定器を50台購入するということですから、これは大いに活用してもらって、活用できるようにしていただきたいと思います。その上で、これも一般質問でも取り上げましたけれども、放射能測定という意味では、いろんな形で個人線量計の配布やいろんな機器の貸し出し等、線量測定の方法はいくつかあるものの、仮設住宅にモニタリングポストのないところがあるということは一般質問でも取り上げました。環境放射線モニタリングという点でいえば、まさにその仮設の集落で50、100世帯が生活していて、粉じん拡散、第一原発のガレキ除去作業に伴う粉じん拡散。

○議長（小黒敬三君） 16番、これは補正なので、それは一般質問に部類する問題。

○16番（馬場 績君） 測定器購入でそれが出来ないかということです。これはこのまま放置できない問題だと思いますので、根本はやっぱり住民の安全をいかに守るかということです。その立場から体制の整備、機器の整備を図るべきだと思いますが、いかがに対応されるのか。補正との関係でお答えいただきたいと思います。

○議長（小黒敬三君） 総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） 1点目の行動記録作成についてでございますが、こちらのほうは先ほど申し上げましたとおり、混乱期のいわゆる3カ月の混乱期の現場にいた職員の行動記録を作成することによりまして、先ほど申し上げました現場を直接預かる職員のマニュアル作成のための委託料でございます。町民レベルでの災害記録ということでございますが、こちらにつきましては今のところ検討はしてございません。いずれ防災計画等の部分もありますが、今のところは町民レベルでの記録作成については検討はしてございません。

もう一つ、先ほどありました事項別明細の24ページから25ページの関係で、委託料の関係でございますが、総務課においては災害時の行動記録作成でありまして、以下、帰町準備室のほうで4つほど挙げてございます。先ほど申し上げたところなんですけど、入札のこともあるものですから、額につきましては申し訳ございませんが、申し上げられないということをご了解をいただきたいと思います。

○議長（小黒敬三君） 帰町準備室長。

○帰町準備室長（山本邦一君） 防火帯の整備関係でございますが、帰還困難区域内の主な道路及び国道114号とか県道落合浪江線とか山麓線の道路脇の農地、原野等について除草を実施したいと考えております。

○議長（小黒敬三君） 帰還困難区域が入っているということですね。

○**埴町準備室長（山本邦一君）** はい。

○**議長（小黒敬三君）** 復旧事業課長。

○**復旧事業課長（中田喜久君）** お答えいたします。

20ページですが、今回の実証実験につきましては、水路の自然農業用水路の除染実証実験でありますので、土壌につきましては今回の調査には入っておりません。ただし、今おただしのとおり、土壌の放射性物質の調査とか除染につきましては今後対策が必要かと考えておりますので、その事業がないかどうかは検討していきたいと考えております。

○**議長（小黒敬三君）** 備品購入の予算でどうかという話ですが。

---

○**議長（小黒敬三君）** 答弁調整のため、暫時休議します。

（午前 9時27分）

---

○**議長（小黒敬三君）** 再開いたします。

（午前 9時27分）

---

○**議長（小黒敬三君）** 副町長。

○**副町長（檜野照行君）** それでは環境モニタリングポストを仮設住宅で設置されていないところについて設置してはどうかという質問に対してお答え申し上げたいと思います。

まず今回の補正で提案している内容は説明したとおりでありまして、これはまた別な内容でやっています。仮設住宅に対するモニタリングポスト等の要求については、我々も実は強く国のほうには申し上げていますが、現実的には質問の中でちょっとふれましたが、国のほうとしては一応今設置してあるものは、いわゆる感覚で設置はされているんだと。実は仮設住宅にも当然に設置をしたものもありますけれども、現実的には仮設住宅のすぐ脇の公園とか、それから幼稚園とか保育所とかそういう学校があるものについては、そこに設置されています。それで、今のところすぐ近くの仮設住宅に設置というのは、ほかのこともあって受けられないという状況がありまして実現しないわけですが、そういう意味で連続観測ではなくて定時観測ですけれども、毎月職員が観測をしてデータはホームページ等でも公表していますけれども、そういう方法で補完している。

いずれにしても、線量が住民の健康管理に将来とも非常に重要なデータだというのは我々もわかっていますので、それらは根気強く要求するとともに、仮設住宅のすぐ脇にあるポストなどのデータもしっかり見ながら、その辺は現時点では健康管理等にデータとして

使えるような運用を積極的にしっかりと努めたいと思っておりますので、現時点ではこのような状況ですし、我々の結果としてもそこまでしか今手に入っていないのでそういうことをご理解いただきたいと思っております。

○議長（小黒敬三君） 16番。

○16番（馬場 績君） 答弁の順序からまた最後の質問をしたいと思っております。

要するに、設置されていない仮設住宅にモニタリングポストを設置すべきではないかということについては、健康管理という点から非常に大事だけれども、国との関係で前に進まない。結論としては現状のままで推移せざるを得ないという答弁です。実は、私も仮設の人から言われてはと思ったんだけど、たまたま状況が一致したということがあるんですけども、一つは、再三言っているように、東電のガレキ除去に伴う粉じんの問題が大きく報道された。それでやっぱり私のところはどうなっているのかという不安があったというのが一つ。

それと今一つは、二本松市で周辺の除染をやったんです。周辺除染をやった。除染をしたけれども、果たしてその後、ガレキ粉じんとの関係もあってなんだけれども、その後ここはどういう放射線環境になっているのか。やっぱり仮設の人達がぱっと見てわかるような、そういうものをやっぱり町ではつけるべきだと。議員は何やっているんだというお叱りを受けたんですよ。それは本当に今も言ったけれども、そういうふうに指摘されて私もはっと思って、これはない方がおかしいと。設置して当たり前だと。改めて議会で取り上げるということも約束してきた経過もあるんですけど、約束云々は別にしても、まさに仮設周辺の放射能汚染がどういうレベルなのか。あるいは日々変化する環境のもとで、自分達はどういう環境で生活しているのかということ。やっぱり特別な事情というか特別な問題ですよ、これ。放射能問題というのは。そういうことからすると、やっぱり町民の不安に答えるという点では一歩前に出る方法を模索すべきだと私は思っているんです。思いは副町長も同じだということはおわかりましたけれども、今のところ現状のまま、現時点ではそうかもしれませんけれども、一歩前に出る方法をぜひ環境省なり、あるいは県なりと。県にもいきなり復興交付金は来ているわけだから。もっと踏み込んで言えば、中間貯蔵施設に伴う予算を活用して、そういう備品購入もするということだって私は必要だと思うのです。だから問題点を整理してぜひ前に進めるようにしてもらいたい。何かあればお答えいただきたい。

それから、土壌の汚染調査については必要性は感じていると。今後、事業調査をして、対象事業があるかどうか。導入できる事業があるかどうか検討するということですから、今までよりは一步前に出た町の姿勢で評価しております。その上で、これはどんなことがあっても、土壌の汚染調査は速やかにやるべきだと思いますので、今後検討するというお答えですから、その中身の問題として今の私の指摘をきちんと受け止めておいて、今後予算対応してもらいたいと思います。これは答弁は要りません。

それから委託料についてですが、これまでもたびたび入札の関係があるので公表できないとお答えになっていました。それはそれでわかります。わかりますけれども、では今回の補正予算にも委託料で、個別に予算措置していないのかということがあるんです。

26ページ見てください。これは所管で審査しましたけれども、教育費、目5地域スポーツセンター費、委託料953万4,000円。震災復旧設計業務委託料。だから当然これも入札にかかるんです。

したがって、予算額イコール入札の予定額でも何でもないというふうに思いますので、そこほどの程度の事業規模になるのかということ、我々議員としては把握しておきたいということですので、お示しいただければと思います。

それから、今回の防火帯整備業務委託料、短期間であったにもかかわらず、町の積極的な姿勢で補正計上されたということについては関係者として、あるいは議会もこれまでたびたびそういう要望をしてきましたので、一つ具体化したことについては改めてこの場でお礼を申し上げておきたいと思いますが、そうはいつでも今回の防火帯事業は、全く浪江町では初めてだと。今後これを広めていく必要があると思うんです。事業拡大について、どのように検討されているのかということと、実はお金のかかる話なんだけれども、三瓶議員とも大熊町と富岡町に行ってきました。同じような事業をやっています。やっぱり1年やっただけで終わったのではだめなんだと、やっぱり。また来年、草生えるわけだから。だから継続してやらなくてはならないという問題なんですけれども、このことについても当然のことながら継続執行について検討されていると思いますが、お答えいただきたいと思います。

それから総務課長、答弁は求めませんけれども、災害時行動記録について、町民レベルの行動記録は考えてない、検討していないというのは、これはやっぱりね。だからある意味では答弁求めないんですけれども、これはやっぱりいただけません。遅いですよ、正直。それぞれの町村が民間レベルでやっているところもあるけれども、

それぞれの町村がやっぱり予算を取って専門家を頼んで映像記録まで残していますから。これはやっぱり、それほど重要な問題だということですので答弁は求めませんが、ぜひ具体化をしていただきたい。

以上、何点か再々質問しましたのでお答えください。

○議長（小黒敬三君） 副町長。

○副町長（檜野照行君） それでは再々質問にお答えしたいと思います。

まず仮設住宅のモニタリングポストの問題は、まさに議員言われたとおり、町も全く同じ同じ気持ちであります。ただ、モニタリングポストという名称で設置しようとする、実際は原子力規制庁があれを設置しているんです。環境省をつついても、復興庁をつついても、原子力規制庁にぶつかったところでなんか消えてしまうので、今いろんな策を考えています。どこをつつけばいいのか。それができないとすればどういうふうにすればいいのか、そのへんについても今すぐできるということはいえませんが、継続してやっていますので、そのへんは模索しながら、当然に住民の健康に非常に重要な内容なので、これを続けていきたいと思っています。

それから、委託料の金額のことについては、これは議員はわかって聞かれていると思いますが、節レベルだけで内容は1点のものは節の金額はどうしても書かざるを得ないので、そこを言われてしまうと、内訳の項目の各事業の部分になりますと、今言ったように、入札との絡みもありますので、オーダーと言っても、まさにそういう話がありますので、このへんは委員会レベルでどうなんだということであれば別ですが、この場でということになると全くオープンな姿なのでこれはご了承いただきたいと思っています。

それから、帰還困難区域の除草の話ですけれども、これについては、非常に皆さんから働きかけもありましたけれども、我々もほかの町で出来るものが、なぜ浪江町が出来ないのかということで求めました。国では、ほかの町はエリアが小さいので気楽に応じたみたいですがけれども、浪江町となると大変な延長、面積になってびっくりしていますけれども、それでは我々は納得できないということで強く迫った結果実現しました。それから、当然に今後の問題もありますので、それについてはまず国を一点納得させて獲得した上で、次の策をまたとっていくという戦略でいきたいと思っています。

それから、帰還困難区域の全域を今対象にして、国に要求をしましたが、現実的には町内では帰還困難区域以外のところでも除染がスタートしていないところもあります。かなり道路の脇の草やなんかが繁茂している状況、農地の繁茂状況もありますので、それらも

含めて今国と盛んにやり合って、継続して、何とかしていろいろな住民がやっぱり帰ったときに、なるほど始まったんだということが見えるような姿を実現するために今盛んにやっていますので、そういう意味で少しずつではありますけれども、できるところから始まっていますのでご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

〔「また来年草生えてくる」と呼ぶ者あり〕

○副町長（檜野照行君） もちろん。ですから、今言ったように今年とることによって、当然同じ状況が春になるとまた出来ますので、これは当然に目的達成のためには続けていく必要がありますので、それはそのとおり、またどんな策で獲得するか、策を練って臨みたいと思ひます。

○議長（小黒敬三君） 他に質疑ありますか。14番。

○14番（吉田数博君） 1点だけお尋ねをいたします。21ページ、目7地域農業活力再生支援事業であります。節13委託料179万2,000円、実証栽培事業委託料であります。内容につきましては、酒田地区の麦づくりだと伺っておりますが、実は所管であります予算審議であって政策論議が伴う質疑なる内容であるために、委員長の許可をいただいておりますので、一つよろしくお願ひしたいと思ひます。

平成26年産米について、全農の県本部が概算金の単価を9月11日に発表いたしました。これが驚くなかれ、浜通りのコシヒカリが60キログラム当たり6,900円であります。平成25年産米が1万1,000円でしたので、4,200円の下落であって、県内すべて過去最低の値段となったわけではありますが、実際浜通りのコシヒカリが60キログラム当たり6,900円、またひとめぼれが6,500円あります。そういった中で、今まで米作りの経営分岐点は1万3,000円だと言われております。はるかに再生産が追いつかない、再生産が出来ない米の価格になってしまったということ。それが現状であります。そういった中で、今後、帰還した後に農業再生の中で、米作りが可能になるのかどうか、はなはだ疑問な状況になってまいりました。それで米作り再開に向けてさまざまな課題があります。皆さんご存じのように風評対策であったり、あるいは担い手をどうするのかということ。あるいは水田機能の回復、非常に難しいものがありますが、経営体として成り立たない状況の中で、この米の価格が決まってしまったということでもあります。おそらく概算金の後で支払われる精算金についても100円か200円ぐらいだろうと思ひます。7,000円の米作りをしろということが非常に難しい。そういった中で、震災前の米作りを想定するのではなくて、別の経営作物を視野に入れた農業再生を図るべきではないかと思ひておりますが、今回麦づくりというこ

とであります。これはこれで今の時期においてやむを得ないと思えますけれども、ほかに帰町後の農業再生に資する戦略作物が必要ではないかと考えるわけです。そのことについて、町としてどういう見解をお持ちなのかまずお尋ねいたします。

○議長（小黒敬三君） これは麦の実証栽培、政策的に麦でなくて、含めて実のある実証栽培をどうなのかという質疑だと思いますけれども、政策的なことになります。

産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（吉田公明君） 吉田議員おただしの件について答弁いたします。帰還後の営農形態につきましては、推理等や風評被害等の不安材料が残りますが、水稻栽培、それから花、麦、いろいろ含めました代替作物も含め、今後JA、農業改良普及所及び地域農業再生協議会等と協議しながら検討していきたいと思っております。

○議長（小黒敬三君） 14番。

○14番（吉田数博君） そのとおりだと思います。

ただ、そう簡単なものではなくて、やはり今まで過去にも農業というものについて、養蚕、あるいは麦、あるいは養豚、これはすべて安楽死させられたような状況で時代が推移してきました。そういった意味を考えると、今の米も同じような方向に向いているのではないかと。まして、我々これからいろんな課題を克服しての営農になるわけですから、逆に言うと、そのことを含めると別に米にこだわらないで、経営戦略が必要なのではないかと。課長の答弁にもあったように、花、あるいは園芸作物、あるいはバイオマス燃料となるスーパーソルガム等の作付もあるかと思えます。そういった意味で我々浪江町だけの課題ではないわけですから、しっかりと国県の責任において、ある程度そういった方向付けを必要だといっております。そういった意味で、今の時点で明快な答えがないのはわかりますが、しっかりとこれを取り組んでいくべきであって、この予算にあるように麦づくりをするということについて、我々もずいぶん麦を作ってきましたので、辞めた理由は経営に合わないということでもありますから、やはりしっかりと経営にこれから帰町しての営農の再開に資するものでなければならぬと思っておりますので、もう一度お答えをいただきたいと思っております。

○議長（小黒敬三君） 担当課でこれは答えられますか。副町長。

○副町長（檜野照行君） お答えしたいと思います。

まさに今、議員が質問の中で意見を述べたとおり、そのとおりだと思います。今現実的に、私も座長になって農業全般について今関

係者等と勉強会を持っていますけれども、いわれるように今の国の農業政策は、当面とにかく帰還するための何か元気付けをさせればいいのかという程度で考えられているのがそのとおりだと思います。ですから、現実的には我々が戻って実際に生業として農業が出来ないと意味はないので、いわれるように米とか麦とか花卉とかいろんなことを今盛んに模索していますけれども、それは意欲を継続させるという意味も一つあってやっていることと、あとは現実的には今、議員が言われた、経営としてしっかりと、生業として生きていくためにやっぱり役に立つようなものをしっかりと我々がつかんで、それに向かって進むことが一番必要なので、これはまさに実際に農地を持っている担い手の人達と、それから県国を巻き込んで、今国県からは、ある意味では浪江町がいろんなことをやってみたいということであれば、担い手さえいれば応援はすると言われてますので、今言われたように、我々側が自分のものとしていろんなことをやるということについては、今の時期であればかなり支援も引き出せて、いろんなことを出来ますので、しっかりとそのへんは取り組んでいきたいと思います。

ただ、それには実際はその農地を持っている、農業をやるその人達の覚悟もしっかりと持った上で一緒に臨んで、一緒に考えていかなければいかなかなかうまくいかないのかなど。現実的には、町は自分で農業やるわけではないので、そういう意味では、とにかくみんながやがて農業でやっぱり食っていけるということをしかりと目指す。それが獲得できる。それを目指して頑張りたいと思います。

○議長（小黒敬三君） 14番。

○14番（吉田数博君） 副町長のおっしゃるとおりだと思うし、それに期待をするわけですが、やはり課題が非常に大きすぎて、我々だけでは難しいという面もあります。そういった意味で、国県の積極的な関与を求めながら、我々議会を含めて浪江町の基幹産業である農業でしたので、それに向けてどういうことが出来るのか。やはり町全体のここにおられる方々すべてが、頭に入れて対応すべきだと思いますので、質問になりませんがよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小黒敬三君） 他に質疑ありませんか。10番。

○10番（山本幸一郎君） ページ数が24ページの防災対策費、1報酬で、防犯見守り隊員の報酬で270万円とあります。これの人数は何人ぐらいで270万円なのかが一つと、あとこの間、区長会の防犯ゲートの説明の時に、防犯見守り隊にかなり年配の人で役に立つのかというような、ある区長からそういう意見がありました。議会でもちゃんと見ているのかと。それで、なぜその区長にちょっと後で聞いた



ときには、ただかんかんと回っているだけでどこが防犯なんだと。ちゃんと一軒一軒回って、毎日でもないけれども、週に何回は一軒ずつ回ってないので意味がないと。飯舘地区あたりは、一軒一軒回ってみているそうです。やるんだったらかなり私も見たときには年配の方が消防車に乗って回られているのを見ましたが、やっぱり次々防犯の意識は、今、盗難になるか何になるかわかりませんが、道路回っているだけでは意味がないと皆さん言っていますので、そのへんはどこまで町では防犯見守り隊にさせているのかとか、仕事内容。その辺をちょっと確認させてください。

あとその下の委託料で、浪江町防犯業務委託料、これなぜ防犯見守り隊と防犯業務委託料で別なのかどうかをちょっと、多分これ料金言えないので何人と言えなくてゲートの立ち入りの人なのかと私は理解していますけれども、その辺のところ。

あとその下の下で、防火帯整備業務委託料、先ほどから馬場議員が言っていて聞いてはいたのですけれども、180キロメートルという長い距離で面積も言われましたけれども、道路幅大体目標で何メートルぐらいを除草、もしくは木の枝払いもするのかどうかをわかる範囲で教えてください。

あと次のページになりまして、工事業務委託料、浪江町防災行政無線システム改修工事とあります。きのうの平成25年度の決算質疑の中でも防災無線新しくされて、全部改修などするとは思ってなかったんですけれども、去年直したというか新設もあったと思いますけれども、なぜ今年補正でこの時期すぐ出てくるのかどうか。これも多分工事金額でないんでしょうけれども、詳細のほどよろしくお願ひします。

○議長（小黑敬三君） 帰町準備室長。

○帰町準備室長（山本邦一君） お答えします。

まず1点目の防犯見守り隊員報酬270万円計上しております。人数等については、今後公募して約30名程度という形で公募を考えております。この予算の積算の基礎につきましては、基本的に5,000円で、それを1日4人回して27日間分の5カ月分と言うことで見込んでいます。

あと、同じく2点目の高齢の方に頼らざるを得ないというか、そういった体制がどうなのかというご質問だと思います。防犯見守り隊について、区長さんとかにもお話をしているところなんです、可能な限り声かけと申しますか、今現在なかなかパトロールで警ら活動しているだけというような現状もございまして、声をかけていただいて、防犯力と申しますか、防災力を高めていくような警備

体制にしていきたいと思っております。

あと3点目の防犯見守り隊員報酬と防犯業務委託料との関係ということでございますが、防犯見守り隊員につきましては今ほど申し上げたとおり、新たに防犯見守り隊という形で委嘱を考えているところです。この委託料の中の防犯業務委託料につきましては、今般計画されております常磐道の浪江インターチェンジ開通に伴いまして、114号線の防犯体制を強化するという形で、新たに24時間でパトロールを、警備会社に委託してお願いする。または通行できるルートを制限して、そこに警備員を配置して通行証を確認して立ち入りさせるような業務の部分がこの委託料でございます。

4点目の、防火帯整備の概要、どの程度刈り取るのかということでございますが、一応道路脇、路肩から10メートル程度の草木の下刈りをお願いしたいと考えております。ただ、道路によっては山とか急傾斜地等もございますので、その部分については若干路肩1、2メートル程度を刈っていただくような計画で組んでおります。

5点目の防災無線システム改修工事の概要はということでございますが、これにつきましては既存の防災行政無線は完全に復旧しているわけですが、今後新たに災害時に万が一暴風雨等によって防災無線の放送した内容が聞き取れなかった場合等がいろいろ懸念されますので、それに対応するために、固定電話とか携帯電話からある番号にかけると、さらにその防災無線の流した内容が再送されると申しますか、携帯電話で聞き取ることが出来る。そういった電話応答システムというのを構築したいということで、その機能を付加したいと考えておりますのでよろしく申し上げます。

○議長（小黒敬三君） 10番。

○10番（山本幸一郎君） 再確認したいところあるんですけども、防犯見守り隊の人数と金額等々わかったんですけども、今度浪江町も午前6時から午後8時までになるんですか、出入りが多くなるので。午後7時ですか。なったときに、時間帯は何時から何時までで、先ほど5,000円の4人と言われていたんですけども、何時から何時を防犯見守り隊が回って歩くのか。

あと、先ほどの説明でも警らと声かけていくというような説明でしたけれども、私のあれなんですけれども、同じところでずっと声かけていくわけではないので、やはりくどいようなんですけれども、こういうのをやってくれと、役場のほうで声かけてくださいみたいなのではなくて、今日は何軒ちゃんと見て回るような一日の日報の中に書くようなことじゃないと、一日何やっているかさっぱり伝わらないんですよ。なので、今日は田尻地区の何軒は見て回ったけど、

大丈夫だったと。5日後もそうすると比較が出来ますので、そういうのを少しでもやっていただかないとなんのための見守り隊だか、また区長会にあったとき何やってんだと、意味ないと、やっぱりそういう声を大事にしていきたいと思いますので、せっかくやっていただくのであれば、この中でそういう割り振り、今日は何軒しましたというような報告も兼ねてやっていただかないと、ただやっているだけでは予算の無駄遣いになりますので、そういうような役場の担当者も大変だと思いますけれども、日報の中でそういうことをさせていかないと意味がないと思いますので、そのへんをよろしくお願ひします。

また、その下の委託料で、浪江町防犯業務委託料で、先ほど24時間と言っていたんですけれども、開閉所24時間じゃないところもあって、何人が24時間で、通常単位はどのぐらいだかちょっと詳細がわかれば。24時間見張っている人は10人ですよとか、昼間はゲートの数だけいるから何人ですよというようなこと、わかれば教えてください。

○議長（小黒敬三君） 帰町準備室長。

○帰町準備室長（山本邦一君） それではお答えします。

防犯見守り隊につきましては、あくまでも非常勤の特別職という形で今回条例を提出してございまして通常の臨時職員とは違います。その中で、執務時間というか、そういった決めは特段ないんですけれども、町のパトロールの要項等を整備して、通勤の本庁まで来る時間もありますので一日4時間程度と申しますか、午前10時から午後3時ぐらいまでが適切かと考えているところでございます。

あと、日報等については要項の中で活動の状況報告を毎日あげていただくようにしたいと思っております。

あと、防犯業務委託料の人数等の関係でございしますが、現在、防犯の考えていますのは、ゲートのところについては一応15カ所ほど開閉式のゲートを設けたいと思っております、そこに警備員が2人ずつ配置される計画でございします。

さらに通常のパトロールにつきましては、日中については考えていますのが4台で8名程度の警備をしたい。あと夜間については2台で4名のパトロールを回したいと考えております。

○議長（小黒敬三君） 10番。

○10番（山本幸一郎君） 最後のまた確認なんですけれども、防犯見守り隊の午前10時から午後3時、昼間だと思ふんですけれども、この時間で大体防犯見守り隊が何するのかというのが、先ほどの委託料のパトロールで昼間4名から8名程度でやられてて、この辺の防犯

見守り隊との区別がわざわざ防犯見守り隊する意味があるのかどうか。先ほどから言っているんですけれども、やるならばしっかり地元の人なので、この家のこういう感覚がわかるからさせているんだという意味合いが全然とられていないと、防犯見守り隊をやってもしょうがないのかなと。ただ、ドライブしているだけにしか見えません。なので、するのであれば、くどいようなんですけれども、お金を有効に使うということでやはりマニュアルが悪いので、マニュアルも厳しく、地元の人になぜ回るかというのは浪江町を熟知しているから回っていると思われるんですけれども、そういう方に細かいところのこういうところというのか、普通の防犯パトロールで回る場所じゃないところを回っていただくために多分してもらっていると私は理解していました。なので、再度くどいようなんですけれども、ドライブしていたって意味ないのですから、ちゃんとやることはやるように、町の指導が悪いんですよ。ちゃんとそういうところにきちんとお金を使うのであれば、こういうことをちゃんとやってくださいというように、室長じゃなくて町長の考え方を最後にお聞きしたいと思います。なぜなら、同じ業種を全然素人の方がやっているのとベテランがやっているのでは全然違うと思われるんですけれども、その辺を理解した上で、町長はこういうのをさせますよと、室長の考え方ではなくて、こまめに考えてますというようなことで、最後にお聞きします。

○議長（小黒敬三君） 町長。

○町長（馬場 有君） 議員おただしのとおり、防犯パトロール隊、見守り隊、これは地元の方、やっぱり地域を熟知していますので、いろいろと活動ができると思います。それからもう一つ、やっぱり地元の方が入ると安心できる状況の方もいらっしゃると思うんです。そういう意味でも大変有意義な形になると思います。

それからもう一点は、犯罪に対する抑止力です。要するに、見守りしていますという形を見ていただければ、犯罪に対する抑止力にも繋がっていく。これは当然警察署と連携強化をしていただくと。警察のほうもだいぶ期待しているという状況もありますので、ぜひ見守り隊で私どもの町の安全安心をきっちりやっていただきたい。今、議員おただしのとおり、その隊員についてどのような業務、どのようなもの、その業務に対する詳細については今きっちりやっていただくというものをつくっていきたいと思いますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（小黒敬三君） 他に質疑ありませんか。

13番。

○13番（紺野榮重君） 26ページの地域スポーツセンター避難ですけれども、震災復旧設計業務委託料ということで953万4,000円。多分ビッグウェーブのことかと想像するんですけれども、結構な設計業務委託料という中で、この事業内容の説明をいただきたいと思います。

○議長（小黒敬三君） 教育次長。

○教育次長（鈴木貞孝君） お答え申し上げます。

今回の事業につきましては、地域スポーツセンターの災害復旧の設計業務委託料となっております。事業の内容につきましては、現在、スポーツセンターの中の壊れている部分を調査しまして、その経費としてほとんど人件費が多いわけですけれども、その修繕箇所  
の調査をする委託料となっております。

○議長（小黒敬三君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第48号 平成26年度浪江町一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第49号の質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第1、議案第49号 平成26年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第49号 平成26年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

- 議長（小黒敬三君） 起立多数であります。  
よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。
- 

◎議案第50号の質疑、討論、採決

- 議長（小黒敬三君） 日程第1、議案第50号 平成26年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第50号 平成26年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

- 議長（小黒敬三君） 起立多数であります。  
よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。
- 

◎議案第51号の質疑、討論、採決

- 議長（小黒敬三君） 日程第1、議案第51号 平成26年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第51号 平成26年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

- 議長（小黒敬三君） 起立多数であります。  
よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第52号の質疑、討論、採決

- 議長（小黒敬三君） 日程第1、議案第52号 平成26年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これより、議案第52号 平成26年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。  
採決は起立により行います。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
[起立多数]
- 議長（小黒敬三君） 起立多数であります。  
よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第53号の質疑、討論、採決

- 議長（小黒敬三君） 日程第1、議案第53号 平成26年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これより、議案第53号 平成26年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。  
採決は起立により行います。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
[起立多数]
- 議長（小黒敬三君） 起立多数であります。  
よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第54号の質疑、討論、採決

- 議長（小黒敬三君） 日程第1、議案第54号 平成26年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第54号 平成26年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第55号の質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第1、議案第55号 平成26年度浪江町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第55号 平成26年度浪江町水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎同意第1号の質疑、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第1、同意第1号 特別功労者の決定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより、同意第1号 特別功労者の決定についてを採決いたし



ます。

採決は個別に起立により行います。

最初に、遠藤裕氏について原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

---

○議長（小黒敬三君） 暫時休議いたします。

（午前 10 時 18 分）

---

○議長（小黒敬三君） 再開いたします。

（午前 10 時 19 分）

---

○議長（小黒敬三君） 副町長。

○副町長（檜野照行君） 補足説明と言いますか、現実的に議案は 9 月 9 日に提出させていただいております。その中で遠藤裕さんですが、9 月 9 日の夕方、19 時 45 分にご逝去なされました。現時点では故遠藤裕さんということになりますが、提案のとおりいわゆる叙勲をされていますので死亡されてもその対象にはなりますので、議案を提出した日付等もありますので、議案は差し替えという意味ではなくて、ただ逝去されたことはご報告を申し上げるということで、ご審議をいただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（小黒敬三君） 継続します。

改めて、遠藤裕氏について原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、遠藤裕氏について原案のとおり同意することに決しました。

続いて、星重良氏について原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、星重良氏について原案のとおり同意することに決しました。

続いて、（故）柴愛吉氏について原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、（故）柴愛吉氏について原案のとおり同意することに決

しました。

続いて、(故)濱谷善久氏について原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長(小黒敬三君) 起立多数であります。

よって、(故)濱谷善久氏について原案のとおり同意することに決しました。

よって、同意第1号は、原案のとおり同意されました。

---

### ◎報告第3号の質疑

○議長(小黒敬三君) 日程第1、報告第3号 財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の経営状況報告についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

15番。

○15番(三瓶宝次君) 福島いこい勤労福祉事業団ということの決算書が提出されました。その中で、その前にマリパークなみえ、第三セクターの組織であります。解散をして、マリパークの資産をいこいの村に譲渡するという話が前にありましたけれども、この辺についての現在までの経過と、今後の取り扱いについてどうなっているのか、まず最初にそれをお伺いしたいと思います。

○議長(小黒敬三君) 町長。

○町長(馬場 有君) お答えいたします。

マリパークなみえの件についてはもう解散しておりまして、そこにいろいろな諸会計の事務がありまして、現在まで会計の整理がまだはっきり付いていないという状況です。ただ、会計担当の会計士からの報告ですと、剰余金が出てくるということで、その剰余金が出た状況において、類似団体である福島なみえ勤労福祉事業団のほうに寄附をしたいということの話を伺っております。その件については、今申し上げたように、まだ正確な数字が出ていないということ。それから私どもといいますか、財団のほうで寄附を受けた場合に税務措置、いわゆる課税的なものがどうなるのかということも調べ上げてこれからいかななくてはならないと考えております。よろしくお伺いしたいと思います。

○議長(小黒敬三君) 15番。

○15番(三瓶宝次君) マリパークなみえは第三セクターということで、おそらく基本財産が5,000万円だったと思いますが、町のほうから拠出をして基本財産ということで出資したというか、出捐したわけですが、それをマリパークの組織の中でだけ処理するという

ことが果たして妥当なのか。いわゆる浪江町に対する関係で、財産の処分についてあるいは概算について、町長に対してマリパークから相談、協議があったのか。そういう中で決定されたものなのかどうかということ。

受けるほうの、いわゆるいこいの村については、全く別法人でありまして、出資は県、それから葛尾村、双葉町、浪江町。それによって運営経営されていたわけでありまして。財産については浪江町が所有していますが、そういう関係もありまして、その辺について十分内部で、いこいの村なみえの理事会なり役員会の中でどのような経過でそれを決定されたのか。もっと詳しく一つお話を聞かせていただきたいと思います。

---

○議長（小黒敬三君） 暫時休議いたします。  
(午前10時26分)

---

○議長（小黒敬三君） 再開いたします。  
(午前10時28分)

---

○議長（小黒敬三君） ここで10時45分まで休憩いたします。  
(午前10時28分)

---

○議長（小黒敬三君） 再開いたします。  
(午前10時45分)

---

○議長（小黒敬三君） 答弁よろしく申し上げます。町長。

○町長（馬場 有君） 三瓶議員のご質問にお答えいたします。先ほどご質問にお答えいたしましたように、会計上、未整理でありますので、その整理が付き次第皆さん方にご報告するというご理解をお願い申し上げたいと思います。

○議長（小黒敬三君） 15番。

○15番（三瓶宝次君） これで3回目ですが、終わりますが、いこいの村の決算書を見ますと、完全に単独で従来通りの決算であります。いこいの村にその財産を移譲するというものを前提としてマリパークを解散して、その財産の管理は今誰がどのような形でやっているの。当然、法人は解散したということであれば法的にはなくなっているわけですから。おそらくマリパークも職員も全部解雇して、すべて財産の処分をするという前提で解散したと思いますが、それを受ける受け皿としていこいの村というものを前提に進めてきたも

のと思いますが、このことについても今未処理だといっていますが、いこいの村自体、正式に理事会なり、一つの機関決定において、それを前提とした法的な手続きの中で進められてきたのかどうか、そのへんの確認をしたいと思います。

それと、当然ながら財産の処分については清算人を置いてそして正式な形で法的な手続きの中で処理されるべきだということだと思います。

それともう一つは、いこいの村の正式な理事会、町長が理事長であります。これも正式な理事会を経てその決議をもとにそのような前提で運ばれたものと、移行するということを前提に進められたものかと思っておりますが、正式にその件について、いこいの村の理事会でそれが決議されたものなのかどうか。その辺については議事録見ればわかりますか。その辺について疑問が残るということでもあります。その辺について、明快にお答えいただきたい。

○議長（小黒敬三君） 町長。

○町長（馬場 有君） ただいまのご質問でありますけれども、先ほど答弁いたしましたように、まだ未整理のところがあります。ただ、剰余金等につきましては、やっぱり類似団体等に抛出した方がいいというようなことも伺っておりました。したがって、理事会のほうにはそういう決議はまだしておりませんが、そういう状況が生まれた場合にはそのような形をとるかというような話はしておりますけれども、実際議員がおただしのおとり、まだ理事会決議はしていません。清算人の関係もありますので、きちんと清算をして、清算人からの移譲というような形になると理解しておりますので、それが正式に決まれば理事会の皆さん方と意見を合わせて決議していきたい。その時点で議会の皆さんにはご報告を申し上げたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小黒敬三君） 他に質疑ありませんか。10番。

○10番（山本幸一郎君） 確認したいんですけれども、財団法人福島なみえ勤労福祉事業団というのは、一つの法人だと思われるんですけども、今、震災が起きまして、今、職員は誰もいないと前の報告で聞いていますが、これからこれの管理、運営には今のところいかならないと思いますけれども、人もいなくてお金があります。これ、管理等、財産の管理もそうなんですけれども、お金も、職員とか置かなくていいよろしいのか、はじめに一つお聞きした上で、次ちょっといきたいと思ひます。

○議長（小黒敬三君） 町長。

○町長（馬場 有君） お答えいたします。昨年9月に今までの職員す

べて解雇したという状況になっています。そういう状況の中で、東京電力からの賠償、特に逸失利益の問題、あるいは今まで勤務なさっていた保険料の問題等を含めて整理がなかなか付かないということで、一応9月には解雇いたしましたけれども、前の事務局長に手伝いをいただきながら整理等の事務、そしてそういう管理を今していただいております。それは逐次、担当課のほうに報告をしながら、そこで管理をしていただいているというような状況です。

○議長（小黒敬三君） 10番。

○10番（山本幸一郎君） 今、町長は、前の事務局にお手伝いしてもらっているというような答弁だったんですけども、それでよろしいかということなんです。なぜかということ、平成25年もしくは26年にも東電の賠償等々も多分あるかと思えます。これ手伝いというのは何の責任も何にもなくて、従業員いないのに手伝いを依頼する方は誰なのかと。なんでというならば、やっぱり責任を持った方にやっていただいて、正式に解散するまでとってはあれなんですけれども、どうなるかわかりませんが、それまで責任持ってやっていただける方が常駐、仕事量はそれほどなくても、常駐という形でないと、誰の責任の所在もなくて、この決算書だけが来年も同じく来てというのはどう見ても不備だと思うんですけども、やはり今だと4,000万円近くのお金ここで残っているようなんですけれども、やはりこれなりのお金と土地は浪江町の土地だとは思いましたけれども、上物は多分財団の建物なのかと理解はしていたんですけども。反対かな、反対だったらすみません。反対だとして、その財産の管理もあるので、やはり常備いる必要があると私は思うんですけども、また、その今手伝ってもらっている方が多分浪江町の臨時職員か何かになっているのかと私は思うんですけども、その上で、臨時職員兼務でこちらを手伝いというのもどうなのかなと。間違っていたらすみません。多分そうなのかなと思っておりますけれども、それが正常な形なのかどうかも含めてもう一度お願いします。

○議長（小黒敬三君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（吉田公明君） 山本議員のご質問にお答えいたします。

財団法人福島なみえ勤労福祉事業団寄附行為ということで一応あるわけですが、その中で事務局ということで、第19条に事業団は、事務を処理するために法人に事務局を置くということになっております。事務局には必要な職員を配置し理事長が任命するという形になっております。それで、9月末に全員退職というような形になったわけですが、先ほど町長からお話ありましたように、事務局のほう

ということで前の事務長のほうに理事長から事務局職員という形の辞令が出ており、事務処理関係、残務処理関係を実施してもらっている状況で、これにつきましては町の臨時職員とは兼務しないような形で自宅のほうで事務処理をしている形で対応しております。

○議長（小黒敬三君） 10番。

○10番（山本幸一郎君） ちょっと不自然な形にしか聞こえないんですけども、自宅で事務処理しているというのがそれが正式にいいのかどうか。あとは、浪江町の臨時職員と今多分兼務がいいのかどうか。これ万が一、マリンパークの事務局を出費か何かあると思うんです、やっていただくのに当たって。タダでやってもらっているわけではないと思うんですけども、それがどうなっているのかが9月30日、解雇以降の書類の精査も含めて、この書類では万が一、ここでこの出費の事務局員手数料が出ていますよとかは、どこにどう当たるのかも含めた上で、それが妥当性があるのかどうか。これからもわからないですけども、そうやっていくつもりなのかをお願いします。

○議長（小黒敬三君） 総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） 町の臨時職員の立場ということもありますので、私のほうから簡単にご説明申し上げますと、先ほど議員おただしのとおり、土地と建物に関しましては町の所有となっております。今回の補正予算等でもあげたとおり、いわゆる今回修繕をして使えるようにしようということで今始まっております。今申し上げたとおり、建物については町で修繕まで当然管理をしないといけないということで、在籍は生活支援課のほうにしておりますが、そういう建物の修繕関係であるとか現地調査に関しましては産業・賠償対策課のほうから依頼をして現地のほうにいてもらっている経過にはございます。

先ほどのいこいの村の事務に関してどうなんだということでございますが、それにつきましては一定の賃金を支給してございます。そちらのほうについては、賃金のほうが金額的には出ているかと思うのですが、額についてはちょっと私も確認はしていないのですが、平成25年度で65万7,000円、賃金として計上してございます。

8ページの（2）管理諸費のほうで、当然職員基本給は今年の解雇がありますのでなくなっております。賃金のほうについては、この形で出ております。産業・賠償対策課長ご説明したとおり、当然臨時職員として午前8時半から午後5時15分まで拘束されているわけで、先ほど話したとおり、時間外でという形で事務の分は処理していただいたところでございます。ただ、その辺につきましては、

再度臨時職員といえども、職員と同等の拘束力はございますので、今後その辺の事務的な部分については、私のほうで検討といいますかいわゆる法律等も確認しまして、今後検討させていただきたいと思っております。

[「置く気ないのか、事務局」と呼ぶ者あり]

○**総務課長（佐藤良樹君）** それも私のほうで答えて申し訳ないのですが、いずれ本格的に復旧が始まる場合はそういう中身も当然出てくるかと思っております。ただ、先ほど申し上げたとおり、町の施設でございますので、修繕等の部分については、当然職員が当たるものと考えております。なお、実際運営が始まった場合については、当然職員がそこに対応できるものではございませんので、その際は新たに正式に採用するような形をとらざるを得ないとは考えてございます。よろしく申し上げます。

○**議長（小黒敬三君）** 他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**議長（小黒敬三君）** 質疑なしと認めます。質疑を終わります。  
以上で報告第3号を終わります。

---

### ◎ 請願・陳情審査報告

○**議長（小黒敬三君）** 日程第2、請願・陳情審査報告を議題とします。

---

### ◎ 請願第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○**議長（小黒敬三君）** 日程第2、請願第2号 「手話言語法制定を求める意見書」の提出を求める請願書を議題といたします。

付託中の委員会からお手元に配付のとおり、審査報告書が提出されております。

事務局長に議案の朗読をさせます。

[事務局長朗読]

○**議長（小黒敬三君）** ただいま朗読のとおりです。所管委員長から趣旨説明をお願いいたします。

文教厚生常任委員会委員長、山本幸一郎君。

[文教厚生常任委員会委員長 山本幸一郎君登壇]

○**文教厚生常任委員会委員長（山本幸一郎君）** 請願審査の結果について報告します。

請願第2号 「手話言語法制定を求める意見書」の提出を求める請願書については、手話は、音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、手話を言語として普及研究することの出来る研究整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考え、意

見書を提出するつもりであります。よって、「手話言語法制定を求める意見書」の提出を求める請願書について、事務局長が朗読した審査結果報告書のとおり、その趣旨を理解した上で採択すべきと決定します。

以上、ご報告いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（小黒敬三君） 以上で趣旨説明が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、請願第2号を採決いたします。

採決は起立により行います。

この陳情に対する委員長の報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（小黒敬三君） 起立多数です。

よって、請願第2号 「手話言語法制定を求める意見書」の提出を求める請願書については採択とすることに決定しました。

---

### ◎陳情第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第2、陳情第1号 要支援者への予防給付を市町村事業とすること等についての意見書提出に関する陳情書を議題といたします。

付託中の委員会からお手元に配付のとおり、審査報告書が提出されております。

事務局長に議案の朗読をさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（小黒敬三君） ただいま朗読のとおりです。所管委員長から趣旨説明をお願いいたします。

文教厚生常任委員会委員長、山本幸一郎君。

〔文教厚生常任委員会委員長 山本幸一郎君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（山本幸一郎君） 継続審査中の陳情審査の結果について報告します。

陳情第1号 要支援者の予防給付を市町村事業とすること等についての意見書提出に関する陳情書について、国において、要支援者



の予防給付の市町村事業とすること。一定以上の所得のある人の利用料を2割に引き上げること等、医療介護法が成立されましたが、このことは介護サービスの低下につながる。また、市町村の財政的、事務的負担を増大させるおそれがあることから、これらの取り下げを求めるべく意見書を提出するつもりであります。

よって、要支援者への予防給付を市町村事業とすること等についての意見書提出に関する陳情書について、事務局長が朗読した審査結果報告のとおり、その趣旨を理解した上で採択すべきと決定しました。

以上、ご報告申し上げます。議員各位のご賛同よろしく申し上げます。

○議長（黒敬三君） 以上で趣旨説明が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、陳情第1号を採決いたします。

採決は起立により行います。

この陳情に対する委員長の報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（黒敬三君） 起立多数です。

よって、陳情第1号 要支援者への予防給付を市町村事業とすること等についての意見書提出に関する陳情書については採択することに決定しました。

---

### ◎陳情第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（黒敬三君） 日程第2、陳情第3号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情を議題とします。

付託中の委員会からお手元に配付のとおり、審査報告書が提出されております。

事務局長に議案の朗読をさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（黒敬三君） ただいま朗読のとおりです。所管委員長から趣旨説明をお願いします。

文教厚生常任委員会委員長、山本幸一郎君。

[文教厚生常任委員会委員長 山本幸一郎君登壇]

○文教厚生常任委員会委員長（山本幸一郎君） それでは産業建設常任委員会から陳情審査の結果についてご報告させていただきます。

陳情第3号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情については、この軽度外傷性脳損傷は、MRIなどの画像検査では非常に見つかりにくいいため、労災や自賠責保険の補償対象にならないケースが多く、働けない場合には経済的に追い込まれるケースもある。また、交通事故やスポーツ外傷により、子供達が発症する可能性もあることから、医療機関を初め国民、教育機関への啓発、周知が重要と考え意見書を提出するつもりであります。よって、軽度外傷性脳損傷の周知及び労災認定基準の改正などを求める陳情については、事務局長が朗読した審査結果報告のとおり、その趣旨を理解したうえで採択すべきと決定しました。

以上、ご報告いたします。議員各位のご賛同をよろしく申し上げます。

○議長（小黒敬三君） 以上で趣旨説明が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、陳情第3号を採決いたします。

採決は起立により行います。

この陳情に対する委員長の報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（小黒敬三君） 起立多数です。

よって、陳情第3号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情については採択することに決定いたしました。

---

### ◎発委第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第3、発委第5号 浪江町議会倫理条例制定特別委員会設置に関する決議（案）を議題といたします。

事務局長に朗読をさせます。

[事務局長朗読]

○議長（小黒敬三君） 提出者の議会運営委員会委員長から提案理由の

説明を求めます。

議会運営委員会委員長、馬場績君。

[議会運営委員長 馬場 績君登壇]

○**議会運営委員長（馬場 績君）** 発委第5号については、ただいま事務局長から委員会設置に関する項目内容について説明がありました。その通りであります。なお、一言付け加えますと、議会としての事の発端は、一言で言うと小黒問題に端を發しまして、議会としてどうあるべきかということ全員協議会等を踏まえて議論をしてきました。過般の臨時議会において、浪江町議会として議員のあるべき政治的、道義的倫理的責任と問題について、条例を制定すべしという議会声明を發したところであります。それに基づいて、鋭意議運等で検討してきた結果、今日の発委ということになりましたので、議員各位のご理解をよろしくお願いいたします。

○**議長（小黒敬三君）** 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（小黒敬三君）** 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（小黒敬三君）** 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、発委第5号 浪江町議会倫理条例制定特別委員会設置に関する決議（案）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○**議長（小黒敬三君）** 起立多数です。

よって、発委第5号は原案のとおり可決されました。

---

○**議長（小黒敬三君）** 資料配付のため暫時休議いたします。

（午前11時15分）

---

○**議長（小黒敬三君）** 再開いたします。

（午前11時18分）

---

○**議長（小黒敬三君）** 発委第5号は原案のとおり可決されました。

よって、委員の選任については議長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 暫時休議いたします。  
(午前 1 1 時 1 8 分)

---

○議長（小黒敬三君） 再開いたします。  
(午前 1 1 時 1 9 分)

---

○議長（小黒敬三君） 異議なしの声がありましたけれども、それではよろしいでしょうか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

---

○議長（小黒敬三君） 暫時休議いたします。  
(午前 1 1 時 1 9 分)

---

○議長（小黒敬三君） 再開いたします。  
(午前 1 1 時 2 2 分)

---

○議長（小黒敬三君） 資料配付のため暫時休議いたします。  
(午前 1 1 時 2 2 分)

---

○議長（小黒敬三君） 再開いたします。  
(午前 1 1 時 2 3 分)

---

○議長（小黒敬三君） ただいま議長に一任ということでありましたので、特別委員会の選任についてをお手元に資料配付した名簿で、1番、渡邊泰彦君、6番、松田孝司君、11番、泉田重章君、12番、佐藤文子君、14番、吉田数博君、16番、馬場績君を指名いたします。  
異議ございませんか。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小黒敬三君） 以上、委員会条例第7条の規定によりただいま発表しました名簿のとおり指名したいと思います。  
[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小黒敬三君） 異議なしと認めます。  
よって、浪江町議会倫理条例制定特別委員会の委員は配布した名簿のとおり選任することに決定しました。ここでただちに浪江町議会倫理条例制定特別委員会を2階中会議室2で開催します。正副委員長の互選をお願いします。

---

○議長（小黒敬三君） 暫時休議いたします。

(午前 1 1 時 2 5 分)

---

○議長（小黒敬三君） 再開いたします。

(午前 1 1 時 3 5 分)

---

○議長（小黒敬三君） ここで、議会運営委員長から発言の訂正を求められております。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（馬場 績君） 発言の訂正をお願いいたします。

先ほど発委第 5 号の提案理由の説明のところ、「小黒問題に端を發し」という発言をしました。これは「議員の兼業禁止問題に端を發し」ということに訂正したいと思います。

○議長（小黒敬三君） ただいま、浪江町議会倫理条例制定特別委員会の委員長に泉田重章君、副委員長に佐藤文子君が互選されましたので、報告します。

---

#### ◎発議第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第 4、発議第 2 号 集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回を求める意見書（案）を議題といたします。

事務局長に朗読をさせます。

[事務局長朗読]

○議長（小黒敬三君） 提出者の馬場績君から提案理由の説明を求めます。

16番。

○16番（馬場 績君） 集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回を求める意見書案の提案理由を完結にさせていただきます。

意見書の中身にまとめられているとおりであります。ただ、今回の安倍政権における憲法 9 条の解釈を変更することによって、これまでの歴代自民政権がそれは認められないと、憲法 9 条のもとでは認められないとしてきたものをいくつか条件をつけて、ここには新 3 要件などを示して、明白な危険がある場合、集団的自衛権の行使は認められるという従来の政府見解を根本的に変えてしまったという問題があるわけです。これは、まさに戦後民主主義、恒久平和主義を守ってきた日本の政府、国民からすれば容認できないものだ。したがって、それは撤回してもらわないといけないということでの意見書の提案であります。

なお、付け加えさせていただければ、このことに対するマスコミの世論調査においても、馬場町長は今の平和憲法の下では解釈の変

更で集团的自衛権容認についてはあくまでも慎重であるべきだという立場を明らかにしております。そのことも含めて、我々議会はこの意見書（案）にも書いておきましたけれども、住民の生命と財産を守る最前線にいます。何事があっても町民の生命財産を守ると。主権在民の憲法の根幹部分を変えさせないと。その決意を改めて内外に表明するという意味も含めて意見書を提出提案させていただいたわけであります。

同僚議員の心からのご理解と賛同をお願いしまして、私の提案理由にさせていただきます。

○議長（小黒敬三君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

13番。

○13番（紺野榮重君） 反対討論いたします。集团的自衛権行使容認の閣議決定撤回を求める意見書発議に、反対討論をいたします。

まずは、日本国憲法施行、1947年憲法が出来て67年となりました。その中の第9条第1項、日本国民は、整備と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と武力による威嚇または武力の行使は国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。第2項、前項の目的を達するため、陸海空軍、その他の戦力はこれを保持しない。国の交戦権はこれを認めないとなっております。大変これは立派な憲法でありますけれども、自衛隊が軍隊でないという人は誰も言う人は思いますし、また外国から見てもその通りだと思います。憲法に違反する最大の拡大解釈だと思います。

しかし、国際情勢も刻々と変わってきております。ここに拡大解釈をせざるを得ないことが出てくるわけであります。基本的には自分の国は自分で守ることが原則かと思えます。しかし、一国だけで守ることが出来ないのが現状かと思えます。国際情勢の変化の中で、日本をどのようにして平和を守るかが悩むところであります。

北朝鮮による核やミサイルの開発、一方中国は、経済の発展と軍事費の拡大、挑発的な現状変更、ベトナム沖の南沙諸島、フィリピンの西沙諸島で領有権を争っております。日本とは尖閣諸島での領有権問題、領海侵犯を繰り返しているのが現状であります。軍事力を背景に現状変更してくるのに対し、平和外交だけで平和を守れるものではないし、お祈りして平和を守れるものではありません。評論家の話されたことですが、今、中国と台頭するには日本一国では

台頭できない。このことを直視しなくてはならない。まずは安全保障を考えると、弱さを自覚することが必要であると言われました。日本は、核も攻撃力も持たない、情報分野もほとんど米国だよりである。貿易立国のシーレーンも事実上、米第7艦隊に守られている現状は、日米同盟に頼らざるを得ない。もはや日本単独では国防を全うできない。米国は世界の警察官ではもはやないと述べております。集団的自衛権行使容認の最大の狙いは、日米同盟の緊密化であるということであります。平和を守ることは日本人すべての国民の願いであります。特に、太平洋戦争では大変な苦労をされたのも事実で、決して戦争してはならないと思えます。

しかし、平和外交だけでは平和を守れるものではない。閣議決定されましたが、これからも大いに議論すべきことと思えます。我々は現状を良く認識して、日米同盟の中である程度役割分担することも同盟の役目だと思えます。

よって、集団的自衛権閣議決定は必要であり、発議に対し反対といたします。

○議長（小黒敬三君） 他に討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより発議第2号 集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回を求める意見書（案）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（小黒敬三君） 起立多数です。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第5、発議第3号 「手話言語法」制定を求める意見書（案）を議題といたします。

事務局長に朗読をさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（小黒敬三君） 提出者の山本幸一郎君から提案理由の説明を求めます。

10番。

○10番（山本幸一郎君） ただいま事務局長の朗読のとおりでございます。

議員各位のご賛同よろしく申し上げます。

- 議長（小黒敬三君） 以上で提案理由の説明が終わりました。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これより発議第3号 「手話言語法」制定を求める意見書（案）  
を採決いたします。  
採決は起立により行います。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
[起立多数]
- 議長（小黒敬三君） 起立多数です。  
よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。
- 

◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（小黒敬三君） 日程第6、発議第4号 「要支援者への予防給付を市町村事業とすること」「一定以上の所得のある人の利用料を2割に引き上げること」を取り下げることについての意見書（案）を議題といたします。  
事務局長に朗読をさせます。  
[事務局長朗読]
- 議長（小黒敬三君） 提出者の山本幸一郎君から提案理由の説明を求めます。  
10番。
- 10番（山本幸一郎君） ただいま事務局長朗読のとおりでございます。  
議員各位のご賛同よろしくお願いいたします。
- 議長（小黒敬三君） 以上で提案理由の説明が終わりました。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これより発議第4号 「要支援者への予防給付を市町村事業とすること」「一定以上の所得のある人の利用料を2割に引き上げること」を取り下げることについての意見書（案）を採決いたします。  
採決は起立により行います。



本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（小黒敬三君） 起立多数です。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

---

◎発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第7、発議第5号 軽度外傷性脳損傷の周知及び労災認定基準の改正などを求める意見書（案）を議題といたします。

事務局長に朗読をさせます。

[事務局長朗読]

○議長（小黒敬三君） 提出者の山本幸一郎君から提案理由の説明を求めます。

10番。

○10番（山本幸一郎君） ただいま事務局長の朗読のとおりでございます。

議員各位のご賛同よろしく申し上げます。

○議長（小黒敬三君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより発議第5号 軽度外傷性脳損傷の周知及び労災認定基準の改正などを求める意見書（案）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（小黒敬三君） 起立多数です。

よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（小黒敬三君） ここで資料配付のため暫時休議いたします。

(午後 0時02分)

---

○議長（小黒敬三君） 再開いたします。

(午後 0時02分)

---

### ◎委員会の閉会中の継続審査又は調査について

○議長（小黒敬三君） 日程第8、委員会の閉会中の継続審査又は調査についてを議題といたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長並びに議会報編集特別委員会委員長からお手元に配付しました申出書のとおり。

---

○議長（小黒敬三君） 暫時休議いたします。

（午後 0時03分）

---

○議長（小黒敬三君） 再開いたします。

（午後 0時04分）

---

○議長（小黒敬三君） お諮りします。

閉会中の継続審査、議会運営委員長から出されております事件の括弧の（1）、（2）、（3）、（3）のところを軽微な変更ということで、口頭で私のほうから下の（3）のところを（4）ということで、軽微な変更でここです承できますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 異議なしと認めました。ということで、事件の（1）、（2）、（3）、そしてダブっている（3）を（4）ということで訂正よろしくお願いします。

閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査又は調査に付することに決定いたしました。

以上で、今期定例会に付議された件はすべて議了いたしました。

---

### ◎町長あいさつ

○議長（小黒敬三君） ここで町長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

○町長（馬場 有君） 今期定例会が閉会されるにあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

議員各位におかれましては、去る9月9日の本定例会開会以来、

熱心にご審議をいただきましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

審議の過程でいただきました貴重なご意見・ご提言につきましては、今後の町政執行又は被災者対策に十分生かして参りたいと考えております。

さて、当町の財政状況は、決算審議でも明らかなように、原発事故による全町避難の継続に伴い、町税をはじめとする自主財源の確保が出来ず、国、県からの依存財源に頼らざるを得ない非常に脆弱な状態であります。このようなことから、健全な町政運営を行うため、国の制度改革や方針、社会経済情勢の変動等に十分留意し財源の確保に取り組むとともに、徹底してコスト縮減、経費の節減、合理化に努めた予算執行を行ってまいります。

次に、B-1 グランプリ in 郡山が来月10月18日、19日に郡山開成山公園を中心に開催されます。本大会は、東北福島応援特別大会として開催されるものであり、浪江町と郡山市、さらに愛Bリーグが連携し、実行委員会を立ち上げております。浪江町としても安全安心なイベント開催のため、私も含めて職員ボランティアとともに、積極的に大会運営を支援してまいります。この大会を契機に、これまで支援いただいた全国各地の方々への恩返しの心でおもてなしをするとともに、浪江町を初めとする福島復興へ取り組む姿を発信し、震災の風化防止、さらには風評払拭につなげてまいります。議員の皆様におかれましても、ご家族、友人、知人、お誘い合わせの上、ご来場いただき、本特別大会を大いに盛り上げていただきたいと思います。

最後になりましたが、今後とも議員の皆様には健康に十分留意されまして、町政推進のため、一層のご活躍をお祈り申し上げ、閉会のあいさつとさせていただきます。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（小黑敬三君） 以上をもって、本日の会議を閉じます。

これをもって平成26年浪江町9月定例会を閉会いたします。

（午後 0時08分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

平成26年 月 日

浪江町議会議長 小 黒 敬 三

署名議員 吉 田 数 博

署名議員 三 瓶 宝 次

署名議員 馬 場 績